

合併協定項目 16 号 「補助金、交付金等の取扱い」

参 考 資 料

(現 況 調 査 表)

川薩地区法定合併協議会

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 人事厚生分科会		業務コード・NO、事務事業名	A2h10 職員研修	
協議事業(補助金等)名	職員研修補助				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 職員研修補助</p> <p>目的 職員の資質を向上し、職務に必要な知識及び技能を修得させるため。</p> <p>補助対象(事業内容) ・ 市政に寄与する資格・免許取得を目的とした通信教育 ・ 業務遂行に役立つ教育講座</p> <p>補助率、金額 ・ 参加経費の5割(20,000円上限) ・ 試験、検定料の5割(10,000円上限)</p> <p>平成13年度補助金額 なし</p> <p>根拠法令 川内市職員研修規程</p>	<p>名称 職員研修補助</p> <p>目的 職員の資質の向上並びに職員の勤務能率の発揮及び増進を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 自主研修</p> <p>補助率、金額 予算の範囲内</p> <p>平成13年度補助金額 396,000円</p> <p>根拠法令 樋脇町職員研修規程</p>	<p>入来町役場職員互助会に含む。</p>	<p>名称 職員研修補助</p> <p>目的 職員が3年に1回県外研修を行うときに、町から補助を行うもの</p> <p>補助対象(事業内容) 研修参加者全員に旅費の半額を補助する</p> <p>補助率、金額 50%</p> <p>平成13年度補助金額 4,850,000円</p> <p>根拠法令 東郷町職員研修規程</p>	<p>名称 職員研修補助</p> <p>目的 国際化、高度情報化、高齢化社会の到来を踏まえ、住民福祉の充実、教育文化の向上など、活力あふれる町づくりを進めるため、職員の英知と工夫を行政に反映する。</p> <p>補助対象(事業内容) 職員を対象 先進地等の研修が必要なものについて、別途旅費規程に基づき派遣する。</p> <p>補助率、金額 全額</p> <p>平成13年度補助金額 178,013円 5名分</p> <p>根拠法令 なし</p>	<p>該当なし</p>
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
<p>上甌村職員互助会補助金に含む。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>・東郷町、祁答院町は職員互助会的な視察研修補助である。</p>	<p>3 合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・新市で制度を制定する。 ・5町村の旅行補助は廃止する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 人事厚生分科会		業務コード・NO、事務事業名	A 2:20 職員(福利厚生)	
協議事業(補助金等)名	職員共済会等補助				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 川内市職員共済会負担金</p> <p>目的 職員の相互共済及び福利増進を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市職員共済会</p> <p>補助率、金額 給料の5/1000</p> <p>平成13年度補助金額 14,962,260円</p> <p>根拠法令 川内市職員の厚生制度に関する条例</p>	<p>名称 樋脇町職員互助会補助金</p> <p>目的 互助会が実施する事業に対して補助する</p> <p>補助対象(事業内容) 健康診断、人間ドック助成、スポーツ大会出場補助等</p> <p>補助率、金額 健康診断実施経費 人間ドック助成 …個人負担額×1/2-1,000円 スポーツ大会出場補助…定めた額</p> <p>平成13年度補助金額 919,000円</p> <p>根拠法令 樋脇町補助金等交付規則</p>	<p>名称 入来町役場職員互助会</p> <p>目的 職員の親睦と福利厚生を目的とする</p> <p>補助対象(事業内容) ・病気、災害、出産祝金等の給付 ・退職者への退職給付金 ・生活資金の貸付 ・職員研修旅行(2年に1回) ・職員検診料助成 ・制服助成(4年ごとに) 等</p> <p>補助率、金額 ・ドック 人数により ・職員研修 1人当たり 40,000円 ・制服 男性 1人当たり 20,000円 女性 1人当たり 25,000円</p> <p>平成13年度補助金額 2,402,500円</p> <p>根拠法令</p>	<p>名称 東郷町職員互助会補助金</p> <p>目的 職員の福利厚生のための諸事業に対し補助金を支出する</p> <p>補助対象(事業内容) 福利厚生・レクリエーション・慶弔費等の補助</p> <p>健康診断個人負担金補助(別途予算から支出) 人間ドック・脳ドックに1/2の補助 事務服補助(別途予算から支出) 職員の事務服の購入費を補助 一人15,000円(5年に1回程度)</p> <p>補助率、金額 上記のとおり</p> <p>平成13年度補助金額 互助会補助 100,000円 健康診断補助 410,000円 事務服補助 30,000円 (新規採用職員分)</p> <p>根拠法令</p>	<p>名称 祁答院町職員互助会運営補助金</p> <p>目的 会員の相互共済及び親睦を図る。 1会員の健康管理に関する事項 2会員相互の親睦、研修に関する事項 3その他目的達成に必要な事項</p> <p>補助対象(事業内容) 職員を対象 人間ドック 職員研修(2年に1回) 車任意保険(平成13年度まで)</p> <p>補助率、金額 人間ドック 1日ドック個人負担金の半額 (限度額9,000円) 2日ドック個人負担金の半額 (限度額16,000円)</p> <p>平成13年度補助金額 人間ドック186,000円 自動車共済1,262,350円 職員研修(13年度実施なし)</p> <p>根拠法令 祁答院町補助金交付規則</p>	<p>名称 里村職員会補助金 (甌島衛生管理組合職員厚生会補助金)</p> <p>目的 会員の親睦と地方自治行政の発展に努める。</p> <p>補助対象(事業内容) (1)各種スポーツ大会費 (2)人間ドック受診料一部助成 (3)各種検診料助成</p> <p>補助率、金額 各種スポーツ大会費 30,000円 人間ドック受診料 440,000円 各種検診料 140,000円</p> <p>平成13年度補助金額 村補助金 610,000円 (甌島衛生管理組合職員厚生会補助金19,000円)</p> <p>根拠法令 里村職員会規約</p>
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
<p>名称 上甌村職員互助会補助金 (安全衛生委員会補助+福利厚生研修補助)</p> <p>目的 職員の健康の保持増進を図るとともに職員相互の親睦を図り、連携を密にして地方自治の精神にのっとり、事務の能率向上を図ることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 人間ドック 職員健康診断 職員研修旅行 慶弔・見舞金 各種競技会</p> <p>補助率、金額 事業計画、活動状況を助案</p> <p>平成13年度補助金額 安全衛生委員会補助 1,200,000円 福利厚生研修補助 500,000円</p> <p>根拠法令 上甌村職員衛生管理規程</p>	<p>名称 下甌村職員福利厚生補助金</p> <p>目的 職員の健康診断を実施し職員の健康づくりに寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 人間ドック</p> <p>補助率、金額 人間ドック本人負担の1/2</p> <p>平成14年度補助金額 270,000円</p> <p>根拠法令 下甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 鹿島村職員厚生補助金</p> <p>目的 職員の健康診断を実施し職員の健康づくりに寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 人間ドック</p> <p>補助率、金額 人間ドック経費の1/2</p> <p>平成13年度補助金額 64,300円</p> <p>根拠法令 鹿島村補助金交付要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会のないところがある。 ・補助率が異なる。 ・会費が異なる。 ・事業内容が異なる。 	<p>3 合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・新市で制度を制定する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 人事厚生分科会	業務コード・NO、事務事業名	A2n40 各種共済、保険等
協議事業(補助金等)名	自動車任意共済掛金補助		
東郷町	東郷町以外の市町村		課題・問題点
<p>名称 自動車任意共済掛金補助</p> <p>目的 職員の出張に関し、公用車が不足するため私用車利用を公用車と同様の取扱いをしているが、その私用車の任意共済について掛金の一部を補助する。</p> <p>補助対象(事業内容) 職員(一般職・現業職)の私用車(自動車、単車)の任意共済掛金</p> <p>補助率、金額 全国町村職員生活協同組合の掛金の3分の1</p> <p>平成13年度補助金額 (平成13年度は補助率2分の1) 904,500円</p> <p>根拠法令 なし</p>	<p>該当なし</p>		<p>東郷町だけの事業である。 財政負担と合併後必要性がなくなると思われるので、廃止の方向で調整する。</p> <p>6 廃止の方向で調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 事務管理分科会	業務コード・NO、事務事業名	A1r20 施設管理公社
協議事業(補助金等)名	市民まちづくり公社運営補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 市民まちづくり公社運営補助金</p> <p>目的 市から公共施設の管理委託を受けて、効率的な管理運営を行い、併せて広く利用者団体等の意見を聞きながら、市民の芸術文化やスポーツなどの生涯学習の振興に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化施設、体育施設、公園施設等その他公共施設を利用した生涯学習推進事業 文化施設、体育施設、公園施設等その他公共施設の管理受託事業 生涯学習推進を図るための調査研究事業 管理運営について関係機関との連絡調整 <p>補助率、金額 人件費及び管理運営に係る経費相当額 平成13年度補助金額 運営補助 102,040,542円</p> <p>根拠法令 川内市補助金等交付規則 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱 その他</p> <p>補助対象者 財団法人 川内市民まちづくり公社 (民法第34条に規定する法人)</p>	<p>該当なし</p>	<p>・現行のまま新市に引き継ぐこととなるが、現在、川内市のみが実施しており、合併後において川内市以外の施設についての取り扱いを考慮しておかなければならない。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>・業務範囲(川内市の施設以外)については、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	業務コード・NO、事務事業名	A3040 明るい選挙推進協議会
協議事業(補助金等)名	明るい選挙推進協議会補助金		
祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 祁答院町明るい選挙推進協議会補助金</p> <p>目的 信頼される政治の確立と実現のために選挙人の常時啓蒙に全力を挙げ明るい選挙の推進を期する。</p> <p>補助対象(事業内容) 運営費</p> <p>補助率、金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 100,000円</p> <p>根拠法令 祁答院町補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>・祁答院町のみあり、他市町村は、一般会計より支出</p>	<p>6 廃止の方向で調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4d70 地区交通安全協会	
協議事業(補助金等)名	地区交通安全協会補助金			
里村	上甌村	下甌村	鹿島村	川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
<p>名称 甌島地区交通安全協会補助金</p> <p>目的 甌島地区交通安全協会の運営費</p> <p>補助対象(事業内容) 交通安全活動の活性化と免許業務の推進等</p> <p>補助率、金額 (1)甌島地区交通安全協会負担金 359,000円 均等割・人口割・免許人口割 (2)交通安全協力費 15,000円 (3)甌島地区交通安全協会補助金 200,000円</p> <p>免許人口</p> <p>平成13年度補助金額 574,000円</p>	<p>名称 甌島地区交通安全協会補助金</p> <p>目的 会員の資質を高め会員相互及び関係各機関との協力と努力により管内における交通事故を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 会員に対する交通安全教育 交通安全を図るための調査研究 交通道德の普及高揚のための広報宣伝 優良会員及び交通安全功労者・団体の表彰 交通安全に関する情報、資料蒐集及び作成配付 交通事故相談 その他</p> <p>補助率、金額 事業計画、活動状況を勘案</p> <p>平成13年度補助金額 本部 701,000円 支部 30,000円</p>	<p>名称 甌島地区交通安全協会補助金</p> <p>目的 会員の資質を高め会員相互及び関係各機関との協力と努力により管内における交通事故を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 会員に対する交通安全教育 交通安全を図るための調査研究 交通道德の普及高揚のための広報宣伝 優良会員及び交通安全功労者・団体の表彰 交通安全に関する情報、資料蒐集及び作成配付 交通事故相談 その他</p> <p>補助率、金額 事業計画、活動状況を勘案</p> <p>平成13年度補助金額 本部 479,000円 支部 45,000円</p>	<p>名称 甌島地区交通安全協会補助金</p> <p>目的 会員の資質を高め会員相互及び関係各機関との協力と努力により管内における交通事故を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 会員に対する交通安全教育 交通安全を図るための調査研究 交通道德の普及高揚のための広報宣伝 優良会員及び交通安全功労者・団体の表彰 交通安全に関する情報、資料蒐集及び作成配付 交通事故相談 その他</p> <p>補助率、金額 事業計画、活動状況を勘案</p> <p>平成13年度補助金額 本部 271,000円 支部 50,000円</p>	<p>該当なし</p>
			課題・問題点	調整方針案
			交通安全協会との調整が必要。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4d50 交通安全対策会議	
協議事業(補助金等)名	交通安全町民会議補助金			
樋脇町	鹿島村	樋脇町・鹿島村以外の市町村		課題・問題点
<p>名称 交通安全町民会議補助金</p> <p>目的 交通安全町民会議が目的達成のために実施する活動に対して補助金を交付するものである。</p> <p>補助対象(事業内容) 交通安全町民会議開催(年2回) 街頭補導・広報活動(年2回) 町内道路診断</p> <p>補助率、金額 定額 160,000円</p> <p>平成13年度補助金額 160,000円</p> <p>根拠法令 樋脇町補助金等交付規則</p>	<p>名称 鹿島村交通安全対策会議活動補助事業</p> <p>目的 死亡事故ゼロの記録を更新中であり19,000日達成記念事業を実施する。</p> <p>補助対象(事業内容) 達成記念事業式典等</p> <p>補助率、金額 一定額</p> <p>平成13年度補助金額 331,595円</p> <p>根拠法令 鹿島村補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>		<p>課題・問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> 樋脇町と鹿島村のみの制度である。 補助対象(事業内容)が異なる。 団体では、内部組織としたため、補助金の交付対象を検討。
				調整方針案
				3 合併時に、新たに制度等を制定する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会		業務コード・NO、事務事業名	A4d80 交通安全母の会に対する補助金		
協議事業(補助金等)名	交通安全母の会補助金					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	
<p>名称 川内市交通安全母の会補助金</p> <p>目的 交通安全に対する母の会の運営補助</p> <p>補助対象(事業内容) ア 交通安全思想普及のための諸事業 イ 交通安全運動を推進する事業 ウ 交通安全研修会、並びに座談会の開催 エ 交通安全に関する調査研究、連絡調整 オ その他この会の目的達成に必要な事業</p> <p>補助率、金額 定額 85,000円</p> <p>平成13年度補助金額 定額 85,000円</p> <p>根拠法令 川内市補助金等交付規則 川内市補助金の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 樋脇町交通安全母の会補助金</p> <p>目的 樋脇町交通安全母の会が目的達成の為に実施する活動に対して補助金を交付するものである。</p> <p>補助対象(事業内容) 新入学児童に対する街頭指導 高齢者世帯訪問 街頭キャンペーン</p> <p>補助率、金額 定額 30,000円</p> <p>平成13年度補助金額 30,000円</p> <p>根拠法令 樋脇町補助金等交付規則</p>	<p>名称 入来町交通安全母の会補助金</p> <p>目的 交通安全に果たす母親の役割の重要性を認識し、地域における母親たちの連帯感を深め自主的な交通安全活動を推進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 運営費補助</p> <p>補助率、金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 90,000円</p> <p>根拠法令 入来町補助金交付規則</p>	<p>名称 東郷町交通安全母の会補助金</p> <p>目的 母の会が行うキャンペーン、研修会等の経費を補助する。</p> <p>補助対象(事業内容) 研修会・街頭キャンペーン、交通安全の普及等</p> <p>補助率、金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 30,000円</p> <p>根拠法令 東郷町交通安全母の会補助金交付要綱</p>	<p>名称 祁答院町交通安全母の会補助金</p> <p>目的 交通安全に果たす母親の役割の重要性を認識し、関係機関団体と緊密な連携を保ちながら、地域における母親たちの連帯感を深め自主的な交通安全活動を推進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 運営費補助</p> <p>補助率、金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 70,000円</p> <p>根拠法令 祁答院町補助金交付規則</p>	該当なし	
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考	
<p>名称 交通安全母の会補助金</p> <p>目的 交通安全に果たす母親の役割の重要性を認識し、関係機関団体と緊密な連携を保ちながら地域における母親たちの連帯感を深め、自主的な交通安全活動を推進することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 交通安全思想の普及高揚 交通安全運動の推進活動 交通安全研修会、講演会並びに座談会の開催 交通安全に関する調査研究、連絡調整 その他、会の目的達成に必要な事業</p> <p>補助率、金額 事業計画、活動状況を勘案</p> <p>平成13年度補助金額 50,000円</p> <p>根拠法令</p>	<p>名称 交通安全母の会補助金</p> <p>目的 交通安全に果たす母親の役割の重要性を認識し、関係機関団体と緊密な連携を保ちながら地域における母親たちの連帯感を深め、自主的な交通安全活動を推進することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 交通安全思想の普及高揚 交通安全運動の推進活動 交通安全研修会、講演会並びに座談会の開催 交通安全に関する調査研究、連絡調整 その他、会の目的達成に必要な事業</p> <p>補助率、金額 事業計画、活動状況を勘案</p> <p>平成13年度補助金額 27,000円</p> <p>根拠法令</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象(事業内容)が異なる。 補助額が異なる。 制度のないところがある。 	3 合併時に、新たに制度等を制定する。		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	自治振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	B5d10防犯灯設置及び補助金
協議事業(補助金等)名 防犯灯設置及び補助金			
川内市		下甌村	課題・問題点
補助金の名称 市防犯灯設置費補助金 目的 犯罪や事故をなくし、明るい社会環境づくりを促進するため、防犯灯の設置者に補助金を交付する。 補助対象(事業内容) 防犯灯を設置する公民会、通り会又は職域団体若しくはこれらに準ずるものとして市長が認めたもの 補助率・金額 設置者が新たに設ける永久柱又は木柱に設置する防犯灯1基につき、7,000円 以外で、軒先等その他に設置する防犯灯1基につき、5,000円 平成13年度補助金額 368000円 根拠法令等 川内市防犯灯設置費補助金交付要綱	名称 街路灯設置補助金 目的 夜間の集落内の道路を明るくすることにより、歩行者の安全と防犯効果を高める。 補助対象(事業内容) 設置補助(新設) " (取替) 維持管理補助 補助率・金額 新設 査定事業費×3/4 取替 " ×1/2 維持管理(電灯料) 1箇所当月580円×1/2 平成13年度補助金額 2,020,730円 根拠法令 下甌村補助金交付規則	・道路・公園整備を除く防犯灯(街灯)で、地域からの要望により自治体自ら設置するものについては、各市町村により取扱いが異なるので、設置基準を設ける必要がある。	
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・鹿島村			調整方針案
該当なし			2 合併時に、川内市の例により調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	企画・男女共同参画分科会	業務コード・NO、事務事業名	B1f10 定住促進に関すること		
協議事業(補助金等)名	定住対策補助金				
樋脇町	東郷町	祁答院町	里村		
<p>名称 樋脇町地域づくり定住促進助成事業補助金</p> <p>目的 樋脇町における地域づくりや定住促進を図るため、助成金制度を確立し、人口の増加と活力に満ちた伸びゆく町を創造する。</p> <p>補助対象(事業内容) 樋脇町内に定住する者に対し助成金を交付</p> <p>助成対象期間 平成8年4月1日から平成18年3月31日</p> <p>補助率・金額 町内に土地を購入するとともに、住宅を新築して転入し定住する世帯責任者が65歳以下の者: 50万円 町内の借家又は親元に居住しており、既に土地を保有し、住宅を新築して引き続き定住する世帯責任者が65歳以下の者: 40万円 既に町内に土地を保有しており、住宅を新築して転入し定住する世帯責任者が65歳以下の者: 40万円 建て売り又は中古住宅(築15年以内)を購入して転入し定住する世帯責任者が65歳以下の者: 40～50万円 町内居住者で建て売り又は中古住宅(築15年以内)を購入して転入し定住する世帯責任者が65歳以下の者: 20～30万円 ～ までのうち樋脇小・市比野小学校を除いた校区の該当者: 20万円 結婚し、町内に引き続き定住する者: 10万円</p> <p>補助率・金額 義務教育以下の子供を有する世帯主が転入又は樋脇・市比野小学校から他校区へ転居し引き続き定住する者: 10万円</p> <p>平成13年度補助金額 45件 11,450千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町地域づくり定住促進条例</p>	<p>名称 東郷町ふるさとづくり促進事業補助金</p> <p>目的 東郷町における地域づくりや定住促進を図るため、助成金制度を確立し、人口の増加と活力に満ちた伸びゆく町を創造する。</p> <p>補助対象(事業内容) 転入・転居・婚姻・空家改修に係る補助</p> <p>補助率・金額 義務教育以下の子供を有する家族の転入で世帯責任者が65歳以下の者: 10万円 町内に土地を購入し、住宅を新築して定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者: 50万円 町内に土地を所有しており、住宅を新築して定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者: 40万円 町内の借家又は親元に居住しており、新たに住宅を新築して転居し引き続き定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者: 40万円 建て売り又は中古住宅(築15年以内)を購入して転入し定住する世帯責任者が65歳以下の者: 40～50万円 町内居住者で建て売り又は中古住宅(築15年以内)を購入して転入し定住する世帯責任者が65歳以下の者: 20～30万円 ～ までのうち東郷小以外へ定住する者: 20万円 義務教育以下の児童を有する世帯責任者が転入又は斧洲校区から他の校区へ転居し引き続き定住する者: 児童1名につき10万円 町内に居住し、婚姻後引き続き定住する者: 1組につき10万円 町内に居住しており、小学校、中学校に入学する者: 5万円 空き家を5年以上賃貸に供する目的で、町内に居住する者に貸し付けた者: 10万円 空き家を5年以上賃貸に供する目的で改修等を行い、1年以内に町内に居住する者に貸し付けた者: 改修に要した経費の1/2以内で50万円が限度</p> <p>平成13年度補助金額 33,737千円</p> <p>根拠法令等 ふるさとづくり促進に関する条例</p>	<p>名称 定住奨励金</p> <p>目的 祁答院町の人口の増加を図るため、定住促進のための諸施策を講ずることにより、活力に満ちた祁答院町を創造し、もって町民の豊かなくらしと福祉の増進に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 転入奨励金、留町奨励金、住宅取得奨励金</p> <p>補助率・金額 転入奨励金 転入者であって、かつ、転入時の年齢が65歳未満の者で、転入者が1人の場合: 10万円 の場合で、町内で就労した場合: 5万円の加算金 の場合で、町内の居住地から片道20km以上通勤する場合: 5万円の加算金 転入奨励金 転入者であって、かつ、転入時の年齢が65歳未満の者で、転入者が2人以上の場合: 20万円 の場合で、3人目以降1人につき: 5万円の加算金 の場合で、町内に就労した場合1人につき: 5万円の加算金。ただし、10万円を限度とする。 の場合で、町内の居住地から片道20km以上通勤する場合: 5万円の加算金</p> <p>留町奨励金 新規学卒者であって、かつ、定住の意思をもって引き続き本町に居住する者: 10万円 の場合で、町内に就労した場合: 5万円の加算金 の場合で、町内の居住地から片道20km以上通勤する場合: 5万円の加算金 住宅取得奨励金 次の要件をすべて満たす者が本町に新築住宅又は中古住宅を定住の意思をもって取得する場合(公共工事に伴う移転補償によるもの及びがけ地近接危険住宅移転によるものを除く。) (1)65歳未満の者(2)転入又は借家等に居住し、持ち家を有していない者。(3)居住目的で町内に延べ床面積66㎡以上住宅を取得する者。 の場合で、新築住宅を取得した場合: 30万円 の場合で、中古住宅を取得した場合: 15万円 の場合で、新築住宅と中古住宅の住宅取得に伴って宅地を取得した場合: 10万円 の場合で、新築住宅で町内業者が工事施行した場合: 10万円 平成13年度奨励金額 6,470千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町定住促進条例・祁答院町定住促進条例施行規則</p>	<p>名称 里村21世紀定住促進祝金</p> <p>目的 本村における定住促進を図るため、結婚、出産及び就学に対して祝い金を支給することで、若者が定住し出産を促進し人口減少を防止するとともに、本村の活性化に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 結婚祝金、出産祝金及び就学祝金</p> <p>補助率・金額 村内に住所を有し、45歳未満のものが結婚した場合(5年以上定住): 20万円/組 里村母子手帳を有する者が出産した場合: 20万円/人 村内に5年以上定住する者で、里村の小学校に入学する場合: 10万円/人</p> <p>平成13年度補助金額 400,000円(H、14、1、1施行) 平成14年度4,300,000円</p> <p>根拠法令等 里村21世紀定住促進祝金支給条例 里村21世紀定住促進祝金支給条例施行規則</p>	<p>名称 鹿島村出生祝金</p> <p>目的 第3子以降の児童を出産し養育する者に対して出世祝金を支給し、子供のすこやかな成長を願い地域の活性化に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 祝金は、本村に引き続き1年以上居住し、平成4年4月1日以後に第3子以降の児童を出産し養育する者に対して支給する。</p> <p>補助率・金額 1人10万円</p> <p>平成13年度補助金額 20万円</p> <p>根拠法令等 鹿島村出生祝金支給条例、鹿島村出生祝金支給条例施行規則</p>	<p>川内市・入来町・上甕村・下甕村</p> <p>該当なし</p>
課題・問題点			調整方針案		
<p>補助メニューが多様多様なので、新築建築のみの補助(補助事業の絞込み)と対象地域の検討が必要である。</p>			<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。新市において新たな定住促進対策を展開する。</p>		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	企画・男女共同参画分科会	業務コード・NO、事務事業名	B1f10 定住促進に関すること		
協議事業(補助金等)名	結婚祝金				
禰答院町		禰答院町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 定住奨励金</p> <p>目的 禰答院町の人口増加を図るため、定住促進のための諸施策を講ずることにより、活力に満ちた禰答院町を創造し、もって町民の豊かなくらしと福祉の増進に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 結婚祝金</p> <p>補助率・金額 結婚した場合に、その夫又は妻のいずれかが本町の町民であって、かつ、結婚後新世帯において定住の意志がある者:10万円 の場合で、夫又は妻のいずれかが産業後継者の場合:5万円の奨励金</p> <p>平成13年度補助金額 1,450千円</p> <p>根拠法令等 禰答院町定住促進条例 禰答院町定住促進条例施行規則</p>		該当なし			<p>6 廃止の方向で調整に努める。</p> <p>(定住促進補助金に含まれているため定住促進対策補助金へ統合)</p>

専門部会・分科会名	企画・男女共同参画分科会	業務コード・NO、事務事業名	B1f10 定住促進に関すること		
協議事業(補助金等)名	田代ニュータウン定住促進支援事業補助金				
樋脇町		樋脇町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 田代ニュータウン定住促進支援事業補助金</p> <p>目的 田代ニュータウン販売と定住化を促進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 分譲区画を購入した者が宅地擁壁を整備する場合に補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 交付対象経費の2分の1・各区画限度額以内(最高50万)</p> <p>平成13年度補助金額 7件 1,885,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金交付規則</p>		該当なし		<p>樋脇町が造成した田代ニュータウンの販売促進のための施策であり、継続の要望が強い。(塩漬け土地の解消策)</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	企画・男女共同参画分科会	業務コード・NO、事務事業名	B1e50 水利用の総合調整
協議事業(補助金等)名	樋脇町小規模飲用水施設整備事業補助金		
樋脇町		樋脇町以外の市町村	
<p>名称 樋脇町小規模飲用水施設整備事業補助金</p> <p>目的 人口50人未満の未給水地の解消を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 水道施設の整備において、計画給水人口が50人未満の場合は国庫補助事業等の対象とならないことから、地域が事業主体となり飲用水施設を整備する場合に、町単独の補助金を交付する。 補助の対象:給水人口25人以上50人未満 補助対象:飲用水施設</p> <p>補助率・金額 予算の範囲内 (平成4年度実績では、1世帯当たり21万円を負担金の限度額とし、不足額を補助)</p> <p>平成13年度補助金額 平成4年度以降の実績はない</p> <p>根拠法令等 樋脇町小規模飲用水施設整備事業補助金交付要綱</p>	該当なし		<p>課題・問題点 ・今後、施設の老朽化等により多額の経費を必要とする改修工事が発生した場合において必要となる。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 (補助制度は、存続するか調整し、存続する場合には、その対象地域を新市全域とする。)</p>

専門部会・分科会名	企画・男女共同参画分科会	業務コード・NO、事務事業名	B1g30 女性団体等との連絡調整に関すること		
協議事業(補助金等)名	婦人会連絡協議会補助				
祁答院町	里村	上甌村	下甌村		
<p>名称 祁答院町地域婦人会連絡協議会補助金</p> <p>目的 教育の振興を図るため、事業を行う本団体に対し補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 講習会・講演会等の開催 郷土社会に対する協力上必要事項 社会教育の振興・生活改善 運営上必要な情報交換・連絡協議</p> <p>補助率・金額補助率・金額 平成13年度補助金額 25万円 根拠法令等 祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則 祁答院町地域婦人会連絡協議会規約</p>	<p>名称 里村婦人会連絡協議会補助金</p> <p>目的 里村婦人会連絡協議会の運営補助</p> <p>補助対象(事業内容) 婦人会連絡協議会の運営に対する補助金</p> <p>補助率・金額 平成15年度 400,000円</p> <p>平成13年度補助金額 国民年金納付組織奨励金 462,400円</p> <p>根拠法令等 国民年金納付組織奨励金がなくなりその代わりに平成15年度から運営費補助として設置</p>	<p>名称 上甌村地域婦人会連絡協議会補助金</p> <p>目的 各支部婦人会相互の連携と親睦を深め、社会と家庭との調和をはかりながら、会の充実と自らの教養を高め郷土の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) (1)村内各支部婦人会の運営上必要な連絡協議に関すること。 (2)婦人の教養を高めるため講演会や講習会などを開催すること。 (3)生活の合理化をはかり、生活改善につとめること。 (4)郷土の発展をはかり、地域社会活動へ参加すること。 (5)会員の福利増進に関すること。その他、目的達成に関すること。</p> <p>補助率・金額 なし</p> <p>平成13年度補助金額 なし</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 下甌村地域女性連絡協議会補助金</p> <p>目的 各種団体等の組織の強化を図るとともに、活動内容の充実及び相互の連携、協力による団体活動の活性化を促進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 女性会連絡協議会の運営に対する補助金</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 187千円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 鹿島村地域女性連絡協議会</p> <p>目的 各区女性会の緊密なる連絡調整を図ると共に、新時代に即応する女性の向上進展を図り、村内女性の総意をもって、郷土の民主化を推進し、平和な郷土社会の建設に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 会員の社会的・文化的資質の向上を図るため、講演会・講習会などの開催に関すること 各区の運営に必要な情報の交換、研究の発表、その他連絡調整に関すること 青少年の健全育成に関すること 家庭生活の向上に関すること 社会教育の振興に関すること その他、本会の目的を達成するのに必要なこと</p> <p>補助率・金額 100%以内 平成13年度補助金額 105,000円</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱</p>	<p>川内市・樋脇町・入来町・東郷町</p> <p>該当なし</p> <p>課題・問題点 各市町村で取組みが異なるので、新市において調整する。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	企画・男女共同参画分科会		業務コード・NO、事務事業名	B1g30 女性団体等との連絡調整に関すること	
協議事業(補助金等)名	女性団体連絡協議会補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>名称 川内市女性団体連絡協議会補助金</p> <p>目的 各種の女性団体の連携・親睦を図り明るく住みよい地域社会への貢献と女性の地位向上・福祉の増進をはかること。</p> <p>補助対象(事業内容) 年間事業計画を作成し、実績報告書を提出すること。 ボランティアを中心として、各種会合、大会等へ参加し、勉強会、研修会を行っている。</p> <p>補助率・金額 予算の範囲内 400,000円</p> <p>平成13年度補助金額 400,000円(14年度も同じ)</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 樋脇町女性団体連絡協議会補助金</p> <p>目的 女性団体相互の連絡提携を深めると共に、地域や女性の生活をめぐる諸問題などについて、学習活動や実践活動をすすめる女性団体の充実と地域社会の振興に寄与すること。</p> <p>補助対象(事業内容) ・女性大会 ・女性団体相互の交歓研修 ・女性団体活動に関する資料提供 ・その他目的達成に必要な事項</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 47,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則</p>	<p>名称 入来町女性団体連絡協議会補助金</p> <p>目的 社会教育の振興・連絡強調</p> <p>補助対象(事業内容) 郷土社会に対する協力上必要事項</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 380,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>名称 各種婦人団体連絡協議会補助金</p> <p>目的 7つの女性団体で構成する協議会への支援。 女性団体自らが力をつけ、社会を変える原動力となることを期待して支援する。 団体(民生児童委員協議会)(PTA連絡協議会)(商工会女性部)(母子専婦福祉協議会)(JAさつま川内女性部)(老人クラブ連合会婦人部)(食生活改善推進員協議会)</p> <p>補助対象(事業内容) 7つの婦人団体で構成する協議会の運営補助。</p> <p>補助率・金額 運営に要する経費で10万円の定額。</p> <p>平成13年度補助金 10万円</p> <p>根拠法令等 なし</p>	<p>名称 祁答院町女性団体連絡協議会補助金</p> <p>目的 教育の振興を図るため、事業を行う本団体に 対し補助金を交付する</p> <p>補助対象(事業内容) 女性資質の向上、社会参画の推進 各種研修会への参加 女性議会の開催 運営上必要な情報交換・連絡協調</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 5万円</p> <p>根拠法令等 祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則 祁答院町女性団体連絡協議会規約</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 各市町村で取組みが異なるので、新市において調整する。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	企画・男女共同参画分科会		業務コード・NO、事務事業名	B1g30 女性団体等との連絡調整に関すること	
協議事業(補助金等)名	地域(地区)婦人会育成補助金				
樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	川内市・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	課題・問題点
<p>名称 町地区女性部育成補助金</p> <p>目的 各地区の婦人会員が年間を通じ、同じ目的に向かって、共同で研修を深め地域や婦人の生活・地位向上に努める。</p> <p>補助対象(事業内容) 地区内の女性部総会 事業に対する補助</p> <p>補助率・金額 1地区 定額 15,000円</p> <p>平成13年度補助金額 12地区 180千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則</p>	<p>名称 入来町地域女性連絡協議会補助金</p> <p>目的 女性団体活動</p> <p>補助対象(事業内容) 女性大会の開催 女性団体活動に関する資料提供 女性団体相互の交歓研修</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 133,000円</p> <p>根拠法令等 入来町女性団体連絡協議会規約</p>	<p>名称 女性の組織育成補助金</p> <p>目的 研修会や講座等の開催により女性の地域づくりへの参加意識を高めるとともに町民にとって一番身近な校区における女性組織の育成を図り、平成3年に解散した町地域婦人連絡協議会の再興を目指す。</p> <p>補助対象(事業内容) 地域づくりへの参加意識の向上や促進するための研修会等を開催したいとする校区へ定額3万円を補助。</p> <p>補助率・金額 事業に対する必要経費で10/10以内。 1校区3万円が限度。</p> <p>平成13年度補助金額 4校区12万円</p> <p>根拠法令等 なし</p>	<p>名称 地区婦人会育成補助金</p> <p>目的 教育の振興を図るため、事業を行う本団体に 対し補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 講習会・講演会等の開催 郷土社会に対する協力上必要事項 社会教育の振興・生活改善 運営上必要な情報交換・連絡協調</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 10万円×5地区</p> <p>根拠法令等 祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則 各地区の地区婦人会規約</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 各市町村で取組みが異なるので、新市において調整する。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	企画財政専門部会国際交流分科会	業務コード・NO、事務事業名	B3a10 国際交流団体(協会等の活動状況)
協議事業(補助金等)名	国際交流協会等補助金		
川内市	入来町	東郷町	
<p>名称 川内市日本中国友好協会運営補助金</p> <p>目的 同協会の運営補助</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市日本中国友好協会</p> <p>補助率 概ね人件費相当額</p> <p>平成13年度補助金額 2,890,000円</p> <p>根拠法令 川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 入来町国際交流協会補助金</p> <p>目的 地域住民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、町民の国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、国際社会に開かれた地域社会の形成に寄与するとともに、世界の平和と繁栄のために貢献することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) ・国際交流の振興 ・国際交流についての情報収集、調査研究及び広報 ・国際交流についての講演、研修及び催事等の実施 ・諸外国との文化交流、スポーツ交流及び経済交流 ・国際交流の推進 ・その他協会の目的を達成するために必要な事業に関すること</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 470,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>名称 国際交流を進める会運営補助金</p> <p>目的 国際化が進む中で、国際交流を深め幅広い視野と豊かな国際感覚を持てる町民育成を図るとともに、21世紀の郷土を築くリーダー育成を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) ・からいも交流実行委員会 ・韓国一直面友好協会 ・TFCC の3団体</p> <p>補助率・金額 1団体 5万円</p> <p>平成13年度補助金額 15万円</p> <p>根拠法令等</p>	
樋脇町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	課題・問題点	調整方針案	
<p>該当なし</p>	<p>・各団体の設立・活動に歴史的背景・経緯があるため、慎重に調整する必要がある。 ・各団体の事業内容と補助金の内容の洗い出しをしっかりとっておくべきである。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	企画財政専門部会国際交流分科会	業務コード・NO、事務事業名	B3a20 国際交流の沿革		
協議事業(補助金等)名	外国人留学生奨学金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
名称 川内市外国人留学生奨学金 目的 本市に在住する外国人留学生に対し奨学金を支給することにより、その経済的負担の軽減と修学環境の整備を図り、もって国際交流及び国際親善に寄与することを目的とする。 補助対象 外国人登録され、本市に居住している外国人留学生で、次のいずれにも該当する者 ・大学に1年以上在籍する予定の者 ・留学の在留資格を有する者 ・学費及び人物が優秀であり、心身ともに健全である者 ・留学生生活上経済的援助が必要であると認められる者 補助金額 月額1万円 平成13年度補助金額 1,160,000円 根拠法令 川内市外国人留学生奨学金支給要綱	該当なし		・市との交流は十分になされているか。 ・月額1万円の奨学金額が適当であるか。	2 合併時に、川内市の例により調整する。	

専門部会・分科会名	企画財政専門部会国際交流分科会	業務コード・NO、事務事業名	B3b10 青年壮年国内外研修派遣		
協議事業(補助金等)名	派遣研修事業補助金				
入来町		東郷町	入来町・東郷町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
名称 ふるさと創生人づくり事業 目的 町民の海外研修の充実を図り、国際交流を深めることにより、幅広い視野と国際感覚の醸成を目指す。 補助対象(事業内容) ・農業青年・女性の海外研修 ・欧米への中高校生ホームステイ ・友好都市への青少年派遣 補助率・金額 対象経費の8割以内 (一般公募は30万円、団体推薦は60万円を限度) 平成13年度補助金額 1,616,000円 中高校生をアメリカ合衆国へホームステイ (経費 506,040円×0.8以内×4人) 根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領	名称 ふるさと活性化基金人づくり推進事業補助金 目的 町内に住所を有するすべての人を対象に産業、福祉、教育、文化等の各分野において有能な人材及び後継者を育成し、その定義と地域の活性化並びに産業振興を図るため、各種研究機関や先進地で研修を受けようとする者を支援し、地域における諸活動の推進に役立てる。 補助対象(事業内容) 研修に必要な旅費、滞在費及び研究費等 補助率・金額 必要経費の8割以内 (国内研修の場合は1人当たり10万円、国外研修の場合は1人当たり25万円を限度) 平成13年度補助金額 0円(該当なし) 根拠法令等 東郷町ふるさと活性化基金人づくり推進事業助成金交付要綱	該当なし	なし	4 新市に移行後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	企画財政専門部会国際交流分科会	業務コード・NO、事務事業名	B 3 e 1 0 新鑿真寄港
協議事業(補助金等)名	川内市日本中国友好協会運営補助金(新鑿真分)		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 川内市日本中国友好協会運営補助金(新鑿真分)</p> <p>目的 新鑿真寄港を助成することにより、川内港利活用の促進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 新鑿真寄港に係る諸経費</p> <p>平成13年度補助金額 3,269,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>・新市に移行後、費用対効果が十分に現れるよう、集客事業に力を入れるなど事業内容の工夫を図る。 ・川内市の重要プロジェクトの一つである川内港振興のためにも、臨時寄港のための事業メニューを調整すべきである。</p>	<p>2 合併時に、川内市の例により調整する。</p>

専門部会・分科会名	企画財政専門部会 広報分科会	業務コード・NO、事務事業名	B 4 d 1 0 自衛官募集
協議事業(補助金等)名	川内市自衛隊協会補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 川内市自衛隊協会補助金</p> <p>目的 川内市自衛隊協会の運営及び活動に関する経費。</p> <p>補助対象(事業内容) 自衛隊協会の健全な活動を図るものであること。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 405,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>該当なし</p>		<p>2 合併時に、川内市の例により調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	自治振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	B5a30自治会補助金(基礎自治会運営等補助金)		
協議事業(補助金等)名	自治会補助金(基礎自治会運営等補助金)				
川内市	入来町	東郷町	祁答院町	里村	下甌村
<p>補助金の名称 公民会補助金</p> <p>目的 市が公民会等に対し補助金を交付することにより、公民会等の自主的な地域活動と行政との緊密な連携を図るとともに、市民の生活環境の整備促進その他地域社会の振興発展に資することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 公民会運営費補助</p> <p>補助率・金額 毎年4月1日(以下「基準日」という。)現在の公民会加入世帯数 (1) 世帯規模割額 区分(公民会を組織する世帯数) 世帯規模割による額 50世帯以下 42,700円 51世帯以上100世帯以下 45,200円 101世帯以上150世帯以下 47,700円 151世帯以上200世帯以下 50,200円 201世帯以上 52,700円 (2) 世帯割額 @2,330円×基準日現在における世帯数 (3) 補助金額=世帯規模割額+世帯割額 10円未満の端数切り捨て</p> <p>平成13年度補助金額 68,719,700円</p> <p>根拠法令等 公民会等に対する補助金交付規則</p>	<p>補助金の名称 公民会運営委託金 目的 公民会の振興</p> <p>補助対象(事業内容) 公民会の運営費補助</p> <p>補助率・金額 過去5年間の補助額の平均を予算額とし、平均割(1公民会当り)+戸数割(1世帯当り)+距離割等で計算している。</p> <p>平成13年度補助金額 10,611,000円</p> <p>根拠法令等 入来町公民会報償要項(要綱ではありません)</p>	<p>補助金の名称 公民館運営補助</p> <p>目的 自治公民館の運営のために補助金を交付する。H13までは町税の完納報奨金として交付していたものを、平成14年度年度から運営交付金として交付しているもの。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内各自治公民館(43)</p> <p>補助率・金額 均等割22000円+戸数割(100戸まで×1,000円、11戸からは×500円)</p> <p>平成13年度補助金額 平成14年度年度から 3,014,000円</p> <p>根拠法令等 自治公民館等運営交付金規程</p>	<p>補助金の名称 自治公民館振興補助金</p> <p>目的 自治公民館の振興</p> <p>補助対象(事業内容) 町長が認定した自治公民館に対して交付する。</p> <p>補助率・金額 自治公民館割 49,200円 実行班割 38,900円 戸数割 3,900円</p> <p>平成13年度補助金額 13,031,100円</p> <p>根拠法令等 祁答院町小組合振興補助金交付規則</p>	<p>補助金の名称 自治公民館運営補助金</p> <p>目的 ・地域住民の親睦及び福祉・健康の増進、環境の整備、防災、産業の振興、集会施設の維持管理、地域の活動を行い、住民の自治意識の向上に努める。 ・自治公民館活動事業がスムーズに運営され活動が活発になることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 河川清掃 文化祭 体育大会 バレーボール・ソフトボール大会 敬老会 自治公民館の維持管理 ゴミ箱製作等</p> <p>補助率・金額 年 / 170,000円</p> <p>平成13年度補助金額 年 / 170,000円</p> <p>根拠法令等 里村補助金交付要綱</p>	<p>補助金の名称 自治公民館運営事業補助金</p> <p>目的 5自治公民館の運営補助</p> <p>補助対象(事業内容) 公民館活動に関する事業</p> <p>補助率・金額[1自治公民館当たり] 手当て・事業費 242,700 均等割り 20,000 世帯割 4,000 - 29,000 テレビ受信料 14,910 平成13年度補助金額 1,448,140</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>
樋脇町・上甌村・鹿島村		課題・問題点		調整方針案	
該当なし		<p>・基礎自治会の運営上必要な補助金である。 ・自治体からの基礎自治会への運営補助金及び補助額、その他自治会への運営的な報償金等を拾い出し、新たな制度の補助金の額を決定していくこととする。</p>		<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	自治振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	B5a60公民会連絡協議会
協議事業(補助金等)名	公民会連絡協議会		
川内市	樋脇町	課題・問題点	
<p>補助金の名称 市公連補助金</p> <p>目的 市が公民会等に対し補助金を交付することにより、公民会等の自主的な地域活動と行政との緊密な連携を図るとともに、市民の生活環境の整備促進その他地域社会の振興発展に資することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市公民会連絡協議会運営補助金</p> <p>補助率・金額 年額1,100,000円</p> <p>平成13年度補助金額 1,100,000円</p> <p>根拠法令等 公民会等に対する補助金交付規則</p>	<p>補助金の名称 公民館連絡協議会補助金</p> <p>目的 公民館連絡協議会が目的達成のために実施する活動にに対して補助をおこなうものである。</p> <p>補助対象(事業内容) 定期総会・役員会・地区公民館長、自治公民館長及び納税嘱託員研修、理事(監事)研修視察</p> <p>補助率・金額 特になし</p> <p>平成13年度補助金額 130,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金交付規則</p>	<p>・地区コミュニティ協議会の設置状況に併せて、新市における全体的な枠組みでの組織への補助を検討する必要がある。</p>	
入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村		調整方針案	
該当なし		4 新市に移行後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	自治振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	B5a31自治会補助金(校区公連会・校区地区公民館運営補助金)		
協議事業(補助金等)名	自治会補助金(校区公連会・校区地区公民館運営補助金)				
川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町	下甌村	入来町・里村・上甌村・鹿島村
<p>補助金の名称 校区公連会補助金</p> <p>目的 市が校区公民会連絡協議会に対し補助金を交付することにより、校区公民会連絡協議会の自主的な地域活動と行政との緊密な連携を図るとともに、市民の生活環境の整備促進その他地域社会の振興発展に資することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 校区公民会連絡協議会運営費補助</p> <p>補助率・金額 校区公連会に対する校区公連会補助金の額は、基準日現在において、次に掲げるところにより算出した平等割、世帯割及び公民会数割を合計した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 平等割 年額 29,000円 (2) 世帯割 校区公連会に属する公民会の1世帯当たり年額 35円 (3) 公民会数割 校区公連会に属する1公民会当たり年額 2,190円</p> <p>補助の上限額上、下限度額設定なし</p> <p>平成13年度補助金額 2,079,880円</p> <p>根拠法令等 公民会等に対する補助金交付規則</p>	<p>補助金の名称 地区公民館(12地区)運営費補助金</p> <p>目的 地区公民館の活動補助</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 平等割(190,000円)、戸数割(戸数×160円)、施設管理費(20,000円)、汲み取り料(12,000円)、浄化槽管理費(12,000円)</p> <p>平成13年度補助金額 3,123,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金交付規則</p>	<p>補助金の名称 校区公民館運営補助</p> <p>目的 地区公民館の活動補助</p> <p>補助対象(事業内容) 各行事(振興大会、球技大会、駅伝大会等の活動補助)</p> <p>補助率・金額 予算の範囲内で、均等割80%＋戸数割20%</p> <p>平成13年度補助金額 2,490,000円</p> <p>根拠法令等 校区公民館運営補助規程</p>	<p>補助金の名称 地区公民館活性化支援事業補助金</p> <p>目的 地区公民館の振興</p> <p>補助対象(事業内容) 公民館活動に関する事業</p> <p>補助率・金額 地区公民館 350,000円</p> <p>平成13年度補助金額 1,750,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>補助金の名称 地区公民館(6地区)運営費補助</p> <p>目的 地区公民館の活動補助</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 手当て等 279,000 均等割り 25,000 人口割 2,000～20,000 スポーツ大会補助 15,000～39,000 平成13年度補助金額 1,948,500円</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 ・運営補助金の交付をしている市町村も多いが、補助金額にはばらつきがあるため、調整する必要がある。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	企画・男女共同参画分科会	業務コード・NO、事務事業名			
協議事業(補助金等)名	地域(校区)活性化事業補助金				
東郷町	東郷町以外の市町村			課題・問題点	調整方針案
<p>名称 地域(校区)活性化事業補助金</p> <p>目的 町民に夢と希望を持たせ、町民の連帯意識の回復と町の活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 地域(校区)における特産品づくり、伝統行事の継承・復活、文化財の保護、清掃活動などで町おこしにつながる事業。</p> <p>補助率・金額 予算の範囲内で10/10以内。基本的に1校区60万円が限度。</p> <p>平成13年度補助金額 2,873千円</p> <p>根拠法令等 地域活性化事業補助金交付要綱</p>	該当なし				6 廃止の方向で調整に努める。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	自治振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	B5a40自治会補助金(公民館等建設補助金)	
協議事業(補助金等)名	自治会補助金(公民館等建設補助金)			
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>補助金の名称 公民館等設置事業補助金</p> <p>目的 公民館等の設置事業を行う公民会に対し、公民館等設置事業補助金(以下「補助金」という。)を交付し、当該公民会の自主的な地域活動の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 公民館を新築(プレハブ等の購入、設置を含む)、増改築又は補修(公民館に付属するトイレ、倉庫を含む)する場合及び公民館建設用地の確保が困難な公民会が設置する場合</p> <p>補助率・金額 【算定方法】 ・工事費×1/2 - 1,000円未満の端数 = 補助金の額 【市以外に国県その他の補助金を受けた場合】 (工事費 - 国県その他の補助金)×1/2 - 1,000円未満の端数 = 補助金の額</p> <p>補助の上限 (新築) 100世帯以下の公民会 360万円 101世帯以上200世帯以下の公民会 330万円 201世帯以上の公民会 300万円 公民会世帯数は4月1日現在 (増改築又は補修) 世帯数にかかわらず60万円 (倉庫) 世帯数にかかわらず20万円</p> <p>平成13年度補助金額 15,676,000円</p> <p>根拠法令等 公民館等設置事業補助金交付規則</p>		該当なし	<p>川内市の例を基本に制度を再編し、合併までに調整する。</p> <p>2 合併時に、川内市の例により調整する。</p>	

専門部会・分科会名	自治振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	B5a50自治会補助金(広報用放送施設設置事業補助金)	
協議事業(補助金等)名	自治会補助金(広報用放送施設設置事業補助金)			
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>補助金の名称 市広報用放送施設設置事業補助金</p> <p>目的 公民会、通り会又はこれらに準ずるもの(以下「公民会等」という。)が行う自治広報、災害広報等の用に供する放送施設(以下「広報用放送施設」という。)の設置事業若しくは増設事業又は既設の広報用放送施設(原則として自然災害により被災したもの又は10年以上経過したものをいう。)の改良事業(この場合において、当該事業に支柱の設置、増設、取替え又は修繕がある場合には、当該支柱は、鋼管柱、セメント柱又は木材柱に限る。)に要する経費(以下「事業費」という。)に対し、予算の範囲内で広報用放送施設設置事業補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 公民会、通り会又はこれらに準ずるもの(以下「公民会等」という。)が行う自治広報、災害広報等の用に供する放送施設(以下「広報用放送施設」という。)の設置事業若しくは増設事業又は既設の広報用放送施設(原則として自然災害により被災したもの又は10年以上経過したものをいう。)の改良事業</p> <p>補助率・金額 工事費×1/2 - 1,000円未満の端数 = 補助金の額 事業費に対する公民会等を構成する1世帯当たりの負担額が1,000円以下となる場合は、補助対象としない。</p> <p>平成13年度補助金額 613,000円</p> <p>根拠法令等 川内市広報用放送施設設置事業補助金交付要綱</p>		該当なし	<p>新設・増設・補修に係る交付条件を勘案し、川内市の例で調整する。</p> <p>2 合併時に、川内市の例により調整する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4d90 防犯		
協議事業(補助金等)名	防犯組合補助金				
樋脇町	祁答院町	上甌村	樋脇町・祁答院町・上甌村以外の市町村		
<p>名称 樋脇町防犯組合連合会補助金</p> <p>目的 樋脇町防犯組合連合会が目的達成のために実施する活動に対して補助金を交付するものである。</p> <p>補助対象(事業内容) 防犯灯設置希望個所現地調査 防犯診断(各小中学校、遊湯館、鉄道記念館) 新春たこあげ大会</p> <p>補助率、金額 定額 150,000円</p> <p>平成13年度補助金額 150,000円</p> <p>根拠法令 樋脇町補助金等交付規則</p>	<p>名称 祁答院町防犯組合補助金</p> <p>目的 犯罪のない明るい住みよい社会をつくることを理想とし、自ら各種活動によって、犯罪を防止するとともに防犯団体の円滑な発展を促す。</p> <p>補助対象(事業内容) 運営費補助 (事業内容) 各種防犯団体相互の連絡調整並びに指導 防犯対策の総合的調査研究 防犯施設の拡充強化 防犯思想の指導啓発 青少年補導並びに不良化防止 防犯団体並びに防犯功労者の表彰 防犯捜査に対する協力指導 その他本会の目的達成のための必要な事項</p> <p>補助率、金額 定額 平成13年度補助金額 70,000円</p> <p>根拠法令 祁答院町補助金交付規則</p>	<p>名称 上甌村防犯組合連合会補助金</p> <p>目的 上甌村防犯組合連合会各支部の相互協力により 犯罪を予防し、防犯思想の高揚を図るとともに少年の非行防止活動など警察活動に積極的に協力援助して、犯罪のない明るい村をつくることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 防犯思想の啓発普及 青少年の健全育成についての諸施策 環境浄化運動・防犯施設の拡充改善 功労者及び功労団体の表彰 警察活動への協力 その他、会の目的達成に必要な事項</p> <p>補助率、金額 事業計画、活動状況を勘案 平成13年度補助金額 200,000円</p> <p>根拠法令</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題・問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樋脇町、祁答院町、上甌村のみの制度である。 ・ 補助対象(事業内容)が異なる。 ・ 運営補助について調整が必要。 ・ 3警察署との調整が必要。 	<p>調整方針案</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>・防犯灯設置は、別事業(防犯灯設置事業)へ移す。</p>

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4a50 防災行政無線
協議事業(補助金等)名	防災行政無線家庭用受信機設置事業補助金		
川内市	川内市以外の町村		課題・問題点
<p>名称 防災行政無線家庭用受信機設置事業補助金</p> <p>目的 市が設置する防災情報受信機の対象地区以外について、個人で戸別受信機を設置する場合、設置費の半額を補助するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 戸別受信機を設置申込みし、承諾を受けて設置した市民</p> <p>補助率、金額 設置費の半額補助 1台あたり 20,000円の補助</p> <p>平成13年度補助金額 1件 20,000円</p> <p>根拠法令 川内市防災行政無線家庭用受信機設置事業補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>		<p>課題・問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川内市独自の補助金制度である。 ・ 川内市では、依然として相当数の世帯が戸別受信機等の設備を設置しておらず、今後とも住民の要望があれば、補助する必要がある。
<p>調整方針案</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4a110 日本水難救済会	
協議事業(補助金等)名	水難救済会補助			
川内市		里村	鹿島村	樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・上甌村・下甌村
名称 日本水難救済会川内救難所運営費補助金 目的 海や海浜で遭難した人や船などを、ボランティアで救助活動を実施する川内救難所の救助員に対して、万一の事故等への備えとして、市が、日本水難救済会への登録費、及び、任意保険としての保険料相当額を補助するもの 補助対象(事業内容) 川内救難所に救助員として登録された者 補助率、金額 日本水難救済会への負担金 10,000円 保険料 120名×1,000円=120,000円 ただし保険料については前年度の還付あり 平成13年度補助金額 73,000円 根拠法令 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱		名称 里村救難所事業補助金 目的 沿岸海域救済活動の運営費 補助対象(事業内容) 所員の保険料及び救済会納付金等 補助率、金額 (1)所員の保険料 19,130円 人数×500円 (2)救済会納付金等 10,630円 (3)防寒服代 200,000円 平成13年度補助金額 100,000円 根拠法令	名称 日本救済会鹿島救難所 目的 沿岸海域で発生した難難事故に対する救難活動を支援する。 補助対象(事業内容) 会員の共済保険料 補助率、金額 保険料の1/2 平成13年度補助金額 38,500円 根拠法令 鹿島村補助金交付要綱	該当なし 課題・問題点 調整方針案
			沿岸海域の市町村のみの制度である。 補助額が異なる。 漁協と海上保安部との調整が必要である。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4a120 特別災害復旧補助金		
協議事業(補助金等)名	特別災害復旧補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
名称 川内市特別災害復旧費補助金 目的 自然災害を受けた民有地のうち、公共災害復旧事業等の対象とならないものについて、災害復旧工事を自ら実施した住民等に対し、補助金を交付することにより、災害復旧の促進を図る。 補助対象(事業内容) 災害を受けたもののうち、当該補助金の申請をし、決定を受けたもの 補助率、金額 民有地の崩土除去 25,000円～75,000円……25,000円を控除 75,000円～300,000円……3分の2 共同墓地 半額 上限2,000,000円 平成13年度補助金額 宅地 9件……972,000円 農地 3件……333,000円 公民館 1件……19,000円 墓地 2件……142,000円 根拠法令 川内市特別災害復旧補助金交付要綱		該当なし		川内市のみの制度である。 新市全域に広げるか。 基金事業で財政との調整が必要	3 合併時に、新たに制度等を制定する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4b110 消防施設整備計画(消防団分)		
協議事業(補助金等)名	川内地区消防組合 分団等施設設備整備事業補助金				
川内市(川内地区消防組合)		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 分団等施設設備整備事業補助金</p> <p>目的 川内地区消防組合川内市消防団の組織等に関する規則に定める分団、部又は、班の区域に居住する住民で構成する消防後援会が当該分団等の消防団員の資質の向上と消防活動の円滑を期するために、当該消防後援会を組織する住民の負担により事業を行うときは、事業の種類により補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>ア 分団車庫又は詰所設置事業 イ 分団の部・班の統合による分団車庫又は詰所設置事業 ウ 分団等付属設備整備事業</p> <p>補助率、金額 上記の ア 補助対象経費の10分の8以内の額とし、 300万円を限度とする。 イ 補助対象経費の10分の8以内の額とし、 400万円を限度とする。 ウ 補助対象経費に相当する額とし、 40万円を限度とする。</p> <p>平成13年度補助金額 7件 4,352,000円</p> <p>根拠法令 川内地区消防組合川内市消防団分団等施設設備整備事業補助金交付要綱</p>		該当なし		<p>・川内市のみ地域住民の負担であり、他の市町村は公費により整備。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4b140 消防団事務		
協議事業(補助金等)名	消火器整備補助				
鹿島村		鹿島村以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 消火器整備補助</p> <p>目的 各家庭に消火器を整備することにより、火災発生時の初期消火にて火災拡大防止を図る。</p> <p>補助対象 消火器購入(各世帯1本補助)</p> <p>補助率、金額 消火器購入経費1/2</p> <p>平成13年度補助金額 56,250円(消火器25本分)</p> <p>根拠法令 鹿島村補助金交付要綱</p> <p>その他 平成14年度実施せず。 廃止する予定</p>		該当なし		<p>・鹿島村のみの事業である。 ・財政負担と自主防災の観点から廃止の方向で調整する。</p>	<p>6 廃止の方向で調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 税務分科会	業務コード・NO、事務事業名	A5b40 たばこ小売販売協議会負担金	
協議事業(補助金等)名	たばこ小売販売協議会補助金			
祁答院町	祁答院町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
名称 祁答院町たばこ小売販売協議会補助金 目的 たばこ販売促進 補助対象(事業内容) たばこの町内購入の促進広報活動 補助率、金額 前々年度たばこ税×2/1000 平成13年度補助金額 36,752円 根拠法令 祁答院町農業・観光・商工業振興対策費補助金交付規則	該当なし		・祁答院町だけの制度である。 ・他の市町村のこれまでに廃止した経緯がある。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1a70 中山間地域等直接支払事業	
協議事業(補助金等)名	中山間地域等直接支払交付金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 中山間地域等直接支払交付金</p> <p>目的 耕作放棄地の多い中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて…</p> <p>補助対象(事業内容) 1 特定農3村地域 2 県知事特認地域</p> <p>補助率・金額 ㎡当り 傾斜区分で変わる。</p> <p>平成13年度補助金額 2,701,918円</p> <p>根拠法令等 食料・農業・農村基本法</p>	<p>名称 中山間地域等直接支払補助金</p> <p>目的 高齢化の進行する中農業生産条件が不利なことから耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等において、耕作放棄の発生防止と多面的機能確保するため助成を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 対象地域 6集落(藤本・大丸・叶原・橋口・永山・金貝原)</p> <p>補助率・金額 急傾斜:10a当り21,000円 緩傾斜:10a当り8,000円</p> <p>平成13年度補助金額 6集落合計 6,472,880円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 中山間地域等直接支払(21協定)</p> <p>目的 農地の保全と荒廃地の防止</p> <p>補助対象(事業内容) 田1/100以上から1/20未満1/20以上の傾斜地</p> <p>補助率・金額 国50県25</p> <p>平成13年度補助金額 13,348,021円</p> <p>根拠法令等 中山間地域等直接支払交付金実施要領</p>	<p>名称 中山間地域等直接支払事業交付金</p> <p>目的 耕作放棄地の増加による多面的機能の低下を防止し、農業生産の維持を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) (取組地域H14年度) 11協定(山田・石堂・穴野下・鳥丸上・大塚・大久保・原・荒川内・笹野・鳥丸中・鳥丸西井堰水利組合)</p> <p>補助率・金額 国50%、県25%、町25% 急傾斜:10a当り21,000円 緩傾斜:10a当り8,000円</p> <p>平成13年度補助金額 10集落合計 7,203,328円 (749,785㎡)</p> <p>根拠法令等 食料・農業・農村基本法</p>	<p>名称 中山間地域等直接支払交付金補助金</p> <p>目的 中山間地域等直接支払制度の円滑な推進を図り、耕作放棄地の発生を防止し、将来に渡って持続的な農業生産活動を可能にすることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 17集落(木場、矢立、宮脇、小牧、秋上、灰原田、狩集、上門、中武、木場ヶ谷、枯木野、萩ノ谷、黒木、上手、大村、轟、関牟田)</p> <p>補助率・金額 ・地目:田 急傾斜地:10a当り21,000円 緩傾斜地:10a当り8,000円</p> <p>平成13年度補助金額 17集落合計 47,114,275円 (4,631,016㎡)</p> <p>根拠法令等 中山間地域等直接支払交付金実施要領 中山間地域等直接支払交付金等交付要綱</p>	該当なし
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
該当なし	該当なし	該当なし	<p>平成16年度までの国庫事業</p> <p>単独補助分については、新市内で不均衡が生じないよう調整が必要。</p>		1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1a100 県単むらづくり整備事業	
協議事業(補助金等)名	県単村づくり整備事業補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 県単村づくり整備事業補助金</p> <p>目的 新農村運動の話し合い活動により作成された「むらづくり活性化計画」の課題解決を図るため、自力では解決できない課題について、重点地区の活動区域において、農業近代化施設や農村環境の整備など総合的に実施し、農業・農村の活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 集会所等施設整備</p> <p>補助率・金額 10分の4</p> <p>平成13年度補助金額 5,630,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱</p>	<p>名称 県単村づくり整備事業</p> <p>目的 新農村振興運動の話し合い活動により作成された「むらづくり活性化計画」の課題解決を図るため、自力では解決できない課題について、重点地区の活動区域において、農業近代化施設や農村環境の整備など総合的に実施し、農業・農村の活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 重点地区整備型 広域整備型</p> <p>補助率・金額 県4/10 町3/10 地元3/10</p> <p>標準事業費 30,000,000円</p> <p>平成13年度補助金額 なし</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部所管に係る補助金等交付要綱 新農村振興運動要綱・要領</p>	<p>名称 県単村づくり整備事業 (水田農業生産条件整備事業)</p> <p>目的 受託組合導入により生産コストも低減</p> <p>補助対象(事業内容) トラクター導入</p> <p>補助率・金額 県40%</p> <p>平成13年度補助金額 1,625,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部補助金交付要綱</p>	<p>名称 県単村づくり整備事業</p> <p>目的 新農村振興運動の話し合い活動により作成された「むらづくり活性化計画」の課題解決を図るため、自力では解決できない課題について、重点地区の活動区域において、農業近代化施設や農村環境の整備など総合的に実施し、農業・農村の活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 重点地区整備型 広域整備型</p> <p>補助率・金額 県4/10</p> <p>平成13年度補助金額 なし</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部所管に係る補助金等交付要綱 新農村振興運動要綱・要領</p>	<p>名称 県単村づくり整備事業</p> <p>目的 新農村振興運動の話し合い活動により作成された「むらづくり活性化計画」の課題解決を図るため、自力では解決できない課題について、重点地区の活動区域において、農業近代化施設や農村環境の整備など総合的に実施し、農業・農村の活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 集会所等施設整備</p> <p>補助率・金額 県4/10 町1/10 地元5/10</p> <p>平成13年度補助金額 事業実施なし</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部所管に係る補助金等交付要綱 新農村振興運動要綱・要領</p>	<p>該当なし</p>
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
該当なし	該当なし	該当なし	<p>事業採択基準、事業申請の優先順位をどうするか、また、単独上乗せ補助が異なっているの で調整が必要である。 また、事業種目も違うので調整の必要あり。 (実施については、むらづくり重点地区に指定されていることが必須)</p>		<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1a170 野菜価格安定化制度(国・県)	
協議事業(補助金等)名	野菜価格安定化制度負担金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜供給産地育成価格差補給事業 特定野菜供給産地育成価格差補給事業 県単野菜価格安定対策事業</p> <p>目的 鹿児島県野菜振興計画に基づき、野菜の生産の価格が保証基準額を下回った場合、保証基準額と市場平均販売額の差額につき交付金を交付する事業を行ない、集団産地の育成と共同販売体制の確立を促進して、野菜生産農家の経営安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・国の特定野菜等価格安定制度 ・ゴボウ・ラッキョウ・ソラマメが制度加入している ・県単や最価格安定制度 ・レイシで加入</p> <p>補助率・金額 発動時及び申し込み予約数量追加申込みの場合に補填する。 ・特定野菜価格安定対策事業 ソラマメ、ラッキョウ、ゴボウ 市町村 2 / 36 ・鹿児島県野菜価格安定対策事業 レイシ 13 % 平成13年度補助金額 根拠法令等 国 野菜生産出荷安定法</p>	<p>名称 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜供給産地育成価格差補給事業 特定野菜供給産地育成価格差補給事業 県単野菜価格安定対策事業</p> <p>目的 鹿児島県野菜振興計画に基づき野菜の生産の安定的拡大を図るために資金を造成し、野菜の価格が保証基準額を下回った場合、保証基準額と市場平均販売額の差額につき交付金を交付する事業を行い、集団産地の育成と共同販売体制の確立を促進して野菜生産農家の経営安定に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) ・指定野菜価格安定対策事業 (対象品目:ごぼう) ・県単野菜価格安定対策事業 (対象品目:レイシ)</p> <p>補助率・金額 鹿児島県野菜価格安定対策事業 県40% 町13% 農協14% 経済連13% 生産者20%</p> <p>平成13年度補助金額 なし 根拠法令等 野菜生産出荷安定法</p>	<p>名称 野菜価格安定資金協会</p> <p>目的 鹿児島県野菜振興計画に基づき野菜生産の安定的拡大を図るために資金を造成し、野菜価格が保証基準額を下回った場合、保証基準額と市場平均販売額の差額につき交付金を交付する事業を行い、集団産地の育成と共同販売体制の確立を促進して野菜生産農家の経営安定に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) れいし</p> <p>補助率・金額 1.3/10</p> <p>平成13年度補助金額 33,618円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県野菜価格安定対策事業</p>	<p>名称 鹿児島県野菜価格安定対策事業A型(負担金)</p> <p>目的 鹿児島県野菜振興計画に基づき野菜の生産の安定的拡大を図るために資金を造成し、野菜の価格が保証基準額を下回った場合、保証基準額と市場平均販売額の差額につき交付金を交付する事業を行い、集団産地の育成と共同販売体制の確立を促進して野菜生産農家の経営安定に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 鹿児島県野菜価格安定対策事業A型 (対象品目:レイシ)</p> <p>補助率・金額 鹿児島県野菜価格安定対策事業 県40% 町13% 農協14% 経済連13% 生産者20%</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 野菜生産出荷安定法</p>	<p>名称 野菜価格安定化制度(国・県)</p> <p>目的 生産者が、農協、経済連を通じて対象市場に共同出荷した野菜の価格が著しく低落(平均販売価格が保証基準価格を下回る)した場合、その価格差について「価格差補給金」を交付し、野菜生産農家の経営安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・指定野菜価格安定対策事業 ・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・県単野菜価格安定対策事業</p> <p>補助率・金額 指定 0 特定 2/36 県単 13/100</p> <p>平成13年度補助金額 指定 0 特定 7,671 県単 3,822</p> <p>根拠法令等 野菜生産出荷安定法</p>	<p>該当なし</p>
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>価格差補給の負担金であり、各市町において対象品目が異なり、地域性もある。</p>		<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a110 きらめくむらの創造事業
協議事業(補助金等)名	きらめく村の創造事業補助金		
樋脇町		樋脇町以外の市町村	
課題・問題点		調整方針案	
<p>名称 きらめく村の創造事業</p> <p>目的 農業・農村の持つ多面的機能を十分発揮させながら、農村地域の振興を図るため、地域特産品づくりによる農業の振興や、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を生かした都市と農村の交流など、新たな視点に立った個性あふれるむらづくりを進める</p> <p>補助対象(事業内容) むらづくり活性化推進事業(町) むらづくり活性化戦略モデル事業(重点地区)</p> <p>補助率・金額 県1/2以内</p> <p>平成13年度補助金額 なし</p> <p>根拠法令等 新・農村振興運動要綱・要領 きらめくむらの創造事業実施要領</p>	<p>該当なし</p>	<p>県の補助の枠組みが旧市町村でいくのか、新市でいくのか取り組み状況が変わってくるのではないかと。 (1市町村1地区の指定要件あり) (東郷町……H15で終了、樋脇町……H15より取り組み開始)</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a230 むらづくり活動推進事業
協議事業(補助金等)名	むらづくり推進地区補助金		
入来町		入来町以外の市町村	
課題・問題点		調整方針案	
<p>名称 入来町むらづくり課題解決支援事業</p> <p>目的 農業の振興と農村地域の活性化を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 重点地区</p> <p>補助率・金額 地区50万以内1集落10万以内</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>該当なし</p>	<p>入来町の単独補助、現該当地区は事業継続されるべきと思われる。対象地域をどうするか等協議が必要。 現在は、各重点地区ごとに組織が整備されているが、市又は町のむらづくり組織のついては、整備されているところと整備されていないところがあるので、合併後は重点地区をまとめる連絡会組織を整備したほうが良いのではないかと。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a300 水田作付体系転換推進緊急事業	
協議事業(補助金等)名	水田作付体系転換推進緊急事業			
入来町		入来町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
名称 水田作付体系転換緊急推進事業	該当なし	国の制度が今後どうなるのかわからないので動向を待つ。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	
目的 水稲から他作物への転換を目指す				
補助対象(事業内容) 飼料用稲				
補助率・金額 国100%				
平成13年度補助金額 383,000円				
根拠法令等 食料・農業・農村基本法				

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a310 水田農業経営確立対策事業	
協議事業(補助金等)名	転作作物定着化事業補助金			
川内市		川内市以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
名称 転作作物定着化事業補助金	該当なし	重点作物の振興と転作の推進が目的だが、新市としての重点作物を何にするのか協議が必要。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし 随時調整する。	
目的 本市重点作物の振興と転作の推進を図る。				
補助対象(事業内容) レイシ、やまのいも、飼料作物				
補助率・金額 1㎡当り10円				
平成13年度補助金額 514,360円				
根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要領				

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1a320 水田農業推進協議会	
協議事業(補助金等)名	水田農業推進協議会補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 市水田農業推進協議会補助金</p> <p>目的 需要に応じた米の計画的生産と適地適作を基本に、水田における添削作物の定着化、加算制度の誘導を通じ収益性の高い水田農業の確立を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 生産調整目標面積 生産調整対象水田面積の配分 集落説明 現地確認</p> <p>補助率・金額 県の指示額</p> <p>平成13年度補助金額 1,136,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱</p>	<p>名称 水田農業経営確立対策推進協議会補助金</p> <p>目的 水田農業経営確立の推進対策を生産者団体の主体的責任を持った取り組みを基礎に、行政と一体となり適正かつ円滑に推進する事を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) ・振興計画の策定及び振興管理に関すること ・農業者別ガイドライン等の配分方針に関すること ・農協が行うとも補償の推進方策の策定に関すること ・地域とも補償推進計画及び地域とも補償実施計画の策定に関すること ・地域内調整と一体となった経営確立助成事業の推進等</p> <p>補助率・金額 定額 平成13年度補助金額 670,000円 根拠法令等 食料・農業・農村基本法</p>	<p>名称 水田農業経営確立推進対策協議会補助金</p> <p>目的 水田農業確立対策事業を行政・生産者団体・集荷業者が一体となり推進する</p> <p>補助対象(事業内容) 生産調整筆耕事務</p> <p>補助率・金額 県100</p> <p>平成13年度補助金額 835,000円</p> <p>根拠法令等 食料・農業・農村基本法</p>	<p>名称 町水田農業推進協議会補助金</p> <p>目的 国の水田農業経営確立対策要綱に基づき、本町における生産調整の円滑な推進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 〔補助内容〕 ・転作推進費 ・ブロック・セッション会議日当 ・転作案内人日当 〔事業内容〕 ・町生産調整推進方針の決定 ・生産調整目標面積の配分方法の決定 ・その他必要な事項</p> <p>補助率・金額 補助率:定額 金額:602,000円</p> <p>平成13年度補助金額 602,000円 (うち県補助:601,000円)</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱</p>	<p>名称 町水田農業推進協議会補助金</p> <p>目的 食料・農業・農村基本法の理念を踏まえ、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱に基づき、需要に応じた米の計画的生産と適地適作を基本に、米と他作物を組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の確立を図る。水田農業経営の確立にあたり次の項目に重点を置き、その推進を図るものとする。(1)生産調整の実効性の確保(2)生産者・地域の自主性の尊重(3)望ましい営農の実現</p> <p>補助対象(事業内容) 水田農業推進協議会活動補助金 県:683,000円 町:1,000円</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱</p>	<p>名称 村水田農業推進協議会負担金</p> <p>目的 ガイドラインの配分方法や水田農業振興計画の策定</p> <p>補助対象(事業内容) 水田農業振興計画の策定、農業者などに対するガイドラインの配分方法の決定など協議会の開催及び地区説明会開催</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 531,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱</p>
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
<p>名称 村水田農業推進協議会負担金</p> <p>目的 水田農業経営確立対策要綱に基づき、本村における生産調整の円滑な推進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 水田農業振興計画の策定、農業者などに対するガイドラインの配分方法の決定など協議会の開催及び地区説明会開催</p> <p>補助率・金額 ・定額</p> <p>平成13年度補助金額 463,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部の所管に係る補助等交付要綱</p>	<p>名称 下甑村水田農業推進協議会</p> <p>目的 水田農業経営確立対策要綱に基づき、本村における生産調整の円滑な推進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 水田農業振興計画の策定、農業者などに対するガイドラインの配分方法の決定など協議会の開催及び地区説明会開催</p> <p>補助率・金額 ・定額</p> <p>平成13年度補助金額 468,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部の所管に係る補助等交付要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>国の要綱に基づく補助金であり、各市町村の体制が異なっているので、新市としての体制作りをしなければならぬ。</p>		<p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a330 農業振興団体補助(農政関係)
協議事業(補助金等)名	水稲航空防除安全対策補助金		
東郷町	東郷町以外の市町村		課題・問題点
名称 水稲航空防除安全対策事業補助金 目的 航空防除安全対策に必要な経費の補助 補助対象(事業内容) 運営補助 補助率・金額 143,000円 平成13年度補助金額 150,000円 根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則	該当なし		東郷町のみ単独事業。 航空防除のあり方や対象地区の調整等協議が必要。 農家の労力軽減と経費節約のため、今後も実施したい。 4 新市に移行後、速やかに調整する

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a520 農業地域活性化イベント
協議事業(補助金等)名	産業祭等補助金		
川内市	樋脇町	入来町	榑答院町
名称 豊稔まつり事業補助金 目的 収穫の喜びを生産者と消費者が共に分かち合い、農業に対する理解を深めるとともに、川内市農業の振興を図る。 補助対象(事業内容) 川内市市民祭農林専門実行委員会 補助率・金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 1870,000円 根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要綱	名称 樋脇町産業祭補助金 目的 町の各産業団体(農林業・商工業・観光業等)が一体となり、町民総参加型の祭りとして多くの町民の参加を得て、明るく豊かな活力に満ちた町づくりに取り組むことを目的に、産業祭実行委員会・文化祭実行委員会が協力して行う。 補助対象(事業内容) 樋脇町産業祭実行委員会 樋脇産業文化祭 補助率・金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 町 1,000,000円 農協 250,000円 北薩農業共済組合 15,000円 根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工業関係補助金交付規則	名称 入来町産業祭実行委員会補助金 目的 一般町民の農林商工業に対する理解を深め、本町の産業の発展に寄与する。 補助対象(事業内容) 入来町産業祭 補助率・金額 3,250,000円 平成13年度補助金額 3,250,000円 根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要綱	名称 町観光農園祭り補助金 目的 農業の振興を図るため関係団体を助成しより一層の振興を図る。 補助対象(事業内容) 榑答院町観光果樹振興会 補助率・金額 50,000円 平成13年度補助金額 50,000円 根拠法令等 榑答院町農林業・観光・商工業振興対策費補助金交付規則
課題・問題点			
該当なし			
調整方針案			
地域の独自性があるので、新市として金額等の調整・検討が必要である。 農協、共済組合から負担金をいただいているが、合併後はどうするか問題が残る。 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1a330 農業振興団体補助(農政関係)	
協議事業(補助金等)名	農業経営者協議会等補助金				
川内市		入来町		東郷町	
<p>名称 川内市農業経営者協議会補助金</p> <p>目的 農業の振興を図るため関係団体のより一層の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市農業経営者協議会</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 200,000円</p> <p>根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 担い手農家連絡会補助金</p> <p>目的 担い手農家自身の生産性向上と農家間の情報交換を図り、地域農業の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 運営補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 250,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 花卉振興対策事業補助金</p> <p>目的 技術導入による検討・比較等から農家の生産技術の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 菊栽培用ベッド</p> <p>補助率・金額 2分の1</p> <p>平成13年度補助金額 900,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 果樹振興対策事業補助金</p> <p>目的 産地間競争に打ち勝つ産地としての推進を図り新規参入者の育成を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) きんかん市場研修・苗木助成</p> <p>補助率・金額 3分の1</p> <p>平成13年度補助金額 1,083,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 園芸振興対策補助金 (花卉振興会補助金)</p> <p>目的 花卉部会の運営に係る経費の補助</p> <p>補助対象(事業内容) 運営補助</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 20,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則</p>	<p>名称 園芸振興会補助金 (果樹振興会補助金)</p> <p>目的 各部会への運営補助 (ぶどう、なし、きんかん、みかん)</p> <p>補助対象(事業内容) 運営補助</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 ぶどう、きんかん、みかん各40,000円 なし20,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則</p>
祁答院町			樋脇町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 祁答院町認定農業者の会育成支援補助金</p> <p>目的 農業経営の改善を支援し、もって意欲と能力の高い農業経営者を育成確保する。</p> <p>補助対象(事業内容) 活動補助金</p> <p>補助率・金額 95,000円</p> <p>平成13年度補助金額 100,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 町園芸振興会補助金</p> <p>目的 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 祁答院町園芸振興会</p> <p>補助率・金額 130,000円</p> <p>平成13年度補助金額 140,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 園芸振興会花卉部会</p> <p>目的 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 活動補助金</p> <p>補助率・金額 0円</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 町観光果樹振興会育成補助金</p> <p>目的 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 活動補助金</p> <p>補助率・金額 50,000円</p> <p>平成13年度補助金額 50,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p> <p>(経営者協議会等) 川内市、入来町、祁答院町合併後に新市で組織を整備し、活動については地域性等も関係するため、旧市町村単位で行う方向で調整。</p> <p>(園芸振興会) 祁答院町のみの単独補助である。</p> <p>(花卉振興会) 3町(入来町、東郷町、祁答院町)単独補助である。 組織・補助対象・補助内容等の協議が必要である。</p> <p>(果樹振興会) 3町(入来町、東郷町、祁答院町)単独補助である。 内容、対象地区等の協議が必要である。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1a330 農業振興団体補助(農政関係)		
協議事業(補助金等)名	各種団体補助金(1)					
川内市		樋脇町		入来町		
<p>名称 機能集団補助金(農協作物部会)</p> <p>目的 農業生産組織(9団体)の育成強化を図り、共同学習や研修会等を実施し、農業所得の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 農業生産組織9団体 稲作部会 野菜部会 果樹部会 筍部会 和牛生産部会 肥育部会 養豚部会 女性部会 青年部会</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金 1,638,000円</p> <p>根拠法令等 川内市農林水産業補助金交付要領</p>	<p>名称 農業振興連絡協議会事業補助金</p> <p>目的 農業生産組織として、農協の中に農業振興連絡協議会を設置し、生産計画・共同事業活動の実績及び産地づくりを推進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 組織活動についての助成。園芸部会 茶業部会 果樹部会 畜産部会 筍部会</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金 350千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 生活研究グループ連絡協議会補助金</p> <p>目的 女性組織の充実、グループ員相互の連絡・連携を深め、住みよい農村生活を築く。</p> <p>補助対象(事業内容) 運営補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金 35,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工水産業関係補助金交付規則</p> <p>その他 会員7名</p>	<p>名称 野菜振興対策事業補助金(さつま川内農協入来支所レイシ部会)</p> <p>目的 レイシの振興と高品質化を推進し経営の安定を図る</p> <p>補助対象(事業内容) レイシ</p> <p>補助率・金額 1/3</p> <p>平成13年度補助金 388,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 茶業振興対策事業補助金</p> <p>目的 レイシの振興と高品質化を推進し経営の安定を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 入来銘茶の振興と面積拡大</p> <p>補助率・金額 1/3</p> <p>平成13年度補助金 388,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 入来町生活改善グループ補助金</p> <p>目的 堅実に生活や農家経営の改善を促進するとともに、地域の発展に寄与する</p> <p>補助対象(事業内容) 運営補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金 30,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	
東郷町		祁答院町		里村	上甌村・下甌村・鹿島村	課題・問題点
<p>名称 園芸振興対策補助金(茶業振興会補助金)</p> <p>目的 茶業部会の運営に係る経費の補助</p> <p>補助対象(事業内容) 運営補助</p> <p>補助率・金額 38,000円</p> <p>平成13年度補助金 40,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則</p>	<p>名称 園芸振興対策事業補助金(さつま川内農協野菜部会東郷支部育成補助金)</p> <p>目的 運営補助</p> <p>補助対象(事業内容) さつま川内農協野菜部会東郷支部の各部会(いちご・レイシ・ヤマノイモ)への運営補助</p> <p>補助率・金額 40,000円*3部会</p> <p>平成13年度補助金 40,000円*3部会</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 生活研究グループ育成補助金</p> <p>目的 農業の振興を図るため関係団体を助成しより一層の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 活動補助金</p> <p>補助率・金額 50,000円</p> <p>平成13年度補助金 50,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業・観光・商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 生活改善グループ負担金</p> <p>目的 農業を中心とする女性グループの活動の充実を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 活動補助</p> <p>補助率・金額 30,000円</p> <p>平成13年度補助金 30,000円</p> <p>根拠法令等 なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>(野菜振興対策事業補助金) 入来町のみ単独補助。対象地区・品目等の協議が必要である、</p> <p>(茶業振興会補助金) 3町(樋脇町、入来町、東郷町)単独補助、新品種導入、消費宣伝費、クワシロ等防除補助金の調整が必要。</p> <p>(生活研究グループ補助金) 生活研究グループがない市町村がある。 補助金を出しているところ、出していないところがある。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a260 農業振興団体補助(農政関係) C1a330 農業振興団体補助(農政関係)		
協議事業(補助金等)名	各種団体補助金(2)				
川内市			東郷町		
名称 川内市農林水産技術連絡協議会補助金	名称 生緑会(若手農業者後継者組織)補助金	名称 東郷町技術員連絡協議会運営補助金	名称 地産商品化補助金	名称 機能集団育成補助金 (農業後継者)	名称 園芸振興対策補助金 (たばこ振興会補助金)
目的 農林水産業の指導的関係機関が連携を取り、会員相互の資質や技術の向上に努め、統一した指導で農林漁家の経営向上を図る	目的 農業後継者同志が情報及び経営技術の交換等を行い近代的農業経営の推進を図る。	目的 技術員連絡協議会の運営に要する経費の補助	目的 地元産品の材料購入及びパッケージ等の作成に要する経費の補助	目的 機能集団(後継者クラブ)の活動に要する経費の補助	目的 たばこ振興会の運営に係る経費の補助
補助対象(事業内容) 農林水産課、普及センター、農協、県酪、共済組合無、漁協、内水面、森林組合	補助対象(事業内容) 農業後継者グループの運営に要する経費	補助対象(事業内容) 運営補助	補助対象(事業内容) 材料代、パッケージ代金等	補助対象(事業内容) 運営補助	補助対象(事業内容) 運営補助
補助率・金額 定額	補助率・金額 予算で定める額	補助率・金額 定額	補助率・金額 全額(初回のみ)	補助率・金額 定額	補助率・金額 定額
平成13年度補助金額 207,000円	平成13年度補助金額 144,000円	平成13年度補助金額 150,000円	平成13年度補助金額 0円(14年度より)	平成13年度補助金額 100,000円	平成13年度補助金額 50,000円
根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要領 川内市農林水産業技術連絡協議会規約	根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要領	根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則	根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則	根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則	根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則
樋脇町			入来町		
名称 樋脇町農林技術者総合連絡協議会補助金	名称 農業創造クラブ育成補助金	名称 葉たばこ生産組織育成事業補助金	名称 入来町農林業技術者連絡協議会補助金	名称 農業青年自営者クラブ補助金	名称 祁答院地方卸売市場卸売事業負担金
目的 技術者相互の研修並びに技術指導の連絡強調によりその強化を図り、産業の改良発展に寄与することを目的とする。	目的 県及び川内地区農業青年クラブ連絡協議会と連携を密にして、地域農業振興のため、これからの地域農業の発展に資する。	目的 葉たばこの生産振興、高生産農業を確立し、経営体の育成確保を図る。	目的 農林業の振興	目的 地域農業の振興と後継者同士の連携	目的 農家と地域消費者とを結び中間施設として、生鮮食料品などの流通、供給体制を図るために補助を交付する。
補助対象(事業内容) 転作確認作業 技術目的とした研修 新・農村振興運動重点地区診断指導 認定農業者に対する支援活動 その他	補助対象(事業内容) 運営補助	補助対象(事業内容) 運営補助	補助対象(事業内容) 活動費	補助対象(事業内容) 運営補助	補助対象(事業内容) 育成補助
補助率・金額 予算で定める額	補助率・金額 予算で定める額	補助率・金額 予算で定める額	補助率・金額 予算で定める額	補助率・金額 予算で定める額	補助率・金額 定額
平成13年度補助金額 142,000円	平成13年度補助金額 75,000円	平成13年度補助金額 70,000円	平成13年度補助金額 180,000円	平成13年度補助金額 100,000円	平成13年度補助金額 宮之城青果(株) 114,080円 宮之城魚市場協同組合 44,160円
根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工水産業関係補助金交付規則	根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工水産業関係補助金交付規則	根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工水産業関係補助金交付規則	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C 1a260 農業振興団体補助(農政関係) C 1a330 農業振興団体補助(農政関係)		
協議事業(補助金等)名	各種団体補助金(2)					
祁答院町		里村		上甌村		鹿島村
<p>名称 祁答院町農林技術員連絡協議会補助金</p> <p>目的 農林業の指導的な関係機関が連携を取り、会員相互の資質や技術の向上に努め、統一した指導で農林業家の経営向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・認定農業者・担い手農家の育生・支援 ・農地流動化の推進 ・農道・林道の基盤施設の整備推進 ・治山施設の整備推進 ・果樹・園芸重点作物の面積拡大と家畜の資質改善 ・農村生活に係る各種団体等の育生・支援</p> <p>補助率・金額 180,000円 平成13年度補助金額 200,000円 根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 町たばこ振興会補助金</p> <p>目的 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 活動補助金</p> <p>補助率・金額 95,000円 平成13年度補助金額 100,000円 根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 祁答院地方卸売市場卸売事業補助金</p> <p>目的 農家と地域消費者とを結び中間施設として、生鮮食料品などの流通、供給体制を図るために補助を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 育成補助</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 宮之城青果(株) 199,640円 宮之城魚市場協同組合 77,280円 根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金</p> <p>目的 甌島全島における農林業振興発展を図る。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 均等割 平成13年度補助金額 17,000円 根拠法令等</p>	<p>名称 農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金</p> <p>目的 会員相互の親睦を図り、技術の向上と近代的農業者の育成につとめ、甌島全島における農林業振興発展と文化の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・農林業技術の情報交換 ・会員の技術向上を図るための事業 ・視察研修及び現地検討会 ・県、郡、本会の計画する研修会、講習会への参加 ・関係機関団体との連絡協調</p> <p>補助率・金額 ・定額 12,000円 平成13年度補助金額 12,000円 根拠法令等 ・上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 特産品生産グループ補助金</p> <p>目的 農産物による特産品生産を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 原材料の購入・商品パッケージ袋製作等の経費及び賃金</p> <p>補助率・金額 定額 2,950,000円 平成13年度補助金額 2,950,000円 根拠法令等 ・上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金</p> <p>目的 会員相互の親睦を図り、技術の向上と近代的農業者の育成につとめ、甌島全島における農林業振興発展と文化の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・農林業技術の情報交換 ・会員の技術向上を図るための事業 ・視察研修及び現地検討会 ・県、郡、本会の計画する研修会、講習会への参加 ・関係機関団体との連絡協調</p> <p>補助率・金額 ・定額 7,000円 平成13年度補助金額 7,000円 根拠法令等</p>
下甌村		課題・問題点		調整方針案		
<p>名称 農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金</p> <p>目的 会員相互の親睦を図り、技術の向上と近代的農業者の育成につとめ、甌島全島における農林業振興発展と文化の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・農林業技術の情報交換 ・会員の技術向上を図るための事業 ・視察研修及び現地検討会 ・県、郡、本会の計画する研修会、講習会への参加 ・関係機関団体との連絡協調</p> <p>補助率・金額 ・定額 23,000円 平成13年度補助金額 23,000円 根拠法令等</p>	<p>名称 下甌村特産品生産グループ補助金</p> <p>目的 農産物による特産品生産を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 原材料の購入・商品パッケージ袋製作等の経費及び賃金</p> <p>補助率・金額 定額 50,000円 平成13年度補助金額 50,000円 根拠法令等</p>	<p>(技術員連絡協議会補助金) ・補助率、負担額を調整していく。</p> <p>(地産商品化等補助金) ・東郷町、上甌村が単独補助している。 ・パッケージ等の経費にかかる補助ではなく、他の方法を取ったほうが良いかもしれない。</p> <p>(農業後継者組織補助金) ・4市町(川内市、樋脇町、入来町、東郷町)の単独補助で、補助金も異なる。</p> <p>(葉たばこ振興会等補助金) ・3町(樋脇町、東郷町、祁答院町)の単独補助。 ・振興会再編を検討し、補助金等の調整が必要。</p> <p>(祁答院地方卸売市場卸売事業補助金) ・入来町、祁答院町が単独補助している。</p>		<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a330 農業振興団体補助(農政関係)					
協議事業(補助金等)名	各種種苗等補助金							
東郷町		祁答院町		川内市・樋脇町・入来町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村				
<p>名称 特産物生産奨励対策事業補助金 (コンニャク種芋・ヒサカキ苗購入補助)</p> <p>目的 遊休農地活用、高齢者の生きがい対策、換金作物を栽培することにより農家所得の向上、新規特産品開発につなげていく。遊休農地等にヒサカキ等を植栽することにより農地荒廃の防止、農家所得向上につなげていく。</p> <p>補助対象(事業内容) こんにゃく種芋購入に係る補助。ヒサカキ等苗の購入に係る経費の補助。</p> <p>補助率・金額 2分の1</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 特定農山村法、特定農山村総合支援事業実施要領、鹿児島県農政部の所管に係る補助金交付規則、東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p> <p>その他 平成16年度までの国庫事業</p>	<p>名称 共販作物推進種苗補助金</p> <p>目的 園芸作物の共販の促進をし、農家所得の安定と地域活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内に住所を有する農業者で、共販作物推進種苗を購入する者を対象とする。</p> <p>補助率・金額 13年度 1/2 14年度より 1/3に減額</p> <p>平成13年度補助金額 421,180円</p> <p>根拠法令等 町共販推進園芸作物種苗購入事業補助金交付規則</p>	<p>名称 イチゴバイオ苗育成補助金</p> <p>目的 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 母優良苗導入</p> <p>補助率・金額 50,000円</p> <p>平成13年度補助金額 50,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 花き優良種苗育成補助金</p> <p>目的 農業の振興を図るため、関係団体を助成し、より一層の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 優良種苗導入</p> <p>補助率・金額 80,000円</p> <p>平成13年度補助金額 90,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>				
				<table border="1"> <tr> <th>課題・問題点</th> <th>調整方針案</th> </tr> <tr> <td> <p>(コンニャク種苗代補助金) (シキミ・ヒサカキ等苗代補助金) ・東郷町の実施である。 ・高収益、高付加価値型の農業展開と高齢者対策のため必要。 (共販作物推進種苗補助金) (イチゴバイオ苗育成補助金) ・1町(祁答院町)のみの単独補助であるが、さつまいちご団地部会でも新品種への移行を検討しており、将来他品種へ切り替える場合など必要になってくる。 (花き優良種苗育成補助金) ・祁答院町のみの取り組み。</p> </td> <td> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p> </td> </tr> </table>	課題・問題点	調整方針案	<p>(コンニャク種苗代補助金) (シキミ・ヒサカキ等苗代補助金) ・東郷町の実施である。 ・高収益、高付加価値型の農業展開と高齢者対策のため必要。 (共販作物推進種苗補助金) (イチゴバイオ苗育成補助金) ・1町(祁答院町)のみの単独補助であるが、さつまいちご団地部会でも新品種への移行を検討しており、将来他品種へ切り替える場合など必要になってくる。 (花き優良種苗育成補助金) ・祁答院町のみの取り組み。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>
課題・問題点	調整方針案							
<p>(コンニャク種苗代補助金) (シキミ・ヒサカキ等苗代補助金) ・東郷町の実施である。 ・高収益、高付加価値型の農業展開と高齢者対策のため必要。 (共販作物推進種苗補助金) (イチゴバイオ苗育成補助金) ・1町(祁答院町)のみの単独補助であるが、さつまいちご団地部会でも新品種への移行を検討しており、将来他品種へ切り替える場合など必要になってくる。 (花き優良種苗育成補助金) ・祁答院町のみの取り組み。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>							

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a380 農業後継者・担い手育成		
協議事業(補助金等)名	新規就農支援資金等補助金				
川内市	樋脇町	入来町	祁答院町		
<p>名称 新規就農支援資金補助金 新規就農者奨励金制度 新規就農者支援資金 夜間営農塾</p> <p>目的 就農に必要な経費を軽減することで、有用な人材の育成及び確保を図り、川内市農業の振興と活性化を図る 研修等を受ける期間の支援資金として助成 地域の振興農産物の紹介や、農業に取り組むための予備知識を提供する場として開催し、新規の農家や振興作物の栽培者としての人材発掘を目的としながら、将来の振興作物の産地振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 市内在住の(40歳以下)で、川内市において農業を営み、年間200日を越える就農日数が見込まれる者 期間6ヶ月、対象者は に加え農業研修等を行ない、農業研修等終了後直ちに就農して5年以上従事する者 月1回の開催(19:00~21:00)で、8回の講義と2回の現地研修農業以外の他産業従事者及び兼業農家で、農業や振興作物に興味を持っている者</p> <p>補助率・金額 支給額 50万円/1人 助成額 月額15万円×6ヶ月×2名=180万円 運営費補助金</p> <p>平成13年度補助金額 1,000千円 該当なし 270,150円</p> <p>根拠法令等 川内市新規就農者奨励金等交付要綱</p>	<p>名称 就農奨励事業補助金</p> <p>目的 農村における高齢化の進展その他の農業を取巻く環境の変化に伴い、農業担い手の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農奨励金等の交付措置を講じ新規就農者等の就農促進を図り、農業の健全な発展と農村の活性化に寄与する事を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) (対象者) 新規就農者及びUターン者・新規参入者</p> <p>補助率・金額 新規就農者 ・親と違う部門/月額6万円 12月を限度 ・親と同じ部門/月額3万円 〃 Uターン者 ・親と違う部門/月額5万円 〃 (夫婦就農5万円加算) ・親と同じ部門/月額3万円 〃 新規参入者 ・農業経営を新たに開始するもの/月額5万円 12月を限度(夫婦就農5万円加算)</p> <p>平成13年度補助金額 2名 900,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農業担い手就農促進対策事業実施要綱</p>	<p>名称 入来町高齢者生きがい農業支援補助金</p> <p>目的 高齢者にやさしい農業を確立するとともに魅力と活力ある生き甲斐農業を支援する</p> <p>補助対象(事業内容) 5戸以上の農家</p> <p>補助率・金額 3万から10万円まで</p> <p>平成13年度補助金額 100,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要綱</p>	<p>名称 農業後継者等育成就農支援資金助成金</p> <p>目的 活力に満ちた農業・農村を築くために、その推進役となり次代の本町農業を担う逞しい農業者を長期的視点に立って育成していくことが重要である。そのためには、農家の子弟のみならず、農業内外から幅広く人材を求め、意欲的な就農支援事業促進し、他産業並の労働時間と所得を上げ得る効率的かつ安定的な農業経営を実現する農業者を育成する。</p> <p>補助対象(事業内容) 後継者・新規就農者及びUターン者</p> <p>補助率・金額 単身 50~100千円(月額) 夫婦 100~150千円(月額)</p> <p>平成13年度補助金額 4,920千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農業後継者育成就農支援資金助成金交付規則</p>	<p>東郷町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村</p> <p>該当なし</p>	
				課題・問題点	調整方針案
				<p>(就農支援資金補助金) ・各市町(川内市、樋脇町、祁答院町)において補助金額、補助内容等に違いが見られるため、調整の必要がある。</p> <p>(高齢者生きがい農業支援補助金) ・1町(入来町)単独補助、魅力ある農業経営と農村の活性化のため必要。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1d10 農業制度資金利子補給事業	
協議事業(補助金等)名	農業振興資金利子補給金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 農業振興資金利子補給金</p> <p>目的 振興資金を融資する金融機関に対し、利子補給金を交付することにより、農業の振興及び農業者の生活向上を図るため、資金を借り入れた農業者の利子を軽減し、農業経営の安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 鹿児島県農業振興資金制度実施要領に定める融資対象者</p> <p>補助率・金額 3.0% 1.5%(現在利子補給している2件)</p> <p>平成13年度補助金額 204,043円</p> <p>根拠法令等 農業経営基盤強化促進法 川内市農業近代化資金利子補給金交付規則 川内市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱</p> <p>その他 審査機関 川内市金融運営協議会</p>	<p>名称 農業振興資金利子補給補助金</p> <p>目的 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 農業者に貸付けたる融資機関</p> <p>補助率・金額 鹿児島県農業振興資金利子補給補助金交付要綱第2条第1項の規定による。</p> <p>平成13年度補助金額 なし</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農業振興資金融通規則</p>	<p>名称 農業振興資金利子補給</p> <p>目的 農家等の経営規模拡大、資本整備を図る上で必要な資金の助成を受け低利で融資を受け経営改善の手助けをする</p> <p>補助対象(事業内容) 鹿児島県農業振興資金制度実施要綱に定める関係書類を提出し町長の承認を受けた農業者</p> <p>補助率・金額 県要綱第2条第1項の規定による</p> <p>平成13年度補助金額 265,720円</p> <p>根拠法令等 入来町農業振興資金利子補給補助金交付規則</p>	<p>名称 農業振興資金(制度資金利子補給)</p> <p>目的 農業者の農業経営の改善と生活の向上に必要な資金の融通を円滑に行い、もって農業の振興と農業者の生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 【資金種類】 ・新規農業参入者等支援資金 ・経営安定資金・農用地取得資金 ・村づくり事業資金 対象者は、鹿児島県農業振興資金制度実施要領に定める者とし、補助金交付者は、対象者に対し融資を行った農協とする。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額・平成13年度は2.3%</p> <p>平成13年度補助金額 2件:86,744円</p> <p>根拠法令等 ・鹿児島県農業振興資金融通規則 ・鹿児島県補助金等交付規則 ・鹿児島県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱 ・鹿児島県農業振興資金制度実施要領 ・東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則 ・東郷町農業金融運営協議会規定 その他 【審査機関】 東郷町農業金融運営協議会</p>	<p>名称 農業振興資金利子補給金</p> <p>目的 農業構造改善の推進に伴う農業経営の改善と生活の向上を図るため、祁答院町内に居住する農業者が必要な借入資金に対する利子の一部補給について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 経営基盤確立、経営再建 農地、施設用地取得</p> <p>補助率・金額 県1/2 町1/2</p> <p>平成13年度補助金額 422千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農業振興資金利子補給条例</p>	<p>名称 農業振興資金利子補給金</p> <p>目的 里村居住の農家の借入資金の利子一部補給</p> <p>補助対象(事業内容) 里村条例に基づく</p> <p>補助率・金額 予算の範囲内 6.9%</p> <p>平成13年度補助金額 127,357円</p> <p>根拠法令等 農業振興資金利子補給金交付規則</p>
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
<p>該当なし</p>	<p>名称 農業振興資金利子補給金</p> <p>目的 下甌村居住の農家の借入資金の利子一部補給</p> <p>補助対象(事業内容) 下甌村条例に基づく</p> <p>補助率・金額 鹿児島県が定める農業振興資金利子補給補助事業として採択された基準額から県補助金を控除した額</p> <p>平成13年度補助金額 207,420円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>該当なし</p>	<p>現在の借入者は現行の補助金のまま新市に引き継いでいくものとする。 補給制度については、制度がない村があるため、新市において速やかに制度を設け、新市全域で取り組む。</p>		<p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1a370 認定農業者育成事業	
協議事業(補助金等)名	認定農業者支援事業補助金				
	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	川内市・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
名称 奨農措置奨農助成金	名称 認定農業者活力基盤施設等整備支援事業補助金	名称 認定農業者支援対策事業補助金	名称 認定農業者活力基盤施設等整備支援事業補助金	該当なし	
目的 新規就農者等又は認定農業者が営農改善に必要な機器の導入に要する経費の一部を助成する。	目的 農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、農業従事の態様の改善等の目標を設定した活力ある農業者を支援する	目的 認定農業者が施設補修・整備・機械導入等の経営改善計画に資する事業に助成する。	目的 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取組を進め、効率的かつ安定的な経営体を育成する。		
補助対象(事業内容) (対象者) 認定農業者 施設・機械の一部補助	補助対象(事業内容) 牛舎・育苗施設・トラック・堆肥舎	補助対象(事業内容) (対象者) 認定農業者 施設・機械の一部補助	補助対象(事業内容) 施設・機械等		
補助率・金額 事業費の45%以内(限度額50万円)	補助率・金額 最高100万円	補助率・金額 事業費の1/2以内(限度額30万円)	補助率・金額 1/2補助 1,000千円上限 H15より700千円上限		
平成13年度補助金額 4名 1,294,000円	平成13年度補助金額 3,350,000円	平成13年度補助金額 3名 900,000円	平成13年度補助金額 (2農業者) 2,000千円		
根拠法令等 樋脇町農業担い手就農促進対策事業実施要領	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則	根拠法令等 町認定農業者活力基盤施設等整備支援事業補助金交付規則		
				課題・問題点	調整方針案
				補助金、補助率が市町村間でバラツキがあるので、調整する必要がある。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1a330 農業振興団体補助(農政関係)	
協議事業(補助金等)名	認定農業者研修補助金				
	入来町	入来町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
名称 認定農業者研修補助金	該当なし		1町単独補助、認定農業者会議運営補助金もあり、協議調整が必要である。		4 新市に移行後、速やかに調整する。
目的 家族で研修することにおいて経営方法と技術を習得し経営感覚に優れた効率適安定的な農家経営を目指す。					
補助対象(事業内容) 2泊3日以上1家族					
補助率・金額 最高10万円					
平成13年度補助金額 200,000円					
根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1a430 特産品販売所
協議事業(補助金等)名	農産物販売所運営補助金		
東郷町		東郷町以外の市町村	課題・問題点
名称 農産物販売所運営補助金 目的 販売所の運営に係る補助 補助対象(事業内容) 運営補助 補助率・金額 28,500円*3販売所(鳥丸,南瀬,荒川内) 東郷ふれあい館300,000円 平成13年度補助金額 30,000円*3販売所 根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則 その他 鳥丸,南瀬,荒川内は15年度まで。ふれあい館は16年度まで		該当なし	他の販売所の補助等(委託費を含む)との調整が必要である。 4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1b10 水田農業生産条件整備事業(転作型)		
協議事業(補助金等)名	水田農業生産条件整備事業補助金				
樋脇町		東郷町	樋脇町・東郷町以外の市町村		
名称 水田農業生産条件整備事業 (小規模土地基盤整備事業補助金) 目的 水稲作と転作を適切に組合わせた生産性の高い水田営農を確立するために必要な条件整備を進める。 補助対象(事業内容) 小規模土地基盤整備 補助率・金額 県 1/2 地元 10% 町残 平成13年度補助金額 なし 根拠法令等 水田農業条件整備事業実施要領	名称 水田農業生産条件整備事業 (近代施設整備事業補助金) 目的 水稲作と転作を適切に組合わせた生産性の高い水田営農を確立するために必要な条件整備を進める。 補助対象(事業内容) 近代施設整備 補助率・金額 県 4/10 地元 30% 町残 平成13年度補助金額 7,455,000円 根拠法令等 水田農業条件整備事業実施要領	名称 水田農業生産条件整備事業 (小規模土地基盤整備事業補助金) 目的 稲作の生産性と品質の向上及び転作作物の定着化を促進するため、条件整備を進め生産性の高い水田営農の実現に資する。 補助対象(事業内容) 小規模土地基盤整備事業 補助率・金額 県 1/2, 町 3/10 平成13年度補助金額 なし 根拠法令等 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則	名称 水田農業生産条件整備事業 (近代施設整備事業補助金) 目的 稲作の生産性と品質の向上及び転作作物の定着化を促進するため、条件整備を進め生産性の高い水田営農の実現に資する。 補助対象(事業内容) 近代施設整備事業 補助率・金額 県 1/3, 町 1/6 平成13年度補助金額 なし 根拠法令等 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則	該当なし 課題・問題点 補助率等の調整が必要である。(県事業の市町村上乗せ額の調整)	調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1b60 園芸作物振興施設等設置事業(単独)C1b30 共同利用農機具購入補助事業(野菜、果樹関係)
協議事業(補助金等)名	共同利用農機具購入補助金		
東郷町		東郷町以外の市町村	課題・問題点
名称 特産物生産奨励対策事業補助金	該当なし	特産物生産奨励対策事業補助金 東郷町のみ実施している町単独事業である。 市町村単独事業については、採択条件、要綱等の整備が必要である。	4 新市に移行後、速やかに調整する
目的 特産物の生産に要する経費(共同利用農機具)の補助			
補助対象(事業内容) 町が奨励する特産物で組織的に生産販売する生産者団体及び農家への補助(機械、施設、種苗購入など)			
補助率・金額 1/3			
平成13年度補助金額 0円			
根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則			

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1b60 園芸作物振興施設等設置事業(単独)
協議事業(補助金等)名	園芸施設等設置事業補助金		
川内市		樋脇町	東郷町
名称 レイシ棚設置事業補助金	名称 イチゴ育苗施設導入事業補助金	名称 トンネルゴボウ産地拡大事業補助金	名称 レイシ棚設置事業
目的 市の振興作物であるレイシの栽培用棚が現在竹等で作られているが、これをパイプ等を利用した棚施設にすることで、レイシの生産安定と産地化を図る。	目的 イチゴの育苗に連結ポットを利用することにより、労力軽減、良質の苗生産収穫の早進化を図る。	目的 市の振興作物である新ごぼうの栽培用トンネル施設を助成することで、生産安定と産地化を図る。	目的 畑作振興及び水田を有効に活用しながら、町が指定する推進品目であるレイシの生産安定と産地化を図るため生産基盤の整備を図る(イチゴの関連するものも可)
補助対象(事業内容) レイシ棚の一部助成	補助対象(事業内容) イチゴ育苗施設の一部助成	補助対象(事業内容) トンネル施設の一部助成	補助対象(事業内容) レイシ棚の一部助成 1農家3a以上
補助率・金額 1/2以内	補助率・金額 1/2以内	補助率・金額 市単独 1/2以内	補助率・金額 補助率/町40% 地元60%
平成13年度補助金額 1,453,725円	平成13年度補助金額 1,637,500円	平成13年度補助金額 0円	平成13年度補助金額 107,100円
根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要綱	根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要綱	根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要綱	根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工水産業関係補助金交付規則
		その他 平成14年度からスタート 補助金額 1,300,000円	
			名称 特産物生産奨励対策事業補助金(レイシ棚)
			目的 特産物の生産に要する経費の補助
			補助対象(事業内容) 町が奨励する特産物で組織的に生産販売する生産者団体及び農家への補助(機械、施設、種苗購入など)
			補助率・金額 個人1/3(上限20万) 団体1/3(上限50万)
			平成13年度補助金額 レイシ棚 2件 331,000円
			根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則
			課題・問題点
			(レイシ棚) 補助率等の調整が必要である。類似制度との調整が必要である。
			(イチゴ育苗施設) 川内市のみ実施している事業である。他事業との調整が必要である。
			(トンネルゴボウ) 川内市のみ実施している事業である。類似制度との調整が必要である。
			市町村単独事業については、採択条件、要綱等の整備が必要である。
			調整方針案
			4 新市に移行後、速やかに調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1b70 かごしま園芸タウン条件整備事業		
協議事業(補助金等)名	かごしま園芸タウン条件整備事業補助金					
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村
名称 かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	名称 かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	名称 かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	名称 かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	名称 かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	該当なし	
目的 園芸の一層の発展を図るために、環境にやさしい園芸生産を基本に、高品質・生産安定の推進や機械化一貫体系の確立等による「かごしまブランド産地」の一層の広域化と園芸専作の農家の育成を図る。	目的 園芸の一層の発展を図るため環境にやさしい園芸生産を基本に、高品質・生産安定の推進や機械化一貫体系の確立等による「かごしまブランド産地」の一層の広域化と園芸専作農家の育成を図る。	目的 きんかんの施設整備を行い生産性向上を図り早進化技術の向上及び高品質化を図り経営の安定を図る	目的 かごしまブランド産地育成のための生産等施設整備に要する経費の補助	目的 本町園芸の一層の発展を図るため、環境にやさしい園芸生産を基本に、ハウス等の整備により高品質・生産の安定を図り、露地園芸では機械化一貫体系の確立等により園芸専作農家の育成を図る。		
補助対象(事業内容) ・環境にやさしい生産施設、機械の整備 ・高品質、生産安定施設の整備 ・省力化、機械、小規模基盤の整備	補助対象(事業内容) ・環境にやさしい生産施設・機械の整備 ・高品質・生産安定施設の整備 ・省力化施設・機械・小規模基盤の整備	補助対象(事業内容) ハウス・暖房機・灌水施設	補助対象(事業内容) 生産機械、栽培施設、付帯施設、省力化機械など	補助対象(事業内容) ・環境にやさしい生産施設・機械の整備 ・高品質・生産安定施設の整備 ・省力化施設・機械・小規模基盤の整備	課題・問題点	
補助率・金額 県 1/3以内 市 1/3以内 地元 1/3以内	補助率・金額 県 1/3以内 町 1/3 地元 1/3	補助率・金額 県4/10町2/10	補助率・金額 県1/3、町1/6	補助率・金額 町1/6	補助率等の調整が必要。	
平成13年度補助金額 0円	平成13年度補助金額 0円	平成13年度補助金額 8,975,000円	平成13年度補助金額 2件263,500円	平成13年度補助金額 0円	調整方針案	
根拠法令等 県農政部補助金交付要綱	平成13年度補助金額 いちご高設栽培施設 県 6,726,000円 町 7,018,000円 地元 8,138,000円	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要綱	根拠法令等 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則	平成13年度補助金額 0円	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
その他 市の重点品目 レイシ、トンネルゴボウ、イチゴ、ハウスきんかん、ヤマノイモ、ラッキョウについては、国県の補助事業導入の場合は75%以内、市町村単独事業の場合は50%以内の補助とする。その他の品目については、国県の事業導入の場合は50%以内、単独については1/3以内に調整する。	根拠法令等 かごしま園芸タウン条件整備事業実施要綱			根拠法令等 かごしま園芸タウン条件整備事業実施要綱		

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1b90 中山間等茶産地防霜施設整備事業	
協議事業(補助金等)名	サンライズかごしま茶産地総合整備事業補助金				
	樋脇町	樋脇町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
名称 サンライズかごしま茶産地総合整備事業補助金				対象地区等の調整が必要。県単独事業で、市町村の上乗せ額の調整が必要である。現在は樋脇町のみ取り組みである。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。
目的 一番茶の防除対策について、施設整備を進め茶の生産安定を図る。	該当なし				
補助対象(事業内容) 茶生産安定施設整備					
補助率・金額 国1/2 町1/6 地元1/3					
平成13年度補助金額 0円					
根拠法令等 樋脇町農業近代化施設整備事業実施要綱					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1b60 園芸作物振興施設等設置事業(単独)		
協議事業(補助金等)名	トンネルハウス等設置補助金				
東郷町		祁答院町		東郷町・祁答院町以外の市町村	課題・問題点
<p>名称 環境保全型農業推進事業補助金 (トンネル栽培施設設置事業補助金)</p> <p>目的 環境に優しい農業(減農薬、減化学肥料栽培)を実現する</p> <p>補助対象(事業内容) トンネル栽培施設</p> <p>補助率・金額 1/2補助</p> <p>平成13年度補助金額 251,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則</p>	<p>名称 環境保全型農業推進事業補助金 (一畝ハウス設置事業補助金)</p> <p>目的 環境に優しい農業(減農薬、減化学肥料栽培)を実現する</p> <p>補助対象(事業内容) 一畝ハウス</p> <p>補助率・金額 1/2補助</p> <p>平成13年度補助金額 2件237,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則</p>	<p>名称 トンネルハウス設置事業補助金</p> <p>目的 園芸作物の品質向上と収量増大を図り、もって農家所得の安定と地域活性化に資するため、次の施設を設置する農業者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) トンネルハウス施設</p> <p>補助率・金額 1/3</p> <p>平成13年度補助金額 85,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町園芸作物生産振興施設設置事業補助金交付規則</p>	<p>名称 簡易ハウス設置事業補助金 雨除けハウス設置事業補助金</p> <p>目的 園芸作物の品質向上と収量増大を図り、もって農家所得の安定と地域活性化に資するため、次の施設を設置する農業者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 簡易ハウス施設 雨除けハウス施設</p> <p>補助率・金額 1/3</p> <p>平成13年度補助金額 302,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町園芸作物生産振興施設設置事業補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>(簡易ハウス) 東郷町、祁答院町が実施している事業である。制度内容の調整が必要である。</p> <p>(トンネル栽培施設) 東郷町のみ実施している事業である。類似制度との調整が必要である。</p> <p>(トンネルハウス) 祁答院町のみ実施している事業である。類似制度との調整が必要である。</p> <p>市町村単独事業については、採択条件、要綱等の整備が必要である。</p>
調整方針案					
4 新市に移行後、速やかに調整する。					

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1b80 活力ある中山間地域基盤施設整備事業	
協議事業(補助金等)名	小規模土地基盤整備事業補助金			
川内市	東郷町	川内市・東郷町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 小規模土地基盤整備事業補助金</p> <p>目的 路地ゴボウについては、現在輸入ゴボウや国内産地の動向により価格が低迷し非常に厳しい状況にある。そこでトンネルゴボウ栽培用施設を設置し、一層の産地化を図ることでゴボウ栽培の雨下の経営安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) トンネル施設の一部助成</p> <p>補助率・金額 県 40%以内 市 35%</p> <p>平成13年度補助金額 県 780,000円 市 1,170,000円</p> <p>根拠法令等 農農政部補助金要綱</p>	<p>名称 小規模土地基盤整備事業</p> <p>目的 地域の特性を活かした収益性の高い農業や農産加工を推進するため生産基盤の整備や、地域特産品の販売拡大等を図るための都市住民等と農村の交流を促進する施設の整備を総合的に推進し、小規模でも地域の主たる産業である農業・農業関連産業の振興を通じた地域活性化に資する。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 県 1/2 町 3/10</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部補助金要綱 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>県補助事業で、市町村の上乗せ額の調整が必要。地域指定を受けていないと、事業に取り組めないが、樋脇町だけ地域指定されていない、今後の取り扱いについて、県との協議が必要になる。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1b80 活力ある中山間地域基盤施設整備事業	
協議事業(補助金等)名	活力ある中山間地域基盤施設整備事業・農産加工施設整備事業補助金・体験交流施設整備事業				
川内市	入来町	東郷町		祁答院町	
<p>名称 活力ある中山間地域基盤施設整備事業</p> <p>目的 路地ゴボウについては、現在輸入ゴボウや国内産地の動向により価格が低迷し非常に厳しい状況にある。そこでトンネルゴボウ栽培用施設を設置し、一層の産地化を図ることでゴボウ栽培の雨下の経営安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) トンネル施設の一部助成 1地区30a以上で3戸以上が採択条件</p> <p>補助率・金額 県・市と併せて75%以内(県40%以内・市35%)</p> <p>平成13年度補助金額 県 968,000円 市 909,000円</p> <p>根拠法令等 県農政部補助金交付要綱 川内市農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 活力ある中山間地域基盤施設整備事業</p> <p>目的 新しい特産品として、ブルーベリーを植栽し安定的計画的栽培体系の確立を目指すとともに地域農業の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) KPkハウス養液栽培システム1,098㎡ 管理倉庫138.1㎡</p> <p>補助率・金額 県40・町20</p> <p>平成13年度補助金額 12,256,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱</p>	<p>名称 活力ある中山間地域基盤施設整備事業</p> <p>目的 地域の特性を活かした収益性の高い農業や農産加工を推進するため生産基盤の整備や、地域特産品の販売拡大等を図るための都市住民等と農村の交流を促進する施設の整備を総合的に推進し、小規模でも地域の主たる産業である農業・農業関連産業の振興を通じた地域活性化に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) ビニールハウス</p> <p>補助率・金額 県1/3 町1/6</p> <p>平成13年度補助金額 7,028,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部補助金要綱 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 農産加工施設整備事業</p> <p>目的 地域の特性を活かした収益性の高い農業や農産加工を推進するため生産基盤の整備や、地域特産品の販売拡大等を図るための都市住民等と農村の交流を促進する施設の整備を総合的に推進し、小規模でも地域の主たる産業である農業・農業関連産業の振興を通じた地域活性化に資する。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 県4/10 町1/6</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部補助金要綱 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 体験交流施設整備事業</p> <p>目的 地域の特性を活かした収益性の高い農業や農産加工を推進するため生産基盤の整備や、地域特産品の販売拡大等を図るための都市住民等と農村の交流を促進する施設の整備を総合的に推進し、小規模でも地域の主たる産業である農業・農業関連産業の振興を通じた地域活性化に資する。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 県4/10 町1/6</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部補助金要綱 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 体験交流施設整備事業</p> <p>目的 町内の特産品、新鮮な農産物等を販売し、都市住民との交流の場となる拠点施設としての体験交流施設を整備し、園芸振興会等の活動支援、農産物加工品及び地域特産品等の販売支援を行い、町民所得の向上と地域の活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 祁答院町より道広場特産品直売所 事業量：木造平屋建1棟 173.87㎡ 設計監理委託料 一式 備品購入 一式</p> <p>補助率・金額 県40% 町60%</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱</p>
樋脇町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村		課題・問題点		調整方針案	
該当なし		<p>県補助事業で、市町村の上乗せ額の調整が必要。 地域指定を受けていないと、事業に取り組めないが、樋脇町だけ地域指定されていない。今後の取り扱いについて、県との協議が必要になる。</p>		<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1b100 活動火山周辺地域防災営農対策事業	
協議事業(補助金等)名	降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助金			
樋脇町		入来町		東郷町
<p>名称 降灰防止・降灰除去施設等整備事業</p> <p>目的 桜島の降灰等による農作物被害を軽減するため、防災営農施設整備事業に基づき被覆施設洗浄施設等の整備を行い、被害農業者の経営安定と地域農業の健全な発展に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) ・防災営農施設整備計画の対象地域であること ・受益戸数 3戸以上 ・受益面積 概ね1.5ha以上</p> <p>補助率・金額 国県75%以内、町5%、地元20%</p> <p>平成13年度補助金額 イチゴハウス本体施設 国県 12,048,000円 町 803,000円 地元 3,214,000円</p> <p>根拠法令等 活動火山対策特別措置法 活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領</p>	<p>名称 降灰防止・降灰除去施設等整備事業</p> <p>目的 桜島の降灰等による農作物被害を軽減するため、防災営農施設整備事業に基づき被覆施設洗浄施設等の整備を行い、被害農業者の経営安定と地域農業の健全な発展に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 防災営農施設整備計画の対象地域であること。</p> <p>補助率・金額 国50%、県25%、町5%</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 活動火山対策特別措置法・活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領</p>	<p>名称 降灰防止・降灰除去施設等整備事業</p> <p>目的 防災営農施設整備計画を実現すること</p> <p>補助対象(事業内容) 被覆栽培施設など</p> <p>補助率・金額 国50%、県25%、町5%</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱 東郷町経済課の所管にかかる補助金交付規則</p>		
祁答院町		川内市・里村・上甕村・下甕村・鹿島村		課題・問題点
<p>名称 降灰防止・降灰除去施設等整備事業</p> <p>目的 活動火山の降灰により、飼料作物の品質が低下し、家畜の嗜好性に影響を及ぼしている。降灰の影響を軽減するため共同利用機械を導入し、作業の効率化及び飼料作物の適期刈り取りによる良質粗飼料の確保を図り低コスト生産に努める。</p> <p>補助対象(事業内容) 飼料作物収穫調整用機械 トラクター、ディスクモア、ロータリテッダ、ロールベアラ、ラッピングマシン、マニュアルスプレッダ、ライムソーワ</p> <p>補助率・金額 国 1/2 県 1/4 町 1/20 地元 4/20</p> <p>平成13年度補助金額 事業費 7,843千円 国庫補助金 3,921千円 県補助金 1,960千円 町補助金 392千円 地元負担金 1,570千円</p> <p>根拠法令等 町農林業・観光・商工業振興対策費補助金交付規則</p>	該当なし		<p>上乗せ補助分の調整が必要。 補助率の高い事業であるが、川内市が地域指定を受けていないため、新市全体が事業対象地域となるか協議が必要である。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1d10 農業制度資金利子補給事業		
協議事業(補助金等)名	農業近代化資金等利子補給金					
川内市		樋脇町		東郷町		入来町
<p>名称 市農業近代化資金利子補給金</p> <p>目的 近代化資金を受ける金融機関に対し、利子補給金を交付することにより、借り入れ農業者の利子を軽減し、農業経営の安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 近代化資金を貸し付ける融資機関</p> <p>補助率・金額 交付規則第2条第1項に掲げる資金年1%以内 重点地区の村づくり事業に必要な資金年1.5%以内 平成13年度補助金額 177,041円</p> <p>根拠法令等 農業経営基盤強化促進法 川内市農業近代化資金利子補給金交付規則 川内市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱</p>	<p>名称 農業経営基盤強化資金利子補給金</p> <p>目的 農業経営基盤強化資金の貸し付けを受けている農業者等に対し、利子助成金を交付することにより、その経営基盤強化を図り農業の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 特別融資制度推進会議において資金利用計画が認定された農業者等。</p> <p>補助率・金額 年0.185%</p> <p>平成13年度補助金額 859,992円</p> <p>根拠法令等 農業経営基盤強化促進法 川内市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱</p>	<p>名称 農業近代化資金利子補給補助金</p> <p>目的 農業近代化資金助成法の定めるところによる農業者に対して、規定の定めるところにより利子補給する。 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 農業者に貸付けたる融資機関</p> <p>補助率・金額 (一般)1.0%以内 (中核農家)1.5%以内 平成13年度補助金額 413,063円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県農業振興資金通規則 農山漁村経営改善資金融通事務取扱要綱</p>	<p>名称 農山漁村経営改善資金利子補給補助金</p> <p>目的 農業者が農業振興のため借入した場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 農業者に貸付けたる融資機関</p> <p>補助率・金額 年1.5%以内(利子補給契約の締結)</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農山漁村経営改善資金利子補給補助金交付規則</p>	<p>名称 農業近代化資金(制度資金利子補給)</p> <p>目的 農業者の農業経営の改善と生活の向上に必要な資金の融通を円滑に行い、もって農業の振興と農業者の生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 【資金種類】1～7号資金</p> <p>補助率・金額 年1%以内</p> <p>平成13年度補助金額 534,663円</p> <p>根拠法令等 ・農業近代化資金助成法・農業近代化資金助成法施行令 ・農業近代化資金融通措置要綱・鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱・農業近代化資金制度実施要領・東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則・東郷町農業金融運営協議会規定</p>	<p>名称 農業近代化資金利子補給</p> <p>目的 農家等の経営規模拡大、資本整備を図る上で必要な資金の助成を受け低利で融資を受け経営改善の手助けをする</p> <p>補助対象(事業内容) 農業近代化資金利子補給承認申請書に県要領代の1に定める書類を添えて町長の承認をうけた融資機関</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 1,160,175円</p> <p>根拠法令等 入来町農業近代化資金利子補給補助金交付規則</p>	<p>名称 農業経営基盤強化資金利子助成補助金</p> <p>目的 農業者の農業経営の基盤強化</p> <p>補助対象(事業内容) 農地取得、施設、機械購入、家畜等の導入</p> <p>補助率・金額 2%以内</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 入来町農業経営基盤強化資金利子助成金交付規則</p>
祁答院町		里村・上甕村・下甕村・鹿島村		課題・問題点		調整方針案
<p>名称 農業近代化資金利子補給金</p> <p>目的 農業構造改善の推進に伴う農業経営の改善と生活の向上を図るため、祁答院町内に居住する農業者が必要な借入資金に対する利子の一部補給について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 農機具・施設等の取得</p> <p>補助率・金額 1%</p> <p>平成13年度補助金額 982千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農業振興資金利子補給条例</p>	<p>名称 農業経営基盤強化資金利子補給金</p> <p>目的 農業者の農業経営の基盤強化</p> <p>補助対象(事業内容) 農地取得、施設、機械購入、家畜等の導入</p> <p>補助率・金額 国0.38% 県0.185% 町0.185%</p> <p>平成13年度補助金額 10,668円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農業経営基盤強化資金利子助成金交付規則</p>	<p>該当なし</p>		<p>自治体により補給率が異なること、制度を設けていない自治体があるため、新市において速やかに制度を設ける必要がある。</p>		<p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1d20 就農支援資金償還助成事業
協議事業(補助金等)名	就農支援資金償還金助成補助金		
樋脇町	東郷町	祁答院町	川内市・入来町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
名称 就農支援資金償還金助成補助金	名称 就農支援資金償還助成補助金	名称 就農支援資金償還助成補助金	該当なし
目的 就農候補者の円滑な就農を促進し、新規就農者の確保を図るため、就農支援資金貸付金に係る償還金について予算の範囲内において助成金を交付する。	目的 本町農業の健全な発展と農村の活性化を図るため、「青年の就農促進のための資金の貸付けに関する特別措置法」第2条に定める就農支援資金借受者の就農初期段階における負担を軽減し、円滑な就農を促進するための償還金の一部を助成し、将来の本町農業の中核的な担い手となる新規就農者の確保を図ることを目的とする。	目的 本町農業の健全な発展と農村の活性化を図るため、借受者の就農初期段階における負担を軽減し、円滑な就農を促進するため償還の一部を助成する。	
補助対象(事業内容) (対象者) 本町に住所を有し、かつ、生活基盤が町内にある就農者なお、就学生にあっては、本町に住所及び居所をゆうする者の子弟であること。	補助対象(事業内容) (対象者) ・鹿児島県就農支援資金貸付金償還助成制度の対象者。・就農期間が5年以上の者。・農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者又は、認定を受けることが確実であると見込まれる者。・町内に居住する者	補助対象(事業内容) 資金借受者の償還の一部を助成する	
補助率・金額 償還金の三分の二相当額を助成する。(うち県が1/3を助成)	補助率・金額 (補助率) 毎年度償還額の2/3。限度額220万円 「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則」に定める第4条1項に定める研修終了後就農する者については、320万円。 平成13年度補助金額 実績なし 根拠法令等 ・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 ・鹿児島県就農支援資金貸付金貸付等要領 ・東郷町就農支援資金償還助成に係る補助金交付規則 その他 平成16年度から28年度まで債務負担行為 3,699,992円(うち県補助金 1,849,996円)	補助率・金額 県1/3 町1/3 平成13年度補助金額 H16年より対象	
平成13年度補助金額 0円		根拠法令等 祁答院町就農支援資金償還助成に係る補助金交付規則	
根拠法令等 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 就農支援資金貸付金に関する償還金助成交付規則			
		課題・問題点	調整方針案
		制度のない市町村があるので調整が必要。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1d40 地域農業システム化総合対策事業
協議事業(補助金等)名	地域農業経営確立事業補助金		
樋脇町	樋脇町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
名称 地域農業経営確立事業補助金	該当なし	樋脇町が実施している。県の要綱上では、上乗せ補助が定められているので、上乗せ補助(1/6以上)の検討が必要である。	4 新市に移行後、速やかに調整する。
目的 関係機関、団体が一体となって地域農業システムの普及・啓発を総合的に推進すると共に具体的なシステムの実現に向けた実践活動への支援並びに農作業受委託や共同利用等に必要農業用機械・施設の整備を進める。			
補助対象(事業内容) 集落営農活動組織等が行う農地利用や農作業受委託・共同作業などに必要な農業用機械・施設の整備を行う。			
補助率・金額 県1/3以内、市町村1/6以上とする。			
平成13年度補助金額 なし。平成14年度 町1,695千円			
根拠法令等 地域農業システム化総合対策事業実施要領			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業委員会分科会		業務コード・NO、事務事業名	C2a40 農業者年金業務	
協議事業(補助金等)名	農業者年金受給者会補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
名称 農業者年金受給者会補助金	名称 町農業者年金受給者会活動補助金	名称 町農業者年金受給者会運営助成金	名称 町農業者年金受給者会活動推進費	該当なし	
目的 農業者年金受給者会組織運営のための助成	目的 農業者年金受給者会組織運営のための助成	目的 農業者年金受給者会組織運営のための助成	目的 農業者年金受給者会組織運営のための助成		
補助対象(事業内容) 川内市農業者年金受給者会	補助対象(事業内容) 樋脇町農業者年金受給者会	補助対象(事業内容) 入来町農業者年金受給者会	補助対象(事業内容) 東郷町農業者年金受給者会		
補助率・金額 農業者年金業務委託費 60,000円を補助金に充てる。	補助率・金額 農業者年金業務委託費 60,000円を補助金に充てる。	補助率・金額 35,000円 (農業者年金業務委託費のうち実績に応じて交付する。)	補助率・金額 農業者年金業務委託金 60,000円を補助金に充てる。	課題・問題点	調整方針案
平成13年度補助金額 60,000円	平成13年度補助金額 60,000円	平成13年度補助金額 35,000円	平成13年度補助金額 60,000円	県からの委託金を補助金にあてる市町が多い。合併後の委託金の取扱いが不明である。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
根拠法令等 国からの委託金のため使用目的が限定されている。	根拠法令等 国からの委託金のため使用目的が限定されている。	根拠法令等 国からの委託金のため使用目的が限定されている。	根拠法令等 国からの委託金のため使用目的が限定されている。		

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業委員会分科会		業務コード・NO、事務事業名	C2a70 農地流動化促進事業(単独)	
協議事業(補助金等)名	農地流動化促進事業補助金				
樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	川内市・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
名称 農地流動化促進事業補助金	名称 農地流動促進事業補助金	名称 東郷町農用地利用集積促進事業奨励補助金	名称 農地流動化担い手育成促進事業補助金	該当なし	
目的 農地の賃貸借により規模拡大を目指す担い手農業者及び貸付者に対し補助金を交付することにより農地流動化の促進及び農業者の育成確保を図る。	目的 奨励補助金を交付することにより、農地流動化の促進と、農業の中核担い手の育成確保を図り、もって農地の生産性向上の円滑な推進に資することを目的とする。	目的 町内の農地流動化の促進及び農家中核的担い手の育成、農地の集約拡大を図り、もって、本町農地の有効利用と農業の生産性向上及び他産業並の所得の向上に資することを目的とする。	目的 農地流動化を促進するため、農業経営基盤強化法及び農地法に基づき農業委員会の許可を受けて、町内の認定農業者や担い手農業者が1回に10アール以上の農地を借りた場合奨励金を交付する。		
補助対象(事業内容) 農地法・農業経営基盤強化促進法による3年以上の賃貸借で40a以上の耕作面積のある借手農家が、原則として農振農用地区域内農地を1回に10a以上設定する場合、貸人及び借人に交付する。(同一農地に1回限り)	補助対象(事業内容) 農地の5年以上の賃貸と一度に概ね10a以上行った町内の規模拡大を目指す借手農家及び貸し手農家	補助対象(事業内容) 経営規模拡大を目指す中核的担い手農家等	補助対象(事業内容) 50アール以上を耕作する中核的担い手の農業者の育成確保を図るもので、農地の借り手に助成金を支給する。	課題・問題点	調整方針案
補助率・金額 一般 賃貸人 賃借人 3~5年以内 4,000円 5,000円 6~9年以内 7,000円 10,000円 10年以上 10,000円 15,000円 認定農家・担い手 賃貸人 賃借人 3~5年以内 5,000円 7,000円 6~9年以内 10,000円 15,000円 10年以上 15,000円 15,000円	補助率・金額 1.新規設定(10a当り) 借人 10,000円 貸人 5,000円 2.再設定(10a当り) 借人 6,000円 貸人 3,000円 但し、貸借期間5年を未たずに解約された場合は、年割返還とする。 平成13年度補助金額 3,034,000円	補助率・金額 新規契約 賃貸人 賃借人 3~5年以内 5,000円 7,000円 6~9年以内 10,000円 15,000円 10年以上 15,000円 25,000円 更新契約 賃貸人 賃借人 3~5年以内 4,000円 6,000円 6~9年以内 8,000円 12,000円 10年以上 10,000円 18,000円 永年作物と連担農地の契約については別に金額が定められている。 平成13年度補助金額 831,100円	補助率・金額 契約期間 田 畑 3年から5年 5,000円 2,500円 6年から9年 10,000円 5,000円 10年以上 15,000円 7,500円 【10アール当たりの補助金】 平成13年度補助金額 1,773,000円	現在4町のみが実施している。東郷町の金額、内容等の制度が充実している。	2 合併時に、東郷町の例により調整する。
平成13年度補助金額 872,000円 根拠法令等 樋脇町農地流動化促進事業補助金交付要綱	根拠法令等 農業経営基盤強化促進法 入来町農地流動化担い手育成促進事業助成金交付要綱	根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則	根拠法令等 農業経営基盤強化法・農地法・祁答院町農地流動化支援事業補助金交付規則		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業土木分科会	業務コード・NO、事務事業名	C3e10 新市単独補助金(土地改良事業補助金)	
協議事業(補助金等)名	土地改良事業等補助金			
樋脇町	東郷町	祁答院町	課題・問題点	
調整方針案				
<p>名称 小規模土地改良事業補助金</p> <p>目的 農業用施設の新設改良等により、農業経営の省力化、安定化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 農業用施設の小規模な土地改良事業に対し、事業費の一部を補助する。(受益者3名以上の受益地に関わる箇所)</p> <p>補助率・金額 町 3分の2 受益者 3分の1</p> <p>平成13年度補助金額 2,988,800円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業・観光商工水産関係補助金交付規則</p>	<p>名称 町単独土地改良補助金</p> <p>目的 産業の振興を図るため、個人及び団体が行い、規則で定める事業に要する経費に対し補助を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 農道新設改良、橋梁、頭首工、用排水路、暗渠工事、農地造成、他(農道100m以上、受益戸数2戸以上・農地造成は町指定作物の植え付け。)</p> <p>補助率・金額 直営は労務費40%以内、資材費60%以内 請負は工事費の60%以内</p> <p>平成13年度補助金額 1,836,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 町単独暗渠排水事業補助金</p> <p>目的 個人及び団体において行う土木、耕地事業で公益上必要と認められたもの。</p> <p>補助対象(事業内容) 道路及び付属物の新設改良補修 水路改修、水利施設の新設 暗渠・明渠排水の新設改良</p> <p>補助率・金額 道路、橋梁、水路改修、水利施設等の改修100分の50以内 新設100分の60以内 暗渠排水新設改良100分の50以内</p> <p>平成13年度補助金額 629,900円</p> <p>根拠法令等 祁答院町土木耕地事業推進補助規程</p>	<p>各市町村独自の補助制度を行っており、事業内容等も異なっている。事業内容の検討、事務手順等の調整・統一が必要である。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業土木分科会	業務コード・NO、事務事業名	C3b30 土地改良事業償還金助成事務
協議事業(補助金等)名	農道舗装事業補助金		
川内市	川内市以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 農道舗装事業補助金</p> <p>目的 農業用施設の小規模な新設改良等による農業経営の省力化・安定化を図るための借入金に対する償還金助成</p> <p>補助対象(事業内容) 農道舗装事業借入金償還分(債務負担行為分) 平成18年度完済予定</p> <p>補助率・金額 債務負担行為に示された額 (平成18年度で完了予定)</p> <p>平成13年度補助金額 17,156,813円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>債務負担行為を設定しており、今後も継続の必要がある。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業土木分科会		業務コード・NO、事務事業名	C3b50 土地改良区の補助・育成	
協議事業(補助金等)名	土地改良区補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 市土地改良区補助金</p> <p>目的 土地改良区の円滑な運営に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市土地改良区への補助 運営補助金</p> <p>補助率・金額 運営に必要な経費</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 小野土地改良区年間通水補助金</p> <p>目的 生活用水流入による水質汚濁等を防止して 環境美化に努めるため用水路の通水を年間 を通して行うもの。</p> <p>補助対象(事業内容) 小野土地改良区への補助、稲作期間外の 通水補助</p> <p>補助率・金額 定額補助 51,000円</p> <p>平成13年度補助金額 51,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業・観光商工水産業関係補助金 交付規則</p>	<p>名称 町土地改良推進補助金</p> <p>目的 土地改良区の円滑な運営に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 入来町土地改良区への補助 職員業務補助</p> <p>補助率・金額 運営に必要な経費</p> <p>平成13年度補助金額 5,248,680円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金交付事務取扱要領</p>	<p>名称 町土地改良事務補助金</p> <p>目的 土地改良区の円滑な運営に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 山田土地改良区・南瀬土地改良区事務費補 助</p> <p>補助率・金額 定額補助 山田土地改良区 400,000円 南瀬土地改良区 500,000円</p> <p>平成13年度補助金額 900,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規 則</p>	<p>名称 土地改良区育成補助金 土地改良区施設維持管理補助金</p> <p>目的 土地改良区の健全な育成を図る。 土地改良区の施設の適正な管理を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 祁答院町土地改良区への補助、会議運営、 職員業務委託(職員が事務を補助)、祁答院町 土地改良区の施設の維持管理</p> <p>補助率・金額 運営に必要な経費 維持管理に必要な経費</p> <p>平成13年度補助金額 3,358,000円 340,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業・観光・商工業振興費補助金 交付規則 祁答院町課設置条例 祁答院町処務規則</p>	該当なし
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
該当なし	該当なし	該当なし	補助金・事務関係全般について各市町村の土地改良区への関わり合い方が異なるため、 時間をかけて調整を行う必要がある。		5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随 時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業土木分科会	業務コード・NO、事務事業名	C3b10 土地改良関係負担金・補助金等		
協議事業(補助金等)名	幹線排水路利子等補給金				
祁答院町					
名称 中原幹線排水路利子補給金	名称 中原暗渠排水路利子補給金	名称 宇ヶ石幹線排水路利子補給金	名称 第二中武暗渠排水路利子補給金	名称 黒木県ば農道舗装土地改良賦課金	名称 城北地区排水路利子補給金
目的 各種土地改良団体の円滑な事業運営に資する。	目的 各種土地改良団体の円滑な事業運営に資する。	目的 各種土地改良団体の円滑な事業運営に資する。	目的 各種土地改良団体の円滑な事業運営に資する。	目的 各種土地改良団体の円滑な事業運営に資する。	目的 各種土地改良団体の円滑な事業運営に資する。
補助対象(事業内容) 借入償還金の利子補給	補助対象(事業内容) 借入償還金の利子補給	補助対象(事業内容) 借入償還金の利子補給	補助対象(事業内容) 借入償還金の利子補給	補助対象(事業内容) 借入償還金の利子補給	補助対象(事業内容) 借入償還金の利子補給
補助率・金額 償還金の額	補助率・金額 償還金の額	補助率・金額 償還金の額	補助率・金額 償還金の額	補助率・金額 償還金の額	補助率・金額 償還金の額
平成13年度補助金額 378,080円	平成13年度補助金額 9,040円	平成13年度補助金額 85,420円	平成13年度補助金額 96,140円	平成13年度補助金額 1,565,570円	平成13年度補助金額 222,560円
根拠法令等 債務負担行為	根拠法令等 債務負担行為	根拠法令等 債務負担行為	根拠法令等 債務負担行為	根拠法令等 債務負担行為	根拠法令等 債務負担行為
祁答院町		川内市・樋脇町・入来町・東郷町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村		課題・問題点	
名称 第二中武線幹線排水路利子補給金	該当なし		課題・問題点		調整方針案
目的 各種土地改良団体の円滑な事業運営に資する。			利子補給金や賦課金については、債務負担行為を設定しており、継続する必要がある。		1 現行のまま新市に引き継ぐ。
補助対象(事業内容) 借入償還金の利子補給					
補助率・金額 償還金の額					
平成13年度補助金額 982,130円					
根拠法令等 債務負担行為					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業土木分科会	業務コード・NO、事務事業名	C3c50 農村公園維持管理
協議事業(補助金等)名	農村公園管理運営補助金		
樋脇町		樋脇町以外の市町村	
名称 倉野農村公園管理運営補助金 目的 農村公園の適正な維持管理に資する。 補助対象(事業内容) 管理運営補助(清掃,遊具点検,水道料,電気料) 補助率・金額 運営に必要な金額 平成13年度補助金額 192,000円 根拠法令等 樋脇町補助金交付規則 樋脇町農村公園の設置及び管理に関する条例	名称 藤本農村公園管理運営補助金 目的 農村公園の適正な維持管理に資する。 補助対象(事業内容) 管理運営補助(清掃,遊具点検,水道料,電気料) 補助率・金額 運営に必要な金額 平成13年度補助金額 197,000円 根拠法令等 樋脇町補助金交付規則 樋脇町農村公園の設置及び管理に関する条例	該当なし	課題・問題点 各市町村で管理方法が異なるため、時間をかけた調整が必要である。 調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業土木分科会	業務コード・NO、事務事業名	C3b10 土地改良関係負担金・補助金等
協議事業(補助金等)名	特産品販売所管理組合補助		
東郷町		東郷町以外の市町村	
名称 藤川特産品販売所管理組合補助金 目的 各種土地改良関係団体の適正な事業運営に資する。 補助対象(事業内容) 運営補助(バーコード設置補助) 補助率・金額 定額補助 400,000円 平成13年度補助金額 400,000円 根拠法令等 東郷町経済課所管に係る補助金交付規則	該当なし	課題・問題点 機器リースの補助金で平成16年度まで支払いする必要がある。 調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業土木分科会	業務コード・NO、事務事業名	C3f30 市単独農地農業用施設災害復旧事業	
協議事業(補助金等)名	単独農地農業用施設災害復旧事業			
川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
<p>名称 市単独農地農業用施設災害復旧事業</p> <p>目的 現年公共災害復旧事業で工事費40万円に満たない被災かつ13万円以上の災害復旧事業を行い、原形復旧、効用回復を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 異常な天然現象による農地農業用施設の災害復旧事業(施設災害のみ)</p> <p>補助率・金額 農業用施設のみ実施 市100%</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 町単独農地農業用施設災害復旧事業</p> <p>目的 国の災害指定を受けた年度の気象災害において、公共災害復旧の適用を受けない災害について、復旧事業を行う者に対して事業補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 異常な天然現象による農地災害復旧事業及び農林道・用排水路等復旧事業</p> <p>補助率・金額 農地:事業費から10万円を控除した額の2分の1(千円未満切り捨て) 農林道等:事業費から10万円を控除した額の3分の2(千円未満切り捨て)</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 樋脇町単独農地等災害復旧事業補助金交付要綱</p>	<p>名称 町単独農地農業用施設災害復旧事業</p> <p>目的 自然災害を受けた農用地等の内公共災害の対象とならないものについて、災害復旧工事を自ら実施した者についてその事業費の一部を補助する。</p> <p>補助対象(事業内容) 異常な天然現象による農地及び農業用施設の災害復旧事業</p> <p>補助率・金額 農地:事業費に2分の1を乗じた額の範囲内(千円未満切り捨て) 農業用施設:事業費に3分の2を乗じた額の範囲内(千円未満切り捨て)</p> <p>平成13年度補助金額 198,000円</p> <p>根拠法令等 入来町単独農地等災害復旧事業補助金交付要綱</p>	<p>課題・問題点 各市町村農地や農業用施設に対する制度に違いがあり、また制度のある団体、ない団体があり、調整を行う必要がある。</p>	<p>調整方針案 3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 農業土木分科会	業務コード・NO、事務事業名	C3i40 特別災害復旧事業	
協議事業(補助金等)名	特別災害復旧事業			
川内市	川内市以外の町村		課題・問題点	
<p>名称 特別災害復旧事業</p> <p>目的 自然災害に対する復旧の促進を図り、早い時期での原形復旧を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 公共災害復旧の対象とならない民有地について農地及び宅地等の崩土除去や埋戻しの経費の一部を補助する。</p> <p>補助率・金額 75,000未満:25,000円を控除した額 75,000以上300,000以下:3分の2 300,000超:200,000円</p> <p>平成13年度補助金額 333,000円</p> <p>根拠法令等 川内市特別災害復旧補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>		<p>課題・問題点 災害復旧事業という性質上、速やかに関係部署と調整を図る必要がある。</p>	<p>調整方針案 3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1f10 生産総合対策事業(畜産ハード)
協議事業(補助金等)名	生産総合対策事業(自給飼料増産総合対策事業)		
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 自給飼料増産総合対策事業補助金</p> <p>目的 国産稲わらの有効活用を図るため、畜産農家と稲作農家の連携により稲わらの確保を進め、飼料作物等栽培利用機械の導入により畜産農家の経営安定を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ヘーベラー、テッドレーキの飼料作物及び稲ワラの作業機械導入に係わる補助(農家負担軽減)。</p> <p>補助率・金額 国 50%・市 15%・事業主体 35%</p> <p>平成13年度補助金額 13年度実績 0円</p> <p>根拠法令等 生産振興総合対策事業実施要綱及び生産振興総合対策事業実施要領</p>		該当なし	<p>川内市だけの事業である。各市町の補助率(上乗せ分)に相違が見られる。</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1f10 生産総合対策事業(畜産ハード)
協議事業(補助金等)名	畜産経営活性化事業		
入来町		入来町以外の市町村	課題・問題点
<p>名称 畜産経営活性化事業</p> <p>目的 新規就農者の確保・育成を推進するとともに遊休畜舎の有効活用を図ることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 事業主体が離農者等から買い入れた施設・機械を改修・整備後に新規就農者に一定期間貸付しその後譲渡販売する。</p> <p>補助率・金額 家畜飼養施設の補修・改修増築 農業機械の購入・修理(中古機械限る) 家畜の導入(1頭当350,000円を限度)</p> <p>平成13年度補助金額 13年度実績 0円</p> <p>根拠法令 生産振興総合対策事業実施要綱及び生産振興総合対策事業実施要領</p>		該当なし	<p>入来町のみ実施しており、現在、債務負担行為にて補助金の支出がなされている。</p> <p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産		業務コード・NO、事務事業名	C1f20 生産総合対策事業(畜産ソフト)	
協議事業(補助金等)名	生産総合対策事業(畜産ソフト)				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町		
<p>名称 資源循環型畜産確立対策事業</p> <p>目的 畜産の総合的な振興を推進するため、本庁の畜産振興施策等について協議指導を行い、環境条件の整備、管理技術の修得により所得向上、畜産経営の安定化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・畜産振興総合対策推進協議会 ・現地指導 ・啓発活動 ・町内実態調査</p> <p>補助率・金額 国: 50%以下 市: 50%</p> <p>総事業費 468,000円 国補助金 233,000円 (平成15年より)</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等 県補助金等交付規則・県農政部の所管に係る補助金交付要綱・生産振興総合対策基本要綱・要領・川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 畜産振興総合対策推進指導事業</p> <p>目的 地域内の畜産振興を総合的に推進するために、県及び関係機関団体と一体となり、推進会議の開催・現地指導・実態調査などを実施する。</p> <p>補助対象(事業内容) ・推進会議の開催・現地指導・実態調査</p> <p>補助率・金額 国: 1/2</p> <p>平成13年度補助金額 ・市町村畜産振興総合対策推進指導事業 事業費: 301,475円 国庫: 144,000円 ・資源循環型畜産確立対策指導事業 事業費: 400,088円 国庫: 200,000円</p> <p>根拠法令等 生産振興総合対策事業実施要綱及び実施要領</p>	<p>名称 町村畜産振興総合対策推進指導事業</p> <p>目的 畜産の総合的な振興を推進するため、本町の畜産振興施策等について協議指導を行い、環境条件の整備、管理技術の修得により所得向上、畜産経営の安定化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・畜産振興総合対策推進協議会 ・現地指導 ・啓発活動 ・町内実態調査</p> <p>補助率・金額 1/2</p> <p>平成13年度補助金額 町費 252,168円</p> <p>根拠法令等 生産振興総合対策事業実施要綱及び実施要領</p>	<p>名称 資源循環型畜産確立対策推進事業</p> <p>目的 畜産の健全な発展を図るため、家畜糞の適正処理に努める。 家畜飼育頭羽数の規模に適切な施設整備を指導し、堆肥の自給飼料作物生産のための土地還元と地域耕種農家との連携による循環型農業を推進する。</p> <p>補助対象(事業内容) ・家畜排泄物処理施設整備推進協議会 ・地域資源活用調査 ・堆きゅう肥需要動向調査 ・実証ほでの展示 ・成分等分析</p> <p>補助率・金額 1/2</p> <p>平成13年度補助金額 資源循環型畜産確立対策推進事業 事業費: 502,814円 国: 1/2 250,000円 ・飼料生産対策事業 事業費: 403,261円 国: 1/2 200,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 市町村畜産振興総合対策推進指導事業</p> <p>目的 畜産の総合的な振興を推進するため、本庁の畜産振興施策等について協議指導を行い、環境条件の整備、管理技術の修得により所得向上、畜産経営の安定化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・地域内の畜産振興を総合的に推進するために、県及び関係機関団体と一体となり、推進会議の開催・現地指導・実態調査などを実施する。</p> <p>補助率・金額 国: 1/2 町1/2以上</p> <p>平成13年度補助金額 事業費: 341,312円</p> <p>根拠法令等 県補助金等交付規則、県農政部の所管に係る補助金等交付要綱・生産振興総合対策基本要綱・要領、東郷町補助金等交付規則</p>	<p>名称 資源循環型畜産確立対策推進事業</p> <p>目的 畜産の健全な発展を図るため、家畜糞の適正処理に努める。 家畜飼育頭羽数の規模に適切な施設整備を指導し、堆肥の自給飼料作物生産のための土地還元と地域耕種農家との連携による循環型農業を推進する。</p> <p>補助対象(事業内容) ・畜産の健全な発展を図るため家畜飼養頭羽数の規模に適切な施設整備を指導し堆肥の自給粗飼料生産のため土地還元と地域耕種農家との連携による資源循環型農業を推進する。</p> <p>補助率・金額 国: 1/2 町1/2以上</p> <p>平成13年度補助金額 事業費: 331,312円</p> <p>根拠法令等 県補助金等交付規則、県農政部の所管に係る補助金等交付要綱・生産振興総合対策基本要綱・要領、東郷町補助金等交付規則</p>
祁答院町	里村	下甌村	上甌村・鹿島村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 市町村畜産振興総合対策推進指導事業</p> <p>目的 畜産の総合的な振興を推進するため、本町の畜産振興施策等について協議指導を行い、環境条件の整備、管理技術の修得により所得向上、畜産経営の安定化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・畜産振興総合対策推進協議会 ・現地指導 ・啓発活動 ・町内実態調査</p> <p>補助率・金額 1/2</p> <p>平成13年度補助金額 町費 135,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金等交付規則 鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱</p>	<p>名称 生産振興総合対策事業</p> <p>目的 検討会や勉強会等を実施し、畜産農家への指導を行うことにより、畜産農家の技術習得や生産性の向上を図りながら畜産農家の経営安定に努める。</p> <p>補助対象(事業内容) ・畜産価格の情報提供や家畜飼料の指導 ・病気対策とその予防 ・土着菌の推進と堆肥処理の指導</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 補助金額: 100,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金交付規則 鹿児島県農政部所管に係る補助金交付要綱</p>	<p>名称 生産振興総合対策事業</p> <p>目的 ・畜産価格の情報提供や家畜飼料の指導 ・病気対策とその予防 ・土着菌の推進と堆肥処理の指導</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 補助金額: 100,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>該当なし</p>	<p>事業量・事業項目に相違があるもの補助率について相違がみられない。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g10 畜産振興助成制度(融資関係)
協議事業(補助金等)名	肉用牛導入事業資金利子補給補助金		
樋脇町		樋脇町以外の市町村	
<p>名称 肉用牛導入事業資金利子補給</p> <p>目的 農家が国の農協有牛資金を活用し、家畜を導入した場合、家畜の導入に必要な資金を融通するさつま川内農協に対して規則に定める予算の範囲内で農協が行う利子補給額に対して補助する。</p> <p>補助対象(事業内容) 目的と同じ</p> <p>補助率・金額 2%</p> <p>平成13年度補助金額 147,314円</p> <p>根拠法令等 肉用牛導入事業資金利子補給補助金交付規則</p>	該当なし	<p>課題・問題点 樋脇町のみの実施であり調整が必要である。</p> <p>調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する</p>	

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g10 畜産振興助成制度(融資関係)		
協議事業(補助金等)名	限定特別農協有牛導入事業利子補給補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町		
<p>名称 限定特別農協有牛導入事業</p> <p>目的 口蹄疫対策として新規の限定特別農協有牛導入事業を借り入れた農家に一部利子補給を行い農業の振興と農家の育成を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 平成14年度実績 生産牛導入8頭 肥育素牛導入66頭 計74頭</p> <p>補助率・金額 2.9%の基準金利のうち市が2.0%助成。(JAが0.9%助成し農家負担0)</p> <p>平成13年度補助金額 835,312円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 肉用牛導入事業資金利子補給補助金</p> <p>目的 農家が国の農協有牛資金を活用し、家畜を導入した場合、家畜の導入に必要な資金を融通するさつま川内農協に対して規則に定める予算の範囲内で農協が行う利子補給額に対して補助する。</p> <p>補助対象(事業内容) 平成12・13年度分(借入れ件数)13件(借入れ総額)5,978,427円(利子補給額)106,513円</p> <p>補助率・金額 利子補給率 2%</p> <p>平成13年度補助金額 147,314円</p> <p>根拠法令等 樋脇町特別農協有牛預託事業資金補給補助金交付規則</p>	<p>名称 さつま川内農協特別農協有牛貸付利子補給</p> <p>目的 農協牛特別導入牛の利子補給を実施し農家経営費の軽減と増頭対策を図るために貸付金利の2%の利子補給を実施する。</p> <p>補助対象(事業内容) 貸付実施数 11年から14年延べ 65頭 利子補給金額 461,000円</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 269,773円</p> <p>根拠法令等 入来町農林業補助金交付規則</p>	<p>名称 特別農協有牛利子補給</p> <p>目的 さつま川内農協が行う特別農協有牛預託事業に係る利子補給を行い、借入れ農家の利子負担軽減に努める。</p> <p>補助対象(事業内容) 13年度実績(借入件数)5件(借入総額)2,070,600円</p> <p>補助率・金額 利子補給率 0.2%</p> <p>平成13年度補助金額 41,410円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 さつま川内農協特別農協牛預託事業補助金</p> <p>目的 農協牛特別導入牛の利子補給を実施し農家経営費の軽減と増頭対策を図るために利子補給を実施する。</p> <p>補助対象(事業内容) 平成13年度実績(借入件数)0件(借入総額)0円</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 上甌村畜産関係補助金交付要綱</p>	<p>名称 該当なし</p> <p>課題・問題点 口蹄疫発生時のみ実施している市町(川内市・東郷町)と、その後継続して実施している町(樋脇町・入来町)があり調整が必要。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	大家畜経営活性化資金等利子補給金			
川内市		樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>名称 大家畜経営活性化資金</p> <p>目的 毎年の約定償還のうち返済不能分を長期、低金利に借換え国県市等が利子補給を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) BSE発生に伴い畜産農家の経営は厳しい状況にあり、経営の再建のためのつなぎ資金で、1年短期で国・県・市町村融資機関で利子補給を行い、末端借受者の利率を無利子とすることにより、経営の安定に資する。</p> <p>補助率・金額 利子補給率 0.05%以内</p> <p>平成13年度補助金額 89,172円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 大家畜経営改善支援資金</p> <p>目的 毎年の約定償還のうち返済不能分を長期、低金利に借換え国県市等が利子補給を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 基準金利 2.61 市負担金 0.14</p> <p>補助率・金額 利子補給率 0.05%以内</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 大家畜経営活性化資金利子補給補助金</p> <p>目的 借入金の多い大家畜経営に対し、財務管理指導とともに中央家畜会の助成により実施される大家畜経営活性化資金の融通に対して、この資金借入農家の利子負担軽減措置として、上乗せ利子補給を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 中央畜産会・県・市町村・融資機関</p> <p>補助率・金額 利率は毎年貸付実行月(11月)に決定</p> <p>平成13年度補助金額 106,050円</p> <p>根拠法令等 大家畜活性化資金特別融通助成事業実施要綱</p>	<p>名称 大家畜経営活性化資金</p> <p>目的 肉用牛生産農家の生活工場を因るため、大家畜経営活性化資金特別融通助成資金実施要綱に基づいて予算の範囲内において大家畜活性化資金利子補給を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) さつま川内関係農家 1戸 県開拓農協 2戸</p> <p>補助率・金額 町年利子補給率0.12%以内</p> <p>平成13年度補助金額 JA: 15,826円 県開拓: 98,482円</p> <p>根拠法令等 入来町大家畜経営活性化資金利子補給補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>
				課題・問題点
				調整方針案
				<p>4 大家畜経営活性化資金利子補給金・大家畜経営改善支援資金利子補給金 各市町の規則の補給率に相違がみられる。債務負担行為にて実施がなされている。</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	町内産肥育素牛導入助成事業補助金			
樋脇町		樋脇町以外の市町村		課題・問題点
調整方針案				
<p>名称 町内産肥育素牛導入助成事業補助金</p> <p>目的 補助対象と同じ</p> <p>補助対象(事業内容) 町内産の和牛産子を肥育元牛として導入を促進し、産肉成績のデータ収集により優れた繁・素牛の確保並びに系統牛の育成・改良に資するため導入する農家に一部助成する。 年間6回のセリ市の開催で1回当たり平均5頭の補助。</p> <p>補助率・金額 一頭当たり 15,000円</p> <p>平成13年度補助金額 140,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農村ふるさと活性化推進基金の設置・管理処分に関する条例及び一般対策。</p>	<p>該当なし</p>		<p>樋脇町のみ実施されているが、ほかの市町においても肥育農家が存在するので調整が必要。</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産		業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	優良家畜保留対策事業等補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
<p>名称 優良家畜保留対策事業</p> <p>目的 優良家畜の導入保留により、家畜改良を推進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 生産素牛導入(子牛展示品評会において秀賞以上のもの)</p> <p>補助率・金額 1頭 40,000円 種豚導入 9頭 10,000円</p> <p>平成13年度補助金額 ・肉用牛 25頭 補助金840,000円 ・豚 5頭 補助金 45,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 優良牛保留・導入事業</p> <p>目的 肉用牛生産経営の維持・拡大のため、優良雌牛を町内に保留・導入し、系統牛の造成を行う者に対して購入費の一部助成を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 補助金率・金額の内容と同じ</p> <p>補助率・金額 ・郡展示品評会において、町内産子牛の秀賞以上及び郡内産子牛の保留牛を導入した場合(1頭当り100,000円) ・郡展示品評会において、町内産及び郡内産子牛の優賞牛を保留・導入した場合(1頭当り50,000円) ・町内産の若い種雄の産子を保留・導入した場合(1頭当り50,000円)</p> <p>平成13年度補助金額 1,500,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農村ふるさと活性化推進基金の設置・管理処分に関する条例及び一般対策</p>	<p>名称 優良牛導対策</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 郡内産の保留・幹旋会牛及び高育種価牛の導入推進により繁殖牛群の資質の向上を図る。</p> <p>補助率・金額 郡保留・幹旋会牛 1頭当り100,000円 高育種価牛 1.5以上 1頭当り 30,000円 1.2以上 1頭当り 20,000円</p> <p>平成13年度補助金額 郡保留牛100,000円×2頭 高育種価牛30,000円×16頭 計 680,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 優良家畜保留導入助成事業</p> <p>目的 優秀雌子牛及び優良豚を保留導入し町内全体の資質の向上に努める。</p> <p>補助対象(事業内容) 子牛展示品評会に入賞した優秀雌子牛の導入保留及び優良登録豚を導入ものに対し導入保留経費の一部助成を行う。</p> <p>補助率・金額 郡保留牛 町内産10万円 町外産5万円 郡秀賞牛 2万5千円 スーパ-育種価2万5千円 郡優賞牛 1万5千 優良豚 1万円</p> <p>平成13年度補助金額 38頭 1,070,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 祁答院町優良牛保留導入事業</p> <p>目的 優秀と認める子牛を町内に保留し、優良牛の造成を図り改良基盤の強化を図るため補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 郡内で生産された雌子牛 選定審査時において、外貌A級以上(郡展子牛)の雌子牛</p> <p>補助率・金額 郡展保留牛指定 1頭当り 30千円 指定以外の保留牛 1頭当り 20千円</p> <p>平成13年度補助金額 郡展保留牛指定 (3頭) 90千円 指定以外の保留牛 (26頭) 520千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町優良牛保留導入補助金交付規則</p>	<p>名称 祁答院町育種価牛保留導入事業</p> <p>目的 育種価に優れた繁殖雌牛の優良産子を町内に保留し、遺伝的能力の高い繁殖雌牛を造成と繁殖経営の基盤強化を図るため補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 本牛の脂肪交雑の期待育種価がA+(1.5)以上、ロース芯面積B以上、母の期待育種も同様とする。 外貌形質基準として、子牛展示品評会の秀賞牛以上とする。</p> <p>補助率・金額 育種価指定牛 1頭当り 50千円</p> <p>平成13年度補助金額 その他郡展(11頭) 550千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町育種価牛保留導入補助金交付規則</p>
里村・上甌村・下甌村・鹿島村				課題・問題点	調整方針案
該当なし				<p>・優良牛保留導入助成事業 各市町の補助額、採択条件に相違がみられるため調整が必要。 ・養豚生産向上対策事業 川内市・東郷町のみであり調整が必要。 ・町育種価牛保留導入補助金については、祁答院のみであるが、そのほかの市町においては優良牛保留導入助成事業の中に入れてはいる。</p>	<p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業		
協議事業(補助金等)名	肉用牛削蹄推進対策事業				
樋脇町		入来町	東郷町	祁答院町	
<p>名称 町畜産活性化対策事業補助金</p> <p>目的 家畜の削蹄を行うことにより、家畜の耐用年数の延長や損耗防止に努め、繁殖向上を図るため一部助成を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 目的と同じ</p> <p>補助率・金額 親牛1頭当たり基本単価2,500円×1/3=750円 子牛1頭当たり基本単価2,000円 700円</p> <p>平成13年度補助金額 繁殖牛:1頭あたり750円(230頭実施) 子牛:700円(288頭実施)</p> <p>補助金額 374,100円(共済組合補助あり)</p> <p>根拠法令等 樋脇町農村ふるさと活性化推進基金の設置・管理処分に関する条例及び一般対策</p>	<p>名称 肥育牛削蹄事業補助金</p> <p>目的 事業内容と同じ</p> <p>補助対象(事業内容) 肥育牛の削蹄を行うことにより、増体重・疾病予防・肉質改善が図られるため、削蹄牛に対して一部助成を行う。</p> <p>補助率・金額 200頭(削蹄師に依頼した牛) 一頭当たり 基本単価2,500円×1/5=500円</p> <p>平成13年度補助金額 84,500円</p> <p>根拠法令等 樋脇町ふるさと活性化推進基金の設置・管理処分に関する条例及び一般対策</p>	<p>名称 肉用牛削蹄対策</p> <p>目的 繁殖牛・子牛の損害防止対策と商品性向上として実施。</p> <p>補助対象(事業内容) 事業量 繁殖牛 795頭 子牛 578頭 助成額 繁殖牛 1頭2,000円×1/3×795頭、子牛 1頭1,700円×1/3×578頭</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 繁殖牛2,000円×1/3×751頭 子牛 2,000円×1/3×594頭</p> <p>補助額:895,770円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 子牛商品化向上対策事業</p> <p>目的 子牛セリ市出荷牛について、削蹄を実施し子牛の商品性向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 子牛をセリ市し、出荷牛の削蹄を実施し、子牛の商品性向上を図る。子牛セリ市出荷牛の削蹄料に対し一部助成を行う。</p> <p>補助率・金額 1頭当たり 1千円</p> <p>平成13年度補助金額 子牛:322頭</p> <p>補助額:322,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 祁答院町肉用牛削蹄推進対策事業補助金(各集落畜産振興会)</p> <p>目的 削蹄技術の習得と講習会等の開催により受胎率、商品性向上を図るため補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 集落内における振興会組織をもって削蹄を実施した場合対象とする。</p> <p>補助率・金額 繁殖雌牛対象 1頭当たり 500円</p> <p>平成13年度補助金額 748千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	
川内市・里村・上甌村・下甌村・鹿島村			課題・問題点		調整方針案
該当なし			樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町で実施されているが、それぞれ補助額や補助対象(子牛・親牛)に相違が見られるため調整が必要。		3 合併時に、新たに制度等を制定する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産		業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	北薩地区酪農ヘルパー組合育成対策事業				
川内市	樋脇町	入来町	川内市・樋脇町・入来町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 北薩地区酪農ヘルパー利用組合育成対策事業補助金</p> <p>目的 利用者の利用料金の軽減を図り、組織活動の充実を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 北薩地区酪農ヘルパー利用組合への活動助成。</p> <p>補助率・金額 均等割+戸数割</p> <p>平成13年度補助金額 事業費 9,415千円、市補助金217千円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 肉用牛飼養援助対策事業補助金</p> <p>目的 補助対象(事業内容) 肉用牛飼養を冠婚葬祭等で家を留守にするため、第3者に家畜の飼養代行を行ってもらうため、その一部助成。</p> <p>補助率・金額 年間3名で1人1回3日まで(補助金1日当り3,000円)</p> <p>平成13年度補助金額 9,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農村ふるさと活性化推進基金の設置・管理処分に関する条例及び一般対策</p>	<p>名称 町和牛畜産振興会(ヘルパー)補助金</p> <p>目的 補助対象(事業内容) 肉用牛の飼育管理作業等のヘルパー作業を組織的に進め、地域畜産の活性化を図る。</p> <p>入来町の肉用牛ヘルパー組合 会員 110戸×500円</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 55千円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>該当なし</p>	<p>肉用牛飼養援助対策事業補助金 樋脇町のみ実施しているが、今後指定事業の肉用牛ヘルパー支援対策事業へ移行するよう検討中。</p> <p>酪農ヘルパー育成対策事業補助金 川内市については、酪農関係、入来町については、肉用牛関係のヘルパー組織への補助であるが、それぞれ合併後も組織の運営がなされる。</p>	<p>肉用牛飼養援助対策事業補助金 6 廃止の方向で調整する。</p> <p>酪農ヘルパー育成対策事業補助金 3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産		業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	優秀種雄牛造成推進事業補助金				
川内市	入来町	東郷町	祁答院町	樋脇町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
<p>名称 優秀種雄牛造成推進事業補助金</p> <p>目的 試験種付けを実施して、その能力を早期に把握し、優秀な種雄牛を早期に造成し、川薩地区の肉用牛改良に資する。</p> <p>川内市補助金額</p> <p>補助対象(事業内容) 薩摩地区肉用牛改良委員会で承認された種雄牛。</p> <p>補助率・金額 1頭 10,000円</p> <p>平成13年度補助金額 実施頭数3頭 補助金額50千円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 優良種雄牛試験種付け対策補助金</p> <p>目的 畜産農家の経営改善と所得向上を図ることを目的に実施する。</p> <p>補助対象(事業内容) 若い優秀種雄牛を都内で早期に造成するための試験種付け助成。</p> <p>補助率・金額 1頭10,000円</p> <p>平成13年度補助金額 8頭 80,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 優秀種雄牛造成推進事業補助金</p> <p>目的 若い能力未判明種雄牛の早期発掘に努める。</p> <p>補助対象(事業内容) 郡改良委員会で決定した種雄牛の試験種付けを実施し受胎確認したもの。</p> <p>補助率・金額 1頭当たり1万円</p> <p>平成13年度補助金額 8頭 80,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 祁答院町種雄牛試験交配対策事業補助金</p> <p>目的 優良種雄牛の生産確保を図るため試験交配雌牛を対象とし補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 間接検定及び現場検定に供する素牛取得のために、祁答院町肉用牛改良委員会で指定された種雄牛を交配し、受胎した繁殖雌牛とする。</p> <p>補助率・金額 試験交配繁殖雌牛 1頭当たり 10千円</p> <p>平成13年度補助金額 (23頭) 230千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町種雄牛試験交配対策事業補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	
				課題・問題点	調整方針案
				<p>川内市、入来町、東郷町、祁答院町の4町のみ実施されており補助額・内容についても同様である。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	かごしま黒牛川内ブランド推進事業補助金			
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点
<p>名称 かごしま黒牛川内ブランド推進事業補助金</p> <p>目的 川内産のブランドの確立を進め、もって農家の経営安定に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内牛ブランド確立のための各種イベント経費。</p> <p>補助率・金額 1. 枝肉共励会賞品代(生産者用、購買者用) 2. 講師謝金 3. 枝肉共励会購買者お礼 4. 枝肉共励会旅費 5. 講師旅費 6. 食料費 7. 通信運搬費</p> <p>平成13年度補助金額 1,867,601円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>		<p>該当なし</p>		<p>川内市の実施であるが、合併後の位置付けや他町の肥育農家の関係から調整が必要。</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	肉用牛高齢者等肉用牛生産生き甲斐対策事業補助金			
樋脇町	東郷町	樋脇町・東郷町以外の市町村		課題・問題点
<p>名称 肉用牛高齢者いきいき対策事業補助金</p> <p>目的 事業内容と同じ</p> <p>補助対象(事業内容) 町内の肉用牛生産・肥育農家で満70歳以上の農家が、セリ市等に引き出すとき、運搬引き付け等を依頼した時の経費として、一部助成を行う。</p> <p>補助率・金額 1回当たり頭数に関係なく6,000円</p> <p>平成13年度補助金額 70歳以上に対し、1回当たり6,000円補助対象農家数35戸 補助金額210,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農村ふるさと活性化推進基金の設置・管理処分に関する条例及び一般対策</p>	<p>名称 高齢者等肉用牛生産生き甲斐対策事業補助金</p> <p>目的 高齢者及び婦女子による肉用牛生産の維持及び生き甲斐を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 70歳以上又は婦女子が子牛を出荷したとき経費の一部を助成する。</p> <p>補助率・金額 1頭当たり5千円</p> <p>平成13年度補助金額 件数・頭数 54名 128頭 補助額640,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>		<p>樋脇町、東郷町が実施しているが、入来町の子牛運搬対策と同様に思われるが補助額や対象に相違が見られるため調整が必要。</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産		業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	簡易畜舎建設補助事業				
榎脇町	入来町		東郷町	祁答院町	
<p>名称 簡易牛舎設置事業補助金</p> <p>目的 事業内容と同じ</p> <p>補助対象(事業内容) 畜産を基幹産業とするため、牛の増頭を図るため牛舎の新築とスタンションの設置を行い飼育管理の合理化と商性の高い子牛生産を目指す意欲ある農家に対して一部助成する。</p> <p>補助率・金額 1施設について200,000円を限度。</p> <p>平成13年度補助金額 200,000円</p> <p>根拠法令等 榎脇町農村ふるさと活性化推進基金の設置・管理処分に関する条例及び一般対策</p>	<p>名称 簡易牛舎設置推進対策補助金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 肉用牛の増頭と効率的な飼育体系を確立するために簡易牛舎設置を推進し建設費の一部助成をする。増頭計画のある農家対象 10頭規模(床面積50㎡以上)・小規模改造(床面積20㎡以下)</p> <p>補助率・金額 10頭規模 1戸当たり 1,000,000円×1/3 床面積により算出 小規模改造 1戸当たり 200,000円×1/3</p> <p>平成13年度補助金額 70㎡ 1戸 166,000円 改修 1戸 66,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 簡易堆肥舎設置対策</p> <p>目的 環境保全型畜産の確立のため畜舎規模に簡易堆肥舎の設置を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 施設規模(床面積10㎡以上) 構造 屋根付き・床のコンクリート・壁</p> <p>補助率・金額 1戸 1㎡20,000円を基準価として 500,000円×1/3</p> <p>平成13年度補助金額 堆肥舎 2戸 209,000円 (1㎡当たり20,000円)</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 簡易畜舎建設補助事業補助金</p> <p>目的 簡易で安価な簡易牛舎を推進し労力の省力化を図りながら増頭しやすい環境作りに努める。</p> <p>補助対象(事業内容) 5頭以上の肉用牛飼養農家が簡易畜舎、増設、スタンション子牛離乳ゲージ、簡易堆肥舎等を整備したものに對し経費の一部を助成する。</p> <p>補助率・金額 簡易畜舎 50㎡以上10万円、80㎡以上20万円 スタンション 1頭当たり5千円限度(1/3補助) 子牛離乳ゲージ 1頭当たり2万5千円限度(1/3補助) 増設 20㎡以上6万6千円限度</p> <p>平成13年度補助金額 増設:2件 134,000円、簡易堆肥舎:3件 540,000円、スタンション:1戸 19頭95,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 祁答院町畜産施設整備事業補助金</p> <p>目的 肉用牛の増頭及び低コスト生産を図る農家に対して補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 間伐材等を利用した簡易畜舎を対象とする。</p> <p>補助率・金額 1棟当たり 100千円限度</p> <p>平成13年度補助金額 1棟 100千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町畜産施設整備事業補助金交付規則</p>	
川内市・里村・上甌村・下甌村・鹿島村			課題・問題点		調整方針案
該当なし			榎脇町・入来町・東郷町・祁答院町が実施しているが、補助の内容に相違がある。(補助金額、採択条件、付帯施設/スタンション等)		4 新市に移行後、速やかに調整する

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業		
協議事業(補助金等)名	町畜産振興対策補助金				
入来町					
<p>名称 畜産婦人部育成対策補助金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 畜産婦人部活動を通じて先進地活動や講習会を開催し低コスト生産技術の修得や飼育管理の改善を図るための活動助成を実施。</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 120,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 肉用鶏生産対策事業補助金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) ブロイラー生産者連絡協議会を中心に防疫研修会や管理検討会を実施し組織育成を図る事業量及び助成金。</p> <p>補助率・金額 14名×2回×5,000円×1/2 平成13年度補助金額 70,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 さつまいも鶏振興対策補助金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) さつまいも鶏の地域特産品としての銘柄確立を図るためさつまいも鶏振興会を中心に飼育管理技術の確立や販売方法等を検討・実践していく活動助成を行う。</p> <p>補助率・金額 検討会・研修会 10名×4回×2,000円×1/2、消費宣伝活動 産業祭・各種イベント、20羽×3,000円×3回×1/2 平成13年度補助金額 500,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 町肉用牛中核経営志向会</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 繁殖牛の多頭飼育農家の技術向上と情報交換のための組織化を図り経営感覚の向上を図るため活動経費の一部助成、研修会・検討会・新技術導入。</p> <p>補助率・金額 会員18戸×2,000円 平成13年度補助金額 18,000円(1,000円×18名)</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 町肉用牛肥育牛部会</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) BSE対策補助の関係で組織出荷遅延に対する補助。</p> <p>補助率・金額 25頭×5,000円 平成13年度補助金額 125,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 受精卵移植普及定着事業(ET活用研究会)</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 受精卵移植技術を活用しての優良牛生産を図るため受精卵移植研究会を中心に普及定着を図るための経費の一部助成を行う。</p> <p>補助率・金額 受精卵産子の産肉能力調査 3頭×10,000円、受精卵移植助成 50個×8,000円×1/2、受精卵産子の血液検査助成 25頭×14,000円×1/2 平成13年度補助金額 960,000円(・ドナー 200,000円・受卵 320,000円・血液検査 210,000円・技術 230,000円)</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>
入来町			東郷町		
<p>名称 畜産振興会支部活動助成補助金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 町畜産振興会の組織運営活動を強化し振興を図る。</p> <p>補助率・金額 町畜産振興会員1戸に1,000円 平成13年度補助金額 123戸×1,000円=120,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 子牛運搬対策補助金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 子牛せり市場への出荷輸送の経費の一部助成。</p> <p>補助率・金額 1頭4,000円×1/3×578頭 平成13年度補助金額 765,142円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 肉用牛改良更新対策</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 高齢牛や繁殖生成の低い牛の淘汰を早め生産率向上を推進する。</p> <p>補助率・金額 1頭10,000円×15頭の助成 平成13年度補助金額 頭数:9頭 補助額:90,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 子牛商品性向上対策補助金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 生産子牛の内部寄生虫による発育阻害等を防ぐため2回のアイボメック剤の塗布による商品性を向上するよう振興会全体で推進する。</p> <p>補助率・金額 子牛の市場上場時点で1頭あたり1,000円の1/2を助成 平成13年度補助金額 574頭×1,000円×1/2 補助額:287,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 組織育成補助事業補助金</p> <p>目的</p> <p>各生産者構成される生産者組織に対する運営補助</p> <p>補助対象(事業内容) 町和牛振興会 会員101名 補助金95千円</p> <p>補助率・金額 会員:112名 頭数:520頭 平成13年度補助金額 100,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 繁殖雌牛淘汰事業補助金</p> <p>目的</p> <p>高齢による低能力不受胎牛を淘汰し優良雌牛へ更新する。</p> <p>補助対象(事業内容) 7歳以上の不受胎牛を淘汰し4歳未満の優秀雌牛を年度内に導入し更新したものを。</p> <p>補助率・金額 1頭当たり2万円 平成13年度補助金額 頭数:19頭 補助額:380,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業
協議事業(補助金等)名	町畜産振興会補助金		
祁答院町		課題・問題点	
<p>名称 祁答院町畜産振興会活動補助金</p> <p>目的 畜産の経済性を高め畜産経営の健全なる発展を図り、各地区畜産振興会と連携を密にし町一丸となって畜産振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 肉用牛農家(253戸)・養鶏農家の組織団体に助成し、畜産振興を図っている。</p> <p>補助率・金額 140千円</p> <p>平成13年度補助金額 140千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 祁答院町肉用牛改良更新事業</p> <p>目的 高品質の子牛生産と斉一化を促進するため、肉用牛の飼養継続と高齢低能力繁殖雌牛の優良雌牛への更新を図るため補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 更新対象牛は、7歳以上で補助対象者が3産以上分娩歴を有し、不妊牛であること。補助対象牛は、生後7ヶ月以上48ヶ月未満とする。</p> <p>補助率・金額 1頭当たり 50千円</p> <p>平成13年度補助金額 1,450千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町肉用牛改良更新事業補助金交付規則</p>	<p>援農輸送対策事業補助金 入来町のみ実施されているが、一部高齢者等肉用牛生産生きがい対策事業と対象者が重複するところがあり調整が必要。</p> <p>繁殖雌牛淘汰事業補助金 補助額に相違が見られるため調整が必要。</p>	
川内市・樋脇町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村		調整方針案	
該当なし		4 新市に移行後、速やかに調整する	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業
協議事業(補助金等)名	畜産リース		
入来町	入来町以外の市町村		課題・問題点
名称 畜産環境リース事業建設堆肥舎利子補給対策 目的 補助対象(事業内容) 畜産環境リース事業で整備した施設・機械の5ヶ年間の建設利子相当額の助成を行い畜産環境保全の整備推進を図る。平成10年から延べ 7戸 堆肥舎7棟 機械 3台 補助率・金額 利子相当額 平成13年度補助金額 2% 5年間 84,125円 根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	該当なし		入来町のみ実施されているが、他の市町村においても畜産環境整備リース事業にて堆肥舎を整備されている農家があるため調整が必要。 3 合併時に、新たに制度等を制定する。

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業
協議事業(補助金等)名	牧草種子助成事業		
川内市	東郷町	川内市・東郷町以外の町村	
名称 水田裏飼料作物振興対策事業 目的 転作率及び粗飼料の自給率向上を図る。 補助対象(事業内容) 畜産農家で転作田及び飼料作物(イタリアンライグラス)を作付けする田。 補助率・金額 10a当り 380円/kg×3kg=1,140円 平成13年度補助金額 44ha 476,784円 根拠法令等 川内市補助金交付規則	名称 牧草種子助成事業補助金 目的 秋まき牧草種子の助成を行い良質粗飼料の確保に努める。 補助対象(事業内容) 種子の購入に係る経費の一部を助成する。 補助率・金額 1頭当たり2kg限度、一戸当たり10kgまで。 平成13年度補助金額 事業量:858kg 補助額:306,306円 根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則	該当なし	
		課題・問題点	調整方針案
		川内市・東郷町において実施されているが、事業内容、補助額に相違がみられるため調整が必要。 4 新市に移行後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産		業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業
協議事業(補助金等)名	子牛預り施設事業運営補助金			
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	課題・問題点
<p>名称 子牛育成施設管理運営基金造成事業</p> <p>目的 子牛育成施設に委託する子牛価格の安定と事故発生時の損失を軽減し委託農家の安定に資する為、各市町村、契約農家、さつま川内農協で基金積み立てするもの</p> <p>補助率・金額 平等割+飼養頭数割</p> <p>平成13年度補助金額 1,350,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 預り子牛価格補償及び事故補償負担金</p> <p>目的 農家の投資を抑制し、増頭を行うことにより、生産コストの低減を行い農家の経営安定に資するため、農家で分娩した子牛を離乳後、JAさつま川内の子牛預り施設施設で育成される子牛に対して、子牛価格の安定と事故発生時の損失を軽減し委託農家の経営価格安定のため1市3町3村及びJAさつま川内と委託農家で基金を積立、補償制度を確立する。</p> <p>補助対象(事業内容) 目的と同じ</p> <p>補助率・金額 1頭あたり 50,000円 [負担割合]市町村:45% 22,500円、JA:45% 22,500円、委託者:10% 5,000円</p> <p>平成13年度補助金額 765,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業・観光・商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 子牛育成施設管理運営基金造成事業</p> <p>目的 子牛育成施設に委託する子牛価格の安定と事故発生時の損失を軽減し委託農家の安定に資する為、各市町村、契約農家、さつま川内農協で基金積み立てするもの</p> <p>補助率・金額 平等割+飼養頭数割</p> <p>平成13年度補助金額 1,597,500円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金要領</p>	<p>名称 子牛預り施設事業運営補助金</p> <p>目的 多頭飼育者や高齢者の労力の省力化と増頭を目的に設置がなされている子牛預り施設の円滑な運営を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) JAさつま川内が運営する子牛預り施設(キャトルセンター)建設に伴う費用の一部助成及び運営に伴う子牛価格補償制度、事故補償制度、一般管理費の助成を行う。</p> <p>補助率・金額 負担割合7.8%</p> <p>平成13年度補助金額 38頭 855,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>子牛預り施設が建設されているJA薩摩、JAさつま川内管内の市町村については実施されているがJA間で運営方法が異なるため、補助額についても相違がみられる。負担金支出の町村がある。</p>
里村	上甌村	下甌村	祁答院町・鹿島村	調整方針案
<p>名称 子牛預り施設事業運営負担金</p> <p>目的 農家で分娩した子牛を離乳後、さつま川内農業協同組合の子牛育成舎で育成することにより、農家での投資を抑制し、増頭を行うことにより生産コストの低減を図り、農家の経営安定に資するとともに薩摩地区の肉用牛基盤強化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 目的と同じ</p> <p>補助率・金額 牛1頭につき 22,500円</p> <p>平成13年度補助金額 135,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 子牛預り施設事業運営補助金</p> <p>目的 補助対象(事業内容) 牧場105haの広さに農家2戸で共同経営の形態で肉用牛、子牛生産を行っているが、平成12年度より「さつま川内農協」において生後3ヶ月から子牛セリまで集団育成することにより、生産農家の労力の軽減及び増頭の推進に寄与し、農家所得の向上と地域農業基盤の確立を図ることを目的に「子牛育成施設(キャトルセンター)」が運営されており、その預け入れに対し、村の負担金が必要である。</p> <p>補助率・金額 22,500円/頭×24頭/年</p> <p>平成13年度補助金額 180,000円(8頭×22,500円=180,000円)</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 子牛預り施設事業運営負担金</p> <p>目的 生産農家の労力の軽減と併せて増頭志向農家への増頭を推進し農家所得の向上と地域農業経営基盤の確立を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 目的と同じ。</p> <p>補助率・金額 実績額 22,500円/頭 × 49頭/年</p> <p>平成13年度補助金額 1,102,500円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>該当なし</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業		
協議事業(補助金等)名	山田堆肥生産組合補助金				
東郷町		東郷町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 山田堆肥生産組合運営補助金</p> <p>目的 地域畜産経営に係る環境保全を図るとともに地域耕種農家との連携により地域資源循環型農業の確立を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 地域畜産経営に係る環境保全を図るとともに地域耕種農家との連携により地域資源循環型農業の確立を図ることを目的に設立された堆肥生産組合に対し組合運営費の一部を補助する。</p> <p>補助率・金額 運営補助金 1組合 20万円</p> <p>平成13年度補助金額 補助額 0円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>		<p>該当なし</p>		<p>東郷町のみ実施されているが他の市町において同様の組織化が今後進められる事が予想されるため今後は調整が必要である。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業		
協議事業(補助金等)名	肉用牛繁殖雌牛流産対策補助金				
祁答院町		祁答院町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 祁答院町肉用牛繁殖雌牛流産対策事業補助金</p> <p>目的 繁殖雌牛の流産によって損害を被った肉用牛農家を救済するため補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 妊娠5ヶ月から8ヶ月までの期間に流産し、獣医師が確認した繁殖雌牛とする。</p> <p>補助率・金額 5～8ヶ月流産対象 1頭当たり 20千円</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 祁答院町肉用牛繁殖雌牛流産対策事業補助金交付規則</p>		<p>該当なし</p>		<p>祁答院町のみ実施されているが、他の市町村についても今後必要な事業である。</p>	<p>2 合併時に、祁答院町の例により調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g40 北薩農業共済組合
協議事業(補助金等)名	家畜損害防止事業補助		
入来町	東郷町	入来町・東郷町以外の市町村	課題・問題点
<p>名称 家畜損害防止事業補助金</p> <p>目的 肉用牛の事故疾病を事前に防止し、損額による損耗を軽減し農家経営を安定するために家畜損額防止対策事業を推進するため。</p> <p>補助対象(事業内容) 北薩農業共済組合事業への助成</p> <p>補助率・金額 助成金額 60,000円</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 家畜損害防止事業補助金</p> <p>目的 肉用牛の事故疾病を事前に防止し、損額による損耗を軽減し農家経営を安定するために家畜損額防止対策事業を推進するため。</p> <p>補助対象(事業内容) 1. 畜舎消毒 2. 繁殖障害 3. 除角事業 4. 削蹄事業 5. 一般損防事業</p> <p>補助率・金額 補助額 2.4千円</p> <p>平成13年度補助金額 2.4千円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>北薩農業共済組合が行う損害防止事業の経費の一部を助成しているが、北薩農業共済組合は広域でありながら、入来町・東郷町のみ実施しているので、合併後、継続して2町分のみ助成措置を続けるのは望ましくない。</p> <p>6 廃止の方向で調整に努める。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g60 家畜防疫対策事業		
協議事業(補助金等)名	家畜防疫対策事業補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町		
<p>名称 家畜防疫対策事業補助金</p> <p>目的 家畜家禽の伝染病の発生を、市、農協、共済組合、指定獣医師等で構成される川内市家畜防疫協議会を中心に未然に防止し、畜産農家の経営安定に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 牛(ヘモフィルス・五種混合・異常産三種混合・流行熱・炭そ) 鶏(ニュー・カッスル) 環境衛生対策・消毒剤の配布・優良事例研修</p> <p>補助率・金額 予算内(定額) 各種予防注射等に係る農家負担軽減。</p> <p>平成13年度補助金額 1,270,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則</p>	<p>名称 家畜衛生対策事業補助金</p> <p>目的 県や家畜保健衛生所等からの家畜衛生情報等を農家への周知や連絡調整を行う。・家畜の疾病予防の為、町家畜防疫協議会と共に予防注射を実施し注射対価に対して一部助成を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) ・注射対価に対する助成(1頭当り)・三種混合ワクチン対価1,000円(補助単価 350円) ・牛ヘモフィルス対価850円(補助単価 300円) ・五種混合ワクチン対価1,450円(補助単価 500円) ・イラキ・流行熱混合対価520円(補助単価 200円) 異常産三種混合対価1,155円(補助単価 400円) ・炭そ病対価330円(補助単価100円) ・豚丹毒対価130円(40円)</p> <p>補助率・金額 同上</p> <p>平成13年度補助金額 7種類補助 548,540円</p> <p>根拠法令等 樋脇町ふるさと活性化推進基金の設置・管理及び処分に関する条例</p>	<p>名称 家畜防疫補助金</p> <p>目的 県や家畜保健衛生所等からの家畜衛生情報等を農家への周知や連絡調整を行う。・家畜の疾病予防の為、町家畜防疫協議会と共に予防注射を実施し注射対価に対して一部助成を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 1 異常産予防 肉用繁殖牛の異常産を予防する3種混合ワクチンの一部助成 2 子牛5種疾病(子牛の発育疾病予防の5種ワクチンの一部助成)</p> <p>補助率・金額 肉用繁殖牛の異常産を予防する3種混合ワクチンの一部助成(1頭×1,145円×1/3)・子牛の発育疾病予防の5種ワクチンの一部助成(1頭×400円(五種ワクチン1,400円-三種ワクチン1,000円))</p> <p>平成13年度補助金額 牛異常産:281,050円 730頭×1,155円×1/3・子牛5種混合:539,350円 574頭×450円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 牛異常産予防ワクチン接種補助</p> <p>目的 家畜伝染病予防対策及び自営防衛組織の維持・強化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 異常産三種混合ワクチン接種補助(2回接種の1回分補助)</p> <p>補助率・金額 1/2補助</p> <p>平成13年度補助金額 異常産三種混合ワクチン補助・接種頭数75頭 補助額:86,625円 損害防止事業補助額:24,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 家畜衛生対策事業補助金(牛異常産三種混合予防注射)</p> <p>目的 牛の流産・死産・奇形児の異常産を防止し、畜産農家の経営安定に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 1/3</p> <p>補助率・金額 年間延べ頭数 1,200頭</p> <p>平成13年度補助金額 344千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業・観光・商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 予防ワクチン接種補助</p> <p>目的 注射対価に対して一部助成を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 三種混合ワクチン・牛ヘモフィルス・五種混合ワクチン・イバガキ・流行熱混合・異常産三種混合・炭そに対する補助</p> <p>補助率・金額 1/2補助</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等</p>
		上飯村・下飯村・鹿島村	課題・問題点		
		該当なし	<p>川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村にて実施されているが、それぞれ補助額、内容、事業量に相違がみられるため調整が必要。</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g70 BSE対策事業
協議事業(補助金等)名	大家畜経営維持資金利子補給金		
川内市		東郷町	川内市・東郷町以外の町村
名称 大家畜経営維持資金	名称 大家畜活性化維持資金利子補給事業	該当なし	
目的 BSE発生に伴う大家畜経営維持緊急特別対策事業に係る経営維持資金の利子補給を行う。	目的 BSE発生に伴い畜産農家の経営は厳しい状況にあり、経営の再建の為のつなぎ資金で1年短期で国、県、市町村融資機関で利子補給を行い、末端借受者の利率を無利子とすることにより、経営の安定に資することを目的とする。		
補助対象(事業内容) 基準金利 2.61 市負担金利 0.14	補助対象(事業内容) BSE発生に伴い畜産農家の経営は厳しい状況にあり、経営の再建のためのつなぎ資金で、1年短期で国、県、市町村融資機関で利子補給を行い、末端借受者の利率を無利子とすることにより、経営の安定に資する。		
補助率・金額 利子補給率 0.14%以内	補助率・金額 利子補給率 0.16% 平成13年度補助金額 23千円		
平成13年度補助金額 0円	根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則		
根拠法令等 川内市補助金交付規則			
		課題・問題点	調整方針案
		川内市、東郷町において実施がなされているが、補助金、内容に相違が見られない。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g80 畜産共進会
協議事業(補助金等)名	畜産共進会補助金		
川内市		東郷町	川内市・東郷町以外の町村
名称 市畜産品評価補助金	名称 郡共進会出品補助金	名称 郡共進会出品補助金	該当なし
目的 家畜の経済能力の斉一化の推進、並びに今後における改良方針を樹立し、併せて畜産農家の研修・改良意欲・飼養管理技術の向上を図るため育成牛の品評会を実施し、各種畜産共進会へ出品した農家に対し、出品経費を補助する。	目的 家畜の経済能力の斉一化の推進、並びに今後における改良方針を樹立し、併せて畜産農家の研修会・改良意欲高揚と振興を図る。	目的 家畜の経済能力の斉一化の推進、並びに今後における改良方針を樹立し、併せて畜産農家の研修会・改良意欲高揚と振興を図る。	
補助対象(事業内容)・補助率・金額 (対象)川内市畜産共進(褒賞物品) 賞品代 4,000円×35頭=140,000円(平成14年度一輪車)・(対象)鹿児島県畜産共進会(報奨金)3頭×50,000円=150,000円・(対象)鹿児島県ホルスタイン共進会(報奨金)3頭×50,000円=150,000円・(対象)鹿児島県肉畜共進会(報奨金)3頭×20,000円=60,000円・(対象)川薩畜産共進会(報奨金)17頭×10,000円=170,000円・(対象)川薩ホルスタイン共進会(報奨金)14頭×10,000円=140,000円全国和牛能力共進会(報奨金)1頭×300,000円=300,000円	補助対象(事業内容) 郡共進会出品補助金 郡共進会出品補助金 1頭8千円 (報償物品) 副賞等 315千円	補助対象(事業内容) 郡共進会出品補助金 郡共進会出品補助金 1頭5万円	
平成13年度補助金額 384,375円	補助率・金額 1頭 8千円 平成13年度補助金額 出品補助:268,000円 報償費:300,000円	補助率・金額 1頭 5万円 平成13年度補助金額 2頭 10万円	
根拠法令等 川内市補助金交付規則	根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則	根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則	
		課題・問題点	調整方針案
		出品手当を補助金で支出されている市町と報償費で支出されている市町がある。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g120 畜産関係負担金・会費等	
協議事業(補助金等)名	肉用牛振興協議会補助金			
上甑村	下甑村	上甑村・下甑村以外の市町村		課題・問題点
<p>名称 県肉用牛振興協議会費</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 県肉用牛振興協議会費10,000円</p> <p>根拠法令等 上甑村補助金要綱</p>	<p>名称 県肉用牛振興協議会費</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 県肉用牛振興協議会負担金10,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>該当なし</p>		<p>補助金や負担金で支出しているところがあり、今後調整が必要である。</p> <p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会・農林畜産	業務コード・NO、事務事業名	C1g30 畜産振興対策単独補助事業	
協議事業(補助金等)名	町育種組合等補助金			
入来町	祁答院町		入来町・祁答院町以外の市町村	
<p>名称 町育種組合補助金</p> <p>目的 育種牛の適性交配を実施し、高育種価の子牛を増産し町内繁殖農家群の改良を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 研修会・育種検査等の運営補助</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 60,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要綱</p>	<p>名称 町育種組合補助金</p> <p>目的 育種価牛の適性交配を実施し、高育種価の子牛を増産し、町内繁殖農家群の改良を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 研修会、育種検査時の運営補助</p> <p>補助率・金額 20,000円</p> <p>平成13年度補助金額 20,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 家畜商組合補助金</p> <p>目的 家畜の適正な流通を促進し、家畜改良の増殖を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 研修会等の運営補助</p> <p>補助率・金額 50,000円</p> <p>平成14年度補助金額 50,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 町多頭飼育者会補助金</p> <p>目的 本町和牛の改良と増殖を図り、和牛の生産振興に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 5頭以上の飼養農家を会員とし、研修会等の運営補助</p> <p>補助率・金額 100,000円</p> <p>平成15年度補助金額 100,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>
			課題・問題点	調整方針案
			<p>団体への補助金の相違があるので、調整が必要である。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する必要がある。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会			業務コード・NO、事務事業名	C1j10 イノシシ等被害防止事業
協議事業(補助金等)名	イノシシ等被害防止補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>名称 イノシシ等被害防止事業</p> <p>目的 イノシシ等による農林産物の被害を防止するための電気柵の設置</p> <p>補助対象(事業内容) イノシシ用 1号 23基</p> <p>補助率・金額 県1/3,市1/3,地元1/3 1,811,250円</p> <p>平成13年度補助金額 3,770,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱 川内市農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 イノシシ等被害防止事業</p> <p>目的 イノシシ等による農林産物の被害を防止するための電気柵の設置</p> <p>補助対象(事業内容) イノシシ用 1号 8基</p> <p>補助率・金額 県1/3,町1/3,地元1/3 630,000円</p> <p>平成13年度補助金額 420,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県イノシシ等被害防止事業実施要領 鹿児島県イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則 樋脇町補助金等交付規則</p>	<p>名称 イノシシ等被害防止事業</p> <p>目的 イノシシ等による農林産物の被害を防止するための電気柵の設置</p> <p>補助対象(事業内容) イノシシ用 1号 4基 シカ用 5基</p> <p>補助率・金額 県1/3,町1/3,地元1/3 1,304,100円</p> <p>平成13年度補助金額 869,400円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱</p>	<p>名称 イノシシ等被害防止事業補助金</p> <p>目的 イノシシ等による農林産物の被害を防止するための電気柵の設置</p> <p>補助対象(事業内容) イノシシ用 1号 50基</p> <p>補助率・金額 県1/3,町1/3,地元1/3 4,528,500円</p> <p>平成13年度補助金額 2,625,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)</p>	<p>名称 イノシシ等被害防止事業</p> <p>目的 イノシシ等による農林産物の被害を防止するための電気柵の設置</p> <p>補助対象(事業内容) イノシシ用 1号 25基 イノシシ用 3号 5基</p> <p>補助率・金額 県1/3,町1/3,地元1/3 2,592,500円</p> <p>平成13年度補助金額 1,732,500円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 各市町村ばらつきがあり、県の割り当てが少なく単独で対応など、時間が必要と考えられる。猟友会、有害鳥獣駆除との兼ね合いも多く、全体的な調整が必要。県の割り当てが少なく、単費持ち出しが大きい。</p> <p>調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会			業務コード・NO、事務事業名	C1j20 有害鳥獣駆除事業
協議事業(補助金等)名	有害鳥獣駆除事業補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>名称 有害鳥獣駆除事業</p> <p>目的 法人駆除の許可を受けて、駆除した有害鳥獣の捕獲謝金を有害駆除隊員に交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 有害鳥獣駆除報償金</p> <p>補助率・金額 イノシシ、シカ 1頭 4,400円(1/2) タヌキ 1匹 5,000円(1/3) カラス 1羽 600円(1/3) ノウサギ 1羽 500円(市費)</p> <p>平成13年度補助金額 イノシシ、シカ 186頭(818,400円) タヌキ 18匹(90,000円) カラス 39羽(23,400円) ノウサギ 54羽(27,000円)</p> <p>根拠法例 鹿児島県有害鳥獣駆除事業補助金交付要綱 川内市農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 有害鳥獣駆除事業</p> <p>目的 法人駆除の許可を受けて、駆除した有害鳥獣の捕獲謝金を有害駆除隊員に交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 有害鳥獣駆除報償金</p> <p>補助率・金額 イノシシ、シカ、タヌキ 1/2 カラス 1/3</p> <p>平成13年度補助金額 イノシシ 32頭 140,800円 シカ 13頭 57,200円 タヌキ 0匹 0円 カラス 5羽 3,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県有害鳥獣駆除事業実施要領 鹿児島県有害鳥獣駆除事業補助金交付要綱 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則 樋脇町補助金等交付規則</p>	<p>名称 有害鳥獣駆除事業</p> <p>目的 法人駆除の許可を受けて、駆除した有害鳥獣の捕獲謝金を有害駆除隊員に交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 有害鳥獣駆除報償金</p> <p>補助率・金額 イノシシ、シカ、タヌキ 1/2 カラス 1/3</p> <p>平成13年度補助金額 イノシシ 6頭 26,400円 シカ 14頭 61,600円 タヌキ 43匹 146,200円 カラス 7羽 4,200円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 有害鳥獣駆除事業</p> <p>目的 法人駆除の許可を受けて、駆除した有害鳥獣の捕獲謝金を有害駆除隊員に交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 有害鳥獣駆除報償金</p> <p>補助率・金額 イノシシ、シカ 4,400円 県1/2 町1/2 タヌキ 14年度より1匹 5,000円(補助3,400円×1/2県) カラス600円 県1/3 町2/3</p> <p>平成13年度補助金額 イノシシ 30頭 132,000円 シカ 23頭 101,200円 タヌキ 9匹 30,600円 カラス 176羽 105,600円</p> <p>根拠法令等 鳥獣駆除事業補助金交付要綱</p>	<p>名称 有害鳥獣駆除事業</p> <p>目的 法人駆除の許可を受けて、駆除した有害鳥獣の捕獲謝金を有害駆除隊員に交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 有害鳥獣駆除報償金</p> <p>補助率・金額 イノシシ、シカ、タヌキ 1/2 カラス 1/3</p> <p>平成13年度補助金額 イノシシ 73頭 321,200円 シカ 9頭 39,600円 タヌキ 1匹 5,000円 カラス 108羽 64,800円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 各市町村の調整が必要。</p> <p>調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1j30 猟友会・有害鳥獣駆除隊関係		
協議事業(補助金等)名	猟友会活動振興補助金					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
名称 川内市猟友会	名称 猟友会育成事業	名称 入来町猟友会	名称 東郷町猟友会補助金	名称 祁答院町猟友会	該当なし	
目的 狩猟免許取得者の団体であるが、有害鳥獣駆除等を通じて農林行政に寄与する。	目的 町内の狩猟免許を有するハンターにおける活動グループであり、農林水産業への被害を及ぼす野生鳥獣の駆除への協力や、狩猟適正な管理運営を通じて農林行政に寄与していく。	目的 会員の親睦、団結の下に猟友会行政に協力して、事故の防止、野生鳥獣の調整(駆除又は保護増殖)をはかり以て農林水産業の振興と自然環境の保全を期する。	目的 町内の狩猟免許を有するハンターにおける活動グループであり、農林水産業への被害を及ぼす野生鳥獣の駆除への協力や狩猟適正な管理運営を通じて農林行政に寄与していく。	目的 農林業への被害を及ぼす野生鳥獣の駆除への協力や、狩猟の適正な管理運営を行う。		
補助対象(事業内容) 有害鳥獣駆除の出動に要する経費	補助対象(事業内容) 有害鳥獣駆除依頼への協力 狩猟登録事務への協力	補助対象(事業内容)	補助対象(事業内容) 役員会の開催・有害鳥獣駆除依頼への協力・県猟の行う各種事業への協力	補助対象(事業内容) 有害鳥獣駆除委託料	課題・問題点 猟友会会員数・市町村からの補助金等がそれぞれ違うので調整の必要がある。各猟友会との話し合いの調整をする必要がある。	
補助率・金額 予算で定める額	補助率・金額 1 猟友会団体につき50,000円	補助率・金額	補助率・金額 負担金補助及び交付金で支出	補助率・金額 町費100% 300,000円		
平成13年度補助金額 160,000円	平成13年度補助金額 100,000円	平成13年度補助金額 300,000円	平成13年度補助金額 190,000円	平成13年度補助金額 300,000円	調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。	
根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要綱	根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則	根拠法令等	根拠法令等 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)	根拠法令等		

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1k20 間伐促進緊急対策事業		
協議事業(補助金等)名	間伐促進緊急対策事業補助金(集材路等整備事業)					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
名称 間伐促進緊急対策事業 (集材路等整備事業)	名称 間伐促進緊急対策事業 (間伐調査員活動事業)	名称 間伐促進緊急対策事業 (集材路等整備事業)	名称 間伐促進緊急対策事業補助金 (集材路等整備事業)	名称 間伐促進緊急対策事業 (集材路等整備事業)	該当なし	
目的 間伐推進のための集材路・作業路の開設	目的 地域林業の活性化と森林の公益的機能の向上を図る為、間伐採算性の向上の為の実行体制整備及び利用間伐を促進する為の間伐材流通体制の強化並びに間伐未実施林分の解消などを総合的に実施する。	目的 間伐推進のための集材路・作業路の開設	目的 間伐推進のための集材路・作業路の開設	目的 間伐推進のための集材路・作業路の開設	課題・問題点 県単独の集材路等の開設であるが、県の負担割合は30%・市町について20~30%となっており2森林組合と調整が必要。間伐調査員は、川内について面積・人数が多く上乗せをしている。	
補助対象(事業内容) 作業路開設 3路線 844m	補助対象(事業内容) 間伐調査員の活動日当	補助対象(事業内容) 集材路開設 1路線 300m	補助対象(事業内容) 集材路開設 2路線 626m	補助対象(事業内容) 集材路開設 4路線 600m		
補助率・金額 県 30% 市 20% 13年度事業費 4,149,000円	補助率・金額 県50%、町50% 一人1日5,820円	補助率・金額 県 30% 町 30% 504,000円	補助率・金額 県 30% 町 10%(14年度より20%) 864,360円	補助率・金額 県 30% 町 30% 972,427円		
平成13年度補助金額 2,000,000円	平成13年度補助金額 162,960円	平成13年度補助金額 270,000円	平成13年度補助金額 300,000円	平成13年度補助金額 540,000円	調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	
根拠法令等 県間伐促進緊急対策事業補助金交付要綱 川内市農林水産業関係補助金交付要綱	根拠法令等 鹿児島県間伐促進緊急対策事業実施要綱 鹿児島県間伐促進緊急対策事業補助金交付要綱 鹿児島県間伐調査員設置基準	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要綱	根拠法令等 間伐促進緊急対策事業補助金交付要綱 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)	根拠法令等 鹿児島県補助金交付規則・鹿児島県間伐促進緊急対策事業補助金交付要綱・祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会			業務コード・NO、事務事業名	C1k40 森林整備地域活動支援交付金事業
協議事業(補助金等)名	森林整備地域活動支援交付補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村
名称 森林整備地域活動支援交付金	名称 森林整備地域活動支援交付金	名称 森林整備地域活動支援交付金	名称 森林整備地域活動支援交付金	名称 森林整備地域活動支援交付金	該当なし
目的 森林の施業に必要な現況調査・森林施業区域の明確化作業・歩道の整備等を行う。	目的 森林の施業に必要な現況調査・森林施業区域の明確化作業・歩道の整備等を行う。	目的 森林の施業に必要な現況調査・森林施業区域の明確化作業・歩道の整備等を行う。	目的 森林の施業に必要な現況調査・森林施業区域の明確化作業・歩道の整備等を行う。	目的 森林の施業に必要な現況調査・森林施業区域の明確化作業・歩道の整備等を行う。	
補助対象(事業内容) 800ha(14年度)	補助対象(事業内容) 150ha	補助対象(事業内容) 250ha	補助対象(事業内容) 藤川山林 190ha 森林整備公社 30ha 薩摩西部森林組合 171ha	補助対象(事業内容) 450ha	
補助率・金額 国50% 県25% 市25%	補助率・金額 国50% 県25% 町25%	補助率・金額 国50% 県25% 町25%	補助率・金額 国50% 県25% 町25%	補助率・金額 国50% 県25% 町25%	
平成14年度補助金額 8,000,000円	平成13年度補助金額 国50% 県25% 町25%	平成13年度補助金額 2,500,000円	平成14年度交付金額 藤川山林 1,900,000円 森林整備公社 300,000円 薩摩西部森林組合 1,710,000円	平成13年度補助金額 4,500,000円	
根拠法令等 県森林整備地域活動支援交付金交付要綱 川内市森林整備地域活動支援交付金交付要綱	根拠法令等 森林整備地域活動支援交付金実施要領 森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用 鹿児島県森林整備地域活動支援交付金交付要綱 樋脇町森林整備地域活動支援交付金交付要綱	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	根拠法令等 鹿児島県森林整備地域活動支援交付金交付要綱 東郷町森林整備地域活動支援交付金交付要綱	根拠法令等 鹿児島県森林整備地域活動支援交付金交付要綱 鹿児島県森林整備地域活動支援推進事業補助金交付要綱	
					課題・問題点 交付金は1ha10,000円 負担割合は国50%、25%、25%となっている。各市町面積に差がある。
					調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会			業務コード・NO、事務事業名	C1k30 緊急間伐実施事業
協議事業(補助金等)名	緊急間伐実施事業補助金(間伐材で山づくり)				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村
名称 緊急間伐実施事業補助金 間伐材で山づくり事業	名称 緊急間伐実施事業補助金 (山づくり)	名称 緊急間伐実施事業補助金 (山づくり)	名称 緊急間伐実施事業補助金 (山づくり)	名称 緊急間伐実施事業補助金 (山づくり)	該当なし
目的 公共造林事業の間伐と同時に木筋工等を設置し森林の持つ公益的機能の高度発揮を図る。	目的 国庫で採択できない林分についての県単独補助	目的 国庫で採択できない林分についての県単独補助	目的 土砂の流失の恐れのある森林における、間伐材を利用した木筋工の設置に要する経費の県単独補助	目的 国庫で採択できない林分についての県単独補助	
補助対象(事業内容) 木筋工 10.0ha 13年度事業費 1,600,000円	補助対象(事業内容) 山づくり 1.0ha 237,313円	補助対象(事業内容) 山づくり間伐 1.0ha 237,000円	補助対象(事業内容) 山づくり 12.1ha 1,985,441円	補助対象(事業内容) 山づくり 19.5ha 3,200,000円	
補助率・金額 県30%、市20%	補助率・金額 山づくり 県30%、町20%	補助率・金額 山づくり間伐 県30%、町10%	補助率・金額 山づくり 県30%、町20%	補助率・金額 山づくり 県30%、町20%	
平成13年度補助金額 木筋工 10.0ha 800,000円	平成13年度補助金額 山づくり 1.0ha 94,800円	平成13年度補助金額 山づくり間伐 1.0ha 118,500円	平成13年度補助金額 山づくり 12.1ha 1,023,550円	平成13年度補助金額 山づくり 19.5ha 1,600,000円	
根拠法令等 県緊急間伐実施事業補助金交付要綱 川内市農林水産業関係補助金交付要領	根拠法令等 鹿児島県単独緊急間伐実施事業実施要領 鹿児島県単独緊急間伐実施事業補助金交付要綱 樋脇町補助金等交付規則 樋脇町農林業、観光、商工業関係補助金交付規則	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	根拠法令等 鹿児島県単独緊急間伐実施事業補助金交付要綱 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)	根拠法令等 鹿児島県補助金交付規則、鹿児島県単独緊急間伐実施事業補助金交付要綱、祁答院町農林業・観光・商工業振興対策費補助金交付規則	
					課題・問題点 県単の間伐事業であるが、負担割合は各市町同じである。
					調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1k30 緊急間伐実施事業
協議事業(補助金等)名	緊急間伐実施事業(地球ぐるみ高齢級間伐) 補助金			
川内市	東郷町	川内市・東郷町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 緊急間伐実施事業補助金 地域ぐるみ高齢級間伐事業</p> <p>目的 国庫で採択できない林分についての県単独補助</p> <p>補助対象(事業内容) 高齢級間伐</p> <p>補助率・金額 高齢級間伐 県30%,市10%</p> <p>平成13年度補助金額 実績無し</p> <p>根拠法令等 県緊急実施事業補助金交付要綱 川内市農林水産業関係補助金交付要綱</p>	<p>名称 緊急間伐実施事業補助金 (高齢級間伐)</p> <p>目的 国庫で採択できない林分について、間伐に要する経費の県単独補助</p> <p>補助対象(事業内容) 高齢級間伐 10.1ha 1,599,000円</p> <p>補助率・金額 高齢級間伐 県30%,町10%</p> <p>平成13年度補助金額 高齢級間伐 10.1ha 743,360円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県単独緊急間伐実施事業補助金交付要綱 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)</p>	該当なし	県単の間伐事業であるが、負担割合は各市町同じである。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1k50 特用林産振興事業
協議事業(補助金等)名	かごしまの竹の里づくり事業補助金			
川内市	入来町	東郷町	祁答院町	樋脇町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村
<p>名称 かごしま竹の里づくり事業補助金</p> <p>目的 竹林改良・作業路等の開設</p> <p>補助対象(事業内容) 13年度 竹林改良 4.0ha " 作業路開設 240m</p> <p>補助率・金額 県 1/3 市 1/3 地元1/3 13年度事業費 4,239,000円</p> <p>平成13年度補助金額 2,608,000円</p> <p>根拠法令等 県かごしま竹の里づくり事業補助金交付要領 川内市農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 かごしま竹の里づくり事業補助金</p> <p>目的 竹林改良・作業路等の開設</p> <p>補助対象(事業内容) 竹林改良 3.0ha 作業路開設 75m 管理路開設 386m</p> <p>補助率・金額 県 1/3 町 1/3 地元1/3 3,240,000円</p> <p>平成13年度補助金額 2,160,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 かごしま竹の里づくり事業補助金 (特用林産物産地化総合対策)</p> <p>目的 竹林改良・竹炭窯設置・竹林管理路開設</p> <p>補助対象(事業内容) 竹林改良 1.0ha 竹炭窯 2基 竹林管理路 352m</p> <p>補助率・金額 県 1/3 町 1/3 地元1/3 事業費 2,654,703円</p> <p>平成14年度補助金額 1,500,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県かごしま竹の里づくり事業補助金交付要綱 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)</p>	<p>名称 かごしま竹の里づくり事業補助金</p> <p>目的 竹林改良・作業路等の開設</p> <p>補助対象(事業内容) 竹林改良 1.0ha 管理路開設 688m他</p> <p>補助率・金額 県 1/3 町 1/3 地元1/3 4,998,115円</p> <p>平成13年度補助金額 2,782,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金交付規則・かごしま竹の里づくり事業補助金交付要綱・祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点</p> <p>調整方針案</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1k50 特用林産振興事業	
協議事業(補助金等)名	特用林産物産地化総合対策事業補助金			
川内市	東郷町	川内市・東郷町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 特用林産物産地化総合対策事業補助金</p> <p>目的 竹林改良・作業路・管理路・竹炭窯等の整備</p> <p>補助対象(事業内容) 13年度 管理路 444m 林内作業車 8台</p> <p>補助率・金額 ・竹林改良 県 1/3 町 1/3 地元1/3 ・作業路、管理路、竹炭窯等 県 1/3、市1/6、地元1/2</p> <p>平成13年度補助金額 1,260,000円</p> <p>根拠法令等 県特用林産物産地化総合対策事業補助金交付要領 川内市農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 特用林産物産地化総合対策事業補助金</p> <p>目的 竹炭・竹林改良等の県単事業</p> <p>補助対象(事業内容) 竹林改良 2.15ha 竹炭窯 2基 炭粉砕機 1基</p> <p>補助率・金額 県 1/3 町 1/3 地元1/3 事業費 3,507,640円</p> <p>平成13年度補助金額 2,300,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県特用林産物産地化総合対策事業補助金交付要領 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)</p>	該当なし	<p>竹林改良については同じ補助率であるが、作業路・竹炭窯等の施設について負担割合が異なる。</p>	4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1k50 特用林産振興事業	
協議事業(補助金等)名	竹林改良奨励事業補助金(たけのこ部会補助)			
東郷町	祁答院町	東郷町・祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 竹林改良奨励事業補助金 (たけのこ部会補助)</p> <p>目的 たけのこ部会会員により竹林改良を推進し、青果用たけのこの増産に努め農家所得の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 東郷たけのこ部会への補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 50,000円</p> <p>根拠法令等 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)</p>	<p>名称 祁答院たけのこ部会育成事業補助金</p> <p>目的 たけのこ部会会員により竹林改良を推進し、青果用たけのこの増産に努め農家所得の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) たけのこ部会への補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 20,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	該当なし	<p>たけのこ部会への単独補助は、祁答院町と東郷町だけであるので調整が必要である。</p>	4 新市に移行後、速やかに調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1150 森林組合補助等
協議事業(補助金等)名	森林組合経営改善利子補助金		
	祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点
名称 経営改善利子助成事業 目的 森林組合事業推進のための単独補助 補助対象(事業内容) 補助率・金額 単独100% 平成13年度補助金額 880,163円 根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則	該当なし	森林組合への単独補助であるが、2組合事業が異なる。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
			調整方針案

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1150 森林組合補助等
協議事業(補助金等)名	森林施業団地共同化事業補助金		
	川内市	樋脇町	入来町
名称 森林施業団地共同化事業 目的 森林組合事業推進のための単独補助 補助対象(事業内容) 民有林施業の計画作成 補助率・金額 単独100% 平成13年度補助金額 284,000円 根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要領	名称 森林施業団地共同化事業 目的 森林組合事業推進のための単独補助 補助対象(事業内容) 補助率・金額 単独100% 平成13年度補助金額 78,000円 根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則 樋脇町農林業、観光、商工業関係補助金交付規則	名称 森林施業団地共同化事業 78,000円 目的 森林組合事業推進のための単独補助 補助対象(事業内容) 補助率・金額 単独100% 平成13年度補助金額 36,000円 根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	名称 森林施業団地共同化事業補助金 目的 森林施業計画の策定に要する経費の補助 補助対象(事業内容) 薩摩西部森林組合への単独補助 補助率・金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 85,000円 根拠法令等 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)
			東郷町
			祁答院町
			里村・上甕村・下甕村・鹿島村
			該当なし
			課題・問題点
			森林組合への単独補助であるが、2組合事業が異なる。
			調整方針案
			5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1150 森林組合補助等	
協議事業(補助金等)名	森林組合作業班就労奨励事業補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>名称 作業班就労奨励事業</p> <p>目的 森林組合事業推進のための単独補助</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 単独100%</p> <p>平成13年度補助金額 作業班就労奨励事業 329,000円</p> <p>根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 作業班就労奨励事業</p> <p>目的 森林組合事業推進のための単独補助</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 単独100%</p> <p>平成13年度補助金額 作業班就労奨励事業 398,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 作業班就労奨励事業 398,000円</p> <p>目的 森林組合事業推進のための単独補助</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 単独100%</p> <p>平成13年度補助金額 作業班就労奨励事業 215,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 森林組合作業班就労奨励事業補助金</p> <p>目的 森林組合作業班員の福祉の向上、長期安定的確保を図るための補助</p> <p>補助対象(事業内容) 薩摩西部森林組合への単独補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 450,000円</p> <p>根拠法令等 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)</p>	<p>名称 作業班活性化事業</p> <p>目的 森林組合事業推進のための単独補助</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 単独100%</p> <p>平成13年度補助金額 作業班活性化事業 224,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 森林組合への単独補助であるが、2組合事業が異なる。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1150 森林組合補助等	
協議事業(補助金等)名	林業就労改善推進事業補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	課題・問題点
<p>名称 林業就労改善推進事業</p> <p>目的 森林組合事業推進のための単独補助</p> <p>補助対象(事業内容) 森林組合作業班員の地域林業労働力の育成又は確保</p> <p>補助率・金額 単独100%</p> <p>(予算で定める額) 平成13年度補助金額 林業就労改善推進事業 310,000円</p> <p>根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 林業就労改善推進事業</p> <p>目的 森林組合事業推進のための単独補助</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 単独100%</p> <p>平成13年度補助金額 林業就労改善推進事業 294,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 林業就労改善推進事業</p> <p>目的 森林組合事業推進のための単独補助</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 単独100%</p> <p>平成13年度補助金額 林業就労改善推進事業 370,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領</p>	<p>名称 林業就労改善推進事業補助金</p> <p>目的 森林組合作業班員の就労条件の向上、林業労働力の育成確保を図るための補助</p> <p>補助対象(事業内容) 薩摩西部森林組合への単独補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 376,000円</p> <p>根拠法令等 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)</p>	<p>該当なし</p>	<p>森林組合への単独補助であるが、2組合事業が異なる。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1150 森林組合補助等
協議事業(補助金等)名	林業担い手育成基金事業補助金		
名称	名称	課題・問題点	調整方針案
名称 林業担い手育成基金事業	名称 該当なし	課題・問題点 森林組合への単独補助であるが、2組合事業が異なる。	調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
目的 森林組合事業推進のための単独補助			
補助対象(事業内容)			
補助率・金額 単独100%			
平成13年度補助金額 林業担い手育成基金事業 520,693円			
根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則			

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C1k10 流域公益保全林整備事業
協議事業(補助金等)名	流域公益保全林整備事業補助金		
名称	名称	名称	名称
名称 流域公益保全林整備事業補助金	名称 流域公益保全林整備事業補助金	名称 流域公益保全林整備事業補助金	名称 流域公益保全林整備事業補助金
目的 国庫補助事業への上乗せ補助	目的 国庫補助事業への上乗せ補助	目的 国庫補助事業への上乗せ補助	目的 国庫補助事業への上乗せ補助
補助対象(事業内容) 間伐事業への10%以内の上乗せ補助	補助対象(事業内容) 間伐事業への10%以内の上乗せ補助	補助対象(事業内容) 間伐事業への10%以内の上乗せ補助	補助対象(事業内容) 間伐事業への15%以内の上乗せ補助
補助率・金額 間伐 5.93ha 査定事業費 753,000円	補助率・金額 間伐 19.15ha 査定事業費 8,710,100円	補助率・金額 間伐 33.83ha 査定事業費 6,823,300円	補助率・金額 間伐 59.48ha 査定事業費 17,671,000円
平成13年度補助金額 400,000円	平成13年度補助金額 730,280円	平成14年度補助金額 542,000円	平成13年度補助金額 2,481,000円
根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則 樋脇町農林業、観光、商工業関係補助金交付規則	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	根拠法令等 条例(経済課の所管に係る補助金交付規則)	根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則
			課題・問題点 間伐等の国庫事業への上乗せであるが、0~15%となっており2森林組合との調整が必要である。
			調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1m80 みどり推進協議会事務		
協議事業(補助金等)名	緑豊かな森林づくり事業補助金					
川内市	樋脇町	祁答院町	上甌村	下甌村	鹿島村	
<p>名称 緑豊かな森林づくり・心豊かな人づくり事業補助金</p> <p>目的 緑の少年団等の育成並びに緑化、森林育成</p> <p>補助対象(事業内容) ・唐浜白砂青松の森づくり事業 ・鹿倉市民の森づくり事業 ・緑の少年団活動助成</p> <p>補助率・金額 予算の定める額</p> <p>平成13年度補助金額 2,000千円</p> <p>根拠法令等 川内市農林水産業関係補助金交付要領 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律</p>	<p>名称 樋脇町みどり推進協議会補助金</p> <p>目的 みどり推進協議会の運営費を一部助成する。</p> <p>補助対象(事業内容) 会議費</p> <p>補助率・金額 予算で定める範囲</p> <p>平成13年度補助金額 20,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 祁答院町みどり推進協議会</p> <p>目的 みどり豊かな森林づくり、家庭緑化の推進を図りみどり美しい街づくりを行う。</p> <p>補助対象(事業内容) みどり推進に関する広報活動、みどり推進ボランティア団体の活動・育成、みどり推進に対する助成等</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 333,273円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 上甌村みどり推進協議会</p> <p>目的 上甌村の特性を活用して、緑豊かな森林づくりから家庭の緑化まで住民とのコンセンサスを得て計画し、確実な実行に努め、安らぎと潤いのある美しい村づくりをすすめるためもの。</p> <p>補助対象(事業内容) 会議費等</p> <p>補助率・金額 50,000円</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 上甌村みどり推進協議会規約</p>	<p>名称 下甌村みどり推進協議会</p> <p>目的 みどり豊かな森林づくりから家庭の緑化まで住民とのコンセンサスを得て計画し、確実な実行に努め、安らぎと潤いのある美しい村づくりを進めるためにこの協議会を運営する。</p> <p>事務手順(事業内容) 緑の募金実施要領に基づき、事業を実施し募金を振り込む。</p> <p>会計期間 毎年7月1日から毎年6月30日まで</p> <p>財源 村単独</p> <p>負担金 下甌村から72,000円</p>	<p>名称 鹿島村みどり推進協議会</p> <p>目的 鹿島村の特性を活用して緑豊かな森林造りから家庭の緑化までを住民とのコンセンサスを得て計画し、確実な実行に努め、安らぎと潤いのある美しい村づくりをすすめる。</p> <p>補助対象(事業内容) 1. みどりづくりに関する広報活動 2. みどりづくりを進めるボランティア団体の育成 3. みどりづくりに対する助成 4. 緑の羽根等の募金活動 5. その他みどり推進に必要なこと</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 30,000円</p> <p>根拠法令等 鹿島村みどり推進協議会規約</p>	
入来町・東郷町・里村		課題・問題点			調整方針案	
該当なし		緑推進協議会への市町村補助がそれぞれ違うので調整が必要。			4 新市に移行後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C1m90 緑の少年団育成事業	
協議事業(補助金等)名	みどりの少年団補助金				
川内市	樋脇町	入来町	祁答院町	里村	東郷町・上甌村・下甌村・鹿島村
名称 陽成みどりの少年団活動事業補助金	名称 丸山みどりの少年団補助金	名称 大馬越緑の少年団	名称 緑の少年団育成事業補助金	名称 みどりの少年団補助金	該当なし
目的 緑に親しみ緑を守り育て、自然を愛する心豊かな少年団を育成する。	目的 緑に親しみ緑を守り育て、自然を愛する心豊かな少年団を育成する。	目的 緑とのふれあいを通して、緑を愛しみどりを守り育てる心を養う。	目的 緑づくりを進める緑の少年団の育成を図る。	目的 緑への関心を高める 緑の中で心身を鍛える 集団生活を通して協調性を養う 奉仕精製を涵養する	
補助対象(事業内容) 活動支援	補助対象(事業内容) 活動支援	補助対象(事業内容)	補助対象(事業内容) 緑の羽募金の協力 植樹祭、育樹祭等への参加・協力 ふるさと美化活動	補助対象(事業内容) 緑の募金活動、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動	課題・問題点 みどりの少年団への補助金がそれぞれ違うので調整が必要。
補助率・金額 13年度 団員1人当たり5,000円	補助率・金額 予算で定める	補助率・金額 平成15年度補助金額 (予算) 50,000円	補助率・金額 町費 100% 20,000円	補助率・金額 緑の募金額の60%、緑の少年団鹿児島県連盟からの助成金	調整方針案
平成13年度補助金額 135千円	平成13年度補助金額 66,000円	根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要領	平成15年度補助金額 20,000円	平成13年度補助金額 54千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
根拠法令等 川内市みどり推進協議会規約	根拠法令等 樋脇町補助金等交付規則		根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則	根拠法令等 里村みどり推進協議会規約 里村緑の少年団則	
その他 参考「川内市みどり推進協議会の補助制度」	その他 教育委員会が補助				

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会		業務コード・NO、事務事業名	C4a20 水産増養殖	
協議事業(補助金等)名	豊かな海づくりパイロット事業補助金				
川内市	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
名称 豊かな海づくりパイロット事業補助金	名称 豊かな海づくりパイロット事業負担金	名称 豊かな海づくりパイロット事業負担金	名称 豊かな海づくりパイロット事業負担金	名称 豊かな海づくりパイロット事業負担金	該当なし
目的 豊かな海づくりパイロット事業によりタイ、ヒラメの有用魚種を放流し、魚族資源の増大と漁民の所得向上を図る。	目的 マダイ・ヒラメの育成と海面漁協の振興を図る。	目的 近年漁獲量が減少しており、鹿児島県栽培漁業協会が中間育成された稚魚を配布し漁協及び村が放流をし水産資源の保持及び漁獲量の安定と漁業経営の向上を図る。	目的 近年魚介類の水揚げ量が激減している。その中でアワビの稚貝をはじめ、マダイやヒラメ、アワビの稚魚放流を県栽培協会と協力し合って実施している。	目的 近年魚介類の水揚げ量が激減している。その中でアワビの稚貝をはじめ、真鯛やヒラメの稚魚の放流を県栽培協会と協力し合って実施している。	課題・問題点 放流の匹数で事業額が変わる。各漁協の合併を含むが、漁協としては現在の漁協単位(支部)での放流の要望が強い。漁協への補助である。(栽培漁協協会への支払分の1/2)を補助)
補助対象(事業内容) H13年度 タイ 17,000尾 ヒラメ 14,000尾	補助対象(事業内容) ヒラメ稚魚 20,000尾 年1回 7月初旬に実施。 マダイ稚魚 17,000尾 年1回 7月初旬に実施。	補助対象(事業内容) ヒラメ・マダイ稚魚の放流。 放流魚種 13年度 マダイ 218,225円 ヒラメ 578,550円	補助対象 マダイ 22,000匹 ヒラメ 30,000匹 アワビ 25,000匹	補助対象(事業内容) 補助率・金額 補助率 1/2	調整方針案
補助率・金額 補助率 1/2	補助率・金額 補助率 1/2	補助率・金額 補助率 1/2	補助率・金額 補助率 1/2 797,000円	平成13年度補助金額 322,000円	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
平成13年度補助金額 322,000円	平成13年度補助金額 457,663円	平成13年度負担金 796,775円	根拠法令等 豊かな海づくり事業実施要項	根拠法令等	
根拠法令等 川内市農林水産業補助金交付要綱	根拠法令等 鹿児島県水産振興課豊かな海づくりパイロット事業による	根拠法令等 上甌村補助金交付規則			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4a20 水産増養殖
協議事業(補助金等)名	魚貝類種苗放流事業補助金		
上甌村	上甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 魚貝類種苗放流事業</p> <p>目的 魚貝類の増殖を図るため、ヒラメ・マダイ、アワビ等の稚魚、稚貝を各海域に放流することで資源の増大と漁民の所得向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 村単独事業(市町村単独事業)黒アワビ 51,000個 2,141,500円・カサゴ 20,000匹 630,000円・ヒラメ 11,000匹 693,000円</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>地域性・計画期間の関係で継続の必要がある。特定離島ふるさとおこし推進事業に係る分で事業計画がある。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4b20 水産増養殖		
協議事業(補助金等)名	魚介類中間育成放流事業				
里村	上甌村	鹿島村	里村・上甌村・鹿島村以外の市町村		
<p>名称 魚介類中間育成放流事業</p> <p>目的 ヒラメ・アワビの育成と海面漁協の振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ヒラメ稚魚 20,000尾 年1回 7月初旬に実施。 アワビ稚貝 50,000個 年1回 10月末～11月初旬に実施。 ・漁業従事者</p> <p>補助率・金額 補助金(70%)</p> <p>平成13年度補助金額 3,301,000円</p> <p>根拠法令等 特定離島ふるさとおこし推進事業</p>	<p>名称 魚介類中間育成放流事業</p> <p>目的 近年魚介類の水揚げ量が激減している。その中でアワビの稚貝を漁協に中間育成を委託し放流をしている。</p> <p>補助対象(事業内容) アワビ中間育成放流事業</p> <p>補助率・金額 村単独事業</p> <p>平成13年度補助金額 600,000円</p> <p>根拠法令等 委託契約書</p>	<p>名称 魚介類中間育成放流事業</p> <p>目的 近年魚介類の水揚げ量が激減している。その中でアワビの稚貝をはじめ、真鯛やヒラメの稚魚の放流を県栽培協会と協力し合って実施している。</p> <p>補助対象(事業内容) 放流魚種 タイ 18,200尾 ヒラメ 10,000尾 アワビ 50,000尾</p> <p>・鹿島村漁業協同組合正組合委員、准組合員、</p> <p>補助率・金額 特定離島ふるさとおこし推進事業(補助率56%)</p> <p>平成13年度補助金額 3,537,000円</p> <p>根拠法令等 特定離島ふるさとおこし推進事業</p>	<p>該当なし</p>	<p>地域性・計画期間の関係で継続の必要がある。特定離島ふるさとおこし推進事業に係る分で事業計画がある。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4c30 単独補助金関係
協議事業(補助金等)名	内水面漁業振興事業補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 内水面漁業振興事業補助金</p> <p>目的 川内川、鶴田ダム、高城川等に漁業権魚種稚魚を放流し、魚類の繁殖を図り漁民の所得向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・放流魚種・・・鯉、鮎、鯉、モズガニの放流 ・川内市内水面漁業共同組合</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 1,300,000円</p> <p>根拠法令等 川内市農林水産業補助金交付要領</p>	<p>該当なし</p>	<p>今までの経緯があるので廃止できない。継続する必要がある。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4c30 単独補助金関係
協議事業(補助金等)名	藻場食害駆除事業補助金		
上甌村	鹿島村	上甌村・鹿島村以外の市町村	課題・問題点
<p>名称 藻場食害駆除事業補助金</p> <p>目的 漁協が事業を円滑に行う為のもの。</p> <p>補助対象(事業内容) アワビ等の餌等海藻を捕食する害敵生物(白ウニ、ヒトデ等)を駆除することにより藻場の環境を整備し魚介類の繁殖保護を図る。</p> <p>補助率・金額 ・藻場食害駆除事業補助金</p> <p>平成13年度補助金額 910,000円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 藻場食害駆除事業補助金</p> <p>目的 漁協が事業を円滑に行う為のもの。</p> <p>補助対象(事業内容) 補助率・金額 ・藻場食害駆除事業補助金</p> <p>平成13年度補助金額 250,000円</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>アワビのエサの害虫駆除で漁協に補助金を支出している。</p>
			<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4c30 単独補助金関係
協議事業(補助金等)名	養鰻振興事業補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 養鰻振興事業補助金</p> <p>目的 協議会員それぞれの経営健全化及び鰻の消費・販売拡大を図るために必要な講習会等の開催、後継者育成を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・先進地研修、消費販売活動 ・川内地区養鰻振興協議会</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 200,000円</p> <p>根拠法令等 川内市農林水産業補助金交付要領</p>	該当なし	合併後は、新市の名称に変更する必要がある。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4c30 単独補助金関係		
協議事業(補助金等)名	後継者育成事業・漁業先進地視察研修事業補助金				
川内市	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
<p>名称 後継者育成事業補助金</p> <p>目的 漁家の高齢化及び後継者不足が進行する中、先進地研修や先進漁法等の導入を実施し担い手を育成する。</p> <p>補助対象(事業内容) 先進地研修等 川内市漁業共同組合</p> <p>補助率・金額 定額 250,000円</p> <p>平成13年度補助金額 定額 250,000円</p> <p>根拠法令等 川内市農林水産業補助金交付要領</p>	<p>名称 里村漁業青年部事業補助金</p> <p>目的 若い世代の漁師たちの見識を高めるため、先進地視察や研修会、清掃活動等を行うための活動資金補助。</p> <p>補助対象(事業内容) 里村漁業青年部</p> <p>補助率・金額 定額 24,000円</p> <p>平成13年度補助金額 240,000円</p> <p>根拠法令等 里村補助金交付要領</p>	<p>名称 漁業者先進地視察研修補助金</p> <p>目的 漁協が事業を円滑に行う為のもの。</p> <p>補助対象(事業内容) ・漁業者先進地視察研修補助金</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 500,000円</p> <p>根拠法令等 上甌補助金交付規則</p>	<p>名称 後継者育成事業補助金</p> <p>目的 漁家の高齢化及び後継者不足が進行する中、先進地研修や先進漁法等の導入を実施し担い手を育成する。</p> <p>補助対象(事業内容) 先進地研修等 下甌村漁協</p> <p>補助率・金額 査定額の100パーセント 平成13年度はクビオレサバを計画していたが不漁のため中止</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 漁業者先進地視察研修補助金</p> <p>目的 漁協が事業を円滑に行う為のもの。</p> <p>補助対象(事業内容) ・漁業者先進地視察研修補助金</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 109,000円</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金交付要領</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 支部単位で、補助金を支出する形で残すが、補助金額に差がある状況である。</p> <p>調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4c30 単独補助金関係
協議事業(補助金等)名	築礎設置事業・イカ柴投入事業補助金		
上甑村	下甑村	鹿島村	上甑村・下甑村・鹿島村以外の市町村
<p>名称 イカ柴投入事業補助金</p> <p>目的 漁協が事業を円滑に行う為のもの</p> <p>補助対象(事業内容) イカ柴投入により産卵場を人工的に設置することにより、アオリイカ等の繁殖保護を図ることを目的とする。</p> <p>補助率・金額 定額 平成13年度補助金額 300,000円</p> <p>根拠法令等 上甑村補助金交付規則</p>	<p>名称 水産業振興事業(漁船建造資金利子補助・漁場造成事業(イカシバ投入・ウニ駆除等補助))</p> <p>目的 下甑村の漁業振興を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 漁協に対する事業経費の補助</p> <p>補助率・金額 漁船建造資金利子補助 利子額の1/3 漁場造成・ウニ駆除 1/2以内</p> <p>平成13年度補助金額 漁船建造資金利子補助 1,707,000円 漁場造成事業 49,975円</p> <p>根拠法令等 下甑村補助金交付規則</p>	<p>名称 イカ柴投入事業補助金</p> <p>目的 漁協が事業を円滑に行う為のもの</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 1/2以内</p> <p>平成13年度補助金額 60,000円</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱</p>	<p>課題・問題点 補助金の額の調整が必要である。</p> <p>調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4c30 単独補助金関係
協議事業(補助金等)名	アワビ種苗生産・アワビ養殖事業補助金		
上甑村	上甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 アワビ種苗生産事業補助金</p> <p>目的 漁協が事業を円滑に行う為のもの。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 200,000円</p> <p>根拠法令等 上甑村補助金交付規則</p>	<p>名称 アワビ養殖事業補助金</p> <p>目的 漁協が事業を円滑に行う為のもの。</p> <p>補助対象(事業内容) 資源の減少、組合員の高齢化により水揚げが毎年落ち込んでいる。本年度の漁場の更新に伴いアワビの養殖場を確保し、上甑村漁協の下部の組織として、アワビの種苗生産事業に意欲的に取り組んでいる4~5名により養殖事業を実施する。</p> <p>補助率・金額 ・アワビ養殖事業補助金 2,000,000円</p> <p>平成13年度補助金額 0円 平成15年度から新規事業</p> <p>根拠法令等 上甑村補助金交付規則</p>	<p>課題・問題点 アワビ種苗生産 県栽培協会から購入していたが、14年度に漁協青年部が種苗生産に成功。今後も生産を増やす必要がある。 アワビ養殖事業 作り育てる漁業への転換を図り、ブランド化を目指すため養殖事業導入を図る必要がある。新市全域で適用するよう調整する。</p>	<p>調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4c40 水産関係負担金
協議事業(補助金等)名	村水産業振興対策協議会補助金		
	鹿島村	鹿島村以外の市町村	課題・問題点
名称 村水産業振興対策協議会		該当なし	協議会県支部がある。新市になっても川内市、甞島を含む協議会を作る必要がある。
目的 鹿島村の産業である漁業の振興を図るため様々な事業を実施している。			4 新市に移行後、速やかに調整する。
補助対象(事業内容) 鹿島村漁業協同に事業費の1/2以内の補助を行う。			
補助率・金額			
平成13年度補助金額 0円			
根拠法令等 鹿島村補助金要綱			

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4c30 単独補助金関係
協議事業(補助金等)名	甞島地区漁協合併協議会助成金		
	里村	上甞村	下甞村
名称 甞島地区漁協合併協議会助成金	名称 甞島地区漁協合併協議会助成金	名称 甞島地区漁協合併協議会助成金	名称 甞島地区漁協合併協議会助成金
目的 漁協合併に伴う事務的資金補助	目的 漁協合併に伴う事務的資金補助	目的 漁協合併に伴う事務的資金補助	目的 漁協合併に伴う事務的資金補助
補助対象(事業内容) 漁協合併に伴う事務等	補助対象(事業内容) 甞島の4つの漁協合併に伴う補助。	補助対象(事業内容) 甞島地区漁協合併に伴う活動費助成	補助対象(事業内容) 鹿島村漁協
補助率・金額 定額 100,000円	補助率・金額 平成13年度補助金額 0円 平成14年度100,000円	補助率・金額 査定額 100,000円 平成13年度補助金額 100,000円	補助率・金額 定額 100,000円
平成13年度補助金額 0円			平成13年度補助金額 0円 平成14年度 100,000円
根拠法令等 里村補助金交付要綱	根拠法令等 上甞村補助金交付規則	根拠法令等 漁業協同組合合併促進法	根拠法令等 鹿島村補助金要綱
			川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
			調整方針案
			6 廃止の方向で調整する。

現況調査表

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4d20 信用事業譲渡に伴う損失補償並びに利子補給				
協議事業(補助金等)名	信用事業譲渡利子補給補助金						
里村		上甌村		下甌村		鹿島村	
<p>名称 漁業信用事業利子補給補助金</p> <p>目的 里村漁業協同組合の信用事業合併時に譲渡不足資金の利子補給。</p> <p>補助対象(事業内容)・補助金・金額 漁協組織(信用事業)合併に基づく整備借入金13,000,000円に対する1%の金利資金の融資を受けた14年度から償還期限の23年度まで合計8,110,000円。</p> <p>平成13年度補助金額 なし。平成14年度 987,000円</p> <p>根拠法令等 里村信用事業利子補給金交付要綱 里村補助金交付要綱</p>	<p>名称 漁協信用事業実施基盤強化対策事業利子補給事業</p> <p>目的 上甌村漁協基盤強化対策のため</p> <p>補助事業(事業内容)・補助率・金額 ・漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金 150,828千円に対する1.0%の金利。H14～23年まで10,933,976円 ・信用事業譲渡に伴う譲渡対価不足資金 110,785千円に対する1.0%の金利。H14～23年まで6,377,159円 ・上甌村漁協が信用事業譲渡のため鹿児島県漁業協同組合連合会から融資を受ける借入金に対する損失補償。 損失保証金109,564千円。H14～23年まで</p> <p>平成13年度補助金額 ・信用事業譲渡に伴う譲渡対価不足資金 H13年度実績 0円</p> <p>根拠法令等 上甌村漁業協同組合信用事業実施基盤強化対策利子補給金交付規則</p>	<p>名称 漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金利子補給補助事業</p> <p>目的 下甌村漁協基盤強化対策のため</p> <p>補助対象(事業内容) 漁協の信用事業譲渡に係る借入金利息支払いによる、漁協の経営悪化を防止するために、村がその利息分1パーセントを漁協に利子助成する。 ・補助事業先 下甌村漁協</p> <p>補助率・金額 ・譲渡不足金に対する利子補助 借入額176,143,000円に対する1.0%の金利 H14～H23まで9,246,000円</p> <p>平成13年度補助金額 0円(平成14年度より開始)</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 信用事業譲渡対価資金利子補給補助事業</p> <p>目的 下甌村漁協基盤強化対策のため</p> <p>補助対象(事業内容) 漁協組織緊急再編対策事業で信用事業を譲渡した漁協のうち、漁協が抱える固定化債権等に1億1千3百万の融資を行い、その借入に対して利子補給する。 ・補助事業先 下甌村漁協</p> <p>補助率・金額 ・漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金 113,000千円に対する1.0%の金利 H14～H23まで8,647,000円 下甌村漁協基盤強化対策のため</p> <p>平成13年度補助金額 0円(平成14年度より開始)</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 漁協組織緊急再編対策事業利子補給事業</p> <p>目的 鹿島村漁協基盤強化対策のため</p> <p>補助対象(事業内容) 補助事業先は鹿島村漁協。譲渡不足資金に対する利子補助。</p> <p>補助金・金額 H14から23年まで実施。不足額 94,000,000円の1%の金利を補助。</p> <p>平成13年度補助金額 なし。平成14年度から開始。</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱</p>	<p>名称 信用事業譲渡に伴う損失補償並びに利子補給</p> <p>目的 鹿島村漁協の基盤強化策</p> <p>補助対象(事業内容) 譲渡対価資金59,000,000円に対する1.0%の利子補給並びに損失補償。</p> <p>補助金・金額</p> <p>平成13年度補助金額 なし。平成14年から開始。</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱</p>		
川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町		課題・問題点		調整方針案			
該当なし		今後も返済義務があるので継続する必要がある。		1 現行のまま新市に引き継ぐ。			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4d30 漁船建造資金利子補助
協議事業(補助金等)名	漁船建造資金利子補助		
下甌村		下甌村以外の市町村	課題・問題点
<p>名称 漁船建造資金利子補助</p> <p>目的 下甌村の漁業振興を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 漁協に対する事業経費の補助</p> <p>補助率・金額 漁船建造資金利子補助 利子額の1/3</p> <p>平成13年度補助金額 漁船建造資金利子補助 1,707,000円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>		<p>該当なし</p>	<p>漁船建造資金(20トン未満の漁船建造、改造、取得)の借入れに対する利子補給(利子分の3分の1)。今後も借入れをする者がいると思われる。現在の借入者の保護も大事である。</p> <p>甌島地区の漁協合併に伴う協議が必要となる。</p>
			調整方針案
			3 合併時に、新たに制度等を制定する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4i10 水産業の振興及び他の水産に関すること	
協議事業(補助金等)名	漁業近代化施設整備事業補助・魚礁設置事業補助金			
下甌村		下甌村以外の市町村	課題・問題点	
<p>名称 ・漁業近代化施設整備事業補助金</p> <p>目的 水産基盤の安定、漁家経営の安定</p> <p>補助対象(事業内容) ・漁業近代化施設整備事業補助金(国庫事業・県単事業)への上乗せ補助 ・補助事業先 下甌村漁協</p> <p>補助率・金額 補助率 ・漁業近代化施設整備事業補助金:国・県が採択した補助事業に対して事業費から国県補助金を控除した額の9.5/10の上乗せ補助</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則 水産業振興補助金交付要綱</p>		<p>名称 ・魚礁設置事業補助金</p> <p>目的 水産基盤の安定、漁家経営の安定</p> <p>補助対象(事業内容) ・魚礁設置事業補助金(県単事業)への上乗せ補助 ・補助事業先 下甌村漁協</p> <p>補助率・金額 補助率 ・魚礁設置事業補助金:鹿児島県が定める水産業振興補助金として採択された事業に対して事業費から県補助金を控除した額の7/10の上乗せ補助</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則 水産業振興補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>今後、漁業近代化施設整備の必要が生じる可能性がある。</p> <p>甌島地区の漁協合併に伴う協議が必要となる。</p>
			調整方針案	
			4 新市に移行後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4d10 水産金融		
協議事業(補助金等)名	漁業近代化資金漁協自己資金利子補給				
里村	上甌村	鹿島村	里村・上甌村・鹿島村以外の市町村		
<p>名称 漁業近代化資金漁協自己資金利子補給</p> <p>目的 漁協者等の資本装備の高度化及び経営の安定化を推進するため、漁業協同組合等の組合系統資金を活用し、これに国及び県が利子補給の措置を講じ、長期かつ低利の施設資金等の円滑な融通を図り、併せてその運用を通じて漁協等の育成を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付申請書の受理及び推進</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等 漁業近代化資金助成法 漁業近代化資金助成法施行令 鹿児島県漁業近代化資金利子補給金交付要綱 鹿児島県漁協近代化資金制度実施要領 里村補助金交付要綱</p>	<p>名称 漁業近代化資金漁協自己資金利子補給</p> <p>目的 漁業者等の資本装備の高度化を図り、経営の近代化を推進し、漁業の生産向上と経営安定を図るもの。</p> <p>補助対象(事業内容) 村は上記資金の借り入れについて利息の一部を負担する。 H14年度現在借入者 6名</p> <p>補助率・金額 利子補給率1.5%</p> <p>平成13年度補助金額 247,170円</p> <p>根拠法令等 漁業近代化資金及び漁協自己資金利子補給金交付規則</p>	<p>名称 漁業近代化資金利子補給事業</p> <p>目的 水産金融の円滑な融通を図り、鹿島村の漁業振興の発展に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 漁業近代化資金利子補給は、この制度を利用した者に対して、1/2の利子補給を鹿島村が行う。</p> <p>補助率・金額 補助率:1/2</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題・問題点 個人の借入に対する利子補給で今後も借入をする可能性があるので継続する必要がある。</p>	<p>調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4f10 水産業の進行及び他水産に関すること	
協議事業(補助金等)名	漁業付加価値向上対策事業補助金			
川内市	川内市以外の町村			
<p>名称 漁業付加価値向上対策事業補助金</p> <p>目的 漁業生産と緊密な関連を持つ漁業近代化施設及び付加価値向上施設等の整備を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) ・川内市農林水産業振興計画並びに川内市総合実施計画に基づき水産業の振興に係わる計画・立案の調整。 ・漁業経営及び技術の改善及び指導。 ・水産物の加工及び流通に関する調査研究。 ・川内市漁協上架施設台車4基 ・川内市漁協</p> <p>補助率・金額 補助率:県5/10、市2/10、漁協3/10 平成13年度補助金額 1,197,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県補助金交付規則 鹿児島県水産業振興補助金交付要綱 川内市農林水産業補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>		<p>課題・問題点 国県補助事業等の補助残については、市町村上乗せ額(割合)の調整が必要である。また、各市町村によってある程度の事業予定に沿って事業を行っているため、計画の一本化も必要である。</p>	<p>調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名	C4f20 漁業団体との調整		
協議事業(補助金等)名	川内川漁業協同組合補助金				
樋脇町		入来町	樋脇町・入来町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 川内川漁業協同組合樋脇支部補助金</p> <p>目的 養殖漁業の事業者の経営実態調査等の実施及び情報提供(鹿児島県産うなぎ種苗購入割当申込み等)</p> <p>補助対象(事業内容) 稚鮎・カニ・鯉の放流</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 35千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業、観光商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 川内川漁業協同組合倉野支部補助金</p> <p>目的 養殖漁業の事業者の経営実態調査等の実施及び情報提供(鹿児島県産うなぎ種苗購入割当申込み等)</p> <p>補助対象(事業内容) 稚鮎・カニ・鯉の放流・監視バトロールの実施</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 50千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業、観光商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 川内川漁業協同組合入来支部補助金</p> <p>目的 内水面業の振興のため、鮎・鯉・山太郎蟹などの放流を行い事業の推進を行っている。</p> <p>補助対象(事業内容) 放流事業・漁業管理・研修視察等</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 90,000円</p> <p>根拠法令等 入来町農林水産業関係補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>いままでの経緯があるので廃止できないので、継続する必要がある。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a70 観光関係団体		
協議事業(補助金等)名	水産観光促進奨励金				
上甌村		上甌村以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 水産観光促進奨励金</p> <p>目的 本村水産・観光の振興に寄与するため、個人が水産・観光業等の業務に従事及び従事しようとする者に対し、資金の一部を助成する。</p> <p>補助対象(事業内容) 観光施設等の整備にかかる奨励金制度。</p> <p>補助率・金額 対象事業、10,000千円以上とし、その5%、最高限度額を1,000千円とする。</p> <p>平成13年度補助金額 13年度補助金なし、平成14年度までに観光1件750千円、水産4件2,875千円の奨励金を出している。</p> <p>根拠法令等 上甌村水産観光促進奨励金に関する条例、及び施行規則</p>		<p>該当なし</p>		<p>既存の受給者との関係を考慮するが、新市全域を適用するのは困難である。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会		業務コード・NO、事務事業名	C5a10 商工業振興関係	
協議事業(補助金等)名	地域振興活性化策等補助金				
樋脇町	入来町		里村		下甌村
<p>名称 地域活性化事業(温泉で湧く湧くふるさとふれあい事業)</p> <p>目的 昨年行った温泉サミット事業を礎にさらに地域活性化及び温泉街を含む小規模事業者経営改善に対する効果的な方策を実施する。</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率・金額 1,530千円</p> <p>平成14年度補助金額 3,620千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 地域活性化事業補助(まちづくり活性化事業補助金等) 平成15年度の事業名は、日の丸地区活性化共同店舗事業</p> <p>目的 情報発信地として新規産業・雇用の創出、地域産業の振興・発展を図り、町内産業を活性化すること。</p> <p>補助対象(事業内容) 共同店舗・ふるさと宅配事業・インフォメーションセンターの可能性の検討</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 4,000,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領 入来町商工、観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 商工会まちづくり活性化研究事業補助 平成15年度の事業名は、経営強化支援事業</p> <p>目的 温泉場の活性化を推進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 講演等</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 500,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>名称 特産品等販路開拓支援事業補助金 (鹿児島県の村おこし推進事業)</p> <p>目的 特産品の販路開拓及び普及を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・特産品紹介用資料等の作成 ・特産品の販売及びPR ・アンケート調査 ・懇親会(流通業者及び消費者)の実施 等</p> <p>補助率・金額 国1/2, 県1/2</p> <p>平成13年度補助金額 2,000,000円</p> <p>根拠法令等 里村補助金交付要綱</p>	<p>名称 地域振興活性化事業補助金 (九州経済産業局の事業)</p> <p>目的 商工会が行う、自らが提案する地域活性化事業を支援することにより、地域小規模企業の活性化の促進に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) ・特産品販売(朝市・物産展)の実施・特産品資料、チラシ作成、講習会等</p> <p>補助率・金額 国1/2</p> <p>平成13年度補助金額 平成15年度補助金額1,000,000円(予算) 平成15年度 -</p> <p>根拠法令等 小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱・里村補助金交付要綱</p>	<p>名称 ふるさとしもこしき友の会推進協議会補助金</p> <p>目的 下甌の香りを宅送し、交流を深めるとともに、経済の活性化を図る事を目的としている。</p> <p>補助対象(事業内容) 目的と同じ。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額。</p> <p>平成13年度補助金額 430,000円</p> <p>根拠法令等</p>
川内市・東郷町・祁答院町・上甌村・鹿島村		課題・問題点		調整方針案	
該当なし		<p>地域振興活性化事業補助金 国庫補助関係のため、事業終了まで継続する必要がある。</p> <p>商工会まちづくり活性化研究事業補助金 温泉場の活性化を今後も推進していくよう継続して実施していく必要がある。</p>		<p>地域振興活性化事業補助金・特産品等販路開拓支援事業補助金・ふるさとしもこしき友の会推進協議会補助金 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>商工会まちづくり活性化研究事業補助金 1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5a20 商店街の共同施設(中心市街地活性化関係事業を除く)の設置に関すること
協議事業(補助金等)名	市商店街アーケード施設維持管理費補助金		
川内市		川内市以外の町村	
課題・問題点		調整方針案	
<p>名称 市商店街アーケード施設維持管理費補助金</p> <p>目的 アーケード施設の適正な維持管理により、商店街の商業振興を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・大小路商店街連合会、太平橋商店街振興組合、掘田通商店街振興会、神通アーケード会上町一区商店街</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 (単独事業の場合、事業費の30%以内) (国庫補助事業の場合、補助対象以外の50%以内)</p> <p>平成13年度補助金額 0円</p> <p>根拠法令等 ・川内市商店街共同施設設置費補助金交付要綱</p>	該当なし	国・県の補助事業要綱により継続して事業を実施する必要がある。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5a70 商業タウンマネージメント協議会(TMO)に関すること
協議事業(補助金等)名	タウンマネージメント協議会運営費等補助金		
川内市		川内市以外の町村	
課題・問題点		調整方針案	
<p>名称 タウンマネージメント協議会運営費等補助金</p> <p>目的 川内市中心市街地のまちづくり</p> <p>補助対象(事業内容) 1. 空店舗事業 平成13年1月から空店舗を使い、買い物客へのお茶のサービス、健康相談、作品展示など、コミュニティーの場として週6日(月曜日を除く)開いている。 2. 駐車場事業 市営機馬場駐車場を市街地でのお買い物駐車場として設置、管理している。鉄骨2階建、駐車可能台数100台、駐車場収入はTMOの収入として当てている。 3. イベント事業 毎月「かっぱ市・百家市」を開催。他にもほっぴい通り餅つき大会、イルミネーション事業なども開催している。 4. たのしーる会 中心市街地でのシール事業として平成12年7月に130店舗の加盟でスタート。月に数回のイベント(セールなど)をしている。 5. その他 西向田・太平橋ポケットパーク管理市の委託を受け実施するんるん自転車の維持管理無料レンタル自転車の貸出業務車両35台、ステーション9箇所</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 1,000万円(全額市費)</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱 川内市補助金等交付規則</p>	該当なし	補助金に見合う効果が得られるよう事業の効率化が必要である。将来は、独立した形での運営を目指して欲しい。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会		業務コード・NO、事務事業名	C5b10 商工会議所及び商工会に関すること	
協議事業(補助金等)名	商工会等補助金				
川内市		樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
<p>名称 商工会議所等指導事業補助金</p> <p>目的 商工振興のため市長が必要と認める事業を実施する</p> <p>補助対象(事業内容) ・運営費・OA事業・各種祭り・大売出し事業費・小規模指導事業</p> <p>補助率・金額 川内商工会議所 平成13年度補助金額 9,845千円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 高城商工会補助金</p> <p>目的 商工振興のため市長が必要と認める事業を実施する</p> <p>補助対象(事業内容) ・運営費・OA事業・各種祭り・大売出し事業費・小規模指導事業</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 3,060千円</p> <p>根拠法令 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 商工会育成補助金</p> <p>目的 商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進と国民経済の健全な発展に寄与するを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) ・経営改善普及事業 ・情報化対策事業 ・市比野温泉杯サッカー大会事業 ・特産品振興事業 ・地域振興活性化事業 ・商品券事業</p> <p>補助率・金額 定額 平成13年度補助金額 6,100千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 商工会補助金</p> <p>目的 商工観光の振興を図るため商工、観光関係団体が行う事業に係るに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 地域の総合経済団体として、経営基盤の強化を柱とする経営改善普及事業をはじめ地域振興活性化を目的とした日の丸地区の地域興し温泉場商店街整備推進、後継者対策の一環とする職場体験学修をはじめ、地域と一体となった各種イベント福祉事業等行政・各関係機関との連携のもと推進する。</p> <p>補助率・金額 定額 平成13年度補助金額 5,670,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要 入来町商工、観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 町商工会運営補助金</p> <p>目的 「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動</p> <p>補助対象(事業内容) ・経営改善普及事業・経営・税務対策事業・総合振興事業・労務対策事業・商業・工業振興事業・青年部・女性部対策事業・金融対策事業・福利厚生事業</p> <p>補助率・金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 2,850千円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 町商工会補助金</p> <p>目的 「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動</p> <p>補助対象(事業内容) ・経営改善普及事業・経営・税務対策事業・総合振興事業・労務対策事業・商業・工業振興事業・青年部・女性部対策事業・金融対策事業・福利厚生事業</p> <p>補助率・金額 4,840千円 平成13年度補助金額 13年度 4,840千円 内訳 運営補助 3,500千円 うめんこ村 1,000千円 青色申告会 120千円 スタンプ会 220千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町補助金交付規則</p>
里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 村商工会補助金</p> <p>目的 地域の小規模企業者の経営指導に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) ・総会・定例会・地区青年部部長・村内清掃・夏祭り事業・朝市・地区青年部主張大会・パソコン税務講習会・串木野市との交流会・花いっぱい運動・県青年部合同研修会・市町村合併討論会</p> <p>補助率・金額 定額 2,000,000円 平成13年度補助金額 2,000千円</p> <p>根拠法令等 里村補助金交付要綱</p>	<p>名称 村商工会補助金</p> <p>目的 「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動</p> <p>補助対象(事業内容) ・経営改善普及事業・総合振興事業・商業・工業振興事業・金融対策事業・経営・税務対策事業・労務対策事業・青年部女性部対策事業・福利厚生事業</p> <p>補助率・金額 定額 2,700千円 平成13年度補助金額 2,700千円</p> <p>根拠法令等 上甌補助金交付規則</p>	<p>名称 村商工会補助金</p> <p>目的 「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動</p> <p>補助対象(事業内容) ・経営改善普及事業・総合振興事業・商業・工業振興事業・金融対策事業・経営・税務対策事業・労務対策事業・青年部女性部対策事業・福利厚生事業</p> <p>補助率・金額 査定額 平成13年度補助金額 2,000千円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 村商工会補助金</p> <p>目的 本商工会は、地区内における商工業者の総合的な改善発達を図りあわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 鹿島村商工会。1・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行う。2・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。3・商工業に関する調査研究を行う。4・商工業に関する講習会又は講演会を開催する。5・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行う。6・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する。7・商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し建議する。8・行政庁等の諮問に応じて、答申する。9・社会一般の福祉の増進に資する事業を行う。10・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。11・全各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行う。</p> <p>補助率・金額 2分の1以内 平成13年度補助金額 200千円</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱、商工会法</p>	<p>商工会議所等補助金 商工会議所と各商工会の調整が必要である。</p> <p>商工会運営補助金 地区ごとの商工業者の特性を考慮しながら将来的には統合が必要。</p>	<p>商工会議所等補助金 商工会運営補助金</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5b10 商工会議所及び商工会に関すること
協議事業(補助金等)名	商店街振興対策補助金		
東郷町	東郷町以外の市町村		課題・問題点
<p>名称 商工業地域育成事業補助金</p> <p>目的 地域経済の活性化、地域振興に資すること。</p> <p>補助対象(事業内容) 年2回実施する「とうごう市」に要する経費の補助・物産とうごう市 2月第4日曜日・東郷年の瀬市 12月26日</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 200,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>		<p>商工会合併の動きが関係してくるので現行が望ましい。</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5b10 商工会議所及び商工会に関すること・C5b20 地域商品券補助金	
協議事業(補助金等)名	共通商品券発行事業			
樋脇町	入来町		東郷町	
<p>名称 共通商品券発行事業</p> <p>目的 消費者の町外流失を抑制し、商店街等の集客力向上と売上増進。商工業者の育成と売上増進を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 商品券利用促進の為にPR活動を行なう。</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 450千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 小売商業販売促進(スタンプ会)</p> <p>目的 スタンプ会員の育成や運営指導</p> <p>補助対象(事業内容) ・スタンプ会 ・商品券事業</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 ・スタンプ会 170千円 ・商品券事業 200千円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領 入来町商工、観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 商品券事業</p> <p>目的 地元使用の商品券を発行することにより地元商店街の支援を図り、将来における本町経済の持続的な発展を支え地域経済の活性化、地域振興を推進するため、商品券発行事業に対する補助を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 運営補助</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 200千円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領 入来町商工、観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 地域振興券発行事業補助金</p> <p>目的 地元使用の商品券を発行することにより地元商店街の支援を図り、将来における本町経済の持続的な発展を支え地域経済の活性化、地域振興を推進するため、商品券発行事業に対する補助を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 商品券発行に係る事務費(商品券・事業所一覧表・ステッカー等)及び商品券普及に要するイベント等の費用の補助 東郷町商工会</p> <p>補助率・金額 予算の定める額</p> <p>平成13年度補助金額 300千円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p> <p>共通商品券発行事業 各地域の商店街発展に影響が及ぶので廃止は難しい。商工会の統合や内容の検討も必要であるが、今後は継続する必要がある。</p> <p style="background-color: #d9ead3;">調整方針案</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5b10 商工会議所及び商工会に関すること	
協議事業(補助金等)名	中小事業者情報化推進補助金			
榑脇町	入来町	榑脇町・入来町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
名称 中小事業者情報化推進 目的 商工会においてホームページを作成しインターネットによる町特産品等のPRを行う。 補助対象(事業内容) パソコン講習会にかかる経費 補助率・金額 100千円 平成13年度補助金額 0円 根拠法令等 榑脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則	名称 中小事業者情報化推進 目的 インターネットホームページ補助 補助対象(事業内容) インターネットホームページ作成 補助率・金額 定額 平成13年度補助金額 320千円 根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領 入来町商工、観光関係補助金交付規則	該当なし	インターネットによる町特産品などのPRを行うので、継続が必要である。榑脇町・入来町のみの補助金である。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5b10 商工会議所及び商工会に関すること	
協議事業(補助金等)名	販路拡大補助金			
入来町	入来町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案	
名称 販路拡大 目的 果樹振興対策における生産意欲向上 補助対象(事業内容) 視察研修等 補助率・金額 定額 平成13年度補助金額 150千円 根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領 入来町商工、観光関係補助金交付規則	該当なし	県のブランド化を目指しての事業であり、今後も継続の必要がある。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5b10 商工会議所及び商工会に関すること		
協議事業(補助金等)名	とうごう朝市運営補助金				
東郷町		東郷町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
名称 とうごう朝市運営補助金	該当なし		町内唯一の商店街の活性化及び出店事業者の育成のためにも継続する必要がある。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	
目的 町の商工業振興及び地域経済の活性化					
補助対象(事業内容) 毎月第1日曜日に開催される「東郷ふれあい朝市」及び8月開催の「東郷ふれあい夕市」に要する経費の補助					
補助率・金額 予算の定める額					
平成13年度補助金額 100千円					
根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則					

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5b50 鹿児島県中小企業団体中央会に関すること	
協議事業(補助金等)名	県中小企業団体中央会補助金			
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
名称 県中小企業団体中央会補助金	該当なし		県内の中小企業団体で構成する会への補助で、川内市だけの補助金である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
目的 中小企業の経営等に関する情報、資料等を提供するもの 平成14年10月現在 川内市で24団体加入				
補助対象(事業内容) 鹿児島県中小企業団体中央会				
補助率・金額 16～25団体まで150千円				
平成13年度補助金額 150千円				
根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱 川内市補助金等交付規則				

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5c10 商工金融に関すること
協議事業(補助金等)名	市中小企業対策利子補助金		
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 市中小企業対策利子補助金</p> <p>目的 中小企業者の不況対策に対処するため、制度資金等の融資を受けた場合において、利子の一部を補助して体質強化及び経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 本市の区域内において6月以上継続して事業を営む中小企業者で制度資金等の融資を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>補助率・金額 支払利子額の30%を補助(3年間)</p> <p>平成13年度補助金額 2,990千円</p> <p>根拠法令等 川内市中小企業対策利子補助金交付要綱 川内市緊急経営・災害対策資金利子補助金交付要綱 川内市補助金等の種類、補助率に関する要綱</p>		該当なし	<p>新市に移行後補助率等の検討が必要である。</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5c10 商工金融に関すること
協議事業(補助金等)名	市中小企業者等地震災害復旧資金利子補助金		
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 市中小企業者等地震災害復旧資金利子補助金</p> <p>目的 地震により被災した中小企業者又は組合が金融機関から融資を受けた地震災害復旧資金に係る金利を補助して、負担の軽減を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 地震により被災した中小企業者又は組合で、金融機関から融資を受けた地震災害復旧資金に係る金利を補助して、負担の軽減を図る。</p> <p>補助率・金額 支払利子の内、2%の利子相当分(7年間)</p> <p>平成13年度補助金額 5,392千円</p> <p>根拠法令等 川内市中小企業者等地震災害復旧資金利子補助金交付要綱</p>		該当なし	<p>川内市だけの補助金である。平成16年度で補助が終了する予定である。</p> <p>6 廃止の方向で調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5d31 地方バス路線等に関すること
協議事業(補助金等)名	公共交通特別対策事業補助		
	入来町	入来町以外の市町村	課題・問題点
名称 公共交通特別対策事業補助		該当なし	住民生活の利便性の向上のため継続する必要がある。合併後は、広域運行を検討する必要がある。バス会社との調整が必要である。合併前に概ねの方向性を調整し、新市に移行後事務手続きを進める。路線の見直しが必要。
目的 町内におけるバス路線及び町長がこれと同様と認めた地区における高齢者等の交通手段の確保			5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
補助対象(事業内容) 町内のタクシー業者へ依頼 1日10回10人乗りワゴン車で運行			
補助率・金額 定額			
平成13年度補助金額 7,200,000円			
根拠法令等 入来町地方バス路線維持費補助金交付要項、入来町補助金等交付事務取扱要領、入来町商工観光関係補助金交付規則			

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5f10 特産品の振興及び特産品協会に関すること
協議事業(補助金等)名	特産品協会等補助金		
	川内市	入来町	東郷町
名称 市特産品協会補助金	名称 町特産品協会	名称 東郷うめ酒「梅慕情」販売促進会議	川内市・入来町・東郷町以外の町村
目的 会員が特産品の開発・製造・販売について研究し技術の向上と販路開拓を主とし即売会を行い、会員相互の経済活動を促進するとともに広く特産品を宣伝することにより産業発展に寄与することを目的とする。	目的 特産品生産販売事業者の連絡協調のもとに、入来町における特産品の生産・販売事業の振興発展を図るために必要な事業を行い、会員の経済活動を促進するとともに、入来町の産業の発展に寄与することを目的とする。	目的 平成4年度から販売している、東郷町特産のうめ酒「梅慕情」の販売・促進を検討する会議。本坊酒造、町内販売店及び町で組織している。イベント等への積極的な協力的体制づくり。町内限定販売の梅酒である。	該当なし
補助対象(事業内容) 1. 特産品の開発・製造・販売等の研究 2. 技術の向上、販路の開拓を図る 3. 電気のふるさとじまん市に特産品協会の参加 4. MBCふるさと秋まつりに特産品協会参加 5. さつま川内観光物産展等への参加	補助対象(事業内容) 特産品の開発、広報宣伝、特産品の試作品の市場調査、ふるさと特産品の販売等。	補助対象(事業内容) 梅酒の広報宣伝・販売促進等。	合併に伴い、当会の組織改編を検討いただく必要がある。
補助率・金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 2,140千円 根拠法令等 川内市の補助金等の種類、補助率等に関する要綱	補助率・金額 定額 平成13年度補助金額 500,000円 根拠法令等 入来町地方バス路線維持費補助金交付要項 入来町商工、観光関係補助金交付規則	補助率・金額 なし 平成13年度補助金額 0円 根拠法令等	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会			業務コード・NO、事務事業名	C5f10 特産品の振興及び特産品協会に関すること
協議事業(補助金等)名	鹿児島県特産品協会補助金				
東郷町	里村	上甕村	下甕村	川内市・樋脇町・入来町・祁答院町・鹿島村	課題・問題点
<p>名称 鹿児島県特産品協会補助金</p> <p>目的 鹿児島県特産品協会に対する負担金。</p> <p>補助対象(事業内容) 負担金</p> <p>補助率・金額 負担割合に応じて</p> <p>平成13年度補助金額 平成14年度から47,400円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 鹿児島県特産品協会負担金</p> <p>目的 鹿児島県特産品協会及び鹿児島県ブランド支援センター等からの情報の収集や技術の援助をもらうために、当協会の負担金を支出</p> <p>補助対象(事業内容) 鹿児島県特産品協会及び鹿児島県ブランド支援センター等からの情報の収集や技術の援助</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 47,400円</p> <p>根拠法令等 なし</p>	<p>名称 鹿児島県特産品協会補助金</p> <p>目的 鹿児島県特産品協会及び鹿児島県ブランド支援センター等からの情報の収集や技術の援助をもらうために、当協会の負担金を支出</p> <p>補助対象(事業内容) 負担金</p> <p>補助率・金額 負担割合に応じて</p> <p>平成13年度補助金額 13年度 50,000円 14年度から47,400円</p> <p>根拠法令等 上甕村補助金交付規則</p>	<p>名称 鹿児島県特産品協会補助金</p> <p>目的 鹿児島県特産品協会及び鹿児島県ブランド支援センター等からの情報の収集や技術の援助をもらうために、当協会の負担金を支出</p> <p>補助対象(事業内容) 負担金</p> <p>補助率・金額 50,000円</p> <p>平成13年度補助金額 50,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>該当なし</p>	<p>今後も継続加入について、調整する必要がある。</p>
					調整方針案
					4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会			業務コード・NO、事務事業名	C5f10 特産品の振興及び特産品協会に関すること C7a10 観光イベント事業
協議事業(補助金等)名	出店小間助成金				
川内市	東郷町		川内市・東郷町以外の町村		課題・問題点
<p>名称 「電気のふるさとしまん市」出店小間助成金</p> <p>目的 電源地域市町村のたゆまぬ努力と創意工夫によって、生み出された特産品の販路拡大や交流活動の促進を支援し、もって電源地域の産業振興とその社会的役割の理解浸透を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 出展者が費用の全額を立て替え払いし、その4分の3(賦課金)を電源地域振興センターへ請求することによって、費用の4分の3を助成。出展者が支出した旅費、装飾運搬費用が助成金に該当。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額・中央物産展 640千円(Aコマ 200千円×2コマ、Bコマ 200千円×1コマ、Cコマ 40千円×1コマ)・地方中核都市物産展 95千円</p> <p>平成13年度補助金額 735千円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱 川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 MBCふるさと秋まつり出店小間助成</p> <p>目的 特産品や観光資源を広く県民に紹介し、来場者と出展市町村の交流を促進させることで、魅力ある特産品や観光資源に対する県民の理解と認識を深める。</p> <p>補助対象(事業内容) 県内96市町村単位による特産品の展示即売と市町村パネル及びポスター展示を行い、生産者と消費者のふれあいの場を作る。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 60,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 各種イベント出展助成</p> <p>目的 各種イベント出店時の小間代等の支出への補助</p> <p>補助対象(事業内容) イベントへの出展者</p> <p>補助率・金額 出店にかかる費用</p> <p>平成13年度補助金額 平成15年度から</p> <p>根拠法令等 なし</p>	<p>該当なし</p>		<p>各種のイベントへの出展に対する補助金や出店者への助成金がある。</p> <p>・新市に移行後も観光・特産品のPRの方策として、各種のイベントには積極的な参加が必要だと考える。</p> <p>・合併後は、各地区からの出展店舗の競争により、コマの拡大・増加が考えられるので、新市に移行後、補助・助成金については、増加の方向で調整する必要がある。</p> <p>・合併により広域となり、連携することで今まで隠れていた観光資源や観光ルートの開発に取り組みが可能となる。</p> <p>・そのような観点からも新市において、新たな観光客誘致・観光資源や観光ルートの開発・特産品の販路拡大等おいに取り組み必要があり、電源地域の補助等活用し新市を上げて取り組む必要があると考える。</p>
					調整方針案
					5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5f30 木市振興会に関すること
協議事業(補助金等)名	川内木市振興会補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
名称 川内木市振興会補助金 目的 川内木市振興会組合員の技術向上及び木市の振興を図る。 補助対象(事業内容) 川内木市振興会 春・秋の木市開催 補助率・金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 90千円 根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	該当なし	参加者も広域に渡り住民にも定着している市である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名	C5d30 肥薩おれんじ鉄道に関すること
協議事業(補助金等)名	肥薩おれんじ鉄道株式会社設立補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
名称 肥薩おれんじ鉄道株式会社設立補助金 目的 九州新幹線新八代～西鹿児島間の開業に伴い、JR九州から経営分離される八代～川内間を引き継ぐ第三セクター「肥薩おれんじ鉄道」の設立及び円滑な鉄道事業推進のために必要な事業を行う。平成14年10月31日会社設立、平成16年3月鉄道事業開始予定。 補助対象(事業内容) 肥薩おれんじ鉄道株式会社 補助率・金額 初期投資に要する補助金 ・鹿児島:熊本 = 1:1 ・鹿児島県:市町 = 85:15 (市町の割合は人口割) 平成13年度補助金額 なし (H14 50,626千円) 根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱 川内市補助金等交付規則 鹿児島県並行在来線鉄道対策協議会会則	該当なし	新幹線開業及び並行在来線運行に向け継続していく必要がある。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会		業務コード・NO、事務事業名	C5c10 商工金融に関すること
協議事業(補助金等)名	緊急経営・災害対策資金利子・中小企業振興災害融資利子補助金			
川内市	入来町	川内市・入来町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 川内市緊急経営・災害対策資金利子補助金</p> <p>目的 国内で飼育されていた牛がBSEの患者と確認されたことにより、経済的影響を受けた食肉処理販売業を営む中小企業者が、融資期間から融資を受けた資金に係る金利等を補助するもの。</p> <p>補助対象(事業内容) 緊急経営・災害対策資金を受けたもの。市内に本社等又は事業所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き1年以上経営している者であること。市税の滞納がないこと。</p> <p>補助率・金額 支払利子+信用保証料の2.45%までを補助(5年間)</p> <p>平成13年度補助金額 なし (H14 228,824円)</p> <p>根拠法令等 川内市緊急経営・災害対策資金利子補助金交付要綱</p>	<p>名称 入来町中小企業振興災害融資利子補助金</p> <p>目的 台風、豪雨、洪水、地震等の自然災害により罹災された中小企業者の復興促進をはかるため、融資を受けた中小企業者に対し、当該災害融資に係る利子の一部を補助する。</p> <p>補助対象(事業内容) 災害融資を受けた中小企業者</p> <p>補助率・金額 災害融資に係る利子の50% 10,000,0000円を上限とし、500,000円を下限</p> <p>平成13年度補助金額 該当なし</p> <p>根拠法令等 入来町中小企業振興災害融資利子補助金交付に関する規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>現在2件の借入者があり、融資より5年間の期限付きなので平成18年度で現在の借入者は終了。今後、類似の事態が発生した場合は対応が必要であるが、期限終了後について調整が必要である。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会		業務コード・NO、事務事業名	C5d32 地方バス路線に関すること(巡回バス・乗合タクシー以外)
協議事業(補助金等)名	均一運賃バス運行事業補助金			
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案	
<p>名称 均一運賃バス運行事業補助金</p> <p>目的 高齢者の経済的負担の軽減、地域住民に必要なバス路線の維持、利便性の向上等を図ることを目的に平成14年4月24日事業開始。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市内相互間の乗降客を対象に、認可200円以下の区間を100円に同200円を超える区間を200円、平成13年度運賃収入と均一運賃収入との差額を補助する。</p> <p>補助率・金額 補助対象路線 林田バス31系統、南国交通27系統。</p> <p>平成13年度補助金額 なし (H14 60,000千円)</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>広域的交通体系について、調査を実施、結果等の調整が必要。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 企業誘致・港振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	C6a30 企業誘致補助金に関すること		
協議事業(補助金等)名	企業誘致補助金				
川内市		樋脇町		東郷町	
<p>名称 川内市企業立地促進条例に関する補助金</p> <p>目的 本市内において工業生産施設等の新設、増設又は移転をしようとするものに対し、助成措置を行なう。</p> <p>補助対象(事業内容) 用地取得費補助 交付要件 ・施設工場用地を取得し、工場生産施設等を新設・増設または、移転し3年以内に操業を開始し、新規雇用10人以上で投下固定資産総額2,300万円を超える場合 ・工業生産施設については、3,000㎡以上の用地取得 ・情報サービス施設については、500㎡以上の用地取得 ・観光施設については、投下固定資産総額5億円を超える場合について補助を行う。</p> <p>補助率・金額 (用地費+造成費)*補助率(3/10以内) 限度額 ・10人以上20人未満の場合 3,000万円 ・20人以上30人未満の場合 5,000万円 ・30人以上の場合 1億円</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等 川内市企業立地促進条例、川内市企業立地審査会規則、川内市工業開発等促進条例、川内市補助金交付規則、川内市補助金の種類、補助率に関する要綱</p>	<p>名称 樋脇町企業誘致促進補助金</p> <p>目的 本町内に生産施設の建設のために、用地取得及び造成工事等を行ったものに対して補助を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) ・製造業で、町と立地協定書の締結していること。 ・10人以上の雇用者があること。 ・工場用地の面積が1,500㎡以上であること。</p> <p>補助率・金額 交付対象経費 当該工場用地取得(造成工事費含む) 交付時期 操業開始後 交付額 交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)</p> <p>平成13年度補助金額 交付金限度額 雇用者10人以上20人未満 2,000万円 雇用者20人以上 2,500万円</p> <p>根拠法令等 樋脇町企業誘致促進条例</p>	<p>名称 東郷町企業誘致促進に関する補助金</p> <p>目的 東郷町内に工場建設を目的として用地取得及び造成工事を行ったものに対して補助を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 交付要件 ・工場建設のため用地取得面積が1,500㎡以上 ・操業開始時に10人以上の雇用者があること ・町と立地協定を締結すること</p> <p>補助率・金額 交付額 交付対象経費の10分の2以内 交付金限度額2,000万円 交付時期 操業開始後</p> <p>平成13年度補助金額 交付なし</p> <p>根拠法令等 東郷町企業誘致促進に関する補助金交付要綱</p>			
祁答院町		入来町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 祁答院町企業誘致促進補助金</p> <p>目的 祁答院町内に工場建設を目的として用地取得を行ったものに対して補助を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 交付要件 ・用地取得後3年以内の操業開始 ・固定資産取得価格 1,000万円以上 ・新規地元雇用者5人以上 ・法律その他の法令に違反していないこと</p> <p>補助率・金額 交付対象経費 当該工場用地取得、交付額 交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)、 交付金限度額3,000万円、交付時期 操業開始後</p> <p>平成13年度補助金額 実績なし</p> <p>根拠法令等 祁答院町工場等立地促進に関する条例</p>	該当なし		<p>条例により交付要件(工場用地取得・造成、雇用人数)、交付額(上限額、奨励金など)が決定されている。新市での偏りのない全体的な企業の立地を目指す必要がある。過疎地域の指定など地域性にあった補助制度を制定すべきである。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 企業誘致・港振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	C6c20 労働関係機関との連絡協調
協議事業(補助金等)名	雇用促進事業補助金		
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 雇用促進事業補助金</p> <p>目的 川内地区における雇用の促進及び安定について必要な措置を講ずることにより、労働者の福祉の向上と地域産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内地区雇用開発協会の活動助成 1 新規学校卒業者の雇用促進 2 Uターン就職希望者の就職推進 3 中高年齢者の雇用促進 4 障害者の雇用促進</p> <p>補助率・金額 予算の範囲内 平成13年度補助金額 380千円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則、川内市補助金等の種類、補助率に関する要綱</p>	該当なし	<p>課題・問題点 ハローワーク内部に事務局を有する公共的団体に補助を行っており、それぞれ3つのハローワークの所轄であることから調整が必要となるが、雇用の拡大を考慮すると継続して補助が必要である。</p>	調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	産業経済部会 企業誘致・港振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	C6c20 労働関係機関との連絡協調
協議事業(補助金等)名	労働者福祉対策事業補助金		
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 労働者福祉対策事業補助金</p> <p>目的 勤労者の職業の安定及び経済的、社会的地位の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市労働組合評議会の活動助成 1 加盟組合相互の連絡協力。 2 未組織労働者の組織化促進。 3 労働者の社会的、経済的、政治的地位の向上を図る。 4 福利厚生並びに文化的活動。</p> <p>補助率・金額 予算の範囲内 平成13年度補助金額 80,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則・川内市補助金等の種類、補助率に関する要綱</p>	該当なし	<p>課題・問題点 川内市独自の補助であり、労働組合評議会への補助を行っているものである。その他市町村に存在する労働組合との調整が必要であり、財政面からも検討する必要がある。</p>	調整方針案 6 廃止の方向で調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 企業誘致・港振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	C6c50 勤労者対策
協議事業(補助金等)名	川薩人材育成センター運営費補助金		
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 川薩人材育成センター運営費補助金</p> <p>目的 勤労者の職業の安定及び経済的・社会的地位の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 川薩人材育成センターの管理運営費の補助。 川薩地域を中心にして、認定職業能力開発校(川内技術開発センター)の訓練生、中高年齢等の求職者、技能検定及び各種資格試験等の受験者、中小企業等従業員及び地域住民の施設利用等を対象とした各種の訓練事業を行う施設。</p> <p>補助率・金額 予算の範囲内</p> <p>平成13年度補助金額 7,650,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金交付規則、川内市補助金等の種類、補助率に関する要綱</p>		<p>該当なし</p>	<p>運営費補助金の額の調整が必要である。(これまで各市町村から徴収していた協議会運営費がなくなる。)</p>
			調整方針案
			1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a10 観光イベント事業
協議事業(補助金等)名	電源地域交流事業補助金		
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 電源地域交流事業補助金</p> <p>目的 ふるさと・じまん市への出展に要する経費(コマ代)</p> <p>補助対象(事業内容) 電源地域振興センター主催の電気のふるさと・じまん市への出展に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 480,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率に関する要綱</p>		<p>該当なし</p>	<p>・各種のイベントへの出展に対する補助金や出店者への助成金がある。 ・新市に移行後も観光・特産品のPRの方策として、各種のイベントには積極的な参加が必要だと考える。 ・合併後は、各地区からの出展店舗の競争により、コマの拡大・増加が考えられるので、新市に移行後、補助・助成金については、増加の方向で調整する必要がある。 ・合併により広域となり、連携することで今まで隠れていた観光資源や観光ルートの開発に取り組むことが可能となる。 ・そのような観点からも新市において、新たな観光客誘致・観光資源や観光ルートの開発・特産品の販路拡大等おおいに取り組みが必要があり、電源地域の補助等活用し新市を上げて取り組む必要があると考える。</p>
			調整方針案
			5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 企業誘致・港振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	C6d10 港振興(港湾の利用促進)
協議事業(補助金等)名	かごしま川内貿易振興協議会運営補助金		
	川内市	川内市以外の町村	課題・問題点
名称	かごしま川内貿易振興協議会運営補助金	該当なし	その他の港湾の利活用を図ることを考慮し調整を図る必要がある。
目的	川内港の利用促進に関する事務。		
補助対象(事業内容)	川内港の利活用を図るため、港湾関係企業、貿易業者に対し、ポートセールスを実施する。貿易情報の収集及び地元企業への貿易実務講座等の開催依頼をする。川内港待合所の川内市まちづくり公社への委託事務		
補助率・金額	平成13年度補助金額 かごしま川内貿易振興協会運営費補助金 7,210千円(協会運営費補助金 2,900千円) 根拠法令等 川内市補助金等交付規則,川内市補助金等の種類,補助金率等に関する要綱		
			調整方針案
			1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a10 観光イベント事業
協議事業(補助金等)名	アイランドフェスタ出店助成金		
	里村	上甌村	下甌村
名称	アイランドフェア出店助成金	名称 アイランドフェスタ負担金	名称 アイランドフェア参加事業補助
目的	物産展等を開催し、島の魅力や特産品を広く宣伝する。	目的 鹿児島県離島振興協議会(鹿児島県町村会業務課内)に置いて、離島28市町村が参加している。離島の情報発信・特産品の販路拡大、及び各市町村の特産品でイベント等を行っている。	目的 鹿児島県の離島に関する情報発信・特産品の販路拡大・広報宣伝活動に関することを目的としている。
補助対象(事業内容)	かごしまアイランドフェア開催実行委員会への補助	補助対象(事業内容) 平成14年度～) かごしまふれあいアイランド形成推進事業 1 しまのサポーターネットワーク形成事業 (1) しまのサポーターネットワーク形成事業 (2) 情報発信イベント 2 アイランドキャンパス推進事業 (1) 高等教育機関(大学等)に対する学外活動の誘致活動 (2) モデル公開講座・交流会	補助対象(事業内容) 鹿児島県離島振興協議会、鹿児島県離島振興協議会(鹿児島県町村会業務課内)に事務局を置いて、離島28市町村が参加しているイベント出展事業、特産品のイベントの参加出展等。
補助率・金額	基本割、人口割による	補助率・金額 平成13年度補助金額 負担金436,000円	補助率・金額 基本割、人口割
平成13年度補助金額	436,000円		平成13年度負担金額 436,000円 根拠法令等
根拠法令等	かごしまアイランドフェア開催実行委員会規約	根拠法令等 上甌村補助金交付規則	課題・問題点 鹿児島県離島振興協議会(鹿児島県町村会業務課内)に事務局を置いて、離島28市町村が参加しているイベント出展事業、特産品のイベント等の参加出展。 県内の離島の広域的な取り組みであり、今後も参加して「甌島」のPRを続ける必要がある。 新市においては、新幹線開業に伴い甌島観光ルートは絶好の観光資源と考えるので、シーズンを通して効果あるPRをして行く必要があると考える。
			調整方針案
			1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会		業務コード・NO、事務事業名	C7a10 観光イベント事業	
協議事業(補助金等)名	観光イベント補助金				
川内市			樋脇町	入来町	
<p>名称 がらっばどん祭補助金</p> <p>目的 母なる川内川を見直し、川に親しんでもらうことを目的としたイベント</p> <p>補助対象(事業内容) 川内青年会議所 がらっばどん祭事業に要する経費 平成13年度は瀬渡し舟の運行やフリーマーケット・川に関するゲーム大会・いかだ下りなどを実施していたが、平成14年度は西本ど〜んと凧上げ大会として、イベントを開催した。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 400,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 市民祭補助金(川内はんやまつり)</p> <p>目的 地域の産業活性化と観光客の誘客促進並びに文化振興を図ることを目的としたイベント</p> <p>補助対象(事業内容) はんや祭に要する経費 3部構成で1部はパレード・2部は武者行列・3部で60団体程度の参加によるはんや踊りとして開催される。 (対象団体) 川内市民祭商工専門実行委員会(市が事務局) (参加人員・規模・平均的な数) H12 52,000人 H13 53,000人 H14 48,000人</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 7,000,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 観光行事振興事業補助金(川内大綱引)</p> <p>目的 地域産業の活性化と観光客の誘客促進を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内大綱引の開催に要する経費 川内大綱引保存会</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 9,500,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 市比野温泉杯サッカー大会補助金</p> <p>目的 九州各地から参加するサッカー大会の開催をする実行委員会への補助 経済効果が見込まれ、地域振興・活性化に寄与する大会である。</p> <p>補助対象(事業内容) 主催:商工会青年部 内容:少年、少女の部 中学生の部(7月下旬～8月上旬) 高校生の部(12月下旬)</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 1,800千円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 バラグライダー大会</p> <p>目的 森や林や川の流れなど、入来町には豊かな自然が無限に広がっている。この先人達の残した魅力ある自然を生かし、風と夢をキーワードとするスカイスポーツを通じた情報発信を展開することにより新たな町のイメージアップと交流促進を図りながら、スカイスポーツの発展と普及に努めることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 競技種目は、シークレットマークバイロンレース、セットタイムレース、ディレーションレース、的(マーカー)当てレース、以上の複合レースを行う。</p> <p>補助率・金額 予算で定める</p> <p>平成13年度補助金額 1,500,000円</p> <p>根拠法令等 入来町商工・観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 地域振興事業補助(ファミリーハイキング)</p> <p>目的 田園風景や桜を見ながら、家族でハイキングを楽しみ、家族交流や町内外の交流を通じ、地域活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ファミリーハイキング大会実行委員会への補助金</p> <p>補助率・金額 予算で定める</p> <p>平成13年度補助金額 1,500,000円</p> <p>根拠法令等 入来町商工・観光関係補助金交付規則</p>
入来町			鹿島村	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村	
<p>名称 野外映画祭(ふくろう館長のいりき星空映画館)</p> <p>目的 自然という開放された空間で、大人はもとより子供に夢と感動と好奇心を与え、地域の活性化を図るとともに、地域住民や県内市町村住民の交流人口の増加を期待し、また、スタッフ個人の資質向上と入来町の文化に新風を吹き込む。</p> <p>補助対象(事業内容) 星空映画祭実行委員会への補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める</p> <p>平成13年度補助金額 1,800,000円</p> <p>根拠法令等 入来町商工・観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 八重山高原星物語</p> <p>目的 鹿児島大学(理学部)の光赤外線望遠鏡(直径1m)や入来農場(同大学農学部)、国立天文台VERA観測局の連携のもと、八重山高原の地域活性化はもとより、将来を担う子供たちに身近にある学習の場を提供して天文学に興味を持ってもらい、天文の裾野を広げる。</p> <p>補助対象(事業内容) 八重山高原星物語実行委員会</p> <p>補助率・金額 予算で定める</p> <p>平成13年度補助金額 770,000円</p> <p>根拠法令等 入来町商工・観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 フレンドリーカップゴルフ補助金</p> <p>目的 ・アマチュアゴルファーならだれでも参加できるゴルフ大会 ・一週間の期間中各日ごとの競技とし、毎日表彰を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 【参加料】5,000円 【開催日】毎年10月下旬の一週間 【総事業費】平成14年度9,808,515円</p> <p>補助率・金額 予算で定める</p> <p>平成13年度補助金額 1,500,000円</p> <p>根拠法令等 入来町商工・観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 温泉まつり実行委員会</p> <p>目的 町内の温泉をめぐるスタンプラリー</p> <p>補助対象(事業内容) スタンプラリー実行委員会への補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める</p> <p>平成13年度補助金額 500,000円</p> <p>根拠法令等 入来町商工・観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 うみねこまつり補助金</p> <p>目的 うみねこの保護と観察のために漁船を出して観光客誘致等のイベントを行ない、地域活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) イベントを行う商工会への補助</p> <p>補助率・金額 2分の1以内</p> <p>平成13年度補助金額 200,000円</p> <p>根拠法令等 商工会法、鹿島村補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a10 観光イベント事業
協議事業(補助金等)名	観光イベント補助金		
課題・問題点		調整方針案	
<p>・各種のイベントへの出展に対する補助金や出店者への助成金がある。</p> <p>・新市に移行後も観光・特産品のPRの方策として、各種のイベントには積極的な参加が必要だと考える。</p> <p>・合併後は、各地区からの出展店舗の競争により、コマの拡大・増加が考えられるので、新市に移行後、補助・助成金については、増加の方向で調整する必要がある。</p> <p>・合併により広域となり、連携することで今まで隠れていた観光資源や観光ルートの開発に取り組むことが可能となる。</p> <p>・そのような観点からも新市において、新たな観光客誘致・観光資源や観光ルートの開発・特産品の販路拡大等おおいに取り組む必要があり、電源地域の補助等活用し新市を上げて取り組む必要があると考える。</p>		<p>バラグタイガー大会</p> <p>6 廃止の方向で調整する。</p>	
		<p>がらっばどん祭補助金 市民祭補助金 市比野温泉サッカー大会補助金 地域振興事業補助(ファミリーハイキング) 星空映画祭 八重山高原屋物語 うみねこまつり</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。</p>	
		<p>フレンドリーカップゴルフ補助金 温泉まつり実行委員会</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>	
		<p>観光行事振興事業補助金(川内大綱引)</p> <p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会		業務コード・NO、事務事業名	C7a10 観光イベント事業	
協議事業(補助金等)名	夏まつり・花火大会補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 観光行事振興事業補助金(花火大会)</p> <p>目的 地域産業の活性化と観光客の誘客促進を目的としたイベント</p> <p>補助対象(事業内容) 花火大会の開催に要する経費 川内商工会議所</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 855,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 市比野温泉サマーフェスティバル補助金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容) 樋脇町観光協会 芸能ショー、物産展、レーザーショー、花火</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 1,710,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 夏祭り実行委員会補助金</p> <p>目的 地域住民の親睦と融和を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 入来町夏祭り実行委員会 昼は子供神輿大会や消防フェスティバル、夜は芸能歌謡ショーを行い、メインである納涼花火大会を開催する。</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 1,000,000円</p> <p>根拠法令等 入来町商工・観光関係補助金交付規則</p>	<p>名称 夏まつり事業補助金</p> <p>目的 町の商工・観光振興及び地域振興のため実施される夏祭り納涼花火大会事業の運営に関する協力及び費用に関する助成。</p> <p>補助対象(事業内容) 東郷町夏祭り納涼大会実行委員会 実行委員会によって行われている夏祭り納涼大会事業の協力及び運営費の助成をして、大会運営の補助を行っている。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 1,700,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 いむた池納涼花火大会補助金</p> <p>目的 町民の融和と親睦を深めるとともに、町民憩いの夕べとして大会を実施する。</p> <p>補助対象(事業内容) 祁答院町観光協会 第一部 芸能大会 第二部 花火大会</p> <p>補助率・金額 予算で定める</p> <p>平成13年度補助金額 4,500千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策補助金交付規則</p>	<p>名称 小規模指導事業補助金(特別)</p> <p>目的 夏祭りの補助</p> <p>補助対象(事業内容) 里村商工会が実施する夏祭り</p> <p>補助率・金額 定額 200,000円</p> <p>平成13年度補助金額 200,000円</p> <p>根拠法令等 里村補助金交付要綱</p>
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
<p>名称 上甌夏祭り補助金</p> <p>目的 村民総参加により、お互いの親睦を深め、ふるさとの村づくりと地域活性化を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) みこしパレード・スイカ早食い競争・魚つかみ大会・踊りの披露・甌大明神太鼓・歌謡ショウ・花火大会等である。</p> <p>補助率・金額 定額 1,500,000円</p> <p>平成13年度補助金額 1,500,000円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>名称 鹿島村漁業共同組合(港祭り)補助金</p> <p>目的 漁業振興及び地域活性化</p> <p>補助対象(事業内容) 鹿島村漁業協同組合 毎年8月中旬に鹿島村役場と鹿島村漁業協同組合が一体となって催す、船団パレード、舟こぎ競争、魚つかみ大会、ターザン飛び、盆踊り、花火大会等</p> <p>補助率・金額 2分の1以内</p> <p>平成13年度補助金額 750,000円</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱</p>	<p>本件イベントは、各自治体の地域に根付いたもので尊重する必要がある。</p> <p>各自治体同種のイベントであるが、各自治体で事業規模・補助金交付額等に差が見受けられるので、新市に移行後将来においては、補助額等を含め総体的に検討する必要があると考える。</p>		<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a30 観光施設維持管理
協議事業(補助金等)名	海水浴場運営費補助金		
川内市		川内市以外の町村	
<p>名称 海水浴場運営費補助金 (西方海水浴場)</p> <p>目的 夏季の市民の余暇活用と本市の観光振興に資するため</p> <p>補助対象(事業内容) 海水浴場の運営に要する経費 西方海水浴場振興会</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 西方海水浴場・・・1,620,00円 (参考) 唐浜キャンプ海水浴場・・・維持管理費を 川内市民まちづくり公社に委託料で支出</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題・問題点 管理の方法に格差がある。職員が交代で管理に当たっている海岸有り。事故等の管理責任に問題がある。委託に変更すると、管理費用が高くなるので、現行の補助金のままで引き継ぐ必要がある。</p> <p>調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。</p>	

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a50 観光宣伝に関すること
協議事業(補助金等)名	串木野駅・西鹿児島駅コルトン広告料負担金		
里村	上甌村	下甌村	鹿島村
<p>名称 串木野駅・西鹿児島駅コルトン広告料負担金</p> <p>目的 串木野駅構内の特殊額面広告及び西鹿児島駅構内の電照式コルトン看板による甌島のPR。</p> <p>補助対象(事業内容) 看板広告料の補助</p> <p>補助率・金額 甌島観光協会1/2、甌島4村1/8</p> <p>平成13年度補助金額 103,190円</p> <p>根拠法令等 甌島観光協会会則</p>	<p>名称 西駅・串木野駅コルトン広告負担金</p> <p>目的 甌4村及び甌島観光協会、串木野駅構内の特殊額面広告及び西鹿児島駅構内の電照式コルトン看板による甌島のPR</p> <p>補助対象(事業内容) 串木野駅構内の特殊額面広告 西鹿児島駅構内の電照式コルトン看板</p> <p>補助率・金額 定額の甌島観光協会222,264円 4村×103,194円</p> <p>平成13年度補助金額 103,194円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 串木野駅・西鹿児島駅コルトン広告料負担金</p> <p>目的 甌島の観光PR及び観光客の誘致</p> <p>補助対象(事業内容) キング鉄道広告株式会社。串木野駅構内の特殊額面広告及び西鹿児島駅構内の電照式コルトン看板による甌島のPR</p> <p>補助率・金額 均等割</p> <p>平成13年度負担金 103,190円</p> <p>根拠法令等 甌島観光協会規則</p>	<p>川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町</p> <p>該当なし</p> <p>各町村でそれぞれ実施している。空港ロビー看板掲示、串木野駅・西駅コルトン広告などは、新市になっても季節毎に内容・地区を変えての広告が可能であり、今後も必要である。コルトン広告については、甌島観光協会との調整が必要である。新市において、新市の観光宣伝策をトータルで検討し、拡大する方向での事業調整が必要である。</p> <p>調整方針案 4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会		業務コード・NO、事務事業名	C7a60 観光協会	
協議事業(補助金等)名	観光協会運営費補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 川内市観光協会運営費補助金</p> <p>目的 本市観光振興を図るため、イベント開催や各種観光案内・宣伝等を行う</p> <p>補助対象(事業内容) 川内観光協会の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 4,231,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 町観光協会育成補助金</p> <p>目的 会員相互の連絡・協調のもとに観光資源の保存・開発並びに観光事業の普及啓発を図り、本町産業経済の振興と文化向上の実をあげることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 事業:桜マラソン大会・観光キャンペーン・サマーフェスタ等</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 5,400,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町農林業、観光、商工水産業関係補助金交付規則</p>	<p>名称 観光振興対策事業補助</p> <p>目的 観光思想の普及徹底、町内観光資源の調査研究並びに観光客の誘致、観光施設の建設並びに整備改善とその促進等その他。</p> <p>補助対象(事業内容) 理事会月1回、全体会2回、行政懇談会、入来町夏まつり、北さつま物産展、鉄道記念館公園ライトアップ、観光用パネルの作成</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 1,050,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 町観光協会補助金</p> <p>目的 町の観光振興及び地域振興に寄与している町観光協会の運営の助成</p> <p>補助対象(事業内容) 協会運営費に対する助成</p> <p>補助率・金額 予算の定める額</p> <p>平成13年度補助金額 190,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 町観光協会補助金</p> <p>目的 会員相互の連絡、協調のもとに町内観光資源の開発並びに観光事業の推進を図る、本町産業経済の振興と文化向上の実績を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 観光思想の普及 観光資源の調査研究並びに開発 観光事業各種団体及び機関との連絡提携</p> <p>補助率・金額 予算で定める金額 平成13年度補助金額 11,000千円 内訳 花火大会4,500千円、女子駅伝大会 2,100千円、梅マラソン大会 2,600千円、運営補助 1,800千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>名称 里村観光協会事業補助金</p> <p>目的 甌島の観光開発とその発展を図るため、全島の立場に立って観光事業関係者相互の連絡・協調のもとに、観光資源の開発・保存、観光地としての基本的条件の整備を行い、本島における観光事業の健全な発展を期することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 観光資源の調査研究及び開発・観光に結びつく各種産業の調査及び連絡・観光施設の充実改善・観光地、観光コース等の選定及び整備促進・観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致案内・観光に関する印刷物の刊行・観光事業者の教養訓練・島民に対する観光に関する認識の向上及び普及・観光に關係を持つ各種団体との連絡・協調</p> <p>補助率・金額 定額 670,000円</p> <p>平成13年度補助金額 670,000円</p> <p>根拠法令等 甌島観光協会会則</p>
上甌村	下甌村・鹿島村		課題・問題点	調整方針案	
<p>名称 村観光協会補助金</p> <p>目的 村の観光振興及び地域振興に寄与している村観光協会の運営の助成</p> <p>補助対象(事業内容) 協会運営費に対する助成及び委託業務のほか、より一層充実した観光案内、またテレホンカード・名刺台紙等作製販売を行ない本村の紹介し、多くの観光客の誘致に努める。</p> <p>補助率・金額 一会員 1,500円</p> <p>平成13年度補助金額 2,500,000円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 村観光協会費</p> <p>目的 村観光協会の運営の会費</p> <p>補助対象(事業内容) 協会運営費に対する助成及び委託業務のほか、より一層充実した観光案内、またテレホンカード・名刺台紙等作製販売を行ない本村の紹介し、多くの観光客の誘致に努める。</p> <p>補助率・金額 一会員 1,500円</p> <p>平成13年度補助金額 会費 1,500円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>市町村によって、運営補助・事業・イベント等の補助と額に違いがある。新市に移行後は、観光協会の改編を検討していく必要がある。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会		業務コード・NO、事務事業名	C7a60 観光協会
協議事業(補助金等)名	甌島観光協会補助金			
里村	上甌村	下甌村	鹿島村	川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
<p>名称 甌島観光協会補助金</p> <p>目的 村・民間観光関係機関が連携して広域的観光ネットワークの形成を推進し、地域の観光振興、活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 甌島観光協会会費</p> <p>補助率・金額 均等割、人口割</p> <p>平成13年度補助金額 55,000円</p> <p>根拠法令等 甌島観光協会会則</p>	<p>名称 甌島観光協会補助金</p> <p>目的 事務局を里村に置き、甌島4村の観光開発と発展を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 観光資源の調査研究及び開発及びPR活動等</p> <p>補助率・金額 人口割・均等割りで 62,000円</p> <p>平成13年度補助金額 62,000円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 甌島観光協会補助金</p> <p>目的 協議会運営のための会費</p> <p>補助対象(事業内容) 査定額</p> <p>平成13年度補助金額 73,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 甌島観光協会補助金</p> <p>目的 民間観光関係機関等と連携して広域ネットワークの形成を推進し、地域の観光振興、活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 甌島観光協会</p> <p>補助率・金額 人口割、均等割</p> <p>平成13年度補助金額 52,000円</p> <p>根拠法令等 甌島観光協会規則</p>	<p>課題・問題点</p> <p>該当なし</p> <p>甌島全体を考える観光協会であり、今後も必要である。今後、観光協会の改編を検討していく必要がある。</p>
				調整方針案
				5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 宿泊施設分科会		業務コード・NO、事務事業名	C8a90 施設の管理運営
協議事業(補助金等)名	甌島館観光活性化補助金			
里村	里村以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 甌島館観光活性化補助金</p> <p>目的 甌島館の活性化の補助</p> <p>補助対象(事業内容) 里村交流センター「甌島館」の営業費、広告費、旅行雑誌等掲載料、パンフレット作成、旅費等。</p> <p>補助率・金額 定額 3,000,000円 (平成13年度～)</p> <p>平成13年度補助金額 3,000,000円</p> <p>根拠法令等 地方自治法第244条の2第3項 里村交流センターの設置及び管理に関する条例 里村補助金交付要綱</p>	該当なし		<p>各市町村で経営体の状況等に相違があり現段階での統合の調整は困難である。合併後に検討委員会を設けてじっくり検討する必要がある。</p> <p>施設の違い、今までの経緯により利用料の変更は難しい。</p> <p>利用料については、それぞれの料金があっても良いと考える。</p>	<p>調整方針案</p> <p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a60 観光協会
協議事業(補助金等)名	観光行事振興事業補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 観光行事振興事業補助金 (川内ウォーターQueen・キング)</p> <p>目的 川内市の紹介、観光宣伝、団体等の開催する行事に出務するQueen・キングの出務等の運営にあたる。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内ウォーターQueen・キングの募集及び選考に要する経費 応募・運営及び出務等の運営全般 (補助先 川内市観光協会)</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 630,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	該当なし	川内市だけの実施であるが、新市に移行後は、新市の範囲での代表選考が必要である。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a60 観光協会
協議事業(補助金等)名	景観づくり啓発事業補助金		
東郷町	東郷町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 景観づくり啓発事業補助金</p> <p>目的 「庭先から東郷町のまちづくり」をテーマに花とみどりの景観づくりを進めている観光協会への事業補助。</p> <p>補助対象(事業内容) ・町内金融機関でのフラワーポットの設置・植え替え管理 ・ガーデニング講習会の開催 ・庭先づくり研修等</p> <p>補助率・金額 予算の定める額</p> <p>平成13年度補助金額 100,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町経済課の所管に係る補助金交付規則</p>	該当なし	東郷町だけの補助金である。観光協会の調整が必要。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a70 観光関係団体
協議事業(補助金等)名	観光施設整備事業補助金		
	川内市	川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 観光施設整備事業補助金</p> <p>目的 観光案内板の設置等観光の振興に寄与するものであること。</p> <p>補助対象(事業内容) 観光施設の整備その他観光振興に要する経費 川内市旅館組合、川内高城温泉振興会、 (川内観光協会:要綱のみ掲載)</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 川内市旅館組合 2,075,000円 川内高城温泉振興会 586,000円 計 2,661,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	該当なし	観光施設等の整備にかかる奨励金制度。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a70 観光関係団体
協議事業(補助金等)名	市旅館組合運営費補助金		
	川内市	川内市以外の町村	課題・問題点
<p>名称 市旅館組合運営費補助金</p> <p>目的 組合独自の企画等によるパンフレット作成やPR活動で観光客の誘客を図り、又研修を重ねることで観光客等に対するマナーアップ等を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市旅館組合の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 90,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	該当なし	新市において、新しい旅館組合を設立して、関係者・機関の連携の拡大、誘客の活性化を図る必要がある。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a70 観光関係団体	
協議事業(補助金等)名	川内河童共和国・うめんこ村補助金			
川内市	祁答院町	川内市・祁答院町以外の町村	課題・問題点	
調整方針案				
<p>名称 川内河童共和国補助金</p> <p>目的 パロディ王国である同共和国に補助金を交付することにより、広く観光振興に役立てたり、母なる川内川の環境保全などのイベントを行うことにより、環境への住民意識の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内河童共和国事業に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 193,500円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 うめんこ村補助金</p> <p>目的 各種イベントへの参加及び独自のイベントを開催し「地域おこし」に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 各種イベントへの協力 いわた池鉄人レースの開催 うめんこ村ソフトボール大会の実施</p> <p>補助率・金額 予算で定める額 商工会への補助に含まれる。</p> <p>平成13年度補助金額 1,000千円</p> <p>根拠法令等 祁答院町農林業、観光、商工業振興対策費補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>地域性のある独立国は、地域振興にかかる部分であり必要である。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおり、随時調整する。</p>

専門部会・分科会名	産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名	C7a70 観光関係団体
協議事業(補助金等)名	スポーツ合宿誘致対策補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 川内市スポーツ合宿誘致対策補助金</p> <p>目的 川内市内でスポーツ合宿を実施する県外からの団体に対し、予算の範囲内においてスポーツ合宿誘致対策補助金を交付することにより合宿の誘致を図り、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 合宿が全て市内の施設で実施され、かつ、市内の宿泊施設に延べ50泊以上宿泊した県外からのスポーツ協議団体に補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 基本額10千円と延べ宿泊者数に千円を乗じて得た額との合計額。補助の限度額は、30万円。</p> <p>平成13年度補助金額 0円 (平成14年4月1日以降の合宿につき適用)</p> <p>根拠法令等 川内市スポーツ合宿誘致対策補助金交付要綱(平成14年3月28日施行)</p>	<p>該当なし</p>	<p>新市においては、旅館組合の組織改編が必要である。宿泊施設・スポーツ施設を新市の範囲内に広げる必要がある。現在の受け入れ団体との調整及び組合の組織の改編を考慮する必要がある。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会健康管理分科会	業務コード・NO、事務事業名	D2d90 保健推進員協議会
協議事業(補助金等)名	樋脇町保健推進員協議会補助金		
樋脇町	樋脇町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
名称 樋脇町保健推進員協議会補助金 目的 地域住民の健康づくりをサポートすることにより、町民の健康の保持増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 地域における健康づくり、健康づくりに関する研修会、保健事業への参加および協力 補助率・金額 2,000円×人数 平成13年度補助金額 0円(平成14年度 23,000円) 根拠法令等 樋脇町補助金交付規則	該当なし	・1町の実施である。 ・母子保健推進員や運動普及推進員、保健推進員の役割を保健推進員にまとめて活動しており、他市町村の保健推進員と役割や目的がそれぞれ違っている。 ・保健推進員は必要である。 ・報償費の取り扱いに統一すべきである。	6 廃止の方向で調整する。

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会健康管理分科会	業務コード・NO、事務事業名	D2c60 病院群輪番制事業
協議事業(補助金等)名	市民病院医療機器整備補助金		
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
名称 医師会立市民病院医療機器整備補助金 目的 地域医療の向上を図る。 補助対象(事業内容) MRI等の医療機器の購入 補助率・金額 予算に定める 平成13年度補助金額 50,000,000円(単年) 根拠法令等 川内市補助金等交付規則 川内市補助金等の種類・補助率等に関する要綱	該当なし	川内市医師会立市民病院に対する単年のみの補助金であるが、今後もこのような補助金は発生すると考えられる。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会健康管理分科会		業務コード・NO、事務事業名	D2c60 病院群輪番制事業	
協議事業(補助金等)名	病院群輪番制事業補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 病院群輪番制事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 川内市医師会が実施する病院群輪番制病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費(73,320円×診療日数)を8市町村の人口割で負担する。 川内市負担割合 60.31% 平成13年度補助金額 19,323,926円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱	名称 病院群輪番制事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 川内市医師会が実施する病院群輪番制病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費(73,320円×診療日数)を8市町村の人口割で負担する。 樋脇町負担割合 6.55% 平成13年度補助金額 2,097,937円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱	名称 共同利用型病院運営事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 薩摩郡医師会病院が実施する共同利用型病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費32,040,840円を5町の人口割70、利用割30で負担する。 入来町負担割合(人口割16.8% 利用割1.95%) 平成13年度補助金額 3,956,096円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱	名称 病院群輪番制事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 川内市医師会が実施する病院群輪番制病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費(73,320円×診療日数)を8市町村の人口割で負担する。 東郷町負担割合 4.92% 平成13年度補助金額 1,577,345円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱	名称 共同利用型病院運営事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 薩摩郡医師会病院が実施する共同利用型病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費32,040,840円を5町の人口割70、利用割30で負担する。 祁答院町負担割合(人口割12.04% 利用割9.19%) 平成13年度補助金額 3,584,023円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱	名称 病院群輪番制事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 川内市医師会が実施する病院群輪番制病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費(73,320円×診療日数)を8市町村の人口割で負担する。 里村負担割合 1.25% 平成13年度補助金額 400,273円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
名称 病院群輪番制事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 川内市医師会が実施する病院群輪番制病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費(73,320円×診療日数)を8市町村の人口割で負担する。 上甌村負担割合 1.65% 平成13年度補助金額 529,827円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱	名称 病院群輪番制事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 川内市医師会が実施する病院群輪番制病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費(73,320円×診療日数)を8市町村の人口割で負担する。 下甌村負担割合 2.31% 平成13年度補助金額 739,595円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱	名称 病院群輪番制事業補助金 目的 休日および夜間における入院治療を要する重症救急患者の医療を確保する。 補助対象(事業内容) 川内市医師会が実施する病院群輪番制病院運営事業に要する経費に対して補助を行う。 補助率・金額 総事業費(73,320円×診療日数)を8市町村の人口割で負担する。 鹿島村負担割合 0.74% 平成13年度補助金額 235,362円 根拠法令等 県医療施設運営費等補助金交付要綱	・救急医療の確保のため、継続していく必要がある。 ・救急医療圏域が2箇所にわたっている。 ・医師会との関係 ・鹿児島県医療計画との兼ね合いもあり、県との協議、調整が必要となる。		1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会健康管理分科会		業務コード・NO、事務事業名	D2d60 食生活改善推進員協議会活動	
協議事業(補助金等)名	食生活改善推進員連絡協議会補助金				
樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村
名称 町食生活改善推進員協議会補助金 目的 栄養・食生活の改善活動を促進させることをもって、町民の健康増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 定例会の開催、町健康フェスティバルでの展示・試食、各種教室等への協力 補助率・金額 2,000円×人数 平成13年度補助金額 60,000円 根拠法令等 樋脇町補助金交付規則	名称 食生活改善推進協議会補助金 目的 町民の健康と体力の増進を図るための基本となる食生活への関心を高め、栄養・運動・休養のバランスを取ることで元気で長生きできるよう健康づくりを推進する。 補助対象(事業内容) 栄養教室の開催等、協議会の運営に対し補助する。 補助率・金額 予算で定める 平成13年度補助金額 140,000円 (一般70,000円・国保70,000円) 根拠法令等 入来町補助金等交付事務取り扱い要領	名称 食生活改善推進員連絡協議会補助金 目的 栄養・食生活の改善活動を促進させることをもって、町民の健康増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 自主活動・委託事業・老人保健事業、母子保健事業への協力等 補助率・金額 予算で定める 平成13年度補助金額 100,000円 根拠法令等 東郷町町民課の所管に関わる補助金交付規則	名称 食生活改善推進協議会補助金 目的 食生活改善の普及を図り、健康で明るい町づくりを目指して活動する祁答院町食生活改善推進員協議会活動の促進を図る。 補助対象(事業内容) 県協議会活動への参加、地域活動、会員の自主研修 補助率・金額 事業計画に基づく 平成13年度補助金額 230,000円 根拠法令等 祁答院町食生活改善推進員協議会活動運営費補助金交付規則	名称 食生活改善推進員活動事業補助金 目的 栄養・食生活の知識の普及・啓発を行うことで、村民の健康増進に寄与する 補助対象(事業内容) 栄養教室・健康教室への協力、試食づくり、アンケート調査等 補助率・金額 予算で定める 平成13年度補助金額 40,000円	名称 上甌村食生活改善推進員活動補助金 目的 村民の食生活改善事業の推進に関する諸問題を調査研修するとともに、食生活改善の対策及び普及に努め、もって健康の推進と体位の向上に寄与する 補助対象(事業内容) 協議会自主事業等 補助率・金額 予算で定める 平成13年度補助金額 100,000円 根拠法令等 上甌村補助金交付規則
鹿島村	川内市・下甌村		課題・問題点		調整方針案
名称 村食生活改善推進員活動補助事業 目的 栄養・食生活の知識の普及・啓発を行うことで、健康維持・増進で食生活改善を図る。 補助対象(事業内容) 地区活動 補助率・金額 活動内容による 平成13年度補助金額 50,000円 根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱	該当なし		・2市村が補助を行っていない。 ・補助金額が、まちまちである。		4 新市に移行後、速やかに調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会健康管理分科会		業務コード・NO、事務事業名	D2e30 感染症予防事業	
協議事業(補助金等)名	食品衛生協会運営費補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 135,000円 根拠法令等 川内市補助金等交付規則 川内市補助金等の種類・補助率等に関する要綱	名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 30,000円 根拠法令等 樋脇町補助金交付規則	名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 50,000円 根拠法令等 入来町補助金等交付事務取り扱い要領	名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 30,000円 根拠法令等 東郷町町民課の所管に関する補助金交付規則	名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 44,000円	名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 10,000円
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 10,000円 根拠法令等 上甌村補助金交付規則	名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 5,000円 根拠法令等 下甌村補助金交付規則	名称 食品衛生協会運営費補助金 目的 食品衛生法の趣旨にのっとり、飲食に起因する伝染病、食中毒、その他の危害の発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生上の向上を図り、もって地域の発展、福祉増進に寄与する。 補助対象(事業内容) 食品衛生思想の普及に関する事業、食品衛生に関する指導と相談事業、会員の福利厚生に関する事業 補助率・金額 市町村割 平成13年度補助金額 5,000円 根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱	川薩保健所が運営している食品衛生協会に対し、全市町村補助金を交付している。		1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3b10高齢者福祉施設管理	
協議事業(補助金等)名	砂石会館入浴補助金			
	祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 砂石会館入浴補助</p> <p>目的 町民の健康保持及び福祉増進のための入浴券を交付し入浴料の補助を行う</p> <p>補助対象(事業内容) 支給対象は、本町の単位老人クラブとし保険に加入している団体。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 支給内容は、会員1人当たりの入浴1日1回150円相当額の団体入浴券を交付する。また、この入浴券は、砂石会館の温泉入浴に限り有効とする。</p> <p>平成13年度補助金額 砂石会館入浴補助 2,524名×150円=378,600円</p> <p>根拠法令等 祁答院町団体入浴券支給要綱</p>		該当なし	施設自体が老朽化のため建替えの検討がされており、また新市で実施する場合、対処が困難な面もある。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3a60高齢者地域支援体制整備・評価事業	
協議事業(補助金等)名	介護福祉施設サービス事業運営補助金			
	上甌村	上甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 介護福祉施設サービス事業運営補助金</p> <p>目的 介護福祉施設サービス事業を確保するため。</p> <p>補助対象(事業内容) 介護福祉施設サービス事業運営費の補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 7,500,000円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>		該当なし	他の市町村は、サービスを社会福祉法人等が実施している。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3C30	
協議事業(補助金等)名	老人クラブ連合会補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 川内市老人クラブ連合会補助金</p> <p>目的 高齢者の幅広い社会活動促進のための諸事業を行なうことを目的としている市老人クラブ連合会に対し助成を行ない、高齢者の社会参加活動の促進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・ 助成部長、リーダー研修会 ・ 生涯学習の推進 ・ 世代間交流研修 ・ 老人福祉大会開催 ・ 広報誌の発行 ・ 単老交流研修会 ・ 健康農園事業 ・ 郷土史発行</p> <p>補助率・金額 国1/3・県1/3・市1/3</p> <p>平成13年度補助金額 1,400,000円</p> <p>根拠法令等 老人福祉法</p>	<p>名称 町老人クラブ連合会補助金</p> <p>目的 各単位老人クラブとの連絡、協調を図ることをもって、老人福祉を増進すること。</p> <p>補助対象(事業内容) 町連合会の運営等に対する助成</p> <p>補助率・金額 予算で定める範囲内</p> <p>平成13年度補助金額 250,000円</p> <p>根拠法令等 老人福祉法</p>	<p>名称 老人クラブ連合会補助金</p> <p>目的 町老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する。 町老人クラブ連合会は、単位老人クラブの連絡調整を図り、老人の健康増進、福祉の増進、地域社会の福祉増進及び社会奉仕に努め会員相互の親睦を深めている。</p> <p>補助対象(事業内容) 老人スポーツ大会の開催 講演会の開催(一般・健康に関する講演) 友愛訪問事業(独居老人・身障者宅の声かけ運動) 花いっぱい運動の展開(花壇づくり)等</p> <p>補助率・金額 (内訳) 単老助成金(12単老分) スポーツ大会助成金 育成助成金(会議費・報償費・事業費) 活動助成金(旅費・賃金・需用費等) 施設助成金</p> <p>平成13年度補助金額 町助成金 3,094,000円 他に町社協より30,000円助成</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>名称 町老人クラブ運営補助金</p> <p>目的 老人福祉の充実を図るため。</p> <p>補助対象(事業内容) ・ 東郷町老人クラブ 基本額340,000円+(90円*会員数) ・ 単位老人クラブ 4,800円*10単老*12月</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 ・ 東郷町老人クラブ連合会 384,190円 ・ 10単老 576,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町老人クラブ運営費補助金交付要綱</p>	<p>名称 町老人クラブ連合会補助金</p> <p>目的 単位老人クラブの連絡調整を図り、老人自身の福祉増進、健康管理、地域社会福祉の増進及び社会奉仕に努め、相互の親睦を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 町老人クラブ連合会に対し活動活性化を経済面で支援することを目的に活動計画、予算等を審査した上で補助を行っている。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 町老人クラブ連合会 基本額 240,000円 会員数1人当たり90円</p> <p>平成13年度補助金 240,000円+90円×1,198人 = 347,820円</p> <p>根拠法令等 祁答院町福祉に関する補助金交付規則</p>	<p>名称 里村寿クラブ助成事業補助金</p> <p>目的 この事業は、村寿クラブに対し、助成を行うことにより、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 里村寿クラブ連合会に対する助成事業</p> <p>補助率・金額 定額補助</p> <p>平成13年度補助金額 597,000円</p> <p>根拠法令等 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱</p>
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
<p>名称 上甌村老人クラブ連合会助成金</p> <p>目的 高齢者生きがいを与え、老後の生活を健全で豊かなものとするなど、在宅における福祉の向上を図るために、老人教育の向上、健康の増進レクリエーション、スポーツ活動等を実施するとともに、地域社会と交流を目指す事業を実施する。</p> <p>補助対象(事業内容) 村老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援することを目的に、活動計画、予算等を審査した上で助成を行っている。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 村老人クラブ連合会助成金 404,000円 村老人クラブ育成事業助成金 404,000円</p> <p>根拠法令等 上甌補助金交付規則</p>	<p>名称 下甌村老人クラブ補助金</p> <p>目的 この事業は、老人クラブに助成を行うことにより、各種研修・スポーツ大会等の多様な活動が実施され、高齢者の生活を健全で豊かなものとする。ことに明るい長寿社会づくりに推進することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) ・ 単老交流研修会 ・ いきいき老人クラブ大会の開催 ・ シルバースポーツ大会 ・ 各種研修会等</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 1,825,000円</p> <p>根拠法令等 老人福祉法・下甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 鹿島村老人クラブ補助金</p> <p>目的 会員間の連絡調整を図り、老人自身の福祉増進健康管理地域社会の増進及び社会奉仕に努め、総合の親睦を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 年間事業計画に基づき補助 スポーツ大会及び研修旅行等</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 事業費総額 504,000円 内(県 補助金 336,000円 村 補助金168,000円)</p> <p>根拠法令等 老人福祉法</p>	<p>補助基準額に上乗せしているところがあるため、調整が必要である。</p>		<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3C30老人クラブ活動等補助
協議事業(補助金等)名	老人クラブ保険料補助金		
<p style="text-align: center;">祁答院町</p>		<p style="text-align: center;">祁答院町以外の市町村</p>	
<p>名称 町老人クラブ保険料補助金</p> <p>目的 町内に居住する65歳以上の老人クラブ会員のボランティア活動等による、不慮の事故等に対する補償を確保する。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内老人クラブ会員で財団法人全国老人クラブ連合会保険係が推奨する活動保険(年間掛金1,000円)に加入している者・ボランティア活動に常時参加できる者又はこれに準ずる者。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 活動保険(年間掛金1,000円)のうち1/2補助</p> <p>平成13年度補助金額 単位老人クラブ保険料補助 500円×626名=313,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町福祉に関する補助金交付規則</p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p>	<p>祁答院町の実施であり、運営補助金の中で対応ができる。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3C30老人クラブ活動等補助		
協議事業(補助金等)名	老人クラブ育成補助金				
<p style="text-align: center;">川内市</p>		<p style="text-align: center;">樋脇町</p>			
<p>名称 単位老人クラブ育成費補助金</p> <p>目的 高齢者が養ってきた長年の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行なっている老人クラブに対し助成を行ない、高齢者の生活を豊かな者にするとともに、健やかで心豊かな長寿社会づくりの積極的な展開を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・ 社会奉仕活動 ・ 老人教養講座 ・ 健康増進事業</p> <p>補助率・金額 国1/3・県1/3・市1/3</p> <p>平成13年度補助金額 4,544,320円</p> <p>根拠法令等 老人福祉法</p>	<p>名称 老人クラブ育成補助金</p> <p>目的 町内の単位老人クラブに補助金を交付することにより高齢者の生きがい活動に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内老人クラブ活動経費</p> <p>補助率・金額 (国)1/2 (県)1/4 (町)1/4</p> <p>平成13年度補助金額 883,000円</p> <p>根拠法令等 老人福祉法</p>	<p>名称 単位老人クラブ補助金</p> <p>目的 各自治公民館高齢者の連絡調整を図り、老人自身の福祉増進、健康管理、地域社会福祉の増進及び社会奉仕に努め、相互の親睦を図る。また町老人クラブ連合会との事務連絡等の周知及び町老人クラブ連合会の活動内容などを協議する。</p> <p>補助対象(事業内容) 町15単位クラブ会員数1,186人の老人クラブの活動に対して補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 単位老人クラブ1単位当たり 基本額 66,000円</p> <p>平成13年度補助金 66,000円×15単老=990,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町福祉に関する補助金交付規則</p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p>	<p>補助金の基準額のところに、上乘せしているところがあるため調整が必要である。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3C70シルバー人材センター事業	
協議事業(補助金等)名	シルバー人材センター運営費補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	上甕村
<p>名称 シルバー人材センター運営費補助金</p> <p>目的 高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに資するため、補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 安全就業の推進、事業の普及啓発、広報活動の推進、会員の加入促進、シニアワークプログラム事業の推進等</p> <p>補助率・金額 運営費補助金 10,000,000円 介護サービス促進事業 1,400,000円 市単独補助分 2,000,000円 国の補助額と同等額</p> <p>平成13年度補助金額 13,400,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 シルバー人材センター運営費補助金</p> <p>目的 シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を一般家庭、企業、官公庁等から請負または委託により受注し、会員の希望、能力等に応じて仕事に提供することにより、生きがいの充実、福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりをめざす。</p> <p>補助対象(事業内容) 除草、清掃、守衛、倉庫、駐車場の管理、宛名書き、筆耕、一般事務、家事手伝い、庭の手入れ等高齢者に適する仕事。</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 4,400,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 シルバー人材センター運営補助金</p> <p>目的 高齢者の持っている技術や経験を生かすことにより、生きがいの充実や社会参加を促進し、もって地域福祉の増進に寄与する。会員数 13年度末 49人</p> <p>補助対象(事業内容) シルバー人材センター職員(1名)の人件費及び臨時職員賃金 事務費・屋外清掃作業・除草・植木・造園作業 屋内清掃作業 筆耕事務 家事援助サービス等</p> <p>補助率・金額 ばば要求どおり査定 平成13年度補助金額 6,027,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>名称 東郷町シルバー人材センター運営補助金</p> <p>目的 高齢者の生きがいづくり、社会参加の充足を計り高齢者の雇用促進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 報償費・賃金・需用費等</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 3,711,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町町民課所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 シルバー人材センター運営事業補助金</p> <p>目的 長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することによって、社会参加を促進し、生活感の充実、健康保持の発展に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内に居住するおおむね60歳以上の健康な高齢者の方を対象にセンターの会員となって頂き、会員に適した仕事の開拓及び契約(請負)を行い仕事を実施する。受注する仕事の内容は、除草作業、農林水産業、製造加工、植木造園工事、屋内外清掃、土木作業、自動車の運転手等</p> <p>補助率・金額 平成13年度事業総収入10,684,875円 内町補助金2,768,000円 総支出 9,980,801円 繰越額704,074円 会員数 69名</p> <p>平成13年度補助金額 2,768,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町福祉に関する補助金交付規則</p>	<p>名称 シルバー人材センター運営事業補助金</p> <p>目的 長年培ってきた職業的経験や納涼区を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することにより、社会参加を促進し、生活感の充実、健康保持の発展に寄附しようとするシルバー人材センター事業の運営補助をする。</p> <p>補助対象(事業内容) 運営費補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 シルバー人材センター運営事業補助金 1,300,000円</p> <p>根拠法令等 上甕村補助金交付規則</p>
里村・下甕村・鹿島村		課題・問題点		調整方針案	
該当なし		合併によりシルバー人材センターの枠組みが決まるため、調整が必要である。		3 合併時に、新たに制度等を制定する。	

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3a50高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	
協議事業(補助金等)名	ふれあいまちづくり事業補助金			
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点
<p>名称 ふれあいのまちづくり事業</p> <p>目的 住民の各種相談に即応できる体制を維持し住民の福祉向上に寄与する為。</p> <p>補助対象(事業内容) 主に、悩み相談・法律相談業務(毎月1回)</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 2,938,000円</p> <p>根拠法令等 社会福祉法人の助成に関する法律</p>		該当なし		<p>社会福祉協議会の事業の中で実施しているところと、行政で実施しているところがあり調整の必要がある。</p> <p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3d10福祉機器・用具の貸出	
協議事業(補助金等)名	シルバー住宅電話代			
入来町		入来町以外の市町村		課題・問題点
<p>名称 シルバー住宅電話代</p> <p>目的 シルバー住宅の緊急警報装置分の通話料を負担</p> <p>補助対象(事業内容) シルバー住宅10戸のうち6戸分を県と按分負担</p> <p>補助率・金額 各月請求額×6/10</p> <p>平成13年度補助金額 18,626円(負担金で支出)</p> <p>根拠法令等 鹿児島県との協定により</p>		該当なし		<p>6 廃止の方向で調整に努める。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3c40老人クラブゲートボール場整備費補助金		
協議事業(補助金等)名	総合福祉会館建設事業補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 総合福祉会館建設事業補助金</p> <p>目的 総合福祉会館建設借入金の償還に対する補助として</p> <p>補助対象(事業内容) 総合福祉会館建設借入金の償還に対する元金及び利子補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 12,258,840円</p> <p>根拠法令等 社会福祉法人の助成に関する法律</p>		該当なし		建設借入金の償還金補助であり、継続の必要がある。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3h60知的障害者福祉		
協議事業(補助金等)名	知的障害者地域生活援助事業補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 知的障害者地域生活援助事業補助金</p> <p>目的 障害者のグループホームへの入居生活を支援する、法人等に対し補助金を交付し、グループホームにおける障害者の日常生活を支援する。</p> <p>補助対象(事業内容) 知的障害者グループホームの運営に係る、人件費・需用費・役務費等</p> <p>補助率・金額 定員10人規模 補助基本額 52960円×12月×定員</p> <p>平成13年度補助金額 3,177,600円</p> <p>根拠法令等 知的障害者福祉法</p>		該当なし		支援費制度の実施である。	2 合併時に、川内市の例により調整する。

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3H70障害者団体の育成		
協議事業(補助金等)名	身体障害者協会運営費補助金				
川内市		入来町	祁答院町	川内市・入来町・祁答院町以外の町村	課題・問題点
<p>名称 市身体障害者協会運営費補助金</p> <p>目的 身体障害者協会の運営を支援し、障害者の社会参加活動の促進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 県身体障害者スポーツ大会への参加 北薩地区身体障害者福祉大会の参加 北薩地区身体障害者スポーツ大会参加 北薩地区身体障害者連合会リーダー研修会への参加 川内市ふれあい障害者福祉大会 1日研修遠足の開催 市民運動会への参加</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 120,000円</p> <p>平成13年度補助金額 120,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 市身体障害者連絡協議会運営費補助金</p> <p>目的 身体障害、視覚障害者、ろうあ協会、傷痍軍人会の連合体である連絡協議会の運営を支援し、障害者の社会参加活動の促進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 北薩地区身体障害者福祉大会の参加支援 北薩地区身体障害者スポーツ大会参加支援 北薩地区身体障害者連合会リーダー研修会</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 249,000円</p> <p>平成13年度補助金額 249,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 入来町身体障害者福祉協会補助金</p> <p>目的 身体障害者の連帯を深め、自らの障害を克服して社会・経済活動に参加することを目的として活動 することにに対し助成を行う。 会員数 181名(13年度)</p> <p>補助対象(事業内容) 身体障害者スポーツ大会参加 身体障害者リーダー研修参加 障害者作品展 ボランティア活動(国道沿いのゴミ拾い) 管外先進地研修</p> <p>補助率・金額 申請どうり</p> <p>平成13年度補助金額 町助成金 70,000円 他に町社協 30,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>名称 町身体障害者協会補助金(社協)</p> <p>目的 障害者の社会参加促進等を進めるため、町身体障害者協会が実施する活動に対して補助金を交付する</p> <p>補助対象(事業内容) 町理事会の開催 県、北薩地区の研修会、スポーツ大会等への参加 町福祉大会、スポーツ大会への参加 町身障協会主催の研修視察</p> <p>補助率・金額 予算の定める額以内 補助金110,000円(町社会福祉協議会より) 会員数 403名</p> <p>平成13年度補助金額 110,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町福祉に関する補助金交付規則により町社会福祉協議会補助金の中に含み支出している</p>	<p>該当なし</p>	<p>協会の構成と補助金の額が市町村で違う。</p>
					調整方針案
					4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3h70障害者団体の育成		
協議事業(補助金等)名	視力障害者協会運営費補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 市視力障害者協会運営費補助金</p> <p>目的 市視力障害者協会の運営を支援し、障害者の社会参加活動の促進を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 夏期研修会の開催 点字講習会、朗読奉仕員養成講習会の開催 県身体障害者スポーツ大会への参加 北薩地区身体障害者福祉大会の参加 北薩地区身体障害者スポーツ大会参加 北薩地区身体障害者連合会リーダー研修会への参加 川内市ふれあい障害者福祉大会 市手話講習会の開催</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 120,000円</p> <p>平成13年度補助金額 120,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 川内地区ろうあ協会運営費補助金</p> <p>目的 市ろうあ協会の運営を支援し、障害者の社会参加活動の促進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 県身体障害者スポーツ大会への参加 北薩地区身体障害者福祉大会の参加 北薩地区身体障害者スポーツ大会参加 北薩地区身体障害者連合会リーダー研修会への参加 川内市ふれあい障害者福祉大会 市手話講習会の開催</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 140,000円</p> <p>平成13年度補助金額 140,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>該当なし</p>		<p>川内市の実施である。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3h70障害者団体の育成	
協議事業(補助金等)名	手をつなぐ育成会運営費補助金				
川内市	入来町	祁答院町	川内市・入来町・祁答院町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 市手をつなぐ育成会運営費補助金</p> <p>目的 市手をつなぐ育成会の運営を支援し、障害者の社会参加活動の促進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 親子ふれあい遠足の開催 市ふれあい障害者福祉大会の開催 川薩地区親子交換研修会 知的障害者福祉月間運動の開催 北薩地区ふれあいスポーツ大会への参加 さわやか運動会の開催</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 110,000円</p> <p>平成13年度補助金額 110,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 入来町手をつなぐ育成会補助金</p> <p>目的 知的障害者を守り、その福祉の向上を図るとともに障害者が自立できるよう手助けをすることを目的とする。会員数 15名 知的障害者の人権尊重のための社会啓発活動</p> <p>補助対象(事業内容) 特殊学級施設拡充の推進及び福祉施設利用における助言指導 知的障害者の生活指導及び就職の斡旋推進等</p> <p>補助対象(事業内容) 障害者スポーツ大会への参加 川薩地区親子交歓研修会への参加 家族研修会への参加 知的障害者通所施設での訓練</p> <p>補助率・金額 申請どおり 平成13年度補助金額</p> <p>町助成金 45,000円 他に町社協より 35,000円 根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>名称 川薩地区手をつなぐ育成会補助金</p> <p>目的 市町村育成会相互の緊密な連絡協調をはかり、知的障害者(児)をもつ保護者が各種の事業を積極的に推進し、地域住民の理解を得ながら知的障害者(児)の福祉の増進に努める。</p> <p>補助対象(事業内容) 総会の実施 社会啓発活動の積極的な推進 組織強化と自主財源の確立による自主活動の推進 関係機関団体との連携による地域福祉活動の推進</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 平成13年度補助金額 川薩地区手をつなぐ育成会5,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町福祉に関する補助金交付規則により町社会福祉協議会補助金の中に含み支出している</p>	<p>該当なし</p>	<p>社会福祉協議会に委託しているところと直接行政が補助金をだしているところがある。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3h140障害者共同作業所	
協議事業(補助金等)名	障害者福祉作業所運営補助金				
川内市	入来町	川内市・入来町以外の町村	課題・問題点	調整方針案	
<p>名称 市障害者福祉作業所運営補助金</p> <p>目的 在宅の社会的就労が困難な身体障害者・知的障害者に就労の場を提供し社会参加を図り障害者福祉の向上を目指す。</p> <p>補助対象(事業内容) 障害者福祉作業所の運営に必要な人件費、需用費、役務費等を補助</p> <p>補助率・金額 身体障害者分(1/2)2,200,000円 (県補助,1100,000円) 知的障害者分(1/2)2,200,000円 (県補助,1100,000円) 単独補助分(予算で定める額以内)2,346,000円 計 6,746,000円</p> <p>平成13年度補助金額 6,746,000円</p> <p>根拠法令等 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法</p>	<p>名称 精神障害者小規模作業所運営費補助金</p> <p>目的 在宅の社会的就労が困難な精神障害者に就労の場を提供し社会参加を図り障害者福祉の向上を目指す。</p> <p>補助対象(事業内容) 精神障害者福祉作業所の運営に必要な人件費、需用費、役務費等を補助</p> <p>補助率・金額 2,200,000円(県補助,1100,000円 1/2)</p> <p>平成13年度補助金額 2,200,000円</p> <p>根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p>	<p>名称 福祉作業所補助金</p> <p>目的 町内に居住する知的障害者の社会参加の促進及び福祉の向上を図るため、福祉作業所において作業指導等を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 療育手帳の交付を受けている者・町長が適当と認める者・野菜の栽培・養鶏(採卵用)・割り箸の袋詰め・造花作り・廃油石鹸作り・漬物作り 作業時間 午前9時から午後4時まで</p> <p>補助率・金額 知的障害者通所援護事業費の補助基準額(2,200,000円)を適用</p> <p>平成13年度補助金額 2,200,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県知的障害者通所援護事業補助金交付要綱 入来町財務規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>市町村によって補助金に上乘せ分がある。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3h80住宅改修費助成事業
協議事業(補助金等)名	高齢者等住宅改修費助成事業			
樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	川内市・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>名称 高齢者等住宅改修費助成事業補助金</p> <p>目的 在宅の要介護高齢者及び在宅の重度心身障害者(児)に対して、その者の居住する住宅の改修に要する費用の一部を助成することによって日常の生活の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 樋脇町に住所を有し、生計中心者が前年度課税所得金額が3,300,000円以下の世帯に属する者であって、次のいずれかに該当するもの。介護保険の居宅介護住宅改修及び居宅支援住宅改修の支給対象者 身体障害者手帳所有者で障害等級1級の者の属する世帯 原則としてこの事業による助成を受けたことがないもの</p> <p>補助率・金額 (上限80万円)の2/3 (県)1/3(町)1/3(本人)1/3</p> <p>平成13年度補助金額 2,000,000円</p> <p>根拠法令等 高齢者住宅改修推進事業実施要綱</p>	<p>名称 高齢者住宅改修事業</p> <p>目的 入来町に在住する在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者がいる世帯に対し、住宅改修に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進及び寝たきり防止並びに介護者の負担の軽減を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 対象者は次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)及び(4)のいずれにも該当する世帯であって町長が認めた世帯とする。(1)介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けた者が属する世帯(2)身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯(3)生計中心者の前年度の課税所得金額が330万円以下の世帯(4)原則として、この事業の助成を受けたことの無い世帯</p> <p>補助率・金額 1世帯につき、80万円と助成対象経費とのいずれか低い額に3分の2を乗じて算出した額を助成する</p> <p>平成13年度補助金額 助成件数 6件 1,350,000円</p> <p>根拠法令等 入来町財務規則 入来町高齢者等住宅改修推進事業実施要綱</p>	<p>名称 東郷町高齢者等住宅改修費助成金</p> <p>目的 町内に居住する高齢者に対して、居住する住宅での生活を支援するために、在宅の要介護高齢者、身体障害者がいる世帯に対して、住宅改修に必要な経費を助成することにより、自立促進、寝たきり防止、及び介護者の負担を軽減することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 介護保険の要介護認定において、要支援・要介護の認定を受けた者が属する世帯。または、障害者手帳保持者で、障害の認定が1・2級の者の属する世帯。</p> <p>補助率・金額 上限533,000円</p> <p>平成13年度補助金額 1,262,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町高齢者等住宅改修推進事業実施要綱</p>	<p>名称 高齢者等住宅改修推進事業補助</p> <p>目的 本町に居住する高齢者に対し、在宅での生活を支援するため、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者がいる世帯に対し、住宅改修に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進及び寝たきり防止並びに介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) この事業の助成対象世帯は次の 又は のいずれかに該当し、かつ、及び のいずれにも該当する世帯であって、町長が住宅改修の必要性があると認めた世帯とする。介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けた者が属する世帯 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害等級1級又は2級のものの属する世帯 生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯 原則として、この事業による助成を受けたことのない世帯</p> <p>対象となる経費は、要介護高齢者等又はその介護者の日常生活の利便及び安全を図るため、既存の居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下その他特に必要と認められる住宅の設備・構造等をその要介護高齢者等の身体状況に適應するように改修するために要する経費とする。ただし、当該経費について、介護保険又は身体障害者日常生活用具給付事業により支給される住宅改修費があるときは、当該経費から当該住宅改修費の額を差し引いた額を助成の対象とする。</p> <p>また新築及び増築は、助成の対象としない。ただし、改修を行うに当たり、増築を行うことがやむを得ないと町長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>補助率・金額 1世帯につき80万円と助成対象経費とのいずれか低い額に3分の2を乗じて算出した額を助成する。</p> <p>平成13年度補助金額 根拠法令等 祁答院町高齢者等住宅改修推進事業実施要綱</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 構成市町村すべて同一補助制度である。</p> <p>調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3h80住宅改修費助成事業
協議事業(補助金等)名	住宅改修支援事業補助金			
入来町	東郷町	入来町・東郷町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 住宅改修等支援事業補助金</p> <p>目的 高齢者向けに居室等の改修を希望する高齢者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、住宅改修に係る介護保険制度の利用に関する助言を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 住宅改修を希望する高齢者等</p> <p>補助率・金額 1件当たり 2,000円</p> <p>平成13年度補助金額 57件 114,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県老人福祉費補助金交付要綱・介護予防生活支援事業実施要綱</p>	<p>名称 住宅改修等支援事業補助金</p> <p>目的 高齢者向けに居室等の改良を希望される高齢者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、住宅改修に係る介護保険制度の利用に関する必要な助言を行う。</p> <p>補助対象(事業内容) 住宅改修を希望される高齢者等</p> <p>補助率・金額 1件当たり2,000円</p> <p>平成13年度補助金額 31件 / 62,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県老人福祉費補助金交付要綱・介護予防・生活支援事業実施要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>構成市町村すべて同一補助制度である。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3k30公立保育所・保育園運営事業	
協議事業(補助金等)名	認可外保育施設運営補助金(7施設)			
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点
<p>名称 川内市認可外保育施設運営補助金</p> <p>目的 入所児童の心身の健全な発達を助長するものであること。</p> <p>補助対象(事業内容) 職員の研修, 育児教材購入, 衛生管理, 防災設備に要する経費</p> <p>補助率・金額 乳幼児 6人以上3万円 乳幼児10人以上4万円 乳幼児20人以上5万円 乳幼児30人以上6万円</p> <p>平成13年度補助金額 280,000円(7施設)</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類, 補助率等に関する要綱</p>		<p>該当なし</p>		<p>川内市のみの実施であり、県知事への届出義務が必要な認可保育施設である。</p> <p>2 合併時に、川内市の例で調整する。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3k90保育協議会補助	
協議事業(補助金等)名	保育連合会補助金			
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点
<p>名称 川内市保育連合会等補助金</p> <p>目的 認可保育園における関係職員の資質の向上及び運営の効率化を図り、児童の健全な育成に寄与するものであること。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市保育連合会及び川内市保育連合会理事長会の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 270,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類, 補助率等に関する要綱</p>		<p>該当なし</p>		<p>川内市のみの実施であるが、少子化対策事業として必要である。</p> <p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3k90保育協議会補助	
協議事業(補助金等)名	各保育園運営費補助金(13園)			
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点
<p>名称 川内市各保育園運営費補助金</p> <p>目的 保育園の運営の充実を図り、児童の健全な育成に寄与すること。</p> <p>補助対象(事業内容) 保育園の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 520,000円(13園×40,000円)</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>		<p>該当なし</p>		<p>川内市だけの施設であるが、園によって補助金の額が違う。</p> <p>2 合併時に、川内市の調整をする。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3k140母子寡婦福祉連合会補助		
協議事業(補助金等)名	母子寡婦福祉会運営費補助金				
川内市	入来町	祁答院町	上甌村	下甌村	樋脇町・東郷町・里村・鹿島村
<p>名称 母子寡婦福祉会運営費補助金</p> <p>目的 母子家庭又は寡婦家庭の福祉の向上を図るものであること。</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市母子寡婦福祉会の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 240,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 入来町母子寡婦福祉会補助金</p> <p>目的 母子家庭又は寡婦家庭の相互扶助及び福祉の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 入来町母子寡婦福祉会の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 22,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要綱</p>	<p>名称 町母子寡婦福祉会(社協)</p> <p>目的 会員の相互扶助に勤め母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り地域社会の発展に貢献する。</p> <p>補助対象(事業内容) 総会の開催 母子家庭を対象とした事業 各種事業への参加 郡、県が主催する行事等への参加(県母子寡婦運動会、川薩地区母子寡婦福祉大会等) 当会が主催する研修視察等</p> <p>補助率・金額 町が町社会福祉協議会に補助し、町社会福祉協議会から当会に補助を行う 平成13年度決算額 総収入 466,043円 内110,000円補助 総支出 421,878円 繰越額 44,165円 会員104人</p> <p>平成13年度補助金額 110,000円 根拠法令等 祁答院町福祉に関する補助金交付規則</p>	<p>名称 村母子寡婦福祉助成金</p> <p>目的 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、融和新睦を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 母子寡婦福祉会の運営に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 20,000円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 下甌村母子寡婦福祉会運営補助金</p> <p>目的 母子及び寡婦家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 村母子寡婦福祉会の運営に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 30,000円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p> <p>課題・問題点 補助金の額が違うため調整の必要がある。</p> <p>調整方針案 4 新市に以降後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3k170チャイルドシート一部助成事業		
協議事業(補助金等)名	チャイルドシート一部助成事業補助金					
榑脇町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	川内市・入来町・下甌村・鹿島村	
名称 チャイルドシート一部助成事業補助金 目的 少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭が乳児用補助装置等の購入に際し、その一部を補助する。 補助対象(事業内容) 保護者又は、養育者及び対象乳幼児が町内に住所を有すること。対象乳幼児は6歳未満とする。 補助率・金額 単独 チャイルドシート1台につき10,000円とする。ただし、購入額が10,000円に満たない場合はその購入額とする。 平成13年度補助金額 257,292円 根拠法令等 榑脇町幼児用補助装置補助金交付要綱	名称 チャイルドシート購入補助金 目的 少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭が乳児用補助装置(チャイルドシート)の購入に際しその一部を助成する。 補助対象(事業内容) 町内に住所を有する保護者又は養育者及び対象乳幼児が6歳未満まで 補助率・金額 1乳幼児に対し1回とし、チャイルドシート1台につき1万円を限度とし助成する。購入金額が1万円未満の場合はその購入金額とする。 平成13年度補助金額 14件 129,397円 根拠法令等 幼児用補助装置補助金交付要綱	名称 チャイルドシート補助金 目的 少子化対策の一環として地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため乳幼児のいる家庭が乳児用補助装置(チャイルドシート)の購入に際しその一部を助成する。 補助対象(事業内容) 町内に住所を有する保護者又は養育者及び対象乳幼児が6歳未満まで 補助率・金額 1乳幼児に対し1回とし、チャイルドシート1台につき1万円を限度とし助成する。購入金額が1万円未満の場合はその購入金額とする。 平成13年度補助金額 14件 129,397円 根拠法令等 幼児用補助装置補助金交付要綱	名称 チャイルドシート購入補助金 目的 少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を図るため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートの購入に際し、その一部を補助するものとする。 補助対象(事業内容) 保護者又は養育者及び対象児童が村内に住所を有すること。対象児童は、6歳未満とする。購入に対する助成は、1児童に対し1回とする。 補助率・金額 補助対象 1台 10,000円ただし、購入金額が10,000円に満たない場合は、その購入金額とする。 平成13年度補助金額 根拠法令等 チャイルドシート補助金交付要綱	名称 チャイルドシート購入補助金 目的 少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートを購入する際補助金を交付する。 補助対象(事業内容) 村内に住所を要する6歳未満の乳幼児の保護者又は養育者 補助率・金額 1台につき1万円を限度とし、購入金額が1万円未満の場合はその購入金額。 平成13年度補助金額 3件 30,000円 根拠法令等 上甌村補助金交付規則 上甌村チャイルドシート補助交付事業実施要綱	該当なし 課題・問題点 補助金の形態や所管が違うところがあるので、制度的な調整が必要である。 調整方針案 3 合併時に、新たに制度等を制定する。	

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3k190保護司会補助金		
協議事業(補助金等)名	保護司会補助金					
川内市	榑脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
名称 薩摩保護司会運営補助金 目的 保護司法第13条に規定する、保護司の使命達成に資する活動の為の運営補助として。 補助対象(事業内容) 会の運営に要する経費 補助率・金額 予算で定める額以内 平成13年度補助金額 548,000円 (@20×28,842世帯) 根拠法令等 川内市補助金等交付規則	名称 保護司会補助金 目的 榑脇町保護司会の育成を図る 補助対象(事業内容) 会の運営に要する経費。 補助率・金額 予算で定める範囲内。 平成13年度補助金額 21,800円 根拠法令等 保護司法	名称 保護司会補助金 目的 保護司法に基づき法務大臣より委嘱され、社会奉仕の精神をもって犯罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に努めもって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。 補助対象(事業内容) 犯罪をした者の改善及び更生を助け、犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝活動。犯罪をした者の改善及び更生を助け、犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力。犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力。 刑務所・少年院・鑑別所等の施設訪問をして担当者との意見交換により、対象者の環境調整の適正化を図る。 社会を明るくする運動等を通じて住民の理解と犯罪予防活動を推進する。 小中高等学校との連携強化等。 補助率・金額 翌年度予算編成時に要望書提出 平成13年度補助金額 管内1市7町より 944,000円 うち入来町分 49,000円 根拠法令等 保護司法 入来町補助均等交付事務取扱要綱	名称 保護司会補助金 目的 保護司法に基づき法務大臣より委嘱され、社会奉仕の精神をもって犯罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に努めもって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。 補助対象(事業内容) 犯罪をした者の改善及び更生を助け、犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝活動。犯罪をした者の改善及び更生を助け、犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力。犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力。 刑務所・少年院・鑑別所等の施設訪問をして担当者との意見交換により、対象者の環境調整の適正化を図る。 社会を明るくする運動等を通じて住民の理解と犯罪予防活動を推進する。 補助率・金額 翌年度予算編成時に要望書提出 平成13年度補助金額 管内1市7町より 944,000円 うち東郷町分 45,000円 根拠法令等 保護司法	名称 保護司会補助金 目的 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努めもって地域社会を浄化をはかり個人及び公共の福祉に寄与する。 補助対象(事業内容) 保護観察所の指導計画に基づく定例研修。年4回 保護司の研修 短期保護観察の充実強化 刑務所・少年院、更生保護会・鑑別所等の施設訪問をし、施設担当者との意見交換により対象者の環境調整の適正化を見いだす。 関係団体等との連絡協調 社会を明るくする運動の実施に当たり、地域社会に即した行事の実践により、広く地域住民理解と参加を求め効果的な犯罪予防活動を推進する。 管内の小中高等学校との連携強化 支部・部会活動の促進 補助率・金額 1世帯当たり基準単価20円 平成13年度1,793世帯×20円=36,000円予算で定める額以内 平成13年度補助金額 36,000円 根拠法令等 保護司法	該当なし 課題・問題点 組織の編成や補助金の額が違うため調整が必要である。 調整方針案 4 新市に以降後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3k250保育所特別保育事業	
協議事業(補助金等)名	特別保育対策事業補助金			
川内市	入来町	川内市・入来町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 特別保育対策事業補助金</p> <p>目的 入所児童の処遇の充実を図るとともに、保育所における福祉活動の推進を図るものであること。</p> <p>補助対象(事業内容) 特別保育対策事業の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 105,005,676円</p> <p>根拠法令等 105,005,676円</p>	<p>名称 特別保育対策事業補助金</p> <p>目的 通常の保育に加え、延長保育・休日保育・一時保育等の特別保育に取り組むことにより、入所児童の処遇の充実を図り児童福祉の増進に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 特別保育事業の運営に要する経費 延長保育・一時保育・乳児保育・障害保育・休日保育・地域保育事業 入来保育所・浄国寺保育所の2ヶ所が対象</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>根拠法令等 厚生労働省家庭局通知</p>	<p>該当なし</p>	<p>同一補助制度の施設である。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3k270子供発育支援センターつくし園施設整備事業	
協議事業(補助金等)名	つくし園父母の会補助金			
川内市	川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 市つくし園父母の会補助金</p> <p>目的 心身障害児通園施設通園児父母の会</p> <p>補助対象(事業内容) 市つくし園父母の会の活動費の補助 つくし園運動会の支援 見学研修の開催 もちつき大会の開催 つくし園祭りの開催</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内 150,000円</p> <p>平成13年度補助金額 150,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>該当なし</p>		<p>川内市のみ施設であるが、施設が存続する間は必要である。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3k270子供保育支援センターつくし園施設整備事業
協議事業(補助金等)名	児童福祉施設整備費補助金		
川内市		樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
<p>名称 児童福祉施設運営補助金(あさひ保育園)</p> <p>目的 社会福祉増進に資するため</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市内において社会福祉事業(法第2条に規定する事業をいう。)を行う社会福祉法人への補助金又は貸付金</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 950,000円</p> <p>根拠法令等 社会福祉法人の助成の手続に関する条例 社会福祉法人の助成の手続に関する条例施行規則</p>	<p>名称 児童福祉施設運営補助金(高城保育園)</p> <p>目的 社会福祉増進に資するため</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市内において社会福祉事業(法第2条に規定する事業をいう。)を行う社会福祉法人への補助金又は貸付金</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 269,520円</p> <p>根拠法令等 社会福祉法人の助成の手続に関する条例 社会福祉法人の助成の手続に関する条例施行規則</p>	該当なし	
		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 児童福祉施設運営補助金(隈之城保育園)</p> <p>目的 社会福祉増進に資するため</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市内において社会福祉事業(法第2条に規定する事業をいう。)を行う社会福祉法人への補助金又は貸付金</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 885,000円</p> <p>根拠法令等 社会福祉法人の助成の手続に関する条例 社会福祉法人の助成の手続に関する条例施行規則</p>	<p>名称 児童福祉施設運営補助金(平佐保育園)</p> <p>目的 社会福祉増進に資するため</p> <p>補助対象(事業内容) 川内市内において社会福祉事業(法第2条に規定する事業をいう。)を行う社会福祉法人への補助金又は貸付金</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 1,894,200円</p> <p>根拠法令等 社会福祉法人の助成の手続に関する条例 社会福祉法人の助成の手続に関する条例施行規則</p>	施設の整備補助金であるため必要である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3140社会福祉協議会補助	
協議事業(補助金等)名	社会福祉協議会運営補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
<p>名称 社会福祉協議会運営補助金</p> <p>目的 地域福祉の増進を図る為</p> <p>補助対象(事業内容) 社会福祉協議会職員の人件費相当分</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 36,723,000円</p> <p>根拠法令等 社会福祉法人の助成に関する法律</p>	<p>名称 社会福祉協議会運営費補助金</p> <p>目的 地域福祉住民の福祉活動参加促進を図ることを目的に設置されている樋脇町社会福祉協議会に対して職員の人件費及び運営費を補助する。事業分については、「ふくしのまち推進事業補助金」で対応する。</p> <p>補助対象(事業内容) ・職員の人件費 ・運営費</p> <p>補助率・金額 単独 100%</p> <p>平成13年度補助金額 15,097,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町補助金交付要綱</p>	<p>名称 入来町社会福祉協議会補助金</p> <p>目的 入来町における社会福祉事業の能率的運営と組織活動の展開により、地域社会福祉の増進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) ・委託事業) 心配ごと相談事業・金婚式・社会福祉大会・戦没者慰霊祭・老人ミニデイサービス事業・在宅福祉アドバイザー事業・ふれあい〔愛の郵便〕訪問事業等</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 19,872,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>名称 東郷町社会福祉協議会運営補助金</p> <p>目的 社会福祉の振興が認められる部分について補助を行う</p> <p>補助対象(事業内容) 社会福祉協議会で働く(方)の人件費と社会福利厚生費等</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 17,381,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町町民課所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 町社会福祉協議会補助金</p> <p>目的 祁答院町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整、及び助成 その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 心配ごと相談事業 居宅介護等事業 共同募金事業への協力 居宅介護支援事業等</p> <p>補助率・金額 予算の定める額以内 平成13年度決算額 総運営費 収入51,700,519円 内町補助金11,313,000円 支出45,561,940円 繰越額6,138,579円 町補助金 11,313,000円の内訳 町身体障害者協会補助金 110,000円 町母子寡婦福祉会補助金 110,000円 町遺族会補助金 280,000円 他職員の人件費等 10,813,000円</p> <p>平成13年度補助金額 11,313,000円 根拠法令等 社会福祉法 祁答院町福祉に関する補助金交付規則</p>	
里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 社会福祉法人里村社会福祉協議会</p> <p>目的 地域福祉活動を推進するため、生活福祉資金の貸付事務及び償還指導、心配ごと相談事業の実施及び推進、ボランティア相談指導、その他村からの受託事業としての在宅介護支援センター事業・保育所事業・高齢者生活福祉センター事業の運営を行う上で専門員を設置することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 福祉活動専門員設置事業</p> <p>補助率・金額 福祉専門員の給料の一部助成</p> <p>平成13年度補助金額 650,000円</p> <p>根拠法令等 里村補助金交付要綱</p>	<p>名称 社会福祉協議会補助金</p> <p>目的 上甌村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 社会福祉協議会の運営及び事業に要する経費に対する補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 社会福祉協議会運営費補助金 8,184,000円 訪問介護事業費補助金 6,474,000円 身体障害者訪問介護事業補助金 2,858,000円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 下甌村村社会福祉協議会補助金</p> <p>目的 社会福祉協議会の組織の強化と各種事業の円滑な実施及び地域福祉活動の担い手としての機能の充実にを図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 事務局運営補助 福祉活動専門員設置補助 介護保険事業運営費補助 :訪問介護及び通所介護事業</p> <p>補助率・金額 事務局運営補助 5,059,000円 福祉活動専門員設置補助 3,338,000円 介護保険事業運営費補助 5,066,000円 通所介護事業 7,231,000円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付要綱</p>	<p>名称 鹿島村社会福祉協議会補助金</p> <p>目的 社会福祉協議会の組織の強化と各種事業の円滑な実施及び地域福祉活動の担い手としての機能の充実にを図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 事務局運営補助 福祉活動専門員設置補助 介護保険事業運営費補助 :訪問介護及び通所介護事業</p> <p>補助率・金額 事務局運営補助 : 4,534,000円 福祉活動専門員設置補助 : 3,262,000円 介護保険事業運営費補助 : 通所介護事業 4,051,300円</p> <p>根拠法令等 鹿島村補助金交付要綱</p>	<p>社会福祉協議会が合併する動向があるので、新市に移行後、新たに制度等を制定する必要がある。</p>	<p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3I40社会福祉協議会補助	
協議事業(補助金等)名	地域福祉活動推進事業補助金			
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点
川内市		川内市以外の町村		調整方針案
名称 地域福祉活動推進事業補助金		該当なし	川内市のみの実施であるが、施設が存続する間は必要である。	4 新市に移行後、速やかに調整する。
目的 校区社会福祉協議会運営補助金として				
補助対象(事業内容) 地域において健康で安心して生活を営めるような地域社会づくりを進める為、校区を単位とした自主的な連隊互助組織の活動促進。				
補助率・金額 予算で定める額以内				
平成13年度補助金額 2,810,000円(@170,000×5校区、@150,000×7校区、@130,000×7校区)				
根拠法令等 社会福祉法人の助成に関する法律				

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3m20福祉部局所管施設管理	
協議事業(補助金等)名	総合福祉会館運営補助金			
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点
川内市		川内市以外の町村		調整方針案
名称 総合福祉会館運営費補助金		該当なし	川内市のみ施設であり、運営補助金となっているため必要である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
目的 総合福祉会館の維持管理に要する経費を補助し、総合福祉会館の保全に資する為				
補助対象(事業内容) 維持管理経費				
補助率・金額 予算で定める額以内				
平成13年度補助金額 11,817,000円				
根拠法令等 社会福祉法人の助成に関する法律				

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3m30高齢者ふれあいサロン事業		
協議事業(補助金等)名	老人活動事業補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
名称 老人活動事業補助金	該当なし		補助金の額と事業の内容が違うため、調整が必要である。	4	新市に移行後、速やかに調整する。
目的 老人クラブ連合会が実施する事業がスムーズに展開できるよう助成する。					
補助対象(事業内容) 老人クラブ連合会事務職員2名分人件費及び旅費					
補助率・金額 13,600,000円					
平成13年度補助金額 13,600,000円					
根拠法令等 川内市補助金等交付規則					

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3m30高齢者ふれあいサロン事業		
協議事業(補助金等)名	支え合い活動推進補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
名称 支え合い活動推進補助金	該当なし		川内市の実施であり、校区ごとにミニ社協のような組織を作っているため調整が必要である。	6	廃止の方向で調整する。
目的 校区社協におけるいきいきサロン等地域福祉活動を支援するための助成					
補助対象(事業内容) 校区社協が実施するいきいきサロン等地域福祉活動事業					
補助率・金額 予算で定める額以内					
平成13年度補助金額 460,000円					
根拠法令等 社会福祉法人の助成に関する法律					

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3p10生活保護事業
協議事業(補助金等)名	三地区連絡協議会運営補助金		
川内市	川内市以外の町村		課題・問題点
<p>名称 市三地区連絡協議会補助金</p> <p>目的 円滑な同和対策推進のため、三地区の隣保館を中心とした相互連絡・協調を図るため。</p> <p>補助対象(事業内容) 円滑な同和対策推進のため、三地区の隣保館を中心とした相互連絡・協調を図るための研修及びスポーツ等事業</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 年額 900,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	該当なし	川内市のみの実施であるが、地域との連携を図る必要がある。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3p10生活保護事業
協議事業(補助金等)名	精神障害者地域生活援助事業費補助金		
川内市	川内市以外の町村		課題・問題点
<p>名称 精神障害者地域生活援助事業補助金</p> <p>目的 精神障害者のグループホームへの入居生活を支援する、法人等に対し補助金を交付し、グループホームにおける障害者の日常生活を支援する。</p> <p>補助対象(事業内容) 精神障害者グループホームの運営に係る、人件費・需用費・役務費等</p> <p>補助率・金額 3/4 3,000,840円</p> <p>平成13年度補助金額 3,000,840円</p> <p>根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p>	該当なし	川内市のみの実施である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3H160精神障害者ホームヘルパー派遣事業		
協議事業(補助金等)名	精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
名称	精神障害者ホームヘルプサービス事業費補助金		該当なし	支援費制度の実施である。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。
目的	精神障害者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図る。				
補助対象(事業内容)	精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を受けている者であって、精神障害のため日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。				
補助率・金額	身体介護 1時間当たり 3740円 家事介助 1時間当たり 1470円 国1/2・県1/4・市1/4 平成13年度補助金額 0円(平成14年度からの事業) 平成14年度 74,970円 根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3p10生活保護事業		
協議事業(補助金等)名	生活福祉資金利子補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
名称	生活福祉資金利子補助		該当なし	川内市だけの実施であるが、同和地区の補助金である。	2 合併時に、川内市の例により調整する。
目的	生活困窮世帯の自立更生を図る。				
補助対象(事業内容)	生活困窮世帯の自立更生のため、社会福祉協議会からの貸付金の金利(3%)を、全額補助				
補助率・金額	県社協から融資を受けた生活福祉資金に係る利子補助(年利3%相当)				
平成13年度補助金額	189,300円				
根拠法令等	川内市地震災害復旧資金利子補助金交付要綱				

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3p20民生児童委員協議会補助
協議事業(補助金等)名	民生委員協議会連合会運営費補助金			
川内市	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>名称 川内市民生委員児童委員協議会連合会運営費補助金</p> <p>目的 民生委員法・児童福祉法に基づく民生委員・児童委員の活動を促進するための補助事業</p> <p>補助対象(事業内容) 民生委員法・児童福祉法に基づく民生委員・児童委員の活動</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 90,000円</p> <p>根拠法令等 民生委員法・児童福祉法</p>	<p>名称 民生委員協議会補助</p> <p>目的 民生委員法・児童福祉法に基づく民生委員・児童委員の活動を円滑に促進するため経費の補助を行う。民生委員 24名 主任児童委員 2名</p> <p>補助対象(事業内容) 定例会出会報償(単価 6,200円) 各種会合出張旅費(職員規定旅費) 研修会出会報償(単価6,200円) 福祉実態調査活動(民生委員 6,200円×2日) 家庭訪問活動(民生委員 月10,000円 児童委員 月45,000円) 県民生委員互助会費(単価 1,000円) 県民生委員協議会費(単価 4,900円)</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 10,214,000円</p> <p>根拠法令等 入来町財務規則</p>	<p>名称 東郷町民生児童委員協議会運営補助金</p> <p>目的 民生児童委員の活動が充足される内容の事業と認められるもの</p> <p>補助対象(事業内容) 民生児童委員の活動に要する経費 内訳として(会合出会報酬・旅費・需用費・負担金・役務費・使用料等)</p> <p>補助率・金額 全体経費の内、県補助金、社会福祉協議会補助金等を除き町長が必要と認めるもの。また、予算で定める額。</p> <p>平成13年度補助金額 5,045,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町町民課所管に係る補助金交付規則</p>	<p>名称 民生委員協議会運営委託金 目的 祁答院町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 生活保護についての協議事務 身体障害者についての協力事務 知的障害者及び精神障害者福祉についての協議事務 婦人保護についての協力事務 要保護児童についての発見、通告、意見具申 母子・父子家庭及び寡婦の福祉に関する援護指導</p> <p>補助率・金額 定例会、研修会、旅費、活動費等に対する委託金 平成13年度総収入 6,766,720円 総支出 6,407,985円 繰越額 358,735円 内町委託金 4,859,000円 県補助金 1,447,319円 平成15年4月1日現在 民生委員・児童委員数18名 主任児童委員 2名 計20名</p> <p>平成13年度補助金額 4,859,000円</p> <p>根拠法令等 民生委員法</p>	<p>名称 里村民生委員協議会助成事業補助金</p> <p>目的 民生委員児童委員の活動により、社会福祉の増進が図られ、また関係機関に村民の正確な生活状態の情報を提供し、福祉行政の充実を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 事業計画の不足分を充当する。</p> <p>補助率・金額 不足額</p> <p>平成13年度補助金額 765,000円</p> <p>根拠法令等 里村補助金交付要綱</p>
上甌村	下甌村	樋脇町・鹿島村		課題・問題点
<p>名称 村民生委員協議会補助金</p> <p>目的 上甌村における社会福祉事業、その他社会福祉を目的とする民生委員児童委員の活動を促進することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 民生印・児童委員の活動を補助するために活動費に対して補助する。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 県補助額 800,000円 県補助額1,170,420円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 村民生委員協議会運営委託金</p> <p>目的 民生委員法・児童福祉法に基づく民生委員児童委員の活動を円滑にし、地域福祉の推進を図る。</p> <p>補助対象(事業内容) 民生協議会の活動及び運営にかかる経費。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 2,446,000円</p> <p>根拠法令等 民生委員法</p>	<p>該当なし</p>		<p>民生委員の構成が合併により、変更になると思われるので新市に移行後調整が必要である。</p>
				<p>4 新市に以降後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会		業務コード・NO、事務事業名	D3p20民生児童委員協議会補助
協議事業(補助金等)名	民生員互助会補助金			
東郷町	祁答院町	里村	上甌村	課題・問題点
<p>名称 東郷町民生児童委員互助会</p> <p>目的 県の民生児童委員協議会の互助会費の町負担分として補助するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 会員(民生児童委員)としての期間の計算は1年を基準として、会員であった期間が1年に満たない場合は、これを会員であった期間として算入する。(会員としての期間に対して慰労金を支払うことを目的とするもの)</p> <p>補助率・金額 1人当たり 1,000円</p> <p>平成13年度補助金額 23,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県民生児童委員互助会規程施行細則</p>	<p>名称 民生委員互助会</p> <p>目的 民生委員法、児童福祉法に基づく民生委員・児童委員の活動を促進する</p> <p>補助対象(事業内容) 民生委員・児童委員協議会互助会の活動及び運営に関する補助</p> <p>補助率・金額 民生委員・児童委員20名×1000円=20,000円</p> <p>平成13年度補助金額 20,000円</p> <p>根拠法令等 鹿児島県民生児童委員互助会規程施行細則</p>	<p>名称 民生委員互助会</p> <p>目的 民生委員法、児童福祉法に基づく民生委員・児童委員の活動を促進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 民生委員・児童委員協議会互助会の活動及び運営に関する補助</p> <p>補助率・金額 民生委員・児童委員6名×1000円=6,000円</p> <p>平成13年度補助金額 6,000円</p> <p>根拠法令等 里村補助金交付規則</p>	<p>名称 村民生委員互助会助成金</p> <p>目的 民生委員法、児童福祉法に基づく民生委員・児童委員の活動を促進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 県民生委員互助会への補助金 1人 1,000円</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 14,000円</p> <p>根拠法令等 上甌村補助金交付規則</p>	<p>民生委員の構成が合併により、変わると思われるので新市に移行後の調整が必要である。</p>
下甌村	川内市・樋脇町・入来町・鹿島村			調整方針案
<p>名称 民生委員互助会</p> <p>目的 民生委員法、児童福祉法に基づく民生委員・児童委員の活動を促進する。</p> <p>補助対象(事業内容) 民生委員・児童委員協議会互助会の活動及び運営に関する補助</p> <p>補助率・金額 予算で定める額</p> <p>平成13年度補助金額 15,000円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>			<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3r30災害援護資金貸付	
協議事業(補助金等)名	災害復旧資金利子補給			
入来町	東郷町	入来町・東郷町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 災害復旧資金利子補給</p> <p>目的 この制度は台風、豪雨、洪水、地震等の自然災害により鹿児島社会福祉協議会の災害援護資金等若しくは母子寡婦福祉資金の融資を受けた町民に対し、当該制度資金の金利等の負担を軽減し生活の安定に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 入来町に住所を有し、自然災害により罹災した者で、罹災の翌月から起算して6月を経過する日までに融資を受けた者。 利子補給期間は、融資を受けた日(融資決定日)から据置期間を除いた7年間を限度とする。 補助金の交付を受けようとする者は、融資決定日の翌日から起算して1月以内に交付申請書を町長に提出する。</p> <p>補助率・金額 利子補給の額は、融資額150万円以内の資金に対して年3.0%の利率の範囲内で算出した額とする。</p> <p>平成13年度補助金額 1件 7,320円 根拠法令等 入来町財務規則 入来町災害復旧資金利子補給金の交付に関する規則</p>	<p>名称 東郷町地震災害復旧資金利子補助金</p> <p>目的 平成9年3月28日以降に発生した地震によって被害を受けた町民が、融資を受けた地震災害復旧資金に係る金利の軽減を図るため、補助金を交付する。</p> <p>補助対象(事業内容) 融資を受けた対象者が、1月1日から12月31日までに償還した利子の額とする。100円未満の端数は切り捨てる。 利子の範囲は以下のとおりとする。 生活福祉資金貸付については、3パーセント以内とする。 各金融機関から融資を受けた2パーセント以内とする。ただしその金融機関については、さつま川内農業協同組合 鹿児島銀行・川内信用金庫とする。</p> <p>補助率・金額 平成13年度補助金額 159,100円</p> <p>根拠法令等 東郷町地震災害復旧資金利子補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>災害時の事業であり、引き継ぐ必要がある。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3S10遺族会補助	
協議事業(補助金等)名	更生保護婦人会運営費補助金			
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案	
<p>名称 市更生保護婦人会運営費補助金</p> <p>目的 保護司の活動をサポートするため、婦人部を結成し保護し活動が順調に行えるようバックアップするため。</p> <p>補助対象(事業内容) 会の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 90,000円</p> <p>根拠法令等 川内市の補助金等交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に組織の統合がなされるので、調整が必要である。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。</p>	

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3S10遺族会補助		
協議事業(補助金等)名	遺族連合会運営費補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 市遺族連合会運営費補助金</p> <p>目的 遺族相互の親睦及び生活の安定を図る為。</p> <p>補助対象(事業内容) 会の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 90,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	<p>名称 市傷い軍人会運営費補助金</p> <p>目的 傷い軍人の親睦及び福祉の向上を図る為。</p> <p>補助対象(事業内容) 会の運営に要する経費。</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 180,000円</p> <p>根拠法令等 川内市の補助金等交付規則</p>	該当なし		組織と補助金が違うため、調整が必要である。	4 新市に移行後、速やかに調整する。

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名			
協議事業(補助金等)名	県原爆被害者福祉協議会川内支部補助金				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 県原爆被害者福祉協議会川内支部補助金</p> <p>目的 原爆被害者の会員相互の親睦及び福祉の向上を図る為。</p> <p>補助対象(事業内容) 会の運営に要する経費。</p> <p>補助率・金額</p> <p>平成13年度補助金額 72,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等交付規則</p>	該当なし		川内市のみの実施であるが、合併により組織の統合がなされるので調整が必要である。	4 新市に移行後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金・交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3k30公立保育所・保育園運営事業	
協議事業(補助金等)名	認可外保育施設衛生安全対策事業補助金			
川内市		川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 川内市認可外保育施設衛生・安全対策事業補助金</p> <p>目的 県に届出義務のある認可外保育施設の児童の衛生及び安全を確保し、児童の健全育成を図るものであること。</p> <p>補助対象(事業内容) 県に届出義務のある認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員等の感染症等に係る検診に要する経費</p> <p>補助率・金額 1人4,200円を上限とする</p> <p>平成13年度補助金額 なし</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>名称 川内市放課後児童クラブ衛生・安全対策事業補助金</p> <p>目的 放課後児童クラブの児童の衛生及び安全を確保し、児童の健全育成を図るものであること。</p> <p>補助対象(事業内容) 放課後児童クラブに従事する指導員等の感染症等に係る検診に要する経費</p> <p>補助率・金額 1人4,200円を上限とする</p> <p>平成13年度補助金額 なし</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>川内市のみの実施であるが、少子化対策事業として必要である。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会福祉分科会	業務コード・NO、事務事業名	D3h70 障害者団体の育成	
協議事業(補助金等)名	精神障害者家族会ひいらぎ会補助金			
入来町	入来町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案	
<p>名称 町精神障害者家族会ひいらぎ会補助金</p> <p>目的 精神障害者家族会員相互の親睦を深めるとともに、精神疾患に対する偏見の除去等を通して精神障害者の社会的自立を助長する。</p> <p>補助対象(事業内容) ひいらぎ会の運営に要する経費</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 40,000円</p> <p>根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領</p>	<p>該当なし</p>	<p>入来町のみの実施であるが、精神障害者福祉の向上に必要である。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 a 3 5 0	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	
協議事業(補助金等)名	合併処理浄化槽設置整備事業補助金				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	下甌村
<p>名称 川内市小型合併処理設置浄化槽整備事業補助金</p> <p>目的 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 市内の次に掲げる区域をそれぞれ除く市内全域において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者。 下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域 川内市永利地地下水处理施設の設置及び管理に関する条例第3条第2項に規定する処理区域 農業集落排水事業実施要綱第6の3の規定により事業実施が採択された農業集落排水事業の処理対象区域</p> <p>補助率・金額 要綱に定める 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ更新した場合上乗せ補助100,000円 (平成13年度中は200,000円)</p> <p>平成13年度補助金額 5人槽 278基(11基) 100,612,000円 6～7人槽 180基(7基) 75,380,000円 8～10人槽 22基 11,418,000円 計 480基(18基) 187,410,000円 上乗せ補助基数18基</p> <p>根拠法令等 川内市小型合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 川内市合併処理浄化槽設置推進要綱</p>	<p>名称 合併処理浄化槽設置整備事業補助金</p> <p>目的 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 専用住宅(店舗付住宅にあっては、住宅部分の床面積が2分の1以上であるもの)に合併浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 要綱に定める 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円</p> <p>平成13年度補助金額 5人槽 32基 11,328,000円 6～7人槽 14基 5,754,000円 計 46基 17,082,000円</p> <p>根拠法令等 樋脇町合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱</p>	<p>名称 入来町小型浄化槽設置整備事業補助金</p> <p>目的 生活排水による公共用水域の水質汚濁防止</p> <p>補助対象(事業内容) 入来町内において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>補助率・金額 要綱に定める 5人槽 400,000円 7人槽 500,000円 10人槽 850,000円</p> <p>平成13年度補助金額 5人槽 33基 13,200,000円 7人槽 4基 2,000,000円 10人槽 1基 850,000円 計 38基 16,050,000円</p> <p>根拠法令等 入来町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p>	<p>名称 合併処理浄化槽設置整備事業補助金</p> <p>目的 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内全域において、専用住宅に小型合併浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 ただし、補助対象浄化槽は国庫補助指針に適合するものに限る。</p> <p>補助率・金額 要綱に定める 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円</p> <p>平成13年度補助金額 5人槽 42基 14,868,000円 6～8人槽 32基 13,152,000円 8～10人槽 1基 519,000円 計 75基 28,539,000円</p> <p>根拠法令等 東郷町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p>	<p>名称 合併処理浄化槽設置整備事業補助金</p> <p>目的 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 祁答院町内全域を対象地域とする。ただし、大字下手のうち祁答院町中央農業集落排水処理施設整備予定地を除く専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 要綱に定める 5人槽 450,000円 6人槽 570,000円 7人槽 630,000円 8人槽 880,000円 10人槽 1,020,000円</p> <p>平成13年度補助金額 5人槽 16基 7,200,000円 7人槽 6基 3,780,000円 10人槽 1基 1,020,000円 計 23基 12,180,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p>	<p>名称 下甌村小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事業</p> <p>目的 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、村民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る</p> <p>補助対象(事業内容) 専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>補助率・金額 要綱に定める 5人槽 354,000円 6人槽 411,000円 7人槽 411,000円 8人槽 519,000円 10人槽 519,000円</p> <p>平成13年度補助金額 6,486,000円</p> <p>根拠法令等 下甌村小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p>
里村・上甌村・鹿島村	課題・問題点			調整方針案	
該当なし	現在、補助金の上乗せ額が大きいところが1町あるが、そこについては急に調整ができないので、新市で定める要綱の中で地区指定をし、段階的に補助金の調整をしていきたいと考える。			4 新市に移行後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 a 4 6 0	ゴミ資源化補助
協議事業(補助金等)名	廃品回収補助金			
川内市	樋脇町	入来町	祁答院町	東郷町・里村・上飯村・下飯村・鹿島村
<p>名称 川内市環境保全対策補助金(廃品回収)</p> <p>目的 川内市内において、資源の回収活動をした市民団体及び一般廃棄物収集施設を新設した公民会等並びに生ごみ処理機器を購入して設置した市民に対し、川内市環境保全対策補助金を交付する事により、資源の再利用及びごみの減量化を図るとともに生活環境の衛生的保全に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 市民団体、資源の回収活動を実施し、回収業者又はクリーンセンターに当該資源を搬入した場合に回収量に応じ補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 古紙類 2円/kg、古繊維類 2円/kg、空缶類 2円/kg、生きピン 1円/本、ワンウェイピン 2円/kg それぞれの回収量に乘じて得た額。</p> <p>平成13年度補助金額 古紙類等 141件 6,143,000円</p> <p>根拠法令等 川内市環境保全対策補助金交付要綱</p>	<p>名称 資源ごみ回収活動補助事業補助金</p> <p>目的 資源の再利用及びごみの減量化を図るとともに生活環境の衛生的保全に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内に住所を有する婦人会、PTA、子ども会、老人クラブ、スポーツ少年団若しくはこれに類する団体</p> <p>補助率・金額 古繊維 3円/kg、古紙類 3円/kg、空ビン 1円/本、金属類 3円/kg 上記の区分により得た額に2,000円を加えた額。回数に応じた補助金は6,000円を限度とする。</p> <p>平成13年度補助金額 登録団体数 12 回数 19 補助金額 110,680円</p> <p>根拠法令等 樋脇町資源ごみ回収補助金要綱</p>	<p>名称 入来町廃品回収補助金</p> <p>目的 入来町内において廃品回収活動を実施した町民団体に対し、入来町廃品回収補助金を交付し、もって資源の再利用及びごみの減量化を図るとともに、生活環境の衛生的保全に資する。</p> <p>補助対象(事業内容) 町民団体(自治公民会又は本町に住所を有する者を主な構成員とする婦人会、PTA、子ども会、老人クラブ、スポーツ少年団等)が廃品回収活動を実施し、回収業者に当該廃品を売却した場合に補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 古繊維 5円(3円)/kg、古紙類 5円(3円)/kg、空ビン 3円(1円)/本、金属類 5円(3円)/kg 上記の金額に2,000円を加えた額。回数に応じた補助金は6,000円を限度とする。(円)は平成13年度まで</p> <p>平成13年度補助金額 68件 350,447円</p> <p>根拠法令等 入来町廃品回収補助金交付要綱</p>	<p>名称 資源ごみ廃品回収補助金</p> <p>目的 祁答院町内において回収活動を実施した町民団体に対し、祁答院町資源ごみ回収補助金を交付し、もって資源の再利用及びごみの減量化を図るとともに、生活環境の衛生的保全に資することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 自治公民館又は本町に住所を有する者を構成員とする婦人会、PTA、子ども会、老人クラブ、スポーツ少年団もしくはこれらに類する団体で町長が適当と認めた団体</p> <p>補助率・金額 古繊維 3円/kg、古紙類 3円/kg、空ビン 1円/本、金属類 3円/kg 1回につき2,000円(上限6,000円)</p> <p>平成13年度補助金額 PTA 7回 99,691円</p> <p>根拠法令等 祁答院町資源ごみ回収補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p> <p>各実施市町で補助単価、上乗せ額がばらばらである。</p>
				調整方針案
				2 合併時に、入来町の例により調整する。

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 a 2 9 0	生ごみ処理機購入費補助
協議事業(補助金等)名	生ごみ処理機等購入費補助金			
川内市	入来町	東郷町	祁答院町	樋脇町・里村・上飯村・下飯村・鹿島村
<p>名称 川内市環境保全対策補助金(コンポスト・生ゴミ処理機)</p> <p>目的 ごみ減量及び再資源化を推進し、川内市の生活環境の衛生的保全及び資源の保護に寄与する。</p> <p>補助対象(事業内容) 本市に住所を有するものが、生ゴミ処理機器(電気式及びコンポスト)を購入した者に購入費用の一部を助成する。</p> <p>補助率・金額 生ごみ処理機器の購入に要した経費に2分の1を乘じて得た額。1機器につき25,000円を限度。(平成14年度以降)</p> <p>平成13年度補助金額 129件 1,194,400円(上限1万円)</p> <p>根拠法令等 川内市環境保全対策補助金要綱</p>	<p>名称 入来町環境施設整備補助金(生ごみ処理機)</p> <p>目的 入来町内において、一般家庭ゴミ処理施設を設置した者に対し、入来町環境施設補助金を交付し、もってゴミの減量化を図るとともに、生活環境の衛生的保全に寄与すること。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内に住所を有する者で、一般家庭ゴミ処理施設を購入し、その設置に要する経費が当該各号に掲げる額以上の場合、ただし、補助金の交付は、1世帯につき各施設ごとに1回限りとする。</p> <p>補助率・金額 コンポスト 6,000円 補助金額 3,000円 EM菌密封発酵容器 2,000円 補助金額 1,000円 電気式生ゴミ処理機(平成15年度から) 補助金額 経費の1/2(25,000円限度)</p> <p>平成13年度補助金額 コンポスト 1件 3,000円 EM菌生ごみ密封発酵容器34件 34,000円 計35件 37,000円</p> <p>根拠法令 入来町環境施設補助金交付要綱</p>	<p>名称 電気式家庭用生ごみ処理機購入設置補助金</p> <p>目的 家庭から出る生ごみを減らし、廃棄物の量を抑えるため。</p> <p>補助対象 町内在住で、電気式の家庭用生ごみ処理機を購入設置した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 購入金額の1/2補助(10,000円上限) 衛生自治団体連合会から別途2,000円の補助あり</p> <p>平成13年度補助金額 なし 平成14年度より実施(実績 11基 110,000円)</p>	<p>名称 生ごみ処理機等購入費補助金</p> <p>目的 ゴミの減量化を図るため町と衛生自治団体連合会で補助金を交付している。</p> <p>補助対象(事業内容) 町内で一般家庭ごみ処理施設を設置した者に対して、補助金を交付する。</p> <p>補助率・金額 購入価格の1/2補助(17,000円上限)</p> <p>平成13年度補助金額 16基 272,000円</p> <p>根拠法令等 祁答院町衛生自治団体事業補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p> <p>各市町で取り組みが異なっており、補助金についても直営で出しているところもあれば衛生自治協議会で出しているところもある。</p>
				調整方針案
				2 合併時に、川内市の例により調整する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 a 2 8 0 一般廃棄物集積場整備事業助成事業		
協議事業(補助金等)名	ごみ収集施設整備補助金				
川内市	入来町	川内市・入来町以外の町村	課題・問題点	調整方針案	
名称 川内市環境保全対策補助金 (可燃ごみ・不燃ごみ収集施設) 目的 ごみの減量化を図るとともに、生活環境の衛生的保全に寄与する。 補助対象(事業内容) 公民会等が、一般廃棄物収集施設(可燃ごみ・不燃ごみ)を新設した場合に補助金を交付する。 補助率・金額 一般廃棄物収集施設の新設に要した経費(当該公民会等が材料を購入して新設した場合にあっては材料購入費及び市長が適当と認める労働費とし、業者に請け負わせた場合にあっては工事請負費とする。以下同じ。)に2分の1を乗じて得た額。ただし一般廃棄物収集施設につき3万円を限度とする。 平成13年度補助金額 29件 802,300円 根拠法令 川内市環境保全対策補助金交付要綱	名称 入来町環境施設整備補助金 (ごみステーション) 目的 入来町内において、一般家庭ゴミ処理施設を設置した者に対し、入来町環境施設補助金を交付し、もってゴミの減量化を図るとともに、生活環境の衛生的保全に寄与すること。 補助対象(事業内容) 町内に住所を有する者で、一般家庭ゴミ処理施設を購入し、その設置に要する経費が当該各号に掲げる額以上の場合。ただし、補助金の交付は、1世帯につき各施設ごとに1回限りとする。 補助率・金額 ごみステーション 30,000円 補助金額 経費の1/3 (30,000円上限) 平成13年度補助金額 19件 349,447円 根拠法令 入来町環境施設補助金交付要綱	該当なし	1市1町のみの実施である。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。	

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 a 4 7 0 資源ゴミステーション管理運営補助事業		
協議事業(補助金等)名	資源ごみステーション管理運営補助金				
川内市	入来町	祁答院町	川内市・入来町・祁答院町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
名称 ごみ減量再資源化補助金(リサイクルステーション・資源ごみ回収施設) 目的 ごみの減量及び資源の有効活用を推進し、もって本市の生活環境の衛生的保全及び資源の保護に寄与する。 補助対象(事業内容) リサイクルステーション・資源ごみ回収施設を設置した公民会に対し、新設に要した経費相当額を補助する。 リサイクルステーション・資源ごみ回収施設を移設又は補修を行った公民会に対し、移設又は補修に要した経費の2分の1の相当額を補助する。補助回数は、移設の場合は1施設につき1回。補修の場合は制限なし。 補助率・金額 1施設につき、15万円を限度とする。 1回につき、3万円を限度とする。 平成13年度補助金額 10基 1,458,000円 根拠法令等 川内市リサイクル活動の実施及びごみ減量資源化補助金の交付に関する要綱	入来町では、資源ゴミステーション維持管理費として1ステーションにつき年額12,000円を入来町衛生自治体連合会の予算から支出している。 (H14実績) 12,000円×74箇所=888,000円	名称 資源ごみステーション管理運営補助金 目的 祁答院町において、公衆衛生の普及を図り、生活環境の向上発展を期し快適な住みよい生活環境の確保に努め、健康で明るい街づくり事業を行う団体に対して予算の範囲内で補助金を交付する。 補助対象(事業内容) 各自治公民館へ管理運営補助として12,000円補助 町より 10,000円 衛生連より 2,000円 合計 12,000円 補助率・金額 一律12,000円 平成13年度補助金額 12,000円×33箇所=396,000円 根拠法令等 祁答院町衛生自治体事業補助金交付規則	該当なし	各市町で取り組みが異なっており、補助金についても直営で出しているところもあれば衛生自治体連合会で出しているところもある。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 b 5 0	衛生自治団体連合会運営補助金	
協議事業(補助金等)名	衛生自治団体連合会運営補助金				
川内市	入来町	東郷町	祁答院町	上甌村	樋脇町・里村・下甌村・鹿島村
名称 市衛生自治団体連合会運営補助金 目的 川内市衛生自治団体連合会の環境衛生に関する実践活動の組織的な推進を図るため。 補助対象(事業内容) 川内市衛生自治団体連合会の運営に要する経費 補助率・金額 年額 1,000,000円 平成13年度補助金額 1,000,000円 根拠法令等 川内市補助金等交付規則 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	名称 入来町衛生自治団体連合会事業補助金 目的 衛生思想の普及向上 生活環境の清掃整頓 そ賊、こん虫駆除薬剤散布 伝染病の予防と防疫対策 結核検診その他、予防接種等の協力 食生活の改善研究 その他この会の目的を達成するため必要な事項 補助対象(事業内容) 公衆衛生の普及を図り、生活環境の向上発展を期し、もって町民の福祉増進に寄与すること。 補助率・金額 予算の範囲内で定める 平成13年度補助金額 2,700,000円(H14 600,000円) 根拠法令等 入来町補助金等交付事務取扱要領	名称 町衛生自治団体連合会運営補助 目的 東郷町衛生自治団体連合会の環境衛生に関する活動の組織的な推進を図るため。 補助対象(事業内容) 東郷町衛生自治団体連合会の運営に要する経費 補助率・金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 900,000円 根拠法令等 東郷町町民課の所管に係る補助金交付規則	名称 衛生自治団体連合会運営費補助金 目的 祁答院町において、公衆衛生の普及を図り、生活環境の向上発展を期し、快適な住みよい生活環境の確保に努め、健康で明るい街づくり事業を行う団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 補助対象(事業内容) ・衛生思想の普及向上及び生活環境の衛生保全に係る事業 ・ごみ減量化及び生活排水対策 ・防疫対策 ・その他目的達成に必要な事項 補助率・金額 ・生ゴミ処理機購入補助金 購入価格の1/2補助(上限17,000円) ・分別箱補助金 購入価格の1/2補助(上限1,600円) ・資源ごみステーション補助金 33ヶ所×10,000円 平成13年度補助金額 生ゴミ処理機購入補助金 16基272,000円 分別箱補助金 66基110,400円 資源ごみステーション補助金 330,000円 運営補助金 410,000円 根拠法令 祁答院町衛生自治団体事業補助金交付規則	名称 上甌村環境衛生組合連合会補助金 目的 上甌村環境衛生組合連合会の運営に要する経費 1衛生思想の普及啓発 2衛生施設の整備並びに衛生環境改善の促進 3衛生行政に対する衛生処理業務 4村が委託する衛生処理業務 5その他目的達成に必要な事項 補助率・金額 予算で定める額以内 平成13年度補助金額 900,000円 根拠法令等 上甌村補助金交付規則	該当なし 課題・問題点 公共的団体の取扱いの調整との問題があり、現段階では組織の内容が把握できない。 調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 c 4 0	共同墓地の特別災害復旧補助
協議事業(補助金等)名	共同墓地の特別災害復旧補助			
川内市	入来町	川内市・入来町以外の町村	課題・問題点	
名称 共同墓地の特別災害復旧補助 目的 自然災害を受けた民有地(共同墓地)のうち、公共災害復旧事業等の対象とならないものについて、災害復旧工事を自ら実施した者等に対し、特別災害復旧補助金を交付することにより、その災害復旧の促進を図り、もって住民福祉の向上に寄与する 補助対象(事業内容) 共同墓地の崩土等除去又は敷地復旧(共同墓地の管理者又はこれに準ずる者が対象) 共同墓地の崩壊による墓石又は墳墓式納骨堂の移設のための土地等取得(墓石又は墳墓式納骨堂の所有者が対象) 補助率・金額 補助対象経費・共同墓地の崩土除去又は敷地復旧に要する経費のうち工事費。ただし、4,000,000円以下のその工事費に係る部分に限る。 補助額・補助対象経費の2分の1の額 補助対象経費・共同墓地の崩壊による墓石又は墳墓式納骨堂の移設のための土地等取得に要する経費。ただし200,000円以下の、その取得経費に係る部分に限る。 補助額・補助対象経費の2分の1の額 平成13年度補助金額 2件 142,000円 根拠法令等 川内市特別災害復旧補助金交付要綱	名称 入来町共同墓地災害復旧事業補助金 目的 共同墓地を管理する団体の代表者が、その敷地の災害に伴う災害復旧を行うことに対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 補助対象(事業内容) 地域住民が自ら管理する共同墓地が、暴風、豪雨、洪水、地震、その他異常な自然現象によって、墓地敷地に災害が生じた場合に、墓地敷地を原状に復すること又は、墓地の集団移転を行うことに対し、補助金を交付する。 補助率・金額 一区画30万円以上の災害復旧に要する経費 補助額は補助対象経費の1/3以内 平成13年度補助金額 0円 根拠法令等 入来町共同墓地災害復旧事業補助金交付要綱	該当なし	川内市、入来町が実施 川内市の補助は災害復旧だけに限定されており、その対象範囲と補助限度額について検討を要する。他市町村では、制度はないが共同墓地の場合、公的災害復旧事業の採択が見込めないため、制度として存続させるべきである。 調整方針案 3 合併時に、新たに制度等を制定する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 b150	快適環境づくり補助金
協議事業(補助金等)名	快適環境づくり補助金			
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案	
名称 快適環境づくり補助金 目的 快適な環境づくり事業を実施する市民団体等に対して補助金を交付して、地域の環境づくりの実践活動を支援する。 補助対象(事業内容) 補助対象者・・・公民会、PTA、子供会、老人クラブ、婦人会、青年団又はこれらに類する団体等 補助対象事業・・・快適な環境づくり事業 ア 公道に隣接する場所その他市長が適当と認める場所において、フラワーポットを設置し、又は花き及び樹木を植栽しようとする事業 イ 地域に存する自然、史跡等の保存及び整備を行う事業 ウ 川内市アメニティタウン計画事業の普及を推進する事業等 補助率・金額 快適環境づくり事業を実施するための必要な経費(人件費、委託費及び飲食費を除く)に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、1市民団体につき5万円を限度とする。 平成13年度補助金額 17件 785,700円 根拠法令等 川内市快適環境づくり補助金要綱	該当なし	川内市のみ実施 現在は基金を取り崩しながら事業を実施しているが、新市に移行後財源をどうするのか。地域の快適環境作りを進めるうえでよい制度であり存続させるべきである。	2 合併時に、川内市の例により調整する。	

専門部会・分科会名	住民健康福祉部会環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D - 5 a470	資源ごみステーション管理運営補助事業
協議事業(補助金等)名	ごみ減量再資源化補助金(リサイクル推進員配置)			
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案	
名称 ごみ減量再資源化補助金(リサイクル推進員設置補助) 目的 ごみの減量及び資源の有効活用を推進し、本市の生活環境の衛生的保全及び資源の保護に寄与する 補助対象(事業内容) リサイクル推進員を配置した公民会等に対し、補助金を交付する。 補助率・金額 リサイクル推進員を配置した場合、リサイクル推進員を配置した日の属する月から当該年度末までの月数に月額1,250円を乗じて得た額とする。 (平成15年度4月改正 改正前月額1,000円) 平成13年度補助金額 414人 4,393,400円 根拠法令等 川内市リサイクル活動の実施及びごみ減量再資源化補助金の交付に関する要綱	該当なし	各市町村で取り組みが異なっており、補助金についても直営で出しているところもあれば衛生自治協議会で出しているところもある。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	建設専門部会 土木分科会		業務コード・NO、事務事業名	E1c20 河川、道路関連協議会等	
協議事業(補助金等)名	生活環境整備等事業補助金				
	東郷町	下甌村	東郷町・下甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 東郷町生活環境整備事業補助金</p> <p>目的 公衆の用に供する道路及び側溝の整備により生活環境を改善整備することによって、町民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 地域の生活環境整備を図るために、公共の用に供する道路及び側溝の整備を当該受益者が共同で施工するもので、町長が認定・採択したもの (道路又は側溝の延長が3メートル以上で、工事費20万円以上の工事)</p> <p>補助率・金額 事業に要する経費のうち 労務費10分の4以内、資材費10分の6以内、請負に出した場合は10分の5以内、いずれの場合も50万円を限度とする。</p> <p>平成13年度補助金額 500,000円(予算額)</p> <p>根拠法令等 東郷町生活環境整備事業補助金交付規定</p>	<p>名称 集落内里道改良舗装補助金</p> <p>目的 補助で採択されない集落内里道において通行人の安全を確保するため舗装および改良の経費に対し、補助金を交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 各集落単位で事業費の9/10</p> <p>平成13年度補助金額 5地区:8,443,000円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>名称 集落内橋梁改良補助金</p> <p>目的 補助で採択されない集落内橋梁において通行人の安全を確保するため改良の経費に対し、補助金を交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 各集落単位で事業費の9/10</p> <p>平成13年度補助金額 該当なし</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>	<p>・東郷町、下甌村のみの補助金である。</p> <p>・その他の市町村は、補助金ではなく、里道・水路修繕費により全部もしくは一部対応している。</p>	<p>6 廃止の方向で調整に努める。</p>

専門部会・分科会名	建設専門部会 土木分科会		業務コード・NO、事務事業名	E1c20 河川、道路関連協議会等	
協議事業(補助金等)名	川内市街部改修促進期成会補助金				
	川内市	川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案
<p>名称 川内市街部改修促進期成会補助金</p> <p>目的 川内川の抜本改修計画に基づく川内川改修の促進を図るため、関係機関、団体が綿密な連携を持って国県の関係機関に協力し、その早期完成を期する。</p> <p>補助対象(事業内容) 関係資料及び情報の交換並びに収集 ・国県及び関係機関に対する積極的運動 ・その他の目的達成に必要な事業(パンフレット作成等)</p> <p>補助率・金額 予算で定める額以内</p> <p>平成13年度補助金額 270,000円</p> <p>根拠法令等 川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>	<p>該当なし</p>		<p>・川内川改修と関連する市街部改修に係る改修促進団体に対する川内市のみの補助金であるが、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>・川内川下流促進期成会との関係を整理する必要があると考えられる。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ</p>	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	建設専門部会 建築住宅分科会	業務コード・NO、事務事業名	E4e10 公営住宅管理事業		
協議事業(補助金等)名	住宅駐車場管理事務補助金				
川内市	入来町	その他町村	課題・問題点	調整方針案	
<p>名称 川内市営住宅駐車場管理事務補助金</p> <p>補助率・金額 駐車場1区画 300円</p> <p>平成13年度補助金額 平成14年度より交付している。 平成14年度実績 18,300円</p> <p>根拠法令等 川内市営住宅駐車場管理事務補助金交付要綱</p>	<p>参考 ・1区画300円を公営住宅管理者報償費として管理協議会へ支出している。</p> <p>平成14年度報償額 112,500円</p>	<p>該当なし</p>	<p>・補助金等の支出方法に差異がある。</p> <p>・住宅駐車場使用料との整合を図り、新市に移行後調整する。</p>	<p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>	

専門部会・分科会名	建設専門部会 建築住宅分科会	業務コード・NO、事務事業名	E4g10 がけ地近接等危険住宅移転		
協議事業(補助金等)名	がけ地住宅移転事業補助金				
樋脇町	入来町	東郷町	その他市町村	課題・問題点	調整方針案
<p>名称 がけ地住宅移転事業補助金</p> <p>目的 がけ地の崩壊等により、危険を及ぼすおそれのある危険住宅を移転させ、生命の安全を確認する</p> <p>補助対象(事業内容) 危険住宅移転促進費補助限度額 ・除去費 780千円 ・建物建設費 4,440千円 ・土地取得費 2,060千円 ・敷地造成費 580千円</p> <p>補助率・金額 国・県の補助事業 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4</p> <p>平成13年度補助金額 ・建物助成費 1件 3,598,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 がけ地住宅移転事業補助金</p> <p>目的 がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅を、安全な場所へ移転を促進するため、移転に係る費用について、除去費の一部や移転に必要な借入れについての利子補給を行う</p> <p>補助対象(事業内容) 危険住宅移転促進費補助限度額 ・除去費 780千円 ・建物建設費 4,440千円 ・土地取得費 2,060千円 ・敷地造成費 580千円</p> <p>補助率・金額 国・県の補助事業 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4</p> <p>平成13年度補助金額 実績なし</p> <p>根拠法令等 ・入来町がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱</p>	<p>名称 がけ地住宅移転事業補助金</p> <p>目的 がけ地近接等危険住宅に居住する者の生命に対する危険を未然に防止するため、がけ地近接等危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 危険住宅移転促進費補助限度額 ・除去費 780千円 ・建物建設費 4,440千円 ・土地取得費 2,060千円 ・敷地造成費 580千円</p> <p>補助率・金額 国・県の補助事業 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4</p> <p>平成13年度補助金額 ・所却費 2件 1,560,000円 ・建物建設費 2件 8,466,000円</p> <p>根拠法令等 ・東郷町がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱</p>	<p>該当なし</p>	<p>・県補助事業で同一制度である。</p>	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	建設専門部会 建築住宅分科会	業務コード・NO、事務事業名	E4g10 がけ地近接等危険住宅移転	
協議事業(補助金等)名	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金			
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	
<p>名称 がけ地近接等危険住宅移転補助金</p> <p>目的 がけ地の崩壊等により、住民に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅を、安全な場所に移転促進するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 危険住宅移転促進費補助限度額 ・除去費 780千円 ・建物建設費 4,440千円 ・土地取得費 2,060千円 ・敷地造成費 580千円</p> <p>補助率・金額 国・県の補助事業 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4</p> <p>平成13年度補助金額 ・除去費 4件 3,093,000円 ・建物建設費 4件 17,760,000円</p> <p>根拠法令等 ・川内市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱</p>	<p>名称 がけ地近接等危険住宅移転補助金</p> <p>目的 がけ地の崩壊等により、危険を及ぼすおそれのある危険住宅を移転させ、生命の安全を確認する</p> <p>補助対象(事業内容) 危険住宅移転促進費補助限度額 ・除去費 780千円 ・建物建設費 4,440千円 ・土地取得費 2,060千円 ・敷地造成費 580千円</p> <p>補助率・金額 国・県の補助事業 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4</p> <p>平成13年度補助金額 ・建物助成費 1件 3,598,000円</p> <p>根拠法令等</p>	<p>名称 がけ地近接等危険住宅移転補助金</p> <p>目的 がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅を、安全な場所へ移転を促進するため、移転に係る費用について、除去費の一部や移転に必要な借入れについての利子補給を行う</p> <p>補助対象(事業内容) 危険住宅移転促進費補助限度額 ・除去費 780千円 ・建物建設費 4,440千円 ・土地取得費 2,060千円 ・敷地造成費 580千円</p> <p>補助率・金額 国・県の補助事業 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4</p> <p>平成13年度補助金額 ・実績なし</p> <p>根拠法令等 ・入来町がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱</p>	<p>名称 がけ地近接等危険住宅移転補助金</p> <p>目的 がけ地近接等危険住宅に居住する者の生命に対する危険を未然に防止するため、がけ地近接等危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 危険住宅移転促進費補助限度額 ・除去費 780千円 ・建物建設費 4,440千円 ・土地取得費 2,060千円 ・敷地造成費 580千円</p> <p>補助率・金額 国・県の補助事業 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4</p> <p>平成13年度補助金額 ・所却費 2件 1,560,000円 ・建物建設費 2件 8,466,000円</p> <p>根拠法令等 ・東郷町がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱</p>	<p>課題・問題点 ・国庫補助事業で同一制度である。</p>
祁答院町	下甌村	里村・上甌村・鹿島村		
<p>名称 がけ地近接等危険住宅移転補助金</p> <p>目的 がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域の住宅を安全な場所に移転することで、生命の安全を確保する</p> <p>補助対象(事業内容) 危険住宅移転促進費補助限度額 ・除去費 780千円 ・建物建設費 4,440千円 ・土地取得費 2,060千円 ・敷地造成費 580千円</p> <p>補助率・金額 国・県の補助事業 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4</p> <p>平成13年度補助金額 1件</p> <p>根拠法令等 ・祁答院町がけ下近接住居移転促進審議会設置条例</p>	<p>名称 がけ地近接等危険住宅移転補助金</p> <p>目的 がけ地の崩壊等の危険から村民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を行う者に対し、補助金を交付するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 国においてがけ地近接危険住宅移転事業として採択された基準額</p> <p>平成13年度補助金額 ・実績なし</p> <p>根拠法令等 ・下甌村補助金交付規則</p>	<p>該当なし</p>		<p>調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 教育総務・給食分科会		業務コード・NO、事務事業名		G1b60 学校単独補助事業	
協議事業(補助金等)名 学校図書館運営費補助金							
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
名称	学校図書館運営補助金(中)	中学校図書館司書補設置補助金	中学校図書館運営補助	図書館運営補助(中)	学校図書館運営補助金		
目的	学校図書館の運営の健全化を図るため学校PTAが雇用する司書(司書補を含む)の 人件費を補助するためのものである。		中学校図書館司書補の給与に充当	学校図書館運営(図書購入費・司書補給与 補助を含む)14年度より廃止(図書購入費 は備品費,司書補は直接雇用とする)			
補助対象 (事業内容)	川内北・川内南・川内中央の各中学校PTA	1校1名	1校	1校	4校		
補助率 金額	各校1,353,276円	90,200円×12月×1人=1,082,400円	予算の範囲内				
H13補助金額	4,059,828円	1,082,400円	1,623千円	1230千円	100千円		
根拠法令等	川内市補助金等交付規則 川内市補助均等の種類,補助率等に関する 要綱	樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町補助金交付規則		
名称	学校図書館運営補助金(小)	小学校図書館司書補設置補助金	学校図書館運営補助金(小)	学校図書館運営補助金(小)			
目的	学校図書館の運営の健全化を図るため学校PTAが雇用する司書(司書補を含む)の 人件費を補助するためのものである。		小学校図書館司書補の給与に充当	学校図書館運営(図書購入費・司書補給与 補助を含む)14年度より廃止(図書購入費 は備品費,司書補は直接雇用とする)			
補助対象 (事業内容)	亀山・可愛・川内・隈之城・永利・平佐西 の各小学校PTA	2校2名	4校	5校			
補助率 金額	各校1,353,276円	90,200円×12月×2人=2,164,800円	予算の範囲内	1250千円×1校(司書補含む)+140千円×4 校			
H13補助金額	8,119,656円	2,164,800円	6,349千円	1,810千円			
根拠法令等	川内市補助金等交付規則・川内市補助均等 の種類,補助率等に関する要綱	樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則			
	里村・上甌村・下甌村・鹿島村		課題・問題点		調整方針案		
名称							
目的	該当なし		各市町村間で補助額や雇用形態に差異がある。		4 新市に移行後、速やかに調整する。		
補助対象 (事業内容)							
補助率 金額							
H13補助金額							
根拠法令等							
名称							
目的							
補助対象 (事業内容)							
補助率 金額							
H13補助金額							
根拠法令等							

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G2c80 就園援助	
協議事業(補助金等)名 私立就園奨励費補助金							
		川内市		樋脇町		東郷町	
名称	私立幼稚園就園奨励費補助金		私立幼稚園就園奨励費補助金		私立幼稚園就園奨励費補助金		
目的	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担を軽減を図る。		家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担を軽減を図る。		家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担を軽減を図る。		
補助対象 (事業内容)	国の定めた所得基準により、私立幼稚園が入園料・保育料を減免した場合、その幼稚園に対し補助金を交付するもの。		樋脇町に住所を有し、当該年度の6月1日現在において、私立幼稚園に満5歳児を在園させている家庭で、次に該当するもの。 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・当該年度に納付すべき町民税非課税世帯 ・当該年度に納付すべき町民税所得割非課税世帯 ・当該年度に納付すべき町民税所得割課税が8,800円以下の世帯 ・当該年度に納付すべき町民税所得割課税が102,100円以下の世帯		私立幼稚園の設置者で、当該幼稚園に在園する3～5歳児の保護者（下記に該当する者）に対し、入園料及び保育料を減免する者 東郷町に住所を有し、当該年度の6月1日現在において私立幼稚園に園児（3～5歳児）を在園させている家庭で、次に該当するもの。 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・当該年度に納付すべき町民税非課税世帯 ・当該年度に納付すべき町民税所得割非課税世帯 ・当該年度に納付すべき町民税所得割課税額が国の交付要綱に定める基準以下の世帯（国の階層区分による）		
補助率 金額	【就園奨励費補助限度額】 1人目 2人目 3人目以降 生活保護 市民税非課税 136,800円 178,000円 220,000円 市民税所得割 非課税 104,200円 155,000円 207,000円 市民税所得割 8,800円以下 79,900円 138,000円 197,000円 市民税所得割 102,100円以下 56,100円 122,000円 187,000円		【補助限度額】 生活保護 136,800円 町民税非課税 136,800円 町民税所得割 非課税 104,200円 町税所得割 8,800円以下 79,900円 町税所得割 102,100円以下 56,100円		第1子・第2子・第3子以降の区分により、国の補助基準単価により支給		
H13補助金額	36,994千円		4件 222,000円		公立 9名 202,000円 私立 3名 125,800円		
根拠法令等	川内市立幼稚園保育料の減免に関する規則 川内私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 川内市幼児教育支援事業補助金交付要綱		樋脇町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱		幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 東郷町立幼稚園入園料及び保育料徴収条例 東郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱		
		入来町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村		課題・問題点		調整方針案	
名称	該当なし		新市で継続が必要		4 新市に移行後、速やかに調整する。		
目的	該当なし		平成17年度当初で統一				
補助対象 (事業内容)	該当なし						
補助率 金額	該当なし						
H13補助金額	該当なし						
根拠法令等	該当なし						

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 2 c 8 0 就園援助	
協議事業(補助金等)名 幼稚園教育支援事業補助金					
	川内市	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	幼児教育支援事業補助金	該当なし	私立と公立の幼稚園の較差調整が必要	2 合併時に、川内市の例により調整する	
目的	私立幼稚園に在園する幼児の教材費につき一部を補助金で交付するもの。				
補助対象(事業内容)					
補助率金額	一人当たり年額 2 0 0 0 円				
H13補助金額	1,612,000円				
根拠法令等	川内市補助金等交付規則・川内市補助均等の種類, 補助率等に関する要綱				

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 2 d 4 0 教育推進団体補助金・負担金	
協議事業(補助金等)名 遠足バス借上補助金					
	東郷町	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	遠足バス借上補助	該当なし	廃止の方向で調整	6 廃止の方向で調整に努める。	
目的	幼稚園遠足バス借上補助				
補助対象(事業内容)	幼稚園				
補助率金額	定額				
H13補助金額	250千円				
根拠法令等	東郷町教育委員会所管補助金交付規則				

専門部会・分科会名		教育部会 教育総務・給食分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 1 b 6 0 学校単独補助事業	
協議事業(補助金等)名 私立幼稚園研修費補助金					
	川内市	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	私立幼稚園研修費補助金	該当なし	幼稚園教諭の資質向上のため必要	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	
目的	私立幼稚園教諭の資質向上を図るため各種研修に対する経費を補助するものである。				
補助対象(事業内容)	私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭				
補助率金額	教諭数×8千円				
H13補助金額	400千円				
根拠法令等	川内市補助金等交付規則・川内市補助均等の種類, 補助率等に関する要綱				

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名			教育部会 教育総務・給食分科会	業務コード・NO、事務事業名	G1b60 学校単独補助事業	
協議事業(補助金等)名 公立高校対策補助金						
	樋脇町		入来町	その他市町村	課題・問題点	調整方針案
名称	高校対策協議会補助金	樋脇町高等学校生徒就学援助費補助金	入来商業高校振興対策補助金	該当なし	郡部の公立高校存続上必要	1 現行のまま新市に引き継ぐ
目的			生徒募集職場開拓補助等 一日体験入学資料等作成補助 寮管理運営費・寮生徒補助 部活動遠征費等補助			
補助対象(事業内容)		町内居住者(制服購入・単車購入補助)				
補助率金額			予算の範囲内			
H13補助金額	200千円	2,193千円	1,400千円			
根拠法令等	町補助金交付要綱	町補助金交付要綱	町補助金交付要綱			

専門部会・分科会名			教育部会 学校教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G1b60 学校単独補助事業	
協議事業(補助金等)名 私立高等学校教育振興補助金						
	川内市		その他町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	私立高等学校教育振興補助金		該当なし	私立高等学校の教育振興上必要	1 現行のまま新市に引き継ぐ	
目的	私立学校の健全な発達に資するため設備、備品等に係る経費を助成するものである。					
補助対象(事業内容)	れいめい高校・川内純心高校					
補助率金額	各校900,000円					
H13補助金額	1,800千円					
根拠法令等	学校法人の助成の手続に関する条例・学校法人の助成の手続に関する条例施行規則					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G1e10 学校給食の実施	
協議事業(補助金等)名 へき地学校給食費補助金							
		里村		上甌村		下甌村	
名称	牛乳飲用補助金	へき地学校給食費補助(小学校)		へき地幼稚園給食費補助金		幼稚園給食補助事業	
目的		県が条例で指定した3級、4級及び5級地のへき地学校の特殊事情を考慮し、日本学校・学校保健センターが給食物資の購入に要する経費の補助を行う。		小学校との格差をなくす。		保護者負担の軽減と給食内容の充実を図る	
補助対象(事業内容)						おやつ代	
補助率金額						253,000円	
H13補助金額	79,611円	学校保健センター補助 235,560円 村補助 88,236円		24,624円		253,000円	
根拠法令等	里村補助金交付要綱	上甌補助金交付規則 へき地学校給食用物資供給事業実施要項 へき地学校給食費補助(中学校)		上甌補助金交付規則 へき地学校給食用物資供給事業実施要項		下甌補助金交付規則	
名称		へき地学校給食費補助(中学校)				小中学校給食補助事業	
目的		小学校との格差をなくす。				保護者負担の軽減と給食内容の充実を図る 小・中学校の児童生徒	
補助対象(事業内容)							
補助率金額							
H13補助金額		123,882円				1,584,785円	
根拠法令等		上甌村補助金交付規則				下甌村補助金交付要綱	
		鹿島村		その他市町		課題・問題点	
名称	幼稚園給食補助事業	幼稚園給食補助事業		幼稚園給食補助事業		調整方針案	
目的	保護者負担の軽減と給食内容の充実を図る	保護者負担の軽減と給食内容の充実を図る		保護者負担の軽減と給食内容の充実を図る		5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	
補助対象(事業内容)	おかず1食10円 ・牛乳1本49円 ・米50g	おかず1食10円 ・牛乳1本49円 ・米50g		おかず1食10円 ・牛乳1本49円 ・米50g			
補助率金額		75,110円					
H13補助金額							
根拠法令等	鹿島村補助金交付要綱						
名称	小中学校給食補助事業	小中学校給食補助事業		小中学校給食補助事業			
目的	保護者負担の軽減と給食内容の充実を図る	保護者負担の軽減と給食内容の充実を図る		保護者負担の軽減と給食内容の充実を図る			
補助対象(事業内容)	小・中学校の児童生徒	小・中学校の児童生徒		小・中学校の児童生徒			
補助率金額	小学校1食37円・中学校1食43円	小学校1食37円・中学校1食43円		小学校1食37円・中学校1食43円			
H13補助金額		372,924円					
根拠法令等	鹿島村補助金交付要綱						

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G 2 c 9 0 修学旅行助成事業	
協議事業(補助金等)名 修学旅行費補助金							
	川内市	上甞村		下甞村		鹿島村	その他町村
名称	中学校中国修学旅行補助金	へき地学校修学旅行費補助(中)	へき地学校修学旅行費補助(小)	へき地学校修学旅行費補助(中)	へき地学校修学旅行費補助(小)	児童見学研修補助事業	該当なし
目的	中学生に中国での異文化体験をさせる。新鑑真号を活用することで川内港の活性化を図る。	保護者負担軽減のため	保護者負担軽減のため	保護者負担軽減のため	保護者負担軽減のため	保護者負担軽減のため	課題・問題点
補助対象(事業内容)	中国に修学旅行する中学校	上甞中学校(2・3年生)隔年実施修学旅行費の一部負担	中津小学校・平良小学校・浦内小学校(5・6年生)隔年実施修学旅行費の一部負担、3小学校合同で実施	海陽・海星中学校(2・3年生)隔年実施修学旅行費の一部負担	手打・西山・青瀬・長浜・子岳小学校(5・6年生)隔年実施修学旅行費の一部負担、5小学校合同で実施	鹿島小学校 1人 18,000円 鹿島中学校 1人 25,000円	離島は保護者の負担が大きいので対策が必要。 甞3村内の調整がいずれは行う必要がある。
補助率金額	平成15年度から補助開始 予算額 4,602,000円	(H13実績)10/10 1,664,000円 (52,000×32人) (H15実績)6/10 984,000円 (32,800×30人)	平成14年度補助額(国庫は村が補助した額の2/3) 中津小学校(2級地)6/10 307,800円(16,200×19人) 平良小学校(3級地)8/10(2/3) 151,200円(21,600×7人) 浦内小学校(3級地)8/10(2/3) 194,400円(21,600×9人)	平成13年度実績 3,461千円	平成14年度実績 児童54人 1,585,843円	平成13年度補助額 鹿島小学校 198,000円 (18,000×11人) 鹿島中学校 325,000円 (25,000×13人)	調整方針案
H13補助金額	H15 4,602千円	1,664千円	653,400円	3,461千円	1,585,843円	523千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
根拠法令等	川内市補助金等交付規則・川内市補助均等の種類、補助率等に関する要綱	上甞村補助金交付規則	上甞村補助金交付規則、へき地教育振興法	下甞村補助金交付規則、へき地教育振興法	下甞村補助金交付規則、へき地教育振興法	鹿島村村補助金交付規則	

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G 2 c 2 8 0 山村留学等事業	
協議事業(補助金等)名 ふるさと留学補助金							
	川内市	樋脇町	下甞村	鹿島村	その他町村	課題・問題点	
名称	市ふるさと留学補助金	特認校制度通学費補助金	下甞村就学奨励金助成事業	漁村留学制度補助事業	該当なし	課題・問題点	
目的	ふるさと留学推進事業の推進に当たり、ふるさと留学補助金を交付することにより、寄留受託者の経済的負担を軽減することを目的とする	樋脇町小規模校入学特別認可制度による児童の保護者負担軽減を図るため予算の範囲内で補助する	下甞村の地域外から就学の目的で村内の小・中学校に転入した児童生徒又は保護者	鹿島村立鹿島小学校・鹿島中学校に入学並びに転学を希望する児童・生徒を受け入れ、校区児童・生徒と互いに影響しあうことにより、教育効果の向上と振興を期し、併せて校区の活性化と発展を図る	該当なし	小規模校を存続させるために必要な補助金である。	
補助対象(事業内容)	本市外に居住している児童又は生徒が、父母の里・祖父母の地を訪ね、ふるさとの美しい自然や歴史にふれ、地域の生活等を体験的に学習し、広く郷土を愛する豊かな心を育む事業	町内の大規模校(樋脇小学校・市比野小学校)区域内から、小規模校(倉野小学校・藤本小学校・野下小学校)に通学する児童の保護者に対し、教育委員会が指定する区間、交通機関を利用して小学校への登下校に要した通学費の補助	下甞村の地域外から就学の目的で村内の小・中学校に転入した児童生徒又は保護者 各地区の留学制度実行委員会が学校運営上特に必要と認め就学の目的をもって下甞村の地域外から転入した児童生徒	全国から留学生を募集し、村内の里親の元から1年間通学しながら離島での生活を体験する。そのため留学生を預かる家庭への委託料や、全国に募集するための広報宣伝を行う。	該当なし	調整方針案	
補助率金額	小学生一人当り月額5,000円 中学生一人当り月額7,000円	町巡回バス利用は定期券購入費の実費補助(タクシー-使用は自動車借上料で対応)	留学生1人に対し40千円 世帯に対して40千円	留学生1人に対し40千円	該当なし	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	
H13補助金額	67,500円	14年度から実施(実績額1,000円)	1,640千円	5,238千円	該当なし		
根拠法令等	川内市補助金等交付規則・川内市補助均等の種類、補助率等に関する要綱	樋脇町小規模校入学特別認可制度通学費補助金交付規則	下甞村立小・中学校修学奨励金助成規則	鹿島村補助金交付要綱	該当なし		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G 2 d 1 0 遠距離通学費補助	
協議事業(補助金等)名 遠距離通学費補助金							
川内市		樋脇町		入来町		東郷町	
名称	遠距離通学費補助金	通学費補助金	遠距離通学費補助金(中)	遠距離通学費補助金(小)	遠距離通学補助		
目的	市単独で、遠距離通学者(6km以上)に対し通学補助を行なうほか、高江中寄田地区生徒・川内中央中平佐東地区生徒に定期券補助を行なう。	樋脇中学校に通学する遠距離の生徒に対して、通学補助をする。	入来中学校に通学する遠距離の生徒に対して通学助成をする。	小学校に遠距離(4km以上)から通学する児童に対して通学助成をする。	東郷中学校に通学する遠距離の生徒に対して、通学補助をする。		
補助対象(事業内容)	川内市は、扶助費(学校教育課)より補助している。 (内訳)小学校250,000円 中学校1,312,000円	通学距離が6km以上	通学距離が6km以上	大馬越小学校へ通学する児童のうち、長野地区に住所を有する者。最寄のバス停留所より大馬越小学校前バス停留所まで(乗合バスによる通学)	通学距離が片道6km以上の生徒		
補助率金額		自転車購入費の一部助成金として、10,000円、バス利用者についてはバス定期券代金の2分の1を補助	6km以上で交通機関を利用する場合・・・定期券の2/3以内 その他の場合・・・在学中1回36,000円支給(自転車購入代)	対象者4人全額町負担 4km以上で交通機関を利用する場合・・・定期券の2/3以内 その他の場合・・・ 4~6km未満 年額 7,000円 6km以上 年額8,000円	・自動車を利用する者 1ヶ月の定期券の金額から2,200円を控除した額 (現在該当者なし) ・自転車を利用する者 片道10km以上 年額12,100円		
H13補助金額	1,562千円	11件 157,400円	3人 108千円	175,250円	55名 610,500円		
根拠法令等	川内市遠距離児童生徒通学費支給要綱	遠距離通学生徒の通学費補助金交付規則	入来町小中学校遠距離通学補助条例	入来町小中学校遠距離通学補助条例	東郷中学校通学補助条例 東郷中学校通学補助支給規則		
祁答院町		上甕村		里村・下甕村・鹿島村			
名称	通学費補助金	菊地田地区通学バス運営補助金	木場・矢立地区通学費補助	通学費補助	該当なし		
目的	祁答院中学校に通学する遠距離の生徒に対して、通学費の補助	大裏小学校へ通学するもののうち、菊地田集落に住所を有するもの	黒木小学校へ通学するもののうち、木場・矢立集落に住所を有するもの	上甕中学校遠距離通学生徒の通学費の保護者負担の軽減を図る。			
補助対象(事業内容)	通学距離が片道2km以上	・通学距離が4km以上の集落	・通学距離が4km以上の集落	通学距離片道4km以上(定期代) 国庫補助の期間は補助開始後5年間(平成17年度まで)	各市町村で補助基準が異なる。		
補助率金額		・通学バス購入及び運営費の一部補助	・通学バス購入及び運営費の一部補助	村10/10(うち国庫1/2)1人当たり131,340円			
H13補助金額	4,993,450円	平成14年度 小学生7人 550千円	平成14年度 小学生3人, 中学生3人 運営補助金 900千円	917,070円			
根拠法令等	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則 祁答院中学校通学費補助条例・規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則 祁答院中学校通学費補助条例 祁答院中学校通学費補助規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則 祁答院中学校通学費補助条例 祁答院中学校通学費補助規則	通学費の補助に関する条例 上甕中学校遠距離通学生徒の通学費補助に関する規則 へき地教育振興法	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。		
調整方針案							

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 2 d 4 0 教育推進団体補助金・負担金	
協議事業(補助金等)名 遠距離通学費補助金(その他)						
	東郷町	その他市町村		課題・問題点	調整方針案	備考
名称	遠距離通級費補助	該当なし		新市全域に引き継ぐ 平成17年度当初で調整	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
目的	川内市立亀山小学校の「ことばの教室」への通級児童・生徒の負担軽減					
補助対象 (事業内容)	児童・生徒の通学に係る交通費補助					
補助率 金額	バス運賃(往復)×通級日数×1/2					
H13補助金額	2件 25千円					
根拠法令等	予算措置					

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 1 d 1 0 通学バス運行事業	
協議事業(補助金等)名 園児通園費補助金						
	上甌村	下甌村	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	園児通園費補助金	通園費補助	該当なし	送迎の必要性の有無	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
目的		遠距離通園で園児の負担軽減				
補助対象 (事業内容)		園児の通園に係る交通費補助				
補助率 金額		バス運賃(往復)×通園日数(実費)				
H13補助金額	19,170円	予算措置(13年度は対象者なし)				
根拠法令等	上甌村補助金交付規則					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	教育部会 学校教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 2 d 3 0 校外・部活動等補助 G 2 d 4 0 教育推進団体補助金・負担金		
協議事業(補助金等)名 大会等出場補助金					
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	市小・中学校文化活動出場補助金	対外試合出場補助金	対外競技出場補助金	対外競技出場補助金	部活動選手強化補助金
目的	小・中学校児童・生徒の文化的活動による九州・全国大会出場補助金	部活動推進のため(ホッケー部、他8部)	部活動の推進のため	東郷中学校における対外競技(郡・地区等中学体育連盟)等学校外で開催されるクラブ活動に伴う経費、選手派遣費等に充てる	
補助対象(事業内容)	文部科学省、都道府県教育委員会による主催、共催、後援の九州・全国大会に出場する者に対して補助する。	活動に対して助成	国・県教委及び県中体連が主催し、地区又は県・九州地区を代表して参加する場合	学校長が認めた対外競技等	1校
補助率金額	1 全国大会 (1) 児童・生徒1名につき30,000円 (2) 補助金の上限を250,000円 2 九州大会 (1) 児童・生徒1名につき20,000円 (2) 補助金の上限を150,000円 3 その他 (1) 全国大会、九州大会の会場が県内の場合は補助しない (2) 全国大会が九州管内であった場合は、九州大会を適用する		・交通費・・・実費 ・宿泊費・・・一泊7,000円 ・昼食、栄養費・・・一日700円	定額	
H13補助金額	150千円	H 1 4 ~ 486千円	なし	800千円	455千円
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町補助金交付規則
名称		中学校ホッケー補助金			
目的		町技「ホッケー」の振興・活性化のため			
補助対象(事業内容)		九州・全国大会レベル以上の出場に対して助成			
補助率金額					
H13補助金額		H 1 4 ~ 1,243千円			
根拠法令等		同上			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	教育部会 学校教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G2d30 校外・部活動等補助 G2d40 教育推進団体補助金・負担金		
協議事業(補助金等)名 大会等出場補助金					
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
名称	県中学校音楽コンクール大会出場補助金	中学校学校活動事業(甌島地区英語暗唱・弁論大会・学校新聞表彰補助)	中学校学校活動事業(甌島地区英語暗唱・弁論大会・)	児童校外出場補助事業	新市全域に引き継ぐ。運営費的補助金は平成17年度当初で調整、事業費的補助で未執行のものは新市の制度を適用。
目的		保護者の負担軽減	保護者の負担軽減		
補助対象(事業内容)		船便又は宿泊が伴う大会等への参加	船便又は宿泊が伴う大会等への参加		
補助率金額		平成14年度実績 ・甌島地区英語暗唱・弁論大会補助 事業費 36,320円 補助額 34,320円 補助率・事業計画により予算の範囲内で補助額を決定	平成13年度実績 ・甌島地区英語暗唱・弁論大会補助・郡英語活動発表会 事業費 29,211円 補助額 25,970円 補助率・事業計画により予算の範囲内で補助額を決定		
H13補助金額	170,900円	35千円	26千円	123千円	
根拠法令等	里村補助金交付要綱	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村補助金交付規則	
名称	県中学校総合体育大会出場補助金	県中学校総合体育大会島内大会出場補助	県中学校総合体育大会島内大会出場補助	生徒校外出場事業補助事業	調整方針案
目的		保護者の負担軽減	保護者の負担軽減	体力・技能・マナーの向上を図り、児童生徒相互の親睦を図る	
補助対象(事業内容)		船便又は宿泊が伴う大会等への参加 ・甌島地区バレーボール大会	・甌島地区陸上記録大会 ・甌島地区バレーボール大会 ・県陸上記録大会 ・県バレーボール大会 事業費 340,154円 補助額 238,108円	・小学校陸上記録会・中学校(陸上記録会)(地区バレーボール大会)(陸上県総体)(弁論・英語暗唱大会)(1日遠行)(地区新人バレーボール大会)	
補助率金額		予算の範囲内 ・甌島地区バレーボール大会 事業費 64,880円 補助額 61,380円	事業費 340,154円 補助額 238,108円		
H13補助金額	378,140円	62千円	238千円	149千円	4 新市に移行後、速やかに調整する。
根拠法令等	里村補助金交付要綱	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村補助金交付規則	
名称		県中学校総合体育大会出場補助		県中学校総合体育大会出場補助	
目的		保護者の負担軽減		体力・技能・マナーの向上を図り、児童生徒相互の親睦を図る	
補助対象(事業内容)		船便又は宿泊が伴う大会等への参加 ・鹿児島県中学校総合体育大会(陸上・剣道) ・薩摩郡中学校駅伝大会		県中学校総合体育大会出場補助	
補助率金額		予算の範囲内 ・鹿児島県中学校総合体育大会(陸上・剣道) 事業費 182,000円 補助額 105,000円 ・薩摩郡中学校駅伝大会 事業費 225,000円 補助額 150,000円		大会出場に要した経費	
H13補助金額		255千円		82千円	
根拠法令等		上甌村補助金交付規則		鹿島村村補助金交付規則	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	教育部会 学校教育分科会			業務コード・NO、事務事業名	G 2 d 4 0 教育推進団体補助金・負担金	
協議事業(補助金等)名 学校保健会補助金						
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称	学校保健会補助金	町学校保健会	町学校保健会補助金	町学校保健会補助金	町学校保健会補助金	里村学校保健会補助金
目的	学校保健の充実を図るため必要な事業を行う	研究会等活動補助	研究会等活動補助	運営経費補助		
補助対象(事業内容)	学校保健会の運営に要する経費		研究活動に対する補助	町学校保健会		
補助率金額	予算で定める額以内		予算の範囲内	定額		
H13補助金額	232千円	40千円	30千円	40千円	50千円	15千円
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町補助金交付規則	里村補助金交付要綱
	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	村学校保健会運営補助金	村学校保健会運営補助金	村学校保健会運営補助事業			
目的	村内学校保健・安全に関する諸課題の研究及び学校保険関係者の資質向上	村内学校保健・安全に関する諸課題の研究及び学校保健関係者の資質向上	学校保健の振興を図り、幼児・児童生徒並びに教職員・保護者の健康を保持増進する施策に寄与する。	各市町村で補助基準が異なる。平成17年度当初で調整 医師会、歯科医師会、薬剤師会等も会員であり、合併に向けた体制が必要	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
補助対象(事業内容)	村学校安全研究大会の開催等	村学校安全研究大会の開催等	鹿島村学校保健・安全研究大会			
補助率金額	予算の範囲内	予算の範囲内				
H13補助金額	60千円	150千円	69千円			
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村村補助金交付規則			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 2 d 4 0 教育推進団体補助金・負担金	
協議事業(補助金等)名 学校体育連盟補助金						
	川内市	下甌村	その他町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	小・中学校体育連盟補助金	小・中学校体育連盟補助金	該当なし		4 新市に移行後、速やかに調整する。	
目的	小中学校体育の振興を図るため、必要な研究等を行うもの	小中学校体育の振興を図るため、必要な研究等を行うもの				
補助対象(事業内容)	体育連盟の運営に要する経費	体育連盟の運営に要する経費				
補助率金額	予算で定める額以内	予算で定める額以内				
H13補助金額	1,476千円	250千円				
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱		下甌村補助金交付規則			

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 2 d 4 0 教育推進団体補助金・負担金	
協議事業(補助金等)名 生徒会連絡会補助金						
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案	備考
名称	市中学校生徒会連絡会補助金	該当なし		広域になるため調整が必要	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
目的	各学校の生徒会の向上発展と学校間の親睦を図る。					
補助対象(事業内容)	中学校生徒会連絡会の運営に要する経費					
補助率金額	予算で定める額以内					
H13補助金額	170千円					
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱					

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 2 c 1 9 0 郷土副読本	
協議事業(補助金等)名 社会科副読本製作補助金						
	上甌村	その他市町村		課題・問題点	調整方針案	備考
名称	社会科副読本製作補助金	該当なし		公費負担が適当	6 廃止の方向で調整に努める。	
目的	社会科副読本製作					
補助対象(事業内容)	印刷製本及び写真等					
補助率金額						
H13補助金額	210千円					
根拠法令等	上甌村補助金交付規則					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G2d40 教育推進団体補助金・負担金 G2c180 人権同和教育		
協議事業(補助金等)名 研修等補助金						
	川内市		樋脇町		入来町	
名称	市立学校職員研修補助金(中)	市立学校職員研修補助金(小)	町教育研究協議会補助金	町同和教育研究会補助金	町教育研究協議会補助金	同和教育研究会補助金
目的	特色ある学校づくりを推進するための教職員の資質の向上を図るために、県外の先進地や先進校へ教職員を派遣する。	特色ある学校づくりを推進するための教職員の資質の向上を図るために、県外の先進地や先進校へ教職員を派遣する。		学校的全職員が人権同和教育について正しい認識と理解を深め、基本的人権を尊重する教育を推進できるようにする	教職員の資質向上	学校的全職員が人権同和教育について正しい認識と理解を深め、基本的人権を尊重する教育を推進できるようにする。
補助対象(事業内容)	(14年度実績) 中華人民共和国(修学旅行下見7名) 北海道(学校経営1名) 東京(研究公開1名,幼稚園教育研修会1名,特殊教育研究会1名) 兵庫(健康教育1名) 広島(先進校視察2名) 島根(学校経営1名) 福岡(研究公開1名,研究会1名,先進校視察2名) 佐賀(先進校視察1名) 大分(家庭科研究大会) 長崎(心の教育研究会1名,研究公開2名) 熊本(学校経営2名,先進校視察2名,研究公開2名) 宮崎(先進校視察2名,研究公開1名) 熊本,宮崎(先進校視察4名) 県内(研究会5名)	(14年度実績) 中華人民共和国(修学旅行下見7名) 北海道(学校経営1名) 東京(研究公開1名,幼稚園教育研修会1名,特殊教育研究会1名) 兵庫(健康教育1名) 広島(先進校視察2名) 島根(学校経営1名) 福岡(研究公開1名,研究会1名,先進校視察2名) 佐賀(先進校視察1名) 大分(家庭科研究大会) 長崎(心の教育研究会1名,研究公開2名) 熊本(学校経営2名,先進校視察2名,研究公開2名) 宮崎(先進校視察2名,研究公開1名) 熊本,宮崎(先進校視察4名) 県内(研究会5名)				同和教育研究会の自主的自主的研修事業に対して補助
補助率金額					予算の範囲内	予算の範囲内
H13補助金額	(H14)1,840千円	(H14)1,840千円		450千円	450千円	612千円
根拠法令等	川内市補助金等の種類,補助率等に関する要綱		樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱		町補助金交付要綱	町補助金交付要綱
名称	市教科部会補助金		小中高生活指導研究協議会補助金	養護教諭部会補助金	九州地区小学校長研究大会	
目的	各学校における必要な授業時数等を確保し,全市民的諸行事の精選と効率的運営を図る。				校長の資質向上	
補助対象(事業内容)	教科部会の運営に要する経費				出張旅費助成	
補助率金額	予算で定める額以内				予算の範囲内	
H13補助金額	285,300		45千円	なし	100千円	
根拠法令等	同上		同上	同上	町補助金交付要綱	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G2d40 教育推進団体補助金・負担金 G2c180 人権同和教育	
協議事業(補助金等)名 研修等補助金							
東郷町		祁答院町		里村		鹿島村	
名称	町教科研究補助金	町同和教育研究会補助金	町事務職員部会補助金	町パソコン教育研究会補助金	各教科研究部補助金	職員研修補助事業	
目的	運営経費補助	同和問題をはじめとするすべての人権問題についての正しい認識と理解を深める。				研修等を受けることにより、他の職員はもとより児童生徒への還元を図る。	
補助対象(事業内容)	町教科研究会が行う教育研究活動に要する経費 平成14年度より補助金は廃止(必要経費は、教育委員会において予算措置)	町同和教育研究会(運営・研修補助)				小・中学校教職員の多目的な研修参加	
補助率金額	定額	定額				村職員旅費規程	
H13補助金額	200千円	110千円	40千円	2,000千円	50千円	58千円	
根拠法令等	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町補助金交付規則	祁答院町補助金交付規則	里村補助金交付要綱	鹿島村村補助金交付規則	
名称	町教育研究補助金		町養護教諭部会補助金	町人権同和教育研究会補助金	校長・教頭研修事業補助金		
目的	全国・九州小(中)学校校長・教頭研究大会への参加補助			学校の全職員の人権同和教育に対する認識と理解を深め、法の下での平等の原則に基づき、基本的人権を尊重する教育の推進に努める。人権同和教育を推進するための意欲と実践力のある指導者の育成に務める。			
補助対象(事業内容)	参加旅費補助						
補助率金額	町規程による旅費×1/2						
H13補助金額	2名 62千円		30千円	平成14年度予算額 590千円	50,980円		
根拠法令等	東郷町教育委員会所管補助金交付規則		祁答院町補助金交付規則	祁答院町補助金交付規則	里村補助金交付要綱		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G2d40 教育推進団体補助金・負担金 G2c180 人権同和教育	
協議事業(補助金等)名 研修等補助金							
	上甌村			下甌村		課題・問題点	
名称	全国小中学校校長研究大会補助金	校内研究補助金(小)	村校長教頭会補助金	小中学校校長研究大会補助金	小中学校校長研究大会補助金	各市町村の補助基準が異なる。真にどれだけ研究が必要か不明。各市町村で金額に差異がある。平成17年度当初で調整。	
目的	全国的な学校教育研究の流れを直接見聞し学校教育の更なる向上・発展に寄与する	各学校当該年度における研究テーマを元に研究、研修を実施し教職員の資質向上を図る	先進校の取組みを学ぶことにより識見を広め児童生徒の指導の推進に役立てる。	管外先進校を直接見聞し学校教育の更なる向上・発展に寄与する	全国的な学校教育研究の流れを直接見聞し学校教育の更なる向上・発展に寄与する		
補助対象(事業内容)	全国小中学校校長研究大会・当該年の校長会の会長が参加 事業費 60,000円 補助額 50,000円	校内研修の実施		・全小中学校長及教頭が交代で参加	全国小中学校校長研究大会・当該年度の校長会代表が参加		
補助率金額	予算の範囲内 50,000円	予算の範囲内 70,000円×3校	予算の範囲内 事業費 80,000円 補助金 75,000円	予算の範囲内 事業費384,262円 補助金185,000円	予算の範囲内 補助金12,000円		
H13補助金額	50千円	210千円	75千円	185千円	12千円		
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	上甌村補助金交付規則	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則		
名称	村教育研究大会補助金	校内研究補助金(中)		教科等研究大会出席補助金		調整方針案	
目的	研究授業及び研究協議を実施し教職員の資質向上を図る	当該年度における研究テーマを元に研究、研修を実施し教職員の資質向上を図る		委嘱研究公開へ参加し教育課題解決を深める。		4 新市に移行後、速やかに調整する。	
補助対象(事業内容)	予算の範囲内・教育研究大会の実施(年1校, 輪番)	校内研修の実施		各小中の一般教諭が各1人			
補助率金額	予算の範囲内 事業費 101,000円 補助額 100,000円	予算の範囲内		予算の範囲内 事業費 245,674円 補助額 159,675円			
H13補助金額	100千円	70千円		160千円			
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	上甌村補助金交付規則		下甌村補助金交付規則			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 2 c 2 0 進路指導	
協議事業(補助金等)名 進路指導研修大会補助金						
	入来町	鹿島村	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	全九州中学校進路指導研究会補助金	進路指導補助	該当なし	一部だけ残してよいか。	6 廃止の方向で調整に努める。	
目的	私立高校受験引率旅費等に充当	3年生進路指導を適切に行い、豊富な進路情報の収集や進路先高校との連絡等を密にするものである。				
補助対象(事業内容)						
補助率金額						
H13補助金額	50千円	20千円				
根拠法令等	町補助金交付要綱	鹿島村補助金交付要綱				

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 2 c 2 0 0 特色ある学校づくり	
協議事業(補助金等)名 ふるさと交流学習補助金						
	下甕村	その他市町村		課題・問題点	調整方針案	備考
名称	ふるさと交流学習(青瀬小)	該当なし			5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	
目的	日常の異年齢集団から抜け出し、大集団の中で自己表現する活動を尾通してもの見方・考え方を広げるとともに、多様な行動力や認め合い高めあう豊かな心の社会性を培う。川内小と青瀬小の交流学習で相互交流を行う。					
補助対象(事業内容)	事業費 142,309円 補助金 80,677円					
補助率金額						
H13補助金額	81千円					
根拠法令等	下甕村補助金交付規則					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 学校教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G2c210 小・中学校体験学習 G2d20 校外活動等補助	
協議事業(補助金等)名 校外活動補助金							
上甌村		下甌村				鹿島村	
名称	集団宿泊学習大会補助金	自然教室推進事業補助金	総合的な学習補助	高校見学・職場体験学習事業	水泳特別学習事業補助金	校外活動等補助	
目的	学校外に教育の場を求めて実施する学校行事に対する交通費、活動費等の補助	村内の小学生が一緒に集団活動することで友愛・自主・規律・奉仕・協力の精神を養う	総合的な学習で校区外に出て色々な体験を行うことで視野を広める。	高校や職場の見学や体験活動を通して進路に対する認識を深め、自己の適性について理解を深めさせる。	プールでの水泳学習を実施する。	学校外に教育の場を求めて実施する学校行事に対する交通費、活動費等の補助	
補助対象(事業内容)	平成14年度実績 ・中学校 1校(1年)	村内の小学校5・6年生対象 海岸清掃・野外炊飯・キャンプファイアー・鍛錬歩行	バスの借上げ料で小・中学校の(7校) 事業費 266,000円 補助金 266,000円	修学旅行との隔年実施 事業費 236,910円 補助金 236,910円 (平成14年度)	西山小学校 全校児童7人 プールでの水泳学習	・小学校陸上記録会 ・中学校(陸上記録会)(地区バレーボール大会)(陸上県総体)(弁論・英語暗唱大会)(1日遠行)(地区新人バレーボール大会)	
補助率金額		事業費 564,674円 補助金 489,274円			事業費 17,920円 補助金 17,920円		
H13補助金額	36千円	489千円	266千円	平成13年度は修学旅行を実施したため未実施	18千円	149千円	
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村補助金交付要綱	
その他市町村		課題・問題点				調整方針案	
該当なし		他市町村は自己負担				4 新市に移行後、速やかに調整する。	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G3a10 社会教育機関・団体	
協議事業(補助金等)名 PTA連絡協議会補助金							
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	
名称	市PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	該当なし	
目的	市内小中学校及び高等学校のPTA活動の振興発展を図るものである。	町内小中学校及び高等学校のPTA活動の振興発展を図るものである。	町内小中学校及び高等学校のPTA活動の振興発展を図るため	町内小中学校のPTA活動の振興発展を図る	町内小中学校のPTA活動の振興発展を図るものである。		
補助対象(事業内容)	川内市PTA連絡協議会の運営に要する経費に対する補助		町PTA連絡協議会の運営に要する経費に対する補助	東郷町PTA連絡協議会	祁答院町PTA連絡協議会の運営に要する経費に対する補助		
補助率金額	予算で定める額以内						
H13補助金額	360千円	80千円	200千円	100千円	180千円		
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則		
	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考	
名称	村PTA連絡協議会補助金	村PTA連絡協議会活動補助事業	村PTA連絡協議会活動補助事業	学校教育との関係も考慮すべき平成17年度当初で調整	4 新市に移行後、速やかに調整する。		
目的							
補助対象(事業内容)							
補助率金額							
H13補助金額	50千円	168千円	なし				
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	下甌村村補助金交付規則	鹿島村補助金交付要綱				

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G3a60 社会教育関係助成	
協議事業(補助金等)名 PTA活動公開補助金							
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案	備考	
名称	県指定PTA活動研究委嘱公開補助金	該当なし		コミュニティづくりとの関係も考慮する	1 現行のまま新市に引き継ぐ。		
目的	生涯学習を進めるにあたって社会教育関係団体の充実発展を促進するため。						
補助対象(事業内容)							
補助率金額	予算で定める額以内						
H13補助金額	150千円						
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱						

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 3 a 6 0 社会教育関係助成	
協議事業(補助金等)名 高友会補助金						
	入来町	東郷町	祁答院町	その他市町村	課題・問題点	備考
名称	町高校生クラブ連絡協議会補助金	町高友会補助金	町高校生保護者連絡協議会補助金	該当なし	今後は自主的な活動団体として指導していく 調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	
目的	公共的な活動を営む各種団体等の育成を図るために、予算の範囲内において補助金を交付する。	高友会活動の振興発展を図る	社会教育関係団体の活動促進を図る			
補助対象(事業内容)	町高校生クラブ連絡協議会の運営に要する経費の補助	東郷町高友会育成連絡協議会	町高校生保護者連絡協議会補助金の運営に要する経費に対する補助			
補助率金額						
H13補助金額	90千円	100千円	70千円			
根拠法令等	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則			

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 3 a 6 0 社会教育関係助成	
協議事業(補助金等)名 青年団連絡協議会補助金						
	東郷町	祁答院町	下甌村	その他市町村	課題・問題点	調整方針案
名称	町青年団連絡協議会補助金	町青年団連絡協議会補助金	村青年団連絡協議会補助金	該当なし	今後は自主的な活動団体として指導していく。 公共的団体の統合を待って調整	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
目的	青年団活動の振興発展を図る	社会教育関係団体の活動促進を図る	青年団活動の振興発展を図る			
補助対象(事業内容)	東郷町青年団連絡協議会	町青年団連絡協議会の運営に要する経費に対する補助	下甌村青年団連絡協議会			
補助率金額						
H13補助金額	108千円	160千円	205千円			
根拠法令等	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	下甌村補助金交付規則			

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 3 a 6 0 社会教育関係助成	
協議事業(補助金等)名 市青少年育成市民会議補助金						
	川内市	下甌村	その他町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	市青少年育成市民会議補助金	青少年育成市民会議補助金	該当なし	コミュニティづくりとの関係も考慮する。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。	
目的	青少年の健全育成に関する市民意識の高揚および地域活動の促進強化を図る	村民全てが青少年育成に対する意識を高め、地域ぐるみの活動を活発にすることによって、全体的な青少年健全育成を推進することを目的に補助する。				
補助対象(事業内容)		村子連事業 310千円 校外生活指導 35千円 文化財少年団 20千円 虹のかけはし事業 760千円 村民会議事務局費 85千円				
補助率金額	予算で定める額以内					
H13補助金額	972千円	1,210千円				
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	下甌村補助金交付規則				

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G3a60 社会教育関係助成		
協議事業(補助金等)名 青年会議所社会教育事業推進補助金						
	川内市	その他町村	課題・問題点	調整方針案	備考	
名称	青年会議所社会教育事業推進補助金	該当なし	特になし	4 新市に移行後、速やかに調整する。		
目的	生涯学習を進めるにあたって社会教育関係団体の充実発展を促進するため。					
補助対象(事業内容)						
補助率金額	予算で定める額以内					
H13補助金額	80千円					
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱					

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G3a80 人材育成海外派遣事業		
協議事業(補助金等)名 青少年海外派遣事業補助金						
	樋脇町	東郷町	祁答院町	その他市町村	課題・問題点	備考
名称	町青少年海外派遣事業補助金	町青少年人材育成海外派遣事業助成金	町人材育成海外派遣事業補助金	該当なし	新たな制度を作る。	
目的	国際性を備え、心豊かでたくましい青少年の育成を図るとともに、外国の文化や歴史についての理解を深めさせ、国際感覚を持つ人材育成及び外国との友好交流促進に資することを目的とする。	21世紀を担う青少年に外国での生活体験を通して国際感覚を養い国際性豊かな視野の広い人材を養成するため海外派遣事業等の助成金を交付する	国際性豊かな視野の広い人材の育成を図る。			
補助対象(事業内容)	補助金の額は、研修に必要な旅費、滞在費及び研修費等の合計額の8割以内を補助する。	町内在住者及び町内出身町外居住の中学生高校生 助成金の額は、研修に必要な旅費・滞在費・研修費等一人あたり必要経費の8割以内で上限額30万円	補助金の額は、研修に必要な旅費、滞在費及び研修費等一人あたり450,000円を補助する。			
補助率金額			一律450,000円			
H13補助金額	398,400円×3人=1,195,200円	2,250千円(6人)	450千円×7名=3,150千円			
根拠法令等	未来へはばたく樋脇っ子育成基金 樋脇町青少年海外派遣事業実施要綱 樋脇町補助金等交付規則	東郷町青少年人材育成海外派遣事業助成金交付要綱	祁答院町人材育成海外派遣事業助成金交付要綱 祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	調整方針案	3 合併時に、新たに制度等を調整する。	

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G3a60 社会教育関係助成		
協議事業(補助金等)名 青少年地域間交流補助金						
	下甌村	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考	
名称	地域間交流「虹のかけ橋事業」補助金	該当なし		4 新市に移行後、速やかに調整する。		
目的	串良町との交流を通じて、本村の歴史的な流れにふれながら本村とつながりのある多くの人々と交流し、明日の郷土を担う心身ともにたくましく思いやり心をもったリーダーを育成する。					
補助対象	13年度(本村で受け入れ)760千円 14年度(串良町訪問)979千円					
補助率金額						
H13補助金額	1,210千円					
根拠法令等	下甌村補助金交付規則					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	教育部会 教育総務・給食分科会			業務コード・NO、事務事業名	G3a60 社会教育関係助成	
協議事業(補助金等)名 子ども会育成連絡協議会補助金						
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称	市子ども会育成協議会補助金	町子ども会育成連絡協議会補助金	町子ども会連絡協議会協議会	町子連協議会補助金	町子ども会育成連絡協議会補助金	村子ども会育成連絡協議会補助金
目的	子ども会活動の振興及び指導者の育成を図る	各種団体等の組織の強化を図るとともに、活動内容の充実及び相互の連携、強力による団体活動の活性化を促進する。	公共的な活動を営む各種団体等の育成を図るために、予算の範囲内において補助金を交付する。	子ども会活動の振興発展を図る	社会教育関係団体の活動促進を図る	社会教育関係団体の活動促進を図る
補助対象(事業内容)	川内市子ども会育成連絡協議会の運営に要する経費の補助		町子ども会育成連絡協議会の運営に要する経費の補助	東郷町子ども会育成連絡協議会	町子ども会育成連絡協議会補助金の運営に要する経費に対する補助	
補助率	予算で定める額以内					
金額						
H13補助金額	780千円	180千円	156千円	80千円	90千円	50千円
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	里村補助金交付要綱
名称			校区青少年問題協議会補助金			
目的			公共的な活動を営む各種団体等の育成を図るために、予算の範囲内において補助金を交付する。			
補助対象(事業内容)						
補助率						
金額						
H13補助金額			275千円			
根拠法令等			町補助金交付要綱			
	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	該当なし	村子ども会育成連絡協議会補助金	村子ども会育成連絡協議会補助金	コミュニティづくりとの関係も考慮する。	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
目的		会員相互の協力と研究により、子ども会の健全な育成を図ることを目的に補助する	公共的な活動を営む各種団体等の育成を図る目的で予算の範囲内で補助金を交付する。			
補助対象(事業内容)						
補助率						
金額						
H13補助金額		310千円	80千円			
根拠法令等		下甌村補助金交付規則	鹿島村補助金交付要綱			
名称						
目的						
補助対象(事業内容)						
補助率						
金額						
H13補助金額						
根拠法令等						

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	教育部会 教育総務・給食分科会			業務コード・NO、事務事業名	G3b110	
協議事業(補助金等)名 校外生活指導連絡会補助金						
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称	市校外生活指導連絡会補助金	町校外生活指導連絡協議会補助金	町校外生活指導連絡協議会補助金	生活指導連絡協議会補助金	町校外生活指導連絡会	里村校外生活指導連絡協議会補助金
目的	児童生徒の健全育成を図るため、校外の生活指導を充実する。	児童生徒の健全な育成を図るため、樋脇町PTA連絡協議会と樋脇町校外生活指導連絡協議会が協力連携して、校外における生活指導を充実する。	児童生徒の健全な育成を図るため、入来町PTA連絡協議会と入来町校外生活指導連絡協議会が協力連携して、校外における生活指導を充実する。	児童生徒の健全な育成を図るため、各種団体と相互に緊密な連携を図りながら、校外における生活指導の徹底を期し、併せて会員の資質を高める	児童生徒の健全な育成を図るため、各種団体と相互に緊密な連携を図りながら、校外における生活指導の徹底を期し、併せて会員の資質を高める	
補助対象(事業内容)	市校外生活指導連絡会の運営に要する経費		町校外生活指導連絡協議会の運営に要する経費に対する補助	東郷町郊外生活指導連絡協議会	町校外生活指導連絡会の運営に要する経費に対する補助	
補助率	予算で定める額以内					
金額						
H13補助金額	162千円	37千円	23千円	20千円	4千円	6千円
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	里村補助金交付要綱
	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	村校外生活指導連絡協議会補助金	村校外生活指導連絡協議会補助金	村校外生活指導運営委員会活動補助事業			
目的	学校・地域・関係機関等が緊密な連携を図り、児童・生徒一人一人が豊かな生活体験や学習体験ができるように支援すると共に、予期しない事故や非行の未然防止に努め、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する。	学校・地域・関係機関等が緊密な連携を図り、児童・生徒一人一人が豊かな生活体験や学習体験ができるように支援すると共に、予期しない事故や非行の未然防止に努め、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進する。	児童生徒の健全な育成を図るため、各種団体との連携を図りながら、校外における生活指導の徹底とで会員の資質を高める	事務局をどこに置か調整が必要平成17年度当初で調整	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
補助対象(事業内容)						
補助率		35千円				
金額						
H13補助金額	80千円		20千円			
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村村補助金交付規則			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 教育総務・給食分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 3 a 6 0 社会教育関係助成
協議事業(補助金等)名 生活学校運営費補助金					
	川内市	樋脇町	里村	祁答院町	その他町村
名称	生活学校運営費補助金	町生活学校運営補助金	里の風・新生活推進事業補助金	町コミュニティづくり推進協議会補助金	該当なし
目的	生涯学習を進めるにあたって社会教育関係団体の充実発展を促進するため。	各種団体等の組織の強化を図るとともに、活動内容の充実及び相互の連携、強力による団体活動の活性化を促進する。	社会教育関係団体の活動促進を図る	社会教育関係団体の活動促進を図る	具体的には県の方針に従う。新市全域に引き継ぐ。
補助対象(事業内容)				町コミュニティづくり推進協議会の運営に要する経費に対する補助	調整方針案
補助率金額	予算で定める額以内				5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
H13補助金額	45千円	30千円	90千円	130千円	
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則	里村補助金交付要綱	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会		業務コード・NO、事務事業名	G 3 a 6 0 社会教育関係助成
協議事業(補助金等)名 校区きらめき事業補助金					
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案
名称	校区きらめき事業補助金	該当なし		合併を前提として平成16年度で終了	6 廃止の方向で調整に努める。
目的	地域づくりの促進及び地域活動の活性化を図る				
補助対象(事業内容)					
補助率金額	予算で定める額以内				
H13補助金額	15年度 7,000千円				
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱				

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 3 a 6 0 社会教育関係助成	
協議事業(補助金等)名 自主学習グループ補助金					
	上臈村	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	自主学習グループ補助金	該当なし	特になし。	6 廃止の方向で調整に努める。	
目的					
補助対象 (事業内容)					
補助率 金額	1団体につき年間10,000円 (3団体を予算措置)				
H13補助金額	30千円				
根拠法令等	上臈村補助金交付規則				

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 3 f 5 0 読書活動推進	
協議事業(補助金等)名 読書活動推進協議会補助金					
	樋脇町	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	読書活動推進協議会補助金	該当なし	図書館関係の一般会計の中から補助していく。	6 廃止の方向で調整に努める。	
目的	読書活動推進事業の諸計画に対する 助言や読書活動等の取り組むとともに、 普及・啓発及び読書運動の総合的な 推進するための方策等を協議する。				
補助対象 (事業内容)					
補助率 金額					
H13補助金額	200千円				
根拠法令等	樋脇町補助金等交付規則				

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 3 a 6 0 社会教育関係助成	
協議事業(補助金等)名 町菊花同好会補助金					
	樋脇町	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	町菊花同好会補助金	該当なし	一般会計の中から補助していく。	6 廃止の方向で調整に努める。	
目的	各種団体等の組織の強化を図るとともに、 活動内容の充実及び相互の連携、 強力による団体活動の活性化を 促進する。				
補助対象 (事業内容)					
補助率 金額					
H13補助金額	40千円				
根拠法令等	樋脇町補助金等交付規則				

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 教育総務・給食分科会			業務コード・NO、事務事業名	G 3 e 8 0 地区公民館運営活動補助
協議事業(補助金等)名 校区生涯学習活動推進補助金						
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	その他村
名称	校区生涯学習活動推進補助金	地区公民館自主講座開講補助金	校区文化祭開催補助	校区公民館活動補助	公民館活性化支援事業補助金	該当なし
目的	地域における生涯学習活動の振興を図る	各地区において、地区公民館が充実し、発展するよう運営活動に補助する。	教育・文化に関する事業を行い住民の教育の向上、健康増進、生活文化の振興を図る。	町民の身近な組織であり、地域コミュニティの核となる校区公民館活動の充実を図る。	過疎化、少子高齢化、価値観の多様化により、コミュニティの機能低下が懸念されることから、地区公民館を中心とした積極的な地域づくりを進めるため、公民館活性化支援事業を展開する。	
補助対象(事業内容)			校区文化祭開催の運営に要する経費に対する補助	5 校区公民館	地域活性化、ふれあい活動、環境美化活動に要する経費に対する補助	課題・問題点 コミュニティづくりとの関係も考慮する。
補助率金額	予算で定める額以内	1地区当り2講座(1講座5回まで)補助 1回当り5千円補助(最高5万円補助)	校区の人口に応じて8万~11万	均等割80%・戸数割20%	一律350,000円	調整方針案 3 合併時に、新たに制度等を制定する。
H13補助金額	3,957千円	325千円(8地区)	321,820円	2,490千円	350千円×5地区=1,750千円	備考
根拠法令等	・川内市補助金等交付規則 ・川内市補助金等の種類、補助率に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則 祁答院町公民館活性化支援事業実施要項	

専門部会・分科会名		教育部会 文化振興分科会			業務コード・NO、事務事業名	G 4 b 1 0 文化連盟・協会補助
協議事業(補助金等)名 市民まちづくり公社運営補助金						
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案	備考
名称	市民まちづくり公社運営補助金	該当なし		現在補助を出していない。	4 新市に移行後、速やかに調整する。	
目的	生涯学習の推進を図るため、芸術・文化、スポーツ等の振興を図るとともに、公共施設の管理等必要な事業を行うものである。					
補助対象(事業内容)	まちづくり公社の運営に要する経費					
補助率金額	予算で定める額以内					
H13補助金額	8,000千円					
根拠法令等	川内市補助金等交付規則					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 文化振興分科会		業務コード・NO、事務事業名		G4b10 文化連盟・協会補助	
協議事業(補助金等)名 文化協会補助金							
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	
名称	市文化協会補助金	町文化協会補助金	町文化協会	町文化協会補助金	町文化協会補助金	里村文化協会補助金	
目的	・文化に関する研修会、講演会等の開催、後援 ・文化祭の開催 ・役員研修と文化交流 ・日中友好文化交流の推進	町の文化団体をもって組織し、団体相互の連絡を図り、地域文化発展のため貢献する。	町内の文化団体及び同好者をもって組織し、団体及び同好者相互の連絡を図り、地域文化発展のため、貢献することを目的とする。	芸術・文化を愛好するものの連絡協調をはかり、地方文化の向上に寄与する。	町内の文化活動を目的とする各種団体が結集して、相互の連絡強調を図り、地域の文化振興に寄与する。	豊かな地域文化の創造発展と、会員相互の親睦を図り、地域文化の振興に寄与することを目的とする。	
補助対象(事業内容)	川内市文化協会の運営に要する経費		文化協会の活動・運営に伴う経費	町文化協会の活動・運営に関する経費			
補助率金額	予算で定める額以内						
H13補助金額	315千円	平成14年度 281千円	平成13年度 190千円 平成14年度 170千円	100千円	平成13・14年度 各220千円	90千円	
根拠法令等	川内市補助金等交付規則	樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	里村補助金交付要綱	
	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考	
名称	村文化協会補助金	村文化協会補助金	村文化協会活動補助事業	合併後の存続、統合の調整	4 新市に移行後、速やかに調整する。		
目的	村内の文化団体相互の連絡をはかり、地域の文化発展に貢献する。	村内の文化団体相互の連絡をはかり、地域の文化発展に貢献する。	村内の文化団体・同好者で組織、団体及び同好者相互の連携と、地域文化発展のため貢献することを目的とする。				
補助対象(事業内容)	文化祭の実施、協会の活動・運営に関する経費	文化祭の実施、協会の活動・運営に関する経費					
補助率金額		平成13年度 100千円 平成14年度 100千円					
H13補助金額	平成13年度 60千円 平成14年度 60千円		平成14年度 100千円				
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村村補助金交付規則				

専門部会・分科会名		教育部会 文化振興分科会		業務コード・NO、事務事業名		G4c10 文化祭	
協議事業(補助金等)名 文化祭補助金							
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案	備考	
名称	市文化祭補助金	該当なし		川内市のみ、平成17年度当初で調整	4 新市に移行後、速やかに調整する。		
目的	文化団体の日頃の活動の成果を発表する場として、文化祭を開催し、本市特有の文化を創造すること、展示、鑑賞や発表会、創作活動を通して市民の文化意識を高めることを目的とする。						
補助対象(事業内容)	川内市文化協会主催の文化祭実施に要する経費						
補助率金額	予算で定める額以内						
H13補助金額	405千円						
根拠法令等	川内市補助金等交付規則						

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 文化振興分科会		業務コード・NO、事務事業名		G4d10 文化財の保存・活用・伝承	
協議事業(補助金等)名 郷土芸能保存補助金							
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	上甌村	
名称	郷土芸能保存奨励補助金	郷土芸能育成補助金	指定文化財かやぶき門修理	郷土芸能伝承事業補助	郷土芸能保存協議会補助金	甌大明神太鼓保存会補助金	
目的	郷土芸能伝承のための後継者の育成及び振興を図るものである。	各保存会等へ補助金を交付	指定文化財修理補助金	民俗芸能の伝承、復活及び掘りおこし、公的な場での公開を行うことにし、対し助成をする。	古くから伝承されて後世に伝えるべき文化財の保護を目的とする。各団体に對して補助金を交付して、その育成及び運営振興に寄与する。	太鼓をとおして、村おこし、やる気おこし、中間づくりを図るとともに、村民郷土愛の育成や郷土文化、歴史をつくることを目的とする。	
補助対象(事業内容)	郷土芸能保存会 ・県指定 4 団体 ・市指定 4 団体 ・未指定 9 団体	倉野奴踊保存会外 8 団体	かやの葺き替え	東郷町文弥節人形浄瑠璃保存会 外 10 団体	保存団体 11 団体	保存会 1 団体	
補助率金額	予算で定める額以内		総事業の 80%				
H13補助金額	475千円	36千円	13年度無し(状況に応じて支出) 14年度85千円	530千円	330千円	900千円	
根拠法令等	川内市補助金等交付規則	樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱	伝統的建造物群保存地区保存条例に準じる	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	上甌村補助金交付規則	
	里村		下甌村		鹿島村	課題・問題点	
名称	里村郷土芸能保存会補助金	里八幡内宮侍保存会補助金	竜宮伝説フェスタ郷土芸能保存伝承事業補助金	関西地区出郷者運動会郷土芸能出演補助金	村郷土芸能保存会活動補助事業	補助については統一する。国・県指定と市指定になるため、これまでの指定の補助金を川内市に合わせることになる。	
目的	村内の無形文化財、古くから伝承されており、毎年神社の祭礼等において、奉納されている。また、保存会振興のため、次世代への伝承。	村内の無形文化財、古くから伝承されており、毎年神社の祭礼等において、奉納されている。また、保存会振興のため、次世代への伝承。	村内に伝承されている郷土芸能については、後継者不足や指導者の高齢化により保存伝承が困難になってきている。そこで、イベント事業である「竜宮伝説フェスタ」で公開する機会をつくり、郷土芸能の保存伝承を図る。	関西地区で行われる出郷者団体の運動会に郷土芸能を派遣することにより人的交流を図る。		調整方針案	
補助対象(事業内容)	武者踊り 無定期 さっころ踊り 無定期	甌島の内侍舞 旧暦9月1日 8日	竜宮伝説フェスタで公開する郷土芸能団体	関西地区で行われる出郷者団体の運動会に出演する郷土芸能団体		4 新市に移行後、速やかに調整する。	
補助率金額			予算で定める額以内	査定額(100%)			
H13補助金額	武者踊り 20千円 さっころ踊り 20千円	50千円	5 団体 1,653千円	2 団体 1,860千円	オニ八踊り 25千円 棒踊り 25千円		
根拠法令等	里村補助金交付要綱	里村補助金交付要綱	下甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村村補助金交付規則		

専門部会・分科会名		教育部会 社会教育分科会		業務コード・NO、事務事業名		G3a10 社会教育機関・団体	
協議事業(補助金等)名 少年少女合唱団育成補助金							
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案	備考	
名称	市少年少女合唱団育成補助金	該当なし		川内市のみ、合併後調整 新市全域を対象とした団体となることも想定されるので現行のまま引き継ぐ。	2 合併時に、川内市の例により調整する。		
目的	少年少女合唱団活動の振興を図るものである。						
補助対象(事業内容)	川内市少年少女合唱団の運営に要する経費						
補助率金額	予算で定める額以内						
H13補助金額	270千円						
根拠法令等	川内市補助金等交付規則						

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 文化振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 4 d 1 0 文化財の保存・活用・伝承
協議事業(補助金等)名 郷土史研究会補助金				
	川内市	樋脇町	その他町村	課題・問題点
名称	郷土史研究会補助金	郷土史同好会補助金	該当なし	2市町のみ。入来町は文化協会の中で活動。合併後調整
目的	郷土史の研究を通し、文化財の保存・保護運動の振興を図るものである。			
補助対象(事業内容)	川内郷土史研究会の運営に要する経費			調整方針案
補助率	予算で定める額以内			4 新市に移行後、速やかに調整する。
金額				
H13補助金額	135千円	36千円		
根拠法令等	川内市補助金等交付規則	樋脇町教育委員会関係補助金交付要綱		

専門部会・分科会名		教育部会 文化振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 4 d 1 0 文化財の保存・活用・伝承
協議事業(補助金等)名 せつべとべ自然と民話に遊ぶ会補助金				
	川内市	その他町村	課題・問題点	調整方針案
名称	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会補助金	該当なし	川内市のみ、合併後調整	4 新市に移行後、速やかに調整する。
目的	歴史散策活動を通し、文化財等に対する理解を深めるものである。			
補助対象(事業内容)	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会の運営に要する経費			
補助率	予算で定める額以内			
金額				
H13補助金額	100千円			
根拠法令等	川内市補助金等交付規則			

専門部会・分科会名		教育部会 文化振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 4 a 1 0 文化財保護審議会
協議事業(補助金等)名 文化財保護審議会活動補助金				
	鹿島村	その他市町村	課題・問題点	調整方針案
名称	村文化財保護審議会活動補助事業	該当なし	鹿島村独自の事業 附属機関のため補助金での支出はしない。	6 廃止の方向で調整に努める。
目的				
補助対象(事業内容)				
補助率				
金額				
H13補助金額	290千円			
根拠法令等				

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 教育振興施設分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 6 a 6 0 視聴覚ライブラリー（施設）	
協議事業(補助金等)名 川内地区視聴覚教育研究協議会補助金					
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案
名称	川内地区視聴覚教育研究協議会補助金	該当なし		新市スタートに合わせて整理すべき	3 合併時に、新たに制度等を調整する。
目的	教職員の視聴覚教育活動を推進し、教育方法改善研修を図るものである。				
補助対象(事業内容)	川内地区視聴覚教育研究協議会の運営に要する経費				
補助率金額	予算で定める額以内				
H13補助金額	200千円				
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱 第6条				

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 5 a 1 0 体育協会		
協議事業(補助金等)名 体育協会補助金						
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称	川内市体育協会運営費補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助	町体育協会補助金	町体育協会補助金	里村体育協会育成事業補助金
目的	市民の健康を促進し、体育の振興を図る	町民の体力向上、健康増進と社会体育の振興を図り、あわせて郷土文化の建設に貢献することを目的とする。	広く町民に体育・スポーツを普及し、健康の維持増進と活動力を高め、相互の親睦・融和を図りながら生涯スポーツの推進に努める。	社会体育の振興とスポーツの精神を涵養し、町民相互の親睦融和を図り、郷土の向上発展に寄与する	町民の競技力向上やスポーツの振興をめざす	村民の競技力向上やスポーツの振興をめざす
補助対象(事業内容)	川内市体育協会の運営に要する経費					
補助率金額	予算で定める額以内					
H13補助金額	14,932千円	550千円	1,530千円	585千円	平成14年度補助金 2,110千円	400千円
根拠法令等	川内市補助金等の種類・補助率等に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	里村補助金交付要綱
	上甌村	下甌村		鹿島村	課題・問題点	調整方針案
名称	村体育協会補助金	村体育協会補助金	ゲートボール協会補助金	村体育協会活動補助事業	現行で実施している事業に影響がないよう実施	4 新市に移行後、速やかに調整する。
目的	村民の体育を振興し、体力向上を図ると共に活動を通じて健全な村民の育成に努める。	村民の体育を振興し、体力向上を図ると共に活動を通じて健全な村民の育成に努める。	ゲートボールを普及奨励することを通して、健康増進と相互親睦を図り、地域振興に寄与することを目的とする。	村内一般体育・社会体育を振興普及し、スポーツ精神を涵養するとともに村民相互の親睦、融和を図ることを目的とする。		
補助対象(事業内容)						
補助率金額						
H13補助金額	350千円	314千円	145千円	平成14年度補助金額680千円		
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村村補助金交付規則		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会		業務コード・NO、事務事業名	G5b20 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 校区体育協会運営費補助金						
	川内市	樋脇町	その他町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	校区体育協会運営費補助金	地区社会体育振興補助金	該当なし	地域スポーツ振興の組織作りを進める。	3 合併時に、新たに制度等を調整する。	
目的	地域のスポーツ活動を推進し、市民の健康増進を図る	各地区の社会体育の振興のため、町(教育委員会、体育協会)の主催事業に対して、各地区が合同練習等を行う際の補助として交付する。				
補助対象(事業内容)	校区体育協会の運営に要する経費	少年ホッケー育成～10,000円 婦人ホッケー育成～20,000円 町民体育大会～25,000円				
補助率 金額	予算で定める額以内 (54,000円×19校区)	55,000円×12地区				
H13補助金額	1,026千円	660千円				
根拠法令等	川内市補助金等の種類・補助率等に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則				

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会		業務コード・NO、事務事業名	G5b20 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 スポーツ振興補助金						
	川内市	樋脇町	東郷町	その他町村	課題・問題点	調整方針案
名称	川内市スポーツ振興補助金	国民体育大会出場補助金	東郷町スポーツ振興基金補助金	該当なし	補助率については今後検討する(統一する)補助要綱 平成17年度当初で調整	4 新市に移行後、速やかに調整する。
目的	スポーツを促進し、心身の健全な発達及びスポーツの普及発展に寄与する	国民体育大会に出場する樋脇町の選手を派遣することを目的とする。	スポーツ活動の振興を図るため、全国大会・九州大会に県代表として参加するチーム又は個人に旅費を補助する。			
補助対象(事業内容)	市民のスポーツ振興に要する経費		全国大会・九州大会に県代表として参加するチーム又は個人			
補助率 金額	予算で定める額以内		旅費の半額			
H13補助金額	7,400千円	400千円	109千円			
根拠法令等	川内市補助金等の種類・補助率等に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則	東郷町スポーツ振興基金補助金交付規則			

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G5a80 総合型地域スポーツクラブ	
協議事業(補助金等)名 川内スポーツクラブ01運営費補助金					
	川内市	その他町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	川内スポーツクラブ01運営費補助金	該当なし	新市においても推進していく。 新市全域に引き継ぐ。	2 合併時に、川内市の例により調整する。	
目的					
補助対象 (事業内容)					
補助率 金額					
H13補助金額	H16～				
根拠法令等	川内市補助金等の種類・補助率等に関する要綱				

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G5b20 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 体験海洋セミナー補助金					
	樋脇町	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	体験海洋セミナー補助金	該当なし		6 廃止の方向で調整に努める。	
目的	実践的な海洋性レクリエーション活動等を通して、「海」「船」に対する理解と知識を習得することにより、人類と海の係わりを学ぶ。また、集団生活を体験することにより、規律正しい行動と協調性の大切さを学ぶ。				
補助対象 (事業内容)					
補助率 金額					
H13補助金額	42,960円				
根拠法令等	樋脇町補助金等交付規則				

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G5b20 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 スポーツ保険補助金					
	入来町	その他市町村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称	スポーツ保険補助	該当なし	特になし	6 廃止の方向で調整に努める。	
目的					
補助対象 (事業内容)					
補助率 金額					
H13補助金額	130千円				
根拠法令等	町補助金交付要綱				

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会		業務コード・NO、事務事業名		G5b20 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 スポーツ少年団補助金							
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	
名称	スポーツ少年団補助金	町スポーツ少年団連絡協議会補助金	該当なし	町スポーツ少年団育成補助金	スポーツ少年団指導者協議会補助金	村スポーツ少年団育成事業補助金	
目的	スポーツを通じ、青少年の心身の鍛錬及び体力の向上を図る。	各地区の社会体育の振興のため、町(教育委員会、体育協会)の主催事業に対して、各地区が合同練習等を行う際の補助として交付する。		団員の資質向上と健康な心身の鍛錬及び育成指導に寄与する。		里村内のスポーツ少年団体の健全なる普及及び村民の体力づくりのため。	
補助対象(事業内容)	川内市スポーツ少年団の運営に要する経費						
補助率	予算で定める額以内						
金額							
H13補助金額	500千円	200千円		180千円	320千円	50千円	
根拠法令等	川内市補助金等の種類・補助率等に関する要綱	樋脇町補助金等交付規則		東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	里村補助金交付要綱	
	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考	
名称	スポーツ少年団育成補助金	スポーツ少年団育成補助金	村スポーツ少年団活動補助事業				
目的	スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬し、村内のスポーツ少年団を育成指導し、団相互の親睦融和を図り青少年の健全育成に寄与する。	スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬し、村内のスポーツ少年団を育成指導し、団相互の親睦融和を図り青少年の健全育成に寄与する。	スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬し村内のスポーツ少年団を育成指導し、団相互の親睦融和を図り青少年の健全育成に寄与する。	大会を精選できるか問題である	4 新市に移行後、速やかに調整する。		
補助対象(事業内容)							
補助率							
金額							
H13補助金額	100千円	145千円	40千円				
根拠法令等	上甌村補助金交付規則	下甌村補助金交付規則	鹿島村村補助金交付規則				

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会		業務コード・NO、事務事業名		G5b20 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 県民体育大会出場補助金							
	樋脇町	東郷町	祁答院町	川内市	課題・問題点	備考	
名称	県民体育大会出場補助金	県民体育大会出場補助金	県民体育大会出場補助金	(市体育協会運営費補助金)			
目的	県民体育大会に出場する樋脇町の選手を派遣することを目的とする。	県民体育大会に出場する者に、負担を軽減するため旅費相当額を補助する。		P176に記載	川内市の例により体協予算から支出		
補助対象(事業内容)		県民体育大会出場者					
補助率		旅費相当額					
金額							
H13補助金額	249,660円	142千円	402,354円				
根拠法令等	樋脇町補助金等交付規則	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則	その他市町村	調整方針案		
				該当なし	2 合併時に、川内市の例により調整する。		

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会		業務コード・NO、事務事業名		G5b20 スポーツ活動補助 G5a50 長距離選手育成会議	
協議事業(補助金等)名 駅伝強化費補助金							
名称		入来町		東郷町		祁答院町	
名称	入来町駅伝強化推進委員会補助	富士通陸上部補助	薩摩地区駅伝競走大会出場補助	市町村対抗女子駅伝大会出場補助金	駅伝強化費補助金		
目的	地区内外の駅伝大会に入来町チームとして参加するため、各委員が協力して、運営の円滑を図り、選手の強化・育成を行う。		薩摩地区駅伝競走大会に東郷町チームとして参加するため、各委員が協力して、円滑な運営を図り、選手の強化・育成を図る。		いむた池女子駅伝大会に東郷町チームとして参加するため、選手の強化・育成を行う。		
補助対象(事業内容)							
補助率金額							
H13補助金額	495千円	150千円	824千円	88千円	455千円		
根拠法令等	町補助金交付要綱	町補助金交付要綱	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	東郷町教育委員会所管補助金交付規則	祁答院町教育委員会の所管に係る補助金交付規則		
名称		樋脇町		その他市村		課題・問題点	
名称	樋脇町長距離選手強化事業補助金	樋脇町スポーツ推進会議補助金	該当なし	廃止し、体協で対応する。薩摩地区スポーツ振興審議会の活動次第	調整方針案	備考	
目的	長距離走選手の発掘・強化を図り、本町長距離競技の底辺拡大と町民の長距離走活動を促進し、心身の健全な発達とスポーツの普及及び振興に寄与することを目的とする。		薩摩地区駅伝競走大会への樋脇町チームの出場に対する補助				
補助対象(事業内容)							
補助率金額							
H13補助金額	600千円(14年度から)	720千円					
根拠法令等	樋脇町補助金等交付規則	樋脇町補助金等交付規則					

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 5 b 2 0 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 川内レガッタ大会運営費補助金					
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案
名称	川内レガッタ大会運営費補助金	該当なし		補助率については今後検討する。 地域の伝統的行事等の改廃は十分な期間が必要	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
目的	早慶レガッタチームを4年毎招聘				
補助対象(事業内容)	早慶レガッタ運営に要する経費				
補助率金額	予算で定める額以内				
H13補助金額	2,500千円				
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱				

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 5 b 2 0 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 川内川を生かしたスポーツ推進事業運営費補助金					
	川内市	その他町村		課題・問題点	調整方針案
名称	川内川を生かしたスポーツ推進事業運営費補助金	該当なし		他部会で実施しているマラソン大会については今後協議する。 地域の伝統的行事等の改廃は十分な期間が必要	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
目的	川内川を生かしたスポーツ推進事業を開催し、市民の健康増進を図る				
補助対象(事業内容)	川内川を生かしたスポーツ大会の開催に要する経費				
補助率金額	予算で定める額以内				
H13補助金額	1,500千円				
根拠法令等	川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱				

専門部会・分科会名		教育部会 スポーツ振興分科会	業務コード・NO、事務事業名	G 5 b 2 0 スポーツ活動補助	
協議事業(補助金等)名 ホッケー補助金					
	樋脇町		その他市町村	課題・問題点	調整方針案
名称	高校ホッケー補助金	婦人ホッケー補助金	ホッケー少年団遠征補助金	該当なし	ホッケーのまちとして存続が必要 地域の伝統的行事等の改廃は十分な期間が必要
目的	国体・インターハイへの出場権を得た場合の遠征費補助	町内女性の選抜のホッケーチームの全国大会出場に対する補助(ホッケーの町、樋脇町を全国にPR)	町ホッケースポーツ少年団の全国大会出場に対する補助(ホッケーの町、樋脇町を全国にPR)		
補助対象(事業内容)					
補助率金額					
H13補助金額	14年度 630千円	1,350千円	600千円		
根拠法令等	樋脇町補助金等交付規則		樋脇町補助金等交付規則	樋脇町補助金等交付規則	

現況調査表

補助金、交付金等の取扱い

専門部会・分科会名	議会・監査専門部会	業務コード・NO、事務事業名	I-1 a30	政務調査費の交付
協議事業(補助金等)名	政務調査費の交付			
川内市		樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村		
名称 川内市議会政務調査費 目的 川内市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として議会における会派に対し、政務調査費を交付する。 補助対象 川内市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対して交付する。 補助率・金額 1 会派に対する政務調査費は、毎月1日における当該会派の所属議員数に月額15,000円を乗じて得た額とする。 2 政務調査費は、毎年度4月に12月数分を交付するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、同月に任期満了日の属する月までの月数分を交付するものとし、新たな議員の任期が開始する場合は、開始した日の属する月の翌月に、開始した日の属する月の翌月(開始した日が基準日にあたる場合は、開始した日の属する月)から当該年度の末月までの月数分の政務調査費を交付する。 3 年度途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月に結成された日の属する月の翌月(結成された日が基準日にあたる場合は、結成された日の属する月)から当該年度の末月までの月数分の政務調査費を交付する。 4 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月数分の政務調査費は交付しないものとする。 平成13年度実績 6会派、4,870,496円 根拠法令等 川内市議会政務調査費の交付に関する条例 川内市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則	該当なし		課題・問題点 ・調査研究活動の範囲、交付対象の検討が必要である。 ・議員定数により変動するが、川内市の例で試算した場合 法定数 34人×15,000円×12ヶ月 = 6,120,000円 定数特例 68人×15,000円×12ヶ月 = 12,240,000円 在任特例 130人×15,000円×12ヶ月 = 23,400,000円 となり、調査費の額についての住民の理解、整理も必要である。 ・議員定数によっては、調査研究活動費の制限が出てくる。 ・議員定数によっては、合併後の一定期間経過後の調整の検討も必要である。 ・議員定数の調査研究に資するため、必要な経費である。 ・議員定数によっては、1人あたりの調査費の交付額を検討する。	調整方針 3 合併時に、新たに制度等を制定する。 議員定数及び議員任期決定後に調整するものとする。